

# 独占禁止法研究会報告書

## (案)

平成29年●月

独占禁止法研究会

# 目次

○ 独占禁止法研究会の構成 .....	1
○ 独占禁止法研究会の開催について .....	2
○ 独占禁止法研究会の検討経緯 .....	3
○ 独占禁止法研究会 ヒアリング対象者 .....	5
第1 はじめに .....	6
第2 課徴金制度の見直し（総論） .....	7
1 課徴金制度の見直しの必要性（現行課徴金制度の問題点） .....	7
(1) 硬直的な算定・賦課方式 .....	7
(2) 調査協力インセンティブの欠如 .....	8
(3) 國際標準制度からの乖離 .....	9
2 課徴金制度の見直しの方向性（問題点を踏まえた対応策） .....	9
第3 具体的な制度設計 .....	16
1 現行課徴金制度の法的位置づけ .....	16
(1) 現行課徴金制度の趣旨・目的 .....	16
(2) 課徴金制度の正当性 .....	17
(3) 課徴金制度の法的位置づけを踏まえた検討 .....	18
2 課徴金の算定基礎とする売上額の範囲 .....	18
(1) 課徴金の算定基礎についての基本的な考え方 .....	19
(2) 課徴金の算定基礎の範囲の見直しの必要性及び方向性 .....	20
(3) 基礎売上額がない場合に対処する必要性及び方向性 .....	21
(4) 一定の基礎売上額を控除する必要性及び方向性 .....	22
3 課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間 .....	23
(1) 算定期間の上限の見直しの必要性及び方向性 .....	23
(2) 算定期間の始期及び終期の見直しの必要性及び方向性 .....	25
4 課徴金の基本算定率 .....	25
(1) 現行の基本算定率 .....	25
(2) 基本算定率の見直しの必要性 .....	26
(3) 基本算定率の見直しの方向性 .....	27
5 業種別算定率 .....	27
(1) 業種別算定率の趣旨 .....	27
(2) 業種別算定率の見直しの必要性 .....	28
(3) 業種別算定率の見直しの方向性 .....	29

<b>6 中小企業算定率</b>	29
(1) 中小企業算定率の趣旨	30
(2) 中小企業算定率の見直しの必要性	30
(3) 中小企業算定率の見直しの方向性	31
<b>7 課徴金の加減算</b>	31
(1) 現行制度の趣旨	32
(2) 課徴金の加減算の見直しの必要性及び方向性	32
<b>8 調査協力インセンティブを高める制度</b>	34
(1) 総論	34
(2) 調査協力インセンティブを高める制度の必要性及び見直しの方向性	36
(3) 調査妨害ディスインセンティブを高める制度の必要性及び見直しの方向性	39
(4) 法運用の透明性・実効性及び予見可能性の確保の必要性及び見直しの方向性	40
<b>9 和解制度</b>	40
<b>10 賦課方式</b>	41
(1) 課徴金の基本的な算定方式	41
(2) 義務的課徴金賦課制度	42
(3) 補切り額	43
<b>11 行為類型による相違</b>	43
(1) 課徴金制度の対象となる違反行為	44
(2) 私的独占	44
(3) 不公正な取引方法	44
(4) 事業者団体による違反行為	45
(5) 自主申告制度	46
<b>12 課徴金と刑事罰及び民事損害賠償等との関係</b>	46
(1) 課徴金と刑事罰との関係	47
(2) 課徴金と民事損害賠償等との関係	48
<b>13 調査妨害行為に対するペナルティー</b>	49
(1) 検査妨害等の罪（独占禁止法第94条及び第95条）	49
(2) その他調査妨害行為の抑止に実効性のある制度	49
<b>14 新制度に見合った手続保障</b>	50
(1) 総論	50
(2) 事前手続	52
(3) 弁護士・依頼者間秘匿特権	53
(4) 供述聴取手続における防御権	56
<b>15 制度全体でみた場合の体系的な検証</b>	58

## ○ 独占禁止法研究会の構成

(敬称略, 平成29年4月1日現在)

座長	きしい 岸井 大太郎	法政大学法学部教授
座長代理	うが 宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	いで 井手 秀樹	慶應義塾大学名誉教授
	いのうえ 井上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	おいかわ 及川 勝	全国中小企業団体中央会事務局次長・政策推進部長
	おおさわ 大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社編集局次長
	おおたけ 大竹 たかし	シティユーワ法律事務所 弁護士（オブ・カウンセル） 元東京高等裁判所部総括判事
	かわいで 川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	くろき 黒木 麻実	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
	さえき 佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	せんすい 泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	なかはら 中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授
	むかい 向 宣明	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士（パートナー） 日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ 事務局長
	むらかみ 村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	やながわ 柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	わかばやし 若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

## ○ 独占禁止法研究会の開催について

平成28年2月23日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について検討を行うため、以下のとおり、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催する。

### 1 開催の趣旨

課徴金制度が昭和52年に導入されて約40年間が経過し、その間、数次の改正が行われているものの、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応し得る課徴金制度の在り方について検討する必要がある。

また、諸外国において広く導入されているような、独占禁止法違反行為に対して、事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して、当局の裁量により課徴金額を決定する仕組みを導入することは、事業者と公正取引委員会が協力して事件処理を行う領域を拡大するものであり、事業者による自主的なコンプライアンスの推進にも資するものと考えられる。

加えて、経済活動のグローバル化が進展する中、我が国の課徴金制度と諸外国の制度との国際的整合性を向上させる必要があると考えられる。

公正取引委員会は、このような認識の下、課徴金制度の在り方について専門的知見から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

### 2 構成員

- (1) 研究会は、別紙（略）に掲げる有識者により構成する。
- (2) 公正取引委員会は、有識者の中から研究会の座長を依頼する。
- (3) 研究会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 3 議事の公表

座長は、研究会の会合終了後、速やかに、当該研究会の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該研究会の議事録を作成し、これを公表する。

### 4 庶務

研究会の庶務は、公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室において処理する。

## ○ 独占禁止法研究会の検討経緯

開催日程等	議題
第1回 平成28年2月23日	○研究会の運営について ○課徴金制度の概要と見直しの視点について ○研究会の進め方について
第2回 平成28年3月18日	○大阪大学大学院 佐久間修教授（刑法）からのヒアリング ○関西学院大学 曽和俊文教授（行政法）からのヒアリング
第3回 平成28年4月22日	○宮川裕光弁護士（在日米国商工会議所競争政策タスクフォース委員長）からのヒアリング ○欧州ビジネス協会からのヒアリング ○亀岡悦子弁護士からのヒアリング
第4回 平成28年5月20日	○多田敏明弁護士（日弁連推薦）からのヒアリング ○日本経済団体連合会からのヒアリング ○全国中小企業団体中央会からのヒアリング
第5回 平成28年5月27日	○全国消費者団体連絡会からのヒアリング ○日本労働組合総連合会からのヒアリング ○東京大学大学院 宮戸常寿教授（憲法）からのヒアリング
第6回 平成28年6月28日	○論点整理
平成28年7月13日～ 平成28年8月31日	○論点整理に対する意見募集の実施
第7回 平成28年9月30日	○各論の検討 ・課徴金の算定基礎とする売上額の範囲 ・課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間
第8回 平成28年10月28日	○各論の検討 ・課徴金の基本算定期率、業種別算定期率、中小企業算定期率、加減算 ・調査協力インセンティブを付与する制度
第9回 平成28年11月11日	○各論の検討 ・調査協力インセンティブを付与する制度 ・和解制度 ・課徴金の賦課方式
第10回 平成28年11月25日	○各論の検討 ・課徴金制度の法的位置付け ・調査妨害行為に対するペナルティー ・新制度に見合った手続保障

開催日程等	議題
第11回 平成28年12月16日	○各論の検討 ・新制度に見合った手続保障 ・各論点の意見集約
第12回 平成29年1月27日	○報告書案の検討

## ○ 独占禁止法研究会 ヒアリング対象者

(肩書き・役職は当時)

### 第2回会合（平成28年3月18日）

- 曾和俊文 関西学院大学司法研究科教授
- 佐久間修 大阪大学大学院法科研究科教授

### 第3回会合（平成28年4月22日）

- 宮川裕光 弁護士 ジョーンズ・ディ法律事務所 パートナー  
在日米国商工会議所競争政策タスクフォース委員長
- 欧州ビジネス協会  
山田香織 弁護士  
フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所カウンセル  
ビヨーン・コングスターク 駐日欧州（連合）商工会議所ポリシー・ディレクター
- 亀岡悦子 弁護士 Van Bael & Bellis 法律事務所 カウンセル

### 第4回会合（平成28年5月20日）

- 多田敏明 弁護士 日比谷総合法律事務所パートナー 日本弁護士連合会推薦
- 日本経済団体連合会  
小畠良晴 一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長
- 全国中小企業団体中央会  
矢端和之 株式会社関東高压容器製作所代表取締役社長 日本溶接容器工業会会长

### 第5回会合（平成28年5月27日）

- 全国消費者団体連絡会  
河野康子 一般社団法人全国消費者団体連絡会 事務局長
- 日本労働組合総連合会  
川島千裕 日本労働組合総連合会 総合政策局 総局長
- 宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

## 第1 はじめに

独占禁止法における課徴金制度は、違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として、昭和52年に導入された。その後約40年が経過し、その間、独占禁止法における課徴金制度は数次の改正が行われてきた。しかし、近年、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要がある。

また、諸外国において広く導入されているような、独占禁止法違反行為に対して、事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して、当局の裁量により課徴金額を決定する仕組みを導入することは、事業者と公正取引委員会が協力して実態解明・事件処理を行う領域を拡大するものであり、事業者による自主的な内部調査を含めたコンプライアンスの推進にも資するものと考えられる。

加えて、経済活動のグローバル化が進展する中、例えば、同一の違反行為について、ある国や地域では高額な制裁金等が課される一方、我が国では課徴金が課されなかつたり極めて小額な課徴金しか課されなかつたりといった状況が生じないよう、我が国の課徴金制度と諸外国の制度との国際的整合性を向上させる必要があると考えられる。

このような認識の下、課徴金制度の在り方について専門的知見から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」(以下「本研究会」という。)を開催した。本研究会は、平成28年2月23日に初会合を開催して以来、計●回の会合を重ねてきた。

第2回会合から第5回会合までの計4回の会合では、有識者、関係団体等からの意見聴取を重ね(本研究会のヒアリング対象者については、5頁参照。), 第6回会合での議論を経て、平成28年7月には、「課徴金制度の在り方に関する論点整理」を公表して、意見募集を実施した。この意見募集には、各方面から計39通の意見・情報が寄せられた(別添参照)。

第7回会合から第11回会合までの計5回の会合では、これまでの意見聴取や意見募集の結果も踏まえつつ、各論点について検討を重ねた。

第12回会合から第●回会合では、これらの検討結果を盛り込んだ報告書案について検討を行った。

本研究会としては、このような過程を経て、ここに報告書を取りまとめた。本研究会は、本報告書を十分に踏まえて、必要となる立法措置や運用基準等の策定、独占禁止法運用面での対応が図されることを期待する。

(本研究会の開催状況、資料、議事録、論点整理及び寄せられた意見等については、  
<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dkkenkyukai/dokkinken-kaaisai.html> 参照。)

## 第2 課徴金制度の見直し（総論）

### 1 課徴金制度の見直しの必要性（現行課徴金制度の問題点）

#### （1）硬直的な算定・賦課方式

現行課徴金制度は、法定された客観的な算定要件・算定方式に従って、カルテル等の対象商品又は役務の売上額又は購入額に一律に一定率を乗ずる方法により画一的・機械的に算定される課徴金額を義務的に賦課する制度である。このため、あらゆる業種や地域等において多種多様な形態や態様により生じる独占禁止法違反行為に柔軟に対応して、又は、経済活動のグローバル化・多様化・複雑化の進展によって法が予定していない事案が発生した場合に機動的に対応して、違反行為の抑止という課徴金制度の目的に照らして適正な課徴金の額を事案に応じて算定・賦課することができないという欠陥がある。

こうした欠陥により、例えば、現実に具体的な事案において以下のような問題が生じ、課徴金納付命令の内容に不合理・不平等な結果が生じている。こうした問題は、以下の例示に限らず、経済活動のグローバル化・多様化・複雑化の進展により今後様々な形で増加していくものと考えられる。

##### ① 以下のような場合に課徴金を課すことができない

- ・ 国際市場分割カルテル事案において、例えば、日本に所在する需要者に対する売上額がない場合（特に外国事業者）
- ・ 企業グループ単位で違反行為対象事業を行っている際にカルテル等の対象商品又は役務の売上額のない持株会社等のみが違反行為に参加する場合
- ・ カルテル等の対象商品又は役務の売上額が違反行為の終了後に生じる場合
- ・ 私的独占事案において、法定された売上額（被支配事業者に供給した当該商品又は役務の売上額等）がない場合 等

##### ② 外国の競争当局による競争法違反行為に対する行政制裁金や罰金等（以下「制裁金等」という。）の算定対象となる外国ユーザー向けに販売される商品又は役務の売上額などであっても、違反行為の対象となっている商品又は役務の売上額については一律かつ画一的に課徴金の算定基礎とせざるを得ない

##### ③ 大規模な企業グループに属しているなど実態としては大企業又は製造業者といえるにもかかわらず、形式的な基準に合致すれば中小企業又は卸売業者として軽減算定率を適用せざるを得ない

##### ④ 違反行為に着手した者であっても短期間で違反行為をやめるインセンティブを高めるために導入された早期離脱者に対する課徴金の軽減算定率については、違反行為をやめた事情にかかわらず機械的に適用されるため、例えば違反対象工事の入札参加資格を失ったため違反行為から離脱せざるを得なかった場合など、制度趣旨から乖離した事情でも適用せざるを得ない

##### ⑤ 違反行為者にいかなる落ち度も觀念できないような場合（例えば、排除の意図等が全くない新たなビジネスモデルが競争制限効果を生じさせて排除型私的独占

に該当する場合等)など、課徴金賦課による抑止の必要性が低いときでも一律かつ画一的に算定される課徴金を義務的に賦課しなければならない  
したがって、以上で例示したような問題や今後も生じ得る問題を解消すべく、現行の法定された算定方式に従って一律かつ画一的に課徴金を算定・賦課する硬直的な制度を見直す必要があると考えられる。

## (2) 調査協力インセンティブの欠如

我が国では、課徴金減免制度が存在するものの、諸外国に比して、事業者が当局の調査に協力するインセンティブ及び調査を妨害するディスインセンティブを確保する仕組みが不十分である。例えば、課徴金減免制度に基づき減免申請した事業者(以下「減免申請者」という。)であっても、一定の要件を満たせば一律の減免が得られるため、一定以上の協力をを行うインセンティブは生じない。また、課徴金減免制度が適用されない事業者は、調査協力を行ったとしても、課徴金の額は減じられない。他方、事業者が公正取引委員会の調査に対する協力を拒否したり妨害を行つたりしたとしても、課徴金の額が増額されることもない。独占禁止法第94条に規定する検査妨害等の罪(以下「検査妨害罪」という。)は、刑事罰という性格上、謙抑主義の要請が及び、相當に高い立証水準が求められること等から、適用は容易でない。

このため、例えば、

- ① 事業者が自主的・積極的に違反行為を発見・調査して是正するメリットや、そのための実効性あるコンプライアンス体制を整備するメリットにも欠けるところがある
- ② 公正取引委員会と事業者とが対立した関係で独占禁止法違反被疑事件調査が行われているとの指摘もあり、効率的・効果的な実態解明・事件処理が困難となり、これにより摘発率が低下し、違反行為に対する抑止力の低下につながるおそれがある
- ③ リニエンシー申請を含め、国際カルテルにおいて、協力による制裁金等の減算が期待できる外国当局の調査への協力が優先され、我が国の調査への協力が軽視されるおそれがある

といった問題があり、結果として、我が国においては、事業者による自主的・積極的な違反行為の発見・是正や未然防止の取組みの促進及び公正取引委員会による違反行為の早期発見・早期排除が実現しにくい状況にあると考えられる。

したがって、以上のような問題を解消すべく、事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブ及び調査を妨害するディスインセンティブを十分確保する仕組みを導入する必要があると考えられる。

### (3) 国際標準制度からの乖離

経済活動のグローバル化が進展する中、特にグローバル企業間における独占禁止法違反行為を効果的に排除し、公正かつ自由な競争を促進させるためには、ルールの国際的収れんが重要であるところ、我が国の課徴金制度は主要な諸外国で採用されている標準的な制裁金等の制度との整合性に欠けており、以下のような問題が生じるおそれがある。

- ① 特にグローバル企業間で、不合理・不平等な結果が生じる（例えば、同一の国際市場分割カルテルに参加していた場合でも、日本企業は売上額のない国や地域でも高額な制裁金等が課される一方、日本では売上額がない外国企業に課徴金を課せない又はごく僅かの課徴金しか課せないこととなれば、日本企業が受ける金銭的不利益のみが他の競争事業者と比して相対的に大きくなる。）
- ② 特にグローバル企業にとって、国ごとにコンプライアンス体制を整備するための負担が大きくなる（例えば、リニエンシー申請の優先順位を含め、諸外国の法制度に対応するためのコンプライアンス体制を優先し、我が国におけるコンプライアンスが軽視されるおそれがある。）
- ③ 諸外国に比して我が国における競争法の執行力が低下し、特に国外からの我が国の市場への信認が失われる（例えば、同一の違反行為であっても、日本では課徴金が課されなかつたり、日本での課徴金額が諸外国と比して著しく低い状況にあつたりすれば、違反行為が日本に集中し得るほか、課徴金減免申請のインセンティブを削ぐことになり、違反行為の早期発見・早期排除にも支障が生じるおそれがある。）

したがって、以上のような問題を解消すべく、我が国の課徴金制度と諸外国の標準的な制度との整合を図る必要があると考えられる。

## 2 課徴金制度の見直しの方向性（問題点を踏まえた対応策）

### 【本研究会としての考え方】

- 前記1の問題を踏まえると、一層進展する事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化や経済・社会環境の不断の変化に対応するためには、また、事業者に調査協力インセンティブを与えるためには、法定された客観的な算定・賦課方式に従って一律かつ画一的に課徴金を算定・賦課する硬直的な課徴金制度を見直し、課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当である。柔軟性を認める制度としては、多様かつ複雑な経済実態に柔軟に対応して違反行為の抑止を効果的に図るために必要がある事項については、(i) 一定の要件を政令等に委任する制度、又は、(ii) 要件等は法定するが当該要件への該当性や各要件に該当した場合に適用する具体的な算定率等について公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に判断することを認める制度が考えられる。
- 上記のような制度は、一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に

応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度となるが、①過去の違反行為に対する道義的責任・非難ではなく、将来の違反行為の抑止という展望的な行政目的を達成するために合理的であること、②違反行為に対して刑事罰に加えて課徴金を賦課することが著しく均衡を失して過重となり比例性を欠かないこと、③行政の恣意が実体要件と手続により排除されること等の原則を満たす限り、そのような制度の導入により憲法第39条（二重処罰の禁止）などの憲法問題は生じない。

- 上記①から③を踏まえると、諸外国のように当局の広範な裁量に問題の解消を委ねる方法ではなく、可能な限り問題を解消するための対処規定を個別に設け、公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量は、それによらなければ解消できない範囲に限定して認める方法によれば、憲法問題が生じることはない。
- 具体的な制度設計に当たっては、上記①から③のような点に配慮しながら、現行課徴金制度の問題を解消できるよう、また、違反被疑事業者の従業員等が事情聴取に応じる負担を軽減する等の観点から、過剰な要件や立証負担の見直しも含め、事業者と公正取引委員会が協力して効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大できるよう、留意する。

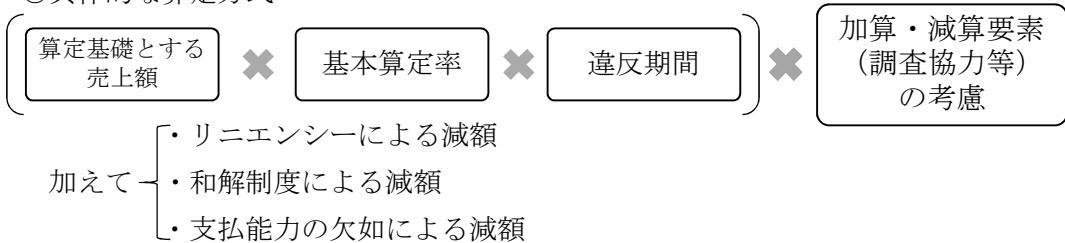
(1) 主要な諸外国で採用されている標準的な制裁金等の制度は、次図のとおり、当局に広範な裁量を認め、個別の違反行為の内容や違反行為者の事情等に対応して違反抑止のために必要十分な制裁金等を事案に応じて賦課する仕組みとなっている（別紙1参照）。このような制度の下では、多様かつ複雑な経済実態に柔軟に対応するため、当局の裁量により、①算定方式自体を経済・社会環境の変化や違反事例の蓄積等を踏まえて当局の裁量によりガイドライン等で柔軟に設定・変更すること、②制裁金等の算定基礎とする売上額の範囲を当局の裁量により柔軟に認定できるとともに、違反期間における売上額を過去に遡って個々に計算することなく簡易な方法で計算すること、③事業者の調査協力度合い、支払能力等の様々な事情を考慮し、当局の裁量により制裁金等を加算・減算すること等が可能であり、前記1のような問題は基本的に生じない。

## 【図】諸外国の標準的な制裁金等の制度の概要

### ○制度の基本的な枠組み

故意又は過失によって違反行為を行った場合、直近事業年度の総売上高に一定率を乗じた額を超えない範囲で制裁金等を課すことができる旨のみが法定されており、制裁金等の額を定めるに当たっての、違反行為の重大性といった一般的な考慮要素が法定されている場合もあるが、具体的な算定方式の設定は当局の裁量に委ねられている。当局は当該算定方式に従って制裁金等を算定するが、当該算定方式にも裁量の余地がある。

### ○具体的な算定方式



(2) 多様かつ複雑な経済実態に柔軟に対応して違反抑止のために必要十分な課徴金を事案に応じて賦課する必要があるのは我が国も同様である。独占禁止法はあらゆる業界・事業者を対象としているところ、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化が一層進展している昨今においては、多種多様な独占禁止法違反事案が生じており、同一の独占禁止法違反事案においても、それぞれの違反行為者が有する事情は多種多様である。こうした独占禁止法違反行為の特性に鑑みると、多様かつ複雑な経済実態に柔軟に対応してきめ細かく違反行為の抑止を効果的に図るために、違反行為者固有の事情等を考慮して法執行手段を当局が事案に応じて個別に判断できる制度が考えられる。諸外国では、前記（1）のとおり、こうした考え方に基づき、制裁金等の算定・賦課については、当局に広範な裁量が認められている。

我が国でも、複雑・流動的な事態を予想し尽くし、行政の内容をあらかじめ法律で明確にすることは事実上不可能に近く、予測が困難な状況の変化に迅速かつ臨機応変に対応することが特に必要な専門的判断が尊重されるべき分野等では、行政庁が事案に応じて個別に判断する裁量処分が認められており、実際にそうした裁量処分を認める制度は多数存在する。課徴金制度のような金銭的不利益処分の制度においても、例えば、公認会計士法における課徴金制度では、実態に応じてきめ細かく抑止を図る観点から、課徴金を課さない裁量が当局に認められている（別紙2参照）。

その他の金銭的不利益処分でも、例えば、雇用保険法第10条の4や地方自治法第228条第3項など、当該金銭の額の上限のみ法律で定め、当該金銭の具体的な額の算定や決定を行政庁の判断に委ねている事例も少なからず存在する（別紙3参照）。

- (3) これに対し、独占禁止法における課徴金制度は、独占禁止法違反行為によって違反行為者が得た不当な経済的利得（以下「不当利得」という。）の水準を上回らない範囲で、一律かつ画一的な算定方式により算定した額を不当利得と擬制し、これを義務的に賦課する非裁量の制度とするという制約を受けて設計されていると考えられる。このような制約は、独占禁止法に課徴金制度が導入される際、課徴金制度は違反行為者に対して金銭的不利益を課すものであり、行政上の制裁としての機能を有していること等を理由として、刑事罰との併科が二重処罰に該当するとの懸念が生じ、こうした懸念を回避するために設定されたものと考えられる。
- (4) しかしながら、平成17年改正において、違反行為の抑止のためには不当利得を超えて金銭を徴収する必要があるとの観点から、不当利得相当額を25%上回る水準に課徴金の基本算定率が引き上げられた。その際、課徴金制度とは、違反行為を抑止するために行政庁が違反行為者等に対して不当利得相当額以上の金銭的不利益を課すものであって、道義的な非難を目的とする刑事罰とは趣旨・目的等を異にするため、刑事罰と併科することも、行政手続により賦課することも、憲法上の問題は生じないことが再確認されている。また、非裁量的な制度が維持されてきたのは、課徴金の制裁性を抑制し、刑事罰との相違を明らかにする観点から、反社会的・反道徳的な違反行為に対する応報等の観点から、過去の違反行為について、個別に行為の悪質性・有責性等の主観的な要件によって量刑を決定するといった量刑原則のような広範な裁量が否定されてきたものであって、非裁量的な課徴金制度である限りは「刑事上の責任を問う制度にはならないと考えられてきたことを踏まえつつ、憲法上の問題に配慮して課徴金制度を謙抑的に設計するという政策判断によるものと考えられる。（別紙4及び別紙5参照）
- (5) 前記（3）のような制約が我が国で課徴金制度を認める法制上の条件とする考え方もあり得るが、裁判所は、「独禁法が定める課徴金制度は、違反行為者が得た不当な利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、あくまでも違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を減少し、違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置」（東京高判平成24年11月30日・平成24年（行ケ）第1号）であることを認めており（別紙6（1）参照），本研究会でのヒアリングにおいても、以下のような見解が示されている。
- ア 課徴金制度は、実体的要件や手続等により行政の恣意が排除され、事業者の予見可能性が確保される限り、課徴金制度に裁量を導入しても法律の留保の原則に

反しないこと、また、現行課徴金制度は比例原則に適合していることを出発点として考えるべきであり、①現在、非裁量的課徴金制度の問題が指摘されているところ（立法事実）、規制の実効性をより高める点で、目的達成手段としての合理性が認められ、②目的達成手段としての必要性については、既に営業の自由の合憲的制限として存在するカルテル等に対する事後的な制裁にすぎず、また営業停止処分等の手段と比べて不必要的規制ともいえず、立法裁量の範囲内であると解すべきであり、③罰金等との併科が著しく均衡を失し過重であれば比例原則に反するが（最大判昭和48年4月4日・刑集27巻3号265頁参照）、法令ないし運用によりそのような事態は回避できると考えられることから、課徴金制度に裁量を導入しても比例原則に反するものではない（本研究会第5回会合における宍戸教授の発言及び提出資料参照）。

イ 刑罰の本質は、過去の犯罪事実に対する回顧的判断に基づく法的非難であり、応報と予防が重視されるものである一方、課徴金制度の本質は、将来の違法行為を抑止するための展望的判断に基づく処分であり、目的適合性と手続の透明性が必要であるとともに再発防止とコンプライアンスが重視されるものであり、法律上、両者はその質により大きく区分される（本研究会第2回会合における佐久間教授の発言及び提出資料参照）。

ウ 課徴金制度は、行政規制の実効性を確保するため導入された法執行手段であり、そのようなものとして正面からその存在・必要性を認めるべきであって、課徴金の賦課において行政機関に裁量を認めることに法理論上の障害はなく、むしろ有効な違反是正のためには一定の裁量を認めるべきであるが、裁量を認める場合には、それが適正かつ有効に行使されるための条件ないし基準を明確にしておく必要がある（本研究会第2回会合における曾和教授の発言及び提出資料参照）。

(6) 前記（4）及び（5）を踏まえると、課徴金は行政上の制裁としての機能を有することを前提に刑事罰に加えて課すことが認められた行政上の措置であり、前記（3）のような制約は、我が国法制上課徴金制度が認められるための必要条件とはいえず、むしろ公正取引委員会による課徴金制度の恣意的な運用を排除するための仕組みという点で重要な役割を担っているものと考えるべきである。行政事件訴訟法第30条は、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」と規定しているため、課徴金に裁量を認めた場合、司法審査の対象は裁量権の逸脱や濫用があつたか否かに限定されることになる。しかし、あらかじめ必要な運用基準を策定・公表すれば、当該運用基準に従って処分がなされたか否かという公正取引委員会の判断過程を含めて司法審査が行われることとなる（最判平成23年6月7日・平成21年（行ヒ）第91号、最判平成27年3月3日・平成26年（行ヒ）第225号）。運用基準の策定に当たって意見公募を実施すれば、公正取引委員会が運用基準を恣意的に策定

することもできない。そうすると、公正取引委員会は意見公募を経て策定された運用基準に従って処分を行うこととなり、裁判所による司法審査の密度も高まるため、公正取引委員会による恣意的な運用は排除されるとともに、法運用の透明性や予見可能性も高まると考えられる。このように考えれば、前記（3）のような制約によらずとも、公正取引委員会の恣意的な運用は排除できると考えられる。

- (7) したがって、独占禁止法の適用において専門的知見による判断が必要であり、それ故に公正取引委員会という独立行政機関が設置されている以上、課徴金制度において、一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認めることができ、憲法に違反するものではない。そして、違反行為抑止の実効性が不十分と認められるような事態が生じている場合には、行政の恣意が排除されることを前提として、前記（3）のような制約に囚われない柔軟な制度設計を含め、違反行為の効果的な抑止のために必要な見直しを行うことも認められるものと考えられる（別紙4（4）及び（7）参照）。
- (8) ただし、課徴金額の水準が違反行為の抑止という行政目的を達成するために必要な範囲を超えて高額となったり、道義的非難の観点から責任主義に基づく広範な考慮要素に基づいて行政庁の自由裁量により課徴金額を決定したりすることを許容した結果、課徴金が実質的に刑事罰と同一・同質なものとなれば、課徴金が実質的に憲法第39条に規定する「刑事上の責任を問」うものとなり、そのような課徴金と刑事罰を併科する制度は二重处罚に該当し得るといった問題やその他の憲法上の問題が指摘され得る。この場合に、仮に刑事罰を廃止するなどしたとしても、課徴金を賦課するに当たり、憲法第31条（適正手続の保障）や憲法第38条（黙秘権）といった憲法上の様々な要請がより厳格に適用されるべきとの指摘があり得るため、こうした指摘に配慮した制度設計とすると、行政上の措置として必要な機動的・効率的な運用が損なわれると考えられる。刑事罰との併科を前提としなければ、こうした制度も我が国法制上許容されると考えられるが、現行課徴金制度が機動的・効率的な運用によって違反行為抑止の実効性を高めるための行政上の措置として刑事罰に加えて導入された経緯を踏まえると、課徴金制度の見直しを行うに当たっては、二重处罚やその他の憲法上の問題が指摘されないよう、課徴金額の水準、課徴金の算定・賦課に係る考慮要素や公正取引委員会の専門的知見による判断に委ねる裁量の範囲に配慮することが適當と考えられる。
- (9) 加えて、昭和52年に導入され、約40年間にわたって運用されてきた課徴金制度の安定性・一貫性を確保する観点から、①課徴金制度が「カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保する」ものとして導入されたものであり、課徴金の算定の基本的な考え方も「違法カルテルにより得られた経済上の利得を納

付させようとするもの」として設計されてきたこと、②裁量を認める場合は行政制度として透明性を欠くおそれがあり、運用が複雑となることにより措置の迅速性といったメリットが損なわれるため、比較的簡明な制度として機動的・効率的に運用できるようにすることが適当であること等から裁量が導入されてこなかった経緯に配慮すべきとの指摘があり得るため、こうした指摘も踏まえて課徴金制度の見直しを行うことが適当と考えられる（別紙4及び別紙5参照）。

(10) なお、現時点では、前記1で述べた現行課徴金制度の問題点を解消するために、前記(1)で述べた諸外国の制裁金等の制度のように当局に広範な裁量までをも認める必要性・必然性は認められないと考えられる。一方、独占禁止法違反の罪は企業犯罪の典型であり、近年、法人に対する刑事罰の適用が活発に行われている現状において法人处罚を廃止することは、①我が国の立法政策全体として、独占禁止法に違反することは道義的非難に値する犯罪ではないというメッセージを発信するものと受け止められかねないこと、②諸外国において競争法が一層厳正に執行されている現状を踏まえると独占禁止法違反行為に対する刑事罰の必要性がより高まっていると考えられること等から、適当ではない。このため、国際的整合性を図る観点から、刑事罰を廃止し、その代わりに、諸外国のように金銭的不利益処分の額の水準を大幅に引き上げ、かつ、当局に広範な裁量を認めるような行政制裁金制度を導入することによって現在発生している問題に対処することは、必ずしも最善の方法とはいえないと考えられる。

(11) 以上から、本研究会では、

① 公正取引委員会による適正な運用が確保される制度とする必要があること（例えば、公正取引委員会の専門的知見による判断に委ねる裁量の範囲の限定、比例原則・平等原則・透明性・予見可能性等の行政上的一般原則、処分の性質・内容に応じた適正手続、審査手続における実態解明の確保に留意する必要がある）

② 我が国における憲法上の要請や法体系・法理論を踏まえた制度とする必要があること（例えば、課徴金と刑事罰の併科による二重处罚の問題、現行課徴金制度の趣旨・性格や他法令の制度との整合性に留意する必要がある）

③ 課徴金の機動的・効率的な運用が確保される制度とする必要があること（例えば、事業者や公正取引委員会の過度な負担の回避に留意する必要がある）

等に配慮しながら、前記1のような問題を解消できるよう、また、違反被疑事業者の従業員等が事情聴取に応じる負担を軽減する等の観点から、過剰な要件や立証負担の見直しも含め、事業者と公正取引委員会が協力して効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大できるよう留意しつつ、まず、適用が多く問題事例が蓄積している不当な取引制限の具体的な課徴金の算定・賦課方法について検討し（後記第3の2から10）、他の行為類型については、不当な取引制限の考え方が妥当し

ない固有の問題等を別途検討していくこととした（後記第3の11）。その後、全ての行為類型に共通する課題を検討し（後記第3の12から14），最後に、制度全体の検証を行うこととした（後記第3の15）。

ただし、具体的な制度設計は、課徴金制度の趣旨・性格に沿って行う必要があるため、まずは、課徴金制度の法的位置づけを再確認することとした。

### 第3 具体的な制度設計

#### 1 現行課徴金制度の法的位置づけ

##### 【本研究会としての考え方】

- 課徴金制度とは、「違反行為を抑止するために行政庁が違反行為者等に対して不当利得相当額以上の金銭的不利益を課すもの」である。
- 違反行為の抑止という制度目的を達成する観点から、違反行為の抑止に不十分と認められるような事態が生じた場合には、制度設計の見直しを含めて必要な措置が講じられるべきである。

##### （1）現行課徴金制度の趣旨・目的

前記第2の2でも検討したとおり、独占禁止法における課徴金制度は、不当利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、あくまで、違反行為の抑止効果を強化することを目的とするものである。すなわち、不当利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰（独占禁止法第89条）やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度（独占禁止法第25条）に加えて、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるように設けられたものであって、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つものである。

このような行政上の措置であるからこそ、課徴金の算定・賦課方式は、基準が明確なものであることが望ましく、課徴金制度の積極的かつ効率的な運用により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要である。このため、具体的な違反行為による現実的な経済的利得そのものとは切り離し、不当な利得の発生の有無及びその多寡を問わず、觀念的に剥奪すべき事業者の経済的利得と擬制することにより、簡明かつ迅速な処理を指向する仕組みとすることが適当と考えられる。

不当利得は、飽くまで課徴金が違反行為の抑止に必要な範囲を超えて過大な措置となならないようとするための制度設計上の指標にすぎず、現実の不当利得に対応した額が算定できるような制度設計を重視する必要はない。このため、不当利得の剥奪という考え方に基づく制度は、必要に応じて見直すことが適当である。（別紙4及

び別紙6参照)

## (2) 課徴金制度の正当性

ア 前記(1)のとおり、課徴金制度が違反行為者に対して金銭的不利益を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置であるとすれば、課徴金制度は、①公共性の高い事業に係る使用料を不正に免れたり、給付金を不正に得たりする行為に対して、当該事業の適正な運用に資するために当該使用料や当該給付金に上乗せした額を支払わせる行政処分や、②不適切な事業を行っている事業者が国民に被害を与えることを防ぐための営業停止といった行政処分に比して、直接的に事業者の財産権を侵害する制裁性の強い行政処分との評価も考えられる。

イ 他方、独占禁止法違反行為は特定の商品又は役務を対象として行われるところ、業務停止命令や許認可等の取消しといった違反行為者の事業全体に及び得る処分は違反行為の抑止という行政目的に照らして過大となるおそれがあり、また、そうした処分によって競争単位を減少させることは、公正かつ自由な競争の促進という独占禁止法の目的に合致しないという意味からも、適切とはいえない。したがって、「財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである」との判例(最大判平成14年2月13日・平成12年(オ)第1965号。市場の公平・公正を維持するための財産権の制限の合憲性を比例原則に照らして検討した証券取引法に関する判決。)に照らしても、独占禁止法違反行為を抑止するための手段として、違反行為者に金銭的負担を課すことは、業務停止命令や許認可等の取消しといった行政処分に比して過大なものとはいはず、むしろ独占禁止法の目的に合致するものとして積極的な正当性が認められるものと考えられる。また、独占禁止法の課徴金制度は、カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として、刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰とは、その趣旨、目的、性質等を異にするものであり(別紙6(8)参照)、二重处罚を禁止する憲法第39条に規定する「刑事上の責任を問う制度ではない。したがって、課徴金には、他の行政処分と同様、違反行為を抑止するための行政上の措置として位置づける正当性が存在すると考えられる。(前記第2の2(5)参照)

ウ なお、独占禁止法違反行為によって違反行為者が得た不当利得を剥奪することが、課徴金を行政手続により課すことを正当化する唯一の根拠であるとする考え方もあり得るが、不当利得の剥奪という考え方は、違反行為を抑止するための手段にすぎず、行政措置の目的でもなければ、行政措置を正当化する唯一の根拠となるものでもないと考えられる。従前は、課徴金が実質的に刑事罰と同一・同質なものとならないものにとどめる等の観点から、謙抑的に試算した不当利得相当

額を基準として他法令の上乗せ水準を超えない範囲で課徴金の算定率が定められ、かつ、法定された算定方式に従って一律かつ画一的に課徴金を算定・賦課する算定方式が採用されてきた。これは、前記第2の2で検討したとおり、課徴金制度がその範囲にとどまる限りは二重処罰を始めとする憲法問題は生じ得ないという謙抑的な制度設計が政策的になされてきたにすぎず、その範囲を超えたからといって二重処罰の問題が生じるものではないと考えられる。課徴金額の水準が違反行為の抑止に必要な範囲を超えて高額となったり、道義的非難の観点から責任主義に基づく広範な考慮要素に基づいて行政庁の自由裁量により課徴金額を決定したりすることを許容した結果、課徴金が実質的に刑事罰と同一・同質なものとならない限り、かつ、刑事罰との併科が全体として罪刑均衡原則又は比例原則に反することとならない限り、違反行為の抑止という目的を達成するため、課徴金額の水準を引き上げたり、一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度を導入したりすることが妨げられるものではないと考えられる。

### (3) 課徴金制度の法的位置づけを踏まえた検討

以下では、前記(1)及び(2)で検討した課徴金の法的位置づけを前提として、前記第2の2で示した留意事項を踏まえつつ、前記第2の1で示した現行課徴金制度の問題を解消できるような課徴金の算定・賦課方式について検討する。また、制度全体の妥当性を検証する際には、①見直し後の課徴金制度が総体として「刑事上の責任を問う」制度に該当するおそれはないか、②該当し得る場合、(i)「刑事上の責任を問う」制度に該当しない制度に修正するか、(ii)「刑事上の責任を問う」制度に変更した上で所要の措置を講じるかについて、問題解消が可能な度合いや(ii)を選択した場合に独占禁止法の枠内のみで改正することが困難となり得るといった我が国法制度全体に与える影響等を考慮し、最終的な結論を得ることとする。

## 2 課徴金の算定基礎とする売上額の範囲

### 【本研究会としての結論】

- 課徴金の算定基礎は、原則として法定する。
- 課徴金の算定基礎となる売上額について、機動的・効率的運用という課徴金制度本来の在り方を踏まえ、売上げごとに相互拘束や具体的な競争制限効果の有無についての検証を要する現行の「当該商品又は役務」の規定を見直し、違反行為の対象商品の売上額の全て（以下「基礎売上額」という。）を課徴金の算定基礎とするよう、所要の改正を行う。
- 基礎売上額がない場合は、違反行為により得られる又は期待される経済的利得を踏まえて課徴金の算定基礎とする金額（以下「基礎利得額」という。）を類型別に法定した上で、将来発生し得る類型に対処するため、法定する類型に準ずるものを政令で定めることができる制度を法定する。

- 基礎売上額が課徴金制度の趣旨・性格に照らして必要な範囲を超えると認められる場合、公正取引委員会の判断により必要と認める範囲で一定の基礎売上額を控除できる規定を法定する。
- 課徴金の算定基礎の範囲を可能な限り明らかにするため、基礎売上額がない場合や一定の基礎売上額を控除する場合について、必要な運用基準を策定・公表する。

#### (1) 課徴金の算定基礎についての基本的な考え方

ア 現行制度では、課徴金の算定基礎は「当該商品又は役務」の売上額と規定されており、従来、一般的な価格カルテル事案では、①違反行為の対象商品又は役務の範じゅうに属する商品又は役務であって、②違反行為による相互拘束を受けたものと解されている。一般的な入札談合事案では、①基本合意の対象とされた商品又は役務であって、②具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと解され、運用されている（別紙7参照）。

イ 上記アのような解釈・運用は、昭和52年の課徴金制度導入以降、単一の事業者が単一の商品又は役務を共通する需要者に供給している場合など比較的単純なカルテル・入札談合を前提として確立してきたものと考えられる。しかし、そのような解釈・運用には、あらゆる業種や地域等において多種多様な形態や態様により生じる独占禁止法違反行為に柔軟に対応し、又は、経済活動のグローバル化・多様化・複雑化の進展に機動的に対応し、課徴金制度の目的に照らして適正な課徴金の額を事案に応じて算定・賦課できないという欠陥があり、昨今では、前記第2の1（1）①及び②のような問題が顕在化してきている。

また、前記ア②の要件は、現実の不当利得に対応した額を課徴金の額としようとする考え方に基づくものと考えられるところ、これを満たさないとする事業者の主張により当該商品又は役務から除外された例はほとんどない（別紙8参照）にもかかわらず、これを争点として多くの審判又は審決取消訴訟が提起され、仔細な審理が行われており、課徴金の機動的・効率的な運用が損なわれている状況にあると考えられる。

ウ こうした問題を解消するには、例えば、課徴金の機動的・効率的な運用を重視し、違反行為者全体の総売上高といった客観的な数値を基礎として課徴金を算定する制度も考えられる。しかし、独占禁止法違反行為は特定の商品又は役務を対象として行われるところ、例えば違反行為者全体の総売上高を基準としてそれに一定率を乗じた額を課徴金額としようすると、独占禁止法違反行為の抑止という目的に照らして著しく過大又は過少となるおそれがある。したがって、違反行為と関連性のある売上額を課徴金の算定基礎とすることが比例原則や罪刑均衡の観点からも望ましいと考えられる。諸外国でも、違反行為に関連する又は影響を受ける売上額を制裁金等の算定基礎とすることが一般的である（別紙1参照）。

エ 違反行為と関連性のある売上額を課徴金の算定基礎とする場合、違反行為の内容、違反行為者の企業形態、違反対象商品やその流通経路等により、課徴金の算定基礎とすべき違反行為に関連性のある売上額の範囲は無数のパターンが考えられ（別紙9参照）、これをあらかじめ一律に規定することは困難と考えられる。そのため、違反行為を効果的に抑止する観点からは、その範囲の認定は公正取引委員会の専門的知見による判断に委ねることが望ましいとも考えられる。諸外国でも、制裁金等の算定基礎とする売上額の範囲は事案に応じて当局が柔軟に認定できる制度が一般的である（別紙1参照）。

しかしながら、違反行為に関連性があればいかなる売上額も課徴金の算定基礎とし得るような制度は、課徴金の算定基礎が際限なく広がるおそれもあり、課徴金制度の透明性・予測可能性を確保する観点からは適当でないと考えられる。したがって、課徴金の算定基礎は、原則として、その範囲があらかじめ明らかとなるよう法定することが望ましく、違反行為における当事者の行動の態様や事情に応じて公正取引委員会が個別に適正な売上額の範囲を判断できる部分は必要最小限に限定する制度とする必要があると考えられる。

## （2）課徴金の算定基礎の範囲の見直しの必要性及び方向性

ア 前記（1）ア①の要件は、違反行為に関連性のある売上額を課徴金の算定基礎とする観点から適当と考えられる。一方、前記（1）ア②の要件は、現実の不当利得に対応した額を課徴金の額としようとする趣旨に基づくものと考えられ、審査段階における子細な事実認定のみならず、審判又は訴訟における子細な審理を伴うものとなっていることも踏まえると、前記1（1）で述べた課徴金制度の趣旨・目的に必ずしも合致するとはいえないと考えられる。違反行為の抑止という課徴金制度の目的をより効果的に達成するためには、現実に得られた利得を剥奪するという観点よりも、違反行為の実施時において違反行為者が一般的に期待し得る利得を徴収する観点を重視した制度設計がより適当と考えられる。金融商品取引法でも、「違反行為の抑止の観点からは、違反行為の実施時において違反行為者が一般的に期待し得る利益に相当する額を課徴金として賦課することが適當」との理由により、平成20年改正時に、インサイダー取引（同法第175条）に対する課徴金額が引き上げられていることから、このような考え方は、我が国法体系とも整合すると考えられる。

イ カルテル・入札談合はその性質から密室で行われる行為であり、証拠も残りにくいことから、事案の発見・解明が困難という特徴がある中で、前記（1）ア②の要件を立証するためには、違反行為に関与していた従業員等からの供述聴取に頼らざるを得ず、これが独占禁止法違反被疑事件調査において供述聴取を増加させる一因となっているものと考えられる。その結果として、事業者とその従業員等の負担が増加し、事件処理期間の長期化を招く要因になっているとも考えられ、

違反抑止のための課徴金制度の趣旨・目的が損なわれていると考えられる。

ウ したがって、違反行為の実施時において違反行為者が一般的に期待し得る利得を徴収する観点から、また、課徴金制度の機動的・効率的な運用を確保する観点から、前記（1）ア②の要件を撤廃し、現実に相互拘束が及んだか又は具体的な競争制限効果が発生したかといった結果にかかわらず、違反行為の対象とされた商品又は役務の売上額については、一律に課徴金の算定基礎とすることが適當と考えられる。例えば、私的独占の課徴金規定（独占禁止法第7条の2第2項及び第4項）に倣い、「一定の取引分野において違反行為者が供給した全ての商品又は役務」の売上額を課徴金の算定基礎とする規定を法定することが考えられる。

エ この改正により、課徴金の算定基礎は、前記（1）ア①の要件は満たすものの前記（1）ア②の要件は満たさないものも含まれることになるなど、従前より一定程度拡大すると考えられるが、違反行為の対象とされた商品又は役務の売上額の全てを一律に課徴金の算定基礎とすることは、「違反行為の抑止の観点からは、違反行為の実施時において違反行為者が一般的に期待し得る利益に相当する額を課徴金として賦課することが適當」との考え方により整合し、前記1（1）で述べた課徴金制度の趣旨・目的を超えて課徴金の算定基礎が拡大することにはならないと考えられる。また、この改正によれば、通常は従前の前記（1）ア①の要件により課徴金の算定基礎が画定されることとなるため、透明性・予見可能性も確保されると考えられる。

### （3）基礎売上額がない場合に対処する必要性及び方向性

ア 現行制度の下では、例えば、以下の事例のように、違反行為の対象とされた商品又は役務の売上額がない違反行為者に対し、公正取引委員会は課徴金を賦課することができない（別紙10参照）。

- ① 国際市場分割カルテルにおいて、我が国市場を一定の取引分野とした場合に、我が国市場以外の市場で違反対象商品の売上額が発生するもの、我が国市場で売上額が発生しない違反行為者
- ② 入札談合に参加しているものの順番が回って来なかつた等の理由で受注実績がなく、違反行為の対象とされた物件の売上額が発生しない違反行為者
- ③ 既存事業者から見返りの金銭を得たり、下請受注すること等を条件として、一定の商品又は役務の供給をしないことに合意した結果、違反対象商品の売上額が発生しない違反行為者
- ④ 企業グループ単位で違反行為の対象とされた商品の製造販売を行っているものの、当該商品を自ら直接製造販売していないグループ会社のみが違反行為に参加していたため、当該商品の売上額が発生しない違反行為者
- ⑤ カルテル等の対象商品又は役務の売上額が違反行為の終了後に生じる違反行為者

イ 上記アで挙げたような違反行為者は、①他の違反行為者と同様に競争制限をした当事者であることから、抑止の必要性が高いこと、②違反行為の対象となった商品又は役務の売上額がなかったとしても、違反行為に参加することにより、何らかの経済的利益を得ていると考えられることから、前記1（1）で述べた課徴金制度の趣旨・目的を踏まえると、課徴金を課す必要性は高いと考えられる。また、前記（2）アのとおり、違反行為抑止の目的をより効果的に達成するためには、現実に得られた利益に着目するよりも、違反行為の実施時において違反行為者が一般的に期待し得る利得に着目した制度設計がより適当と考えられる。

ウ 諸外国の競争当局は、違反対象商品の売上額がない場合でも、制裁金等の算定・賦課について与えられた広範な裁量に基づき、運用により、違反対象商品の売上額に類する金額を特定又は推定し、制裁金等を課している（別紙1参照）。

エ 我が国でも、金融商品取引法においては、違反行為の類型に応じ、「一般的・抽象的に想定される経済的利得相当額」の課徴金を課すことが許容されている（別紙2参照）。

オ したがって、少なくとも、独占禁止法違反行為者に一般的・抽象的に経済的利得が想定されるケースについては、課徴金を課すことが適当と考えられる。想定されるケースは事案によって異なると考えられるため、公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に決定する制度が望ましいと考えられるものの、比例原則、平等原則、透明性、予見可能性等を確保し、かつ、裁判所による適切な審査を実現すること等により、公正取引委員会の恣意的な運用を排除する観点から、過去の事例等から類型化できるものは可能な限り法定した上で、それぞれの類型ごとにいずれの金額を算定基礎とするかを明確化することが適当と考えられる。法定する類型は、一般的・抽象的に想定される経済的利得の内容や大きさ等に応じて慎重に検討する必要があると考えられる。

カ ただし、事前に想定し得ない場合や今後生じ得る経済・社会環境の変化を想定して、全ての類型を法律に規定し尽くすことは不可能である。このため、事前に想定し切れない類型に対応できるよう、法定した類型に準ずるもの政令等で追加できる規定を設けることが適当と考えられる。課徴金の算定基礎を政省令に委任する規定は金融商品取引法にも存在するため（別紙2参照）、我が国の法体系の下でも許容されると考えられる。その場合は、法運用の透明性、予見可能性等を確保する観点から、基礎利得額の範囲に係る必要な運用基準を策定・公表することが適当である。

#### （4）一定の基礎売上額を控除する必要性及び方向性

ア 違反行為の対象とされた全ての商品又は役務の売上額を一律かつ画一的に課徴金の算定基礎とすると、例えば、以下のとおり、同一の商品又は役務に係る売上額等に対して二重に課徴金を課すなど課徴金がその趣旨・性格に照らして必要な

範囲を超えることになる場合があると指摘されている（別紙11参照）。特に、諸外国の競争当局の制裁金等の対象となる商品又は役務の売上額と重複する場合にも違反行為の対象とされた商品又は役務と認められる場合は機械的に課徴金の算定基礎となり、違反行為者にとっては課徴金が過大となるケースがあると指摘されている。

- ① 1つの違反対象商品の売上額が複数の違反行為で重複する場合
- ② 違反対象商品が外国ユーザー向けに販売されている場合
- ③ 違反行為者が供給した商品又は役務を構成する一部の要素のみが違反行為の対象とされている場合
- ④ 違反行為者が企業グループ単位で違反対象事業を行っているときにグループ会社間で違反対象商品の取引が行われている場合
- ⑤ 違反行為者同士で違反対象商品の取引が行われている場合

イ したがって、上記①～⑤のような場合、課徴金の算定基礎となる売上額から一定の売上額を除外できるようにすることが適当と考えられる。ただし、いずれの売上額を除外すべきかは、違反行為の内容、企業形態、取引形態、地理的範囲等により異なると考えられ、また、今後生じ得る経済・社会環境の変化を想定して、全ての事案を想定して法律に規定し尽くすことは不可能である。このため、課徴金の算定基礎から除外する売上額の認定は、公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に決定する制度を導入することが適当と考えられる。

ウ ただし、公正取引委員会の恣意的な運用を排除する観点から、また、事業者側からいたずらに除外を求めた訴訟が提起されることのないようとする観点から、当面は、除外できる場合を前記ア①～⑤のような場合に限定することが適当と考えられる。また、法運用の透明性、予見可能性等を確保する観点から、除外する売上額等の範囲に係る必要な運用基準を策定・公表することが適当である。

### 3 課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間

#### 【本研究会としての結論】

- 「3年間」という課徴金の算定期間の上限を廃止し、例えば「調査開始日から遡って10年」までの売上額を課徴金の算定基礎とする規定を法定する。
- 算定期間に係る実行としての事業活動の規定を廃止し、他の行為類型と同様に、違反行為をした日から違反行為がなくなる日を算定期間とする。

#### （1）算定期間の上限の見直しの必要性及び方向性

ア 昭和52年の導入当初は課徴金制度には算定期間の上限は設けられていなかつたが、平成3年の課徴金の基本算定率の引上げの際に、以下の点が総合勘案され、課徴金の算定期間は3年間に限定された。

- ① 極めて長期にわたって遡って実行期間を認定することは、法律関係の社会的安定の観点から問題があること
- ② 過去何年にもわたって遡って売上額を把握することにより事業者等に過剰な負担が生じないようにすること（事業者・官公庁の帳簿・書類の保存期間は大体5年間であること）
- ③ それまでの課徴金納付命令対象事件の実行期間は平均すると1年2か月であり、3年を超えるものは例外的であるため抑止力は低下しないこと

イ しかしながら、課徴金の算定期間の上限は、長期間にわたる違反行為では不当利得すら徴収できずに「やり得」を許すこととなり、しかも、違反行為を長期間にわたって継続すればするほど「やり得」が増加するという不合理な結果を生じさせる。長期間にわたる違反行為に対して不当利得の徴収すらできない現行課徴金制度は、違反行為を抑止する観点及び不当利得を剥奪する観点の双方から合理性を欠く。現に、平成21年度以降の措置事件でみると違反行為期間の平均年数は約4年となっており、中には10年近い事件も存在するなど（別紙12参照）、多くの事件においても「やり得」が生じているものと考えられる。諸外国でも、制裁金等の算定期間に上限を設けている例はほとんどみられないこと（別紙1参照）、特にEUでは、違反期間は制裁金の重要な算定要素として法定されていること等も踏まえると、「3年間」という課徴金の算定期間の上限は見直すことが適当と考えられる。

ウ ただし、極めて長期間の違反行為があった場合、当該期間にわたって課徴金の算定基礎を計算する必要が生じ、事業者の帳簿書類の保存状況等によっては、計算が不可能な期間も生じ得る。このため、3年という課徴金の算定期間の上限を見直す際には、例えば以下のような手当てを併せてする必要があると考えられる。

- ① 課徴金の算定期間を基礎売上額及び基礎利得額の算定が一般的に可能な範囲に限定する。例えば、会社法上の書類保存義務期間は10年間とされていることを踏まえ、調査開始日から遡って10年までの売上額等を課徴金の算定基礎とする規定を法定する。
  - ② 公正取引委員会において過去数年間の売上額等の平均値を基礎売上額又は基礎利得額として用いることができることとするとともに、逆に著しく過大であると事業者が主張する場合には、それを一応許容し、合理的な売上額が事業者から提示されない限り、過去数年間の売上額等の平均値に違反行為期間を乗じた額を課徴金の算定基礎とする。
- エ 算定期間にについて何らかの制限を設ける場合、違反行為期間中に企業グループ内で事業譲渡が行われたとき等には、グループ全体として算定期間の制限を適用することが適当と考えられる。

## (2) 算定期間の始期及び終期の見直しの必要性及び方向性

ア 現行課徴金制度では、排除型私的独占や不公正な取引方法については、違反行為をした日から違反行為がなくなる日までの期間が算定期間とされているが、不当な取引制限及び支配型私的独占については、違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該事業活動がなくなる日までの期間（以下「実行期間」という。）が算定期間とされている。

イ 不当な取引制限における実行期間は、昭和52年の課徴金制度制定当時、カルテルのやり得を防止するという課徴金制度の趣旨から、「カルテル行為による経済的利得を事業者が現実に享有する範囲においてその利得におおむね対応した額を課徴金の額としようとする考え方」により、カルテルによる取引が発生する日を課徴金の算定始期とするために設けられたものである。しかしながら、実行期間の始期以降の売上額についてはカルテルの内容を実現したものであるか否かは問わないと解されており、前記1（1）の課徴金制度の趣旨・目的を踏まえると、不当な取引制限と支配型私的独占に限って、課徴金の算定期間のみについて不当利得の正確性を高めるために実行期間を用いる必要性や合理性は低いと考えられる。

ウ したがって、不当な取引制限及び支配型私的独占に対する課徴金の算定期間は、他の行為類型と同様、違反行為をした日から違反行為がなくなる日までの期間に改正することが適当と考えられる。

## 4 課徴金の基本算定率

### 【本研究会としての結論】

- 現行の基本算定率や算定期間の上限が設定されている下では平均的な不当利得も徴収できていないこと、現行の基本算定率が適用されて以降も繰り返し違反がみられること、諸外国においては高額な制裁金等の賦課など厳正な執行が行われていること等に鑑みると、現行の課徴金の水準は、違反抑止に必要十分とはいえない。
- 課徴金の算定基礎となる売上額の算定期間の延長など課徴金制度全体としての課徴金額の水準を引き上げることとし、その中で、必要に応じて基本算定率を見直す。

## (1) 現行の基本算定率

課徴金の基本算定率は、平成3年にそれまでの原則1.5%（法人企業統計による平均的な経常利益率の半分）から6%（法人企業統計による平均的な営業利益率）に引き上げられたが、その後も違反行為は減少せず、違反行為を繰り返す事業者が後を絶たないなど、不当利得相当額を徴収するという従来の仕組みでは、違反行為抑止の観点から不十分として、平成17年改正により、10%に引き上げられた（別紙13参照）。

10%という水準は、①過去の違反事件における不当利得を分析したところ（以下当該分析を「前回利得分析」という。）、その平均値は約16.5%であったものの、9割の事件で8%以上の不当利得があるとみられること（別紙14参照）、②重加算税や医療保険等の不正受給の加算金など他法令において不当利得の4割増し又は2倍増しの金銭を徴収する制度が存在すること等を踏まえ、違反行為抑止という行政目的に照らして必要な範囲の水準として、8%に25%を上乗せしたものとして設定された。

## （2）基本算定率の見直しの必要性

前回利得分析の対象となった事件以降の違反事件における不当利得を分析したところ（以下当該分析を「直近利得分析」という。）、前回利得分析に比して不当利得推計値は減少していたものの、不当利得の平均値は約13.5%と推計された（別紙15参照）。この分析結果は、現行課徴金制度の水準では平均的な不当利得を徴収することもできていないことを示している。また、現行制度では課徴金の算定期間が3年間に限定されているため（前記3（1）参照）、長期間にわたる違反行為では「やり得」を許している。このように、現行制度の下では、不当利得相当額すら徴収できていない事案が生じており、課徴金が抑止力として十分な水準を確保しているとはいえないと考えられる。

また、平成17年改正により基本算定率が10%に引き上げられて以降も、違反行為を繰り返していた又は継続していた事例は依然として多数存在する（別紙16参照）。さらに、公共入札談合事案について、公正取引委員会による調査が開始される前には、当該入札の発注者からの事情聴取に対し、独占禁止法違反行為を行っておらず今後も行わない旨回答し、その旨の誓約書を提出するなどしていたにもかかわらず、公正取引委員会の調査の結果、違反行為を継続していたことが判明した事例も存在する（別紙17参照）。このような事案は、違反行為を組織的に隠蔽しようとする悪質な事業者や、社内調査で違反行為を自ら発見することができない事業者など、独占禁止法遵守に対する真摯な姿勢が欠如していると評価せざるを得ない事業者が存在し、現行課徴金制度の抑止力が未だ不十分であることを示しているものと考えられる。

加えて、経済のグローバル化が進展する昨今においては、諸外国の競争当局により、国際カルテルを含めた競争法違反行為に対して高額な制裁金等を課すなど厳正な対処が行われる傾向にある（別紙18参照）。これに対し、我が国の課徴金は特に欧米と比べると依然として低い水準にあり、我が国における独占禁止法の執行力が諸外国に比して不十分となれば、我が国市場の信認を失いかねない。近年、日本企業が競争法違反により欧米を始めとする諸外国の当局から巨額の制裁金等を受けているが（別紙19参照）、これは、我が国における独占禁止法の執行力が弱いため、日本企業における競争法遵守に対する認識が十分浸透していないことが一因ではな

いかとの指摘もなされているところである。

近年、独占禁止法違反事件処理件数が減少傾向にあるとはいえる（別紙20参照）、これは、平成25年改正による審判制度の廃止に伴い排除措置命令及び課徴金納付命令に係る処分前手続として意見聴取手續が導入されたこと等の結果として、事件処理期間が長期化したことに起因するとも考えられ、事件処理件数の減少が直ちに現行課徴金制度が十分な抑止効果を発揮しており、その結果として違反行為が減少していることを意味するものでもないと考えられる。なお、課徴金減免申請数は、平成25年度には50件まで減少したが、平成26年度は61件、平成27年度は102件と再び増加している（公正取引委員会「平成27年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」平成28年5月25日4頁参照）。

こうした現状に鑑みると、現行の基本算定率が違反行為抑止という行政目的に照らして十分な水準とはいえないと考えられる。

### （3）基本算定率の見直しの方向性

以上から、違反行為抑止という行政目的を達成するためには、基本算定率を引き上げること等により課徴金の水準を引き上げる方向で見直すことが必要と考えられる。ただし、課徴金の算定期間の上限の見直し（前記3参照）、調査妨害行為に対する加算（後記8（3）参照）といった他の改正事項が実現されれば、制度全体として違反行為抑止に十分な課徴金の水準が実現できるとも考えられることから、課徴金制度全体としての課徴金額の水準を引き上げることとし、その中で、必要に応じて基本算定率の水準を見直すことが適当と考えられる。

## 5 業種別算定率

### 【本研究会としての結論】

- 業種別算定率は、過去の事件における適用実績や、昨今の経済実態を踏まえると、その必要性が認められないことから、廃止する。
- 業種別算定率を維持する場合は、一律かつ画一的な要件に基づく業種別算定率の適用と制度趣旨に合致した適用との両立を可能とする制度設計は困難と考えられるため、公正取引委員会が専門的知見により個別に卸売業又は小売業の算定率を適用するか否かを判断する制度とする。

### （1）業種別算定率の趣旨

業種別算定率は、①卸・小売業の取引は、取引を媒介し、それに対する手数料的なものとして対価を受けるという側面が強く、結果としても利益率が小さくなる特色があること、②法人企業統計によると、卸・小売業の売上高営業利益率が大きく異なること等を踏まえ、昭和52年の課徴金制度導入当初から存在する制度である。

具体的な算定率は、平成3年改正時に、小売業又は卸売業を主たる事業として営む法人の売上高営業利益率を集計した法人企業統計において、小売業を主たる事業として営む法人の平均的な売上高営業利益率が約2%，卸売業が約1%であったことを踏まえ、製造業等：小売業：卸売業=6%：2%：1%と設定された。これに対し、平成17年改正では、製造業等については前回利得分析を基に10%と設定された（前記4（1）参照）一方、小売業・卸売業については、事件数が少なかつたことから過去の事件を基に一般化して算定率を決定することは困難との理由により、従来と同様の算定率の差を維持することが適当として、製造業等の算定率を10%とするのとスライドさせて、製造業等：小売業：卸売業=10%：3%：2%と設定された（別紙21参照）。

## （2）業種別算定率の見直しの必要性

業種別算定率は、前記（1）のとおり、現実の不当利得に対応した額を課徴金の額としようとする趣旨に基づくものと考えられるが、現行制度の小売・卸売業の算定率は、製造業等の算定率と異なり、過去の違反行為における不当利得の分析によるものではない。むしろ、直近利得分析によれば、サンプル数は多くないものの、卸売業と認定された違反行為者が含まれる事件の不当利得の平均値は、全体の平均計値（約13.5%）と同等程度の水準（約12.7%）となっている（別紙15参照）。

さらに、昭和52年当初は、複数の事業を複合的に行う事業者はさほど多くなく、卸売業又は小売業に該当する事業は、専ら卸売業又は小売業を主たる事業として営む法人事業者が行っていたと考えられる。しかし、近年は、企業グループ単位での事業活動が多くみられるようになっており、企業グループ内で製造や販売を担当する事業者を分社化している場合が多くみられるほか、企業間の垂直統合、製造小売の一貫化、P B商品を取り扱う大規模小売店、複雑なOEM取引や一括外注等が増加しているなど、事業活動の多様化に伴い、卸売・小売とその他の業種の相違が不明確になりつつある。

こうした事業活動の多様化により、業種認定の困難さが増しており、算定率の差が大きいことから事業者にとって争うメリットが大きいため、認定・訴訟コストを上昇させる要因ともなっている。また、例えば、企業グループとして一体的に事業活動を行っている場合、製造の機能を有しない企業グループ内の事業者をある製品の価格引上げに係るカルテル会合に参加させることによって、容易に基本算定率の適用を免れ、命じられる課徴金額を引き下げることができる制度となっている。この結果、同一の違反行為に関与した事業者の間で、適用される算定率が大きく異なるなど、不平等な取扱いが生じている。現に、近年では、全違反行為者が卸売業と認定された事件はほとんどなく、大規模な企業グループの販売子会社等に卸売業算定率が適用される事例が多くなっている（別紙22参照）。また、小売業と認定され

た事業者はない。

また、業種によって制裁金等を軽減する制度は諸外国には例がない（別紙1参照）。

### （3）業種別算定率の見直しの方向性

業種別算定率は、前記（2）のとおり子細な審査を伴うものとなっていることも踏まえると、課徴金制度の機動的・効率的な運用を含めて違反行為の抑止効果を損ねておらず、前記2（2）で述べた課徴金の算定基礎と同様に、前記1（1）で述べた課徴金制度の趣旨・目的に必ずしも合致するとはいえないと考えられる。現実の不当利得に対応した額を課徴金の額としようとする考え方は、違反行為の抑止という課徴金制度の趣旨・目的に必ずしも合致しないことはこれまで検討してきたところであるが、前記（2）のとおり、業種別算定率は、その考え方にも反していることから、制度を存置する意義は認められず、廃止することが適当と考えられる。

一方、本研究会では、卸売・小売の利益率が低いことは現在も変わらないこと等を理由として、企業グループ単位でみても卸売業又は小売業以外の事業を行っていない事業者等に限定して業種別算定率を維持すべきとの強い意見もあった。そのための方法として、企業グループ単位で違反行為に係る業種を認定する制度が考えられるが、その場合でも、事業者単体で行われていた業種認定が企業グループ単位での業種認定に替わるのみであり、現行制度の問題が十分に解消されると考えにくい。事業活動の多様化等に伴い、一般的に業種の相違が不明確になりつつある昨今においては、現行制度のような一律かつ画一的な要件に基づく業種別算定率の適用と制度趣旨に合致した適用との両立を可能とする制度設計は困難と考えられ、結局、業種の認定コストがかえって上昇したり、企業グループの再編等によって命じられる課徴金を引き下げるといった脱法的な行為を助長したりするなど、不合理な結果を招きかねない。このため、業種認定を維持するのであれば、公正取引委員会が専門的知見により個別に卸売業又は小売業の算定率を適用するか否かを判断する制度とすることが必要と考えられる。

## 6 中小企業算定率

### 【本研究会としての結論】

- 中小企業算定率は、過去の事件における適用実績や、昨今の経済実態を踏まえると、必ずしも必要とはいえないものの、課徴金納付命令の対象となった事業者の総売上高に占める課徴金額の割合は、大企業に比べて中小企業の方が高くなっていることから、軽減された中小企業算定率による課徴金であっても、中小企業に対する違反抑止効果は相対的にみて十分働いているといえると考えられること、中小企業を取り巻く厳しい経済環境に配慮すべきとの意見があること等を踏まえて維持する。
- 他方で、大企業のグループ企業など、実質的に中小企業とはいえない事業者にまで中

小企業算定率が適用される現状は、課徴金制度の趣旨・目的を損なうため、中小企業算定率を適用する事業者を制度の趣旨・目的に合致する範囲に限定する規定を法定する。

### (1) 中小企業算定率の趣旨

中小企業算定率は、昭和52年の課徴金制度の導入時から設けられていた制度ではなく、課徴金の基本算定率が引き上げられた平成3年改正時に、①カルテルによる実際の価格引上げ幅は企業の規模等に左右されることであること、②結果として大企業と中小企業で営業利益率にかなりの幅があること、③規模の大小を区別せずに一定率を引き上げると小規模企業にとって相対的に大きな経済的負担が課されること等を踏まえて導入された。

具体的な算定率は、業種別算定率と同様（前記5（1）参照）、平成3年改正時に、法人企業統計による中小企業の平均的な売上高営業利益率に基づき設定された。これに対し、平成17年改正では、業種別算定率と同様、事業者の規模別の不当利得に係るデータが得られなかったこと等から、①平成3年改正時に比して中小企業の資金的な負担力が低くなっている状況がみられたこと、②中小企業に対する課徴金の算定率の引上げについては経済界等から特に配慮すべきとの意見があったこと等を踏まえ、大企業の基本算定率の引上率（6%から10%）よりも低い引上率（3%から4%）と設定された（別紙21参照）。

### (2) 中小企業算定率の見直しの必要性

中小企業算定率は、上記（1）のとおり、中小企業の経済的負担に配慮するとともに、違反行為者が実際に得る不当利得の水準を課徴金額に反映させようとするものと考えられるが、現行算定率は、過去の違反行為における不当利得の分析によるものではない。むしろ、直近利得分析によれば、中小企業と認定された違反行為者が含まれる事件の不当利得の平均値（約13.0%）は、全体の平均値（約13.5%）と同等程度の水準となっている（別紙15参照）。また、一般的に取引先との価格交渉を要しない公共入札談合や、大企業の子会社においては、中小企業算定率の本来の趣旨は妥当しないと考えられるが、過去の事件をみると、公共入札談合や大企業の子会社に対して中小企業算定率が適用されている例が多くみられる（別紙23参照）。

また、中小企業であることを理由として制裁金等を軽減する制度は諸外国には例がない（別紙1参照）。

このように、中小企業算定率を存続させる意義は相当程度薄れており、現行制度における中小企業の定義の下では、違反行為の抑止効果が十分に発揮されず、違反行為者が実際に得る不当利得の水準を課徴金額に反映させようとする制度導入当初の趣旨にも反する結果が生じていると考えられる。

一方、①中小企業算定率が適用される現行制度下であっても、課徴金納付命令の

対象となった事業者の総売上高に占める課徴金額の割合は、大企業に比べて中小企業の方が高くなっていることから（別紙24参照），軽減された中小企業算定率による課徴金であっても、中小企業に対する違反抑止効果は相対的にみて十分働いているといえると考えられること、②中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況にあるため中小企業に対する課徴金は特に配慮すべきとの意見が経済界から出されていること等から、現時点において中小企業算定率を直ちに廃止することは慎重に検討する必要がある。

### （3）中小企業算定率の見直しの方向性

以上から、今回の見直しにおいては、大企業グループに属する中小企業など、実質的に中小企業とはいえない事業者に対して中小企業算定率が適用されることがないような手当てをした上で、中小企業算定率自体は維持することが適当と考えられる。

中小企業を対象とする措置から大企業の子会社を除外する制度は税法等でも存在することから、我が国法体系下でも、大企業の子会社などを中小企業算定率の適用対象から除外する制度は許容されると考えられる。一方、法人格単位で行政処分を行うことが原則とされる我が国法体系下では、企業グループ単位で課徴金納付命令を行うことは困難と考えられる。したがって、会社法、独占禁止法第4章（企業結合規制）、課徴金共同減免申請（法第7条の2第13及び14項）等における企業グループの定義規定を参考としつつ、企業グループの範囲を一律に規定し、大企業が含まれる企業グループに属する事業者を中小企業算定率の適用から除外する規定を設けることが適当である。

現在生じている問題は、大企業の子会社に中小企業算定率が適用される事例に限られているところ、この問題に対処するためには、企業グループの範囲が一律であっても解消できると考えられる。しかし、今後、企業グループの範囲が一律では、本来、中小企業と認めるべきでない事業者に中小企業算定率が適用されるなど、不合理な結果が生じた場合には、その時点において中小企業算定率を維持する必要性があるか否かも踏まえつつ、公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて中小企業に該当するか否かを個別に決定する制度の導入を検討することが適当である。

## 7 課徴金の加減算

### 【本研究会としての結論】

- 早期離脱に対する軽減算定率は、本来の制度趣旨に反する適用例がほとんどであり、また、早期離脱と課徴金減免制度を利用して、最大で課徴金の60%減が適用されている事業者も存在することを踏まえ、課徴金減免制度の減算率に取り込んだ上、廃止する。
- 繰り返し違反及び主導的役割に対する割増算定率は、現行どおり、得られる不当利得が通常の事件よりも5割程度高いことも踏まえ、違反行為をより実効的に抑止する観点

から、基本算定率に1.5を乗じた一律の算定率とする。

- 一定の場合に、企業グループ単位で繰り返し違反の割増算定率を適用する規定を導入することを検討する。
- コンプライアンス体制の整備状況、支払能力の欠如など、その他の加減算要素は、直ちに導入する必要性が認められないため、今回の見直しでの手当てはしない。

### (1) 現行制度の趣旨

現行課徴金制度では、原則の基本算定率10%のほか、①早期離脱に対する軽減算定率（原則8%）、②繰り返し違反行為及び③主導的役割に対する割増算定率（いずれもそれぞれ原則15%，いずれにも該当する場合は原則20%）が設定されている。

早期離脱に対する軽減算定率は、平成17年改正において、違反行為に着手した者であっても短期間でやめるインセンティブを高める趣旨で導入された。繰り返し違反に対する割増算定率は、平成17年改正において、課徴金を支払うリスクを認識しながら違反行為を繰り返す事業者に対しては、通常の課徴金の水準では違反行為の抑止を十分図れないとの趣旨で導入された。主導的役割に対する割増算定率は、平成21年改正において、主導的な役割を果たす事業者の存在により、カルテル・入札談合等を行うことを容易にし、継続しやすくしていると考えられることから、より実効的に違反行為を抑止する趣旨で導入された。

これらの軽減・割増算定率は、個別の事情を勘案して課徴金を加減算する制度ではなく、基本算定率に代えて、それに応じて法定された一律の軽減・割増算定率を適用する制度となっており、いずれも、不当利得と関連付けた率が設定されている。早期離脱に対する軽減算定率については、現行の基本算定率は8%の不当利得相当額を基本に違反抑止の観点から25%を上乗せして10%と定められているところ、不当利得相当額は徴収する制度として、この上乗せ分を減じた8%が適用される制度として設計されている。また、繰り返し違反及び主導的役割に対する割増算定率については、違反行為によって違反行為者が得た不当利得が通常の事件よりも5割程度高いこと等が考慮され、それ15%の割増算定率が適用される制度として設計されている。（別紙21参照）

### (2) 課徴金の加減算の見直しの必要性及び方向性

ア 早期離脱に対する軽減算定率は、平成17年改正法の施行から約10年が経過し、適用実績をみると、入札失格の喪失によって違反行為に参加できなくなった場合など、自発的に違反行為をやめたものではない事業者に対する適用例がほとんどであり（別紙25参照）、制度の趣旨・必要性に疑義が生じていることから、見直しが必要と考えられる。制度趣旨を明確化するため、自発的に離脱したと認められる場合に限定し、当該制度を存続させることも一つの選択肢として考えら

れる。しかしながら、後記8（2）のとおり課徴金減免制度の改正（減免申請者数の制限の撤廃、課徴金減免制度の減算率の上限の引上げ）を行えば、全ての事業者に早期離脱のインセンティブを与えることが可能であることから、早期離脱に対する軽減算定率は、廃止することが適当と考えられる。

また、EUでは、違反期間の短さは、違反期間を乗じるという算定方法により考慮されるといった理由で、早期離脱に対する軽減措置は講じられていない。我が国でも、3年という算定期間の上限を撤廃又は延長すれば、早期に違反をやめることの効果は相対的に増大するため、早期離脱に対するインセンティブを確保する観点からも、3年という算定期間の上限を撤廃又は延長することが適当である。

イ 現行の繰り返し違反及び主導的役割に対する割増算定率については、直ちに見直しを要するほどの問題が生じているとは認められないため、当面は、現状の制度を維持することが適当と考えられる。

ただし、企業グループ単位での繰り返し違反の事例は近年の事件で確認できる範囲でも10件程度存在し（別紙26参照），直近利得分析によれば、サンプル数は多くないものの、企業グループ単位での繰り返し違反における不当利得の平均値は約21.9%と高くなっている（別紙15参照）。また、①昨今は企業グループ単位でのコンプライアンスが求められていること、②諸外国では、繰り返し違反に対する割増算定率は、企業グループ単位で適用されていること、③課徴金減免制度でも同一企業グループ内の複数の事業者による課徴金減免共同申請が認められていること等から、企業グループ単位で繰り返し違反の割増算定率を適用する制度を導入することを検討することが適当と考えられる。ただし、我が国法体系下では法人格単位で行政処分を行うことが原則とされていることも踏まると、そのような制度設計を検討する際は、違反行為を抑止するために必要不可欠なものに限定する観点から、加算対象とする繰り返し違反の範囲を限定する（例えば、1回目の違反行為を関知し得ないグループ会社による繰り返し違反を除外する。）などの慎重な検討が必要と考えられる。

ウ 直近利得分析によれば、繰り返し違反がみられる事件の不当利得の平均値は約16.5%，主導的役割がみられる事件の不当利得の平均値は約15.9%とそれぞれ推計された。したがって、それらの事案における不当利得相当額が通常の事件よりも5割程度高いこと等を考慮し、違反行為をより実効的に抑止する観点から、原則10%の基本算定率に1.5を乗じた算定率を15%（繰り返し違反と主導的役割のいずれにも該当する場合は20%）に代えるという現行制度の合理性は失われておらず、現行制度を維持することが適当と考えられる。

エ 調査協力インセンティブを高める制度としての課徴金の加減算については後記8において検討するが、それ以外の事情による課徴金の加減算を新たに導入する必要性は現時点では特段認められないと考えられる。コンプライアンス体制の整

備や支払能力に応じた課徴金の減算は、一律かつ画一的な基準を設けることは困難と考えられる一方、公正取引委員会の専門的知見による判断に委ねるほどの必要性が直ちに認められないことから、今回の見直しでは手当てをせず、今後の検討課題とすることが適當と考えられる。

## 8 調査協力インセンティブを高める制度

### 【本研究会としての結論】

- 調査協力インセンティブを高める制度として、違反被疑事業者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて、課徴金を減額する制度を設ける。
- 具体的な方法としては、現行の課徴金減免制度の適用事業者数の限定（最大5社）を撤廃するとともに、申請期限（調査開始日から20営業日を経過するまで）を延長した上、減算率に一定程度の幅を持たせ、減免申請者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて、公正取引委員会が具体的な減算率を決定する制度に改正する。
- 減免申請者には、申請時点から行政調査終了時まで継続して調査に協力する義務（以下「継続協力義務」という。）を法定し、義務違反があった場合は減免を受ける資格を失うこととする（以下「減免失格」という。）ことにより、減免申請者による公正取引委員会の調査への継続的な協力を確保できるようにする。
- 事業者、その役員、従業員、代理人等が、独占禁止法第94条に規定する検査妨害等の罪（以下「検査妨害罪」という。）と同様の行為その他の調査妨害行為を行った場合には、当該事業者の実体規定違反行為に関して算定する課徴金を一定率で加算する制度を導入する。加算の対象とする調査妨害行為はできる限り法定した上で、あらかじめ想定することが困難な調査妨害行為に対応するために、法定する行為に準ずるものを政令で定めることができる制度を法定する。
- 課徴金の加減算対象となる調査協力行為・調査妨害行為の範囲及び減算率の決定方法を明らかにするため、必要な運用基準を策定・公表する。

### （1）総論

ア 現行の課徴金減免制度は、申請順位ごとにあらかじめ法定された一定の要件を満たせば法定された一律の減算率が適用されるものとなっている。このため、課徴金減免制度の適用事業者数の枠内（最大5社）に入れなかった事業者や申請期限（調査開始日から20営業日を経過するまで）までに申請することができなかつた事業者については、調査に協力するインセンティブを確保する仕組みは制度上存在しない。このため、事業者から円滑な調査協力が得られない事例が多数存在する（別紙27参照）。また、減免申請者についても、一定の法定要件を満たせば、真摯かつ積極的な協力を行わなくても一定率の課徴金の減免を受けられる仕組みとなっているため、一定以上の協力をを行うインセンティブは生じない。このため、

非協力的な対応を採る減免申請者も少なからず存在する（別紙28参照）。

イ 独占禁止法には検査妨害罪が存在するものの、この規定の対象は公正取引委員会が法第47条の権限に基づいて行う調査に対して行われる一定の行為に限られている。また、刑事罰という性格上、謙抑主義の要請が及び、相當に高い立証水準が求められるところ、本来の独占禁止法違反被疑事件調査とは別に公正取引委員会が検査妨害罪の立証に割けるリソースは限られている。このため、検査妨害罪に相当し得る事例も少なからず認められるもの（別紙29参照）、これまで告発に至った事例は存在せず、機動的・実効的に調査妨害行為を抑止する手段として検査妨害罪を機能させることには限界があると考えられる。

ウ 前記4（2）のとおり、公共入札談合事案について、発注者からの事情聴取に対し、独占禁止法違反行為を行っておらず今後も行わない旨回答し、その旨の誓約書を提出するなどしていたにもかかわらず、公正取引委員会の調査の結果、違反行為を行っていたことが判明した事例（別紙17参照）が示すとおり、一般的に事業者は得られるメリットがなければ自己に不利益となる事実を自ら進んで当局に明らかにすることはないと考えられる。違反行為の抑止力を十分なものとするためには、独占禁止法違反被疑事件調査の実効性が確保されることが大前提となるところ、自己に不利益となる事実を自ら進んで当局に明らかにした場合に課徴金を減額するというメリットを用意することにより事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高め、同時に、事業者が公正取引委員会の調査を妨害することへのディスインセンティブを高める必要がある。そのためには、諸外国の例（別紙1参照）に倣い、事業者の調査協力度合いに応じて実体規定違反に対して課される課徴金を減算する一方、事業者、その役員、従業員、代理人等が検査妨害罪の対象行為やそれに準ずるような一定の調査妨害行為を行った場合には、実体規定違反行為に対して課される課徴金を加算する制度を設けることが適当と考えられる。

エ カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為は、その性質からして基本的に密室において行われる行為であるため、証拠も残りにくく、発見・解明が困難という特徴がある。このため、違反行為者による調査協力が積極的に行われれば、実態解明はより迅速・正確に行われることとなり、事件処理が効率化することにより、摘発率が向上することが期待され、その結果、違反行為に対する抑止力がより高まるものと考えられる。他方、違反行為者による調査妨害行為が発生すると、実態解明・事件処理の遅延を招くおそれが特に高くなると考えられ、これにより摘発率が低下すれば、違反行為の抑止効果は減殺される。

また、調査に積極的に協力するということは、違反行為が発生した場合の社内調査や違反行為の発生を防止するためのコンプライアンス体制が機能していることの現れといえ、繰り返し独占禁止法違反行為を行う可能性がより低いと考えられる。これに対し、調査に非協力的な対応をとるということは、そのような体制

が整っていないことの現れといえ、繰り返し独占禁止法違反行為を行う可能性がより高いと考えられるため、そのような事業者については独占禁止法違反行為の抑止がより困難になると考えられることから、効果的な抑止を図るために、課徴金を加算する必要があると考えられる。公認会計士法における故意による虚偽証明に対する課徴金の加重（同法第31条の2第1項第1号等）も、相当の注意を怠ったことによる虚偽証明に比べて、抑止がより困難になると考えられることから導入されている制度である（別紙2参照）。

オ 以上から、事業者の調査協力度合いに応じて課徴金を減算する一方、調査妨害行為を行った場合に課徴金を加算する制度は、必要性及び相当性が認められるとともに、我が国の法体系の下でも許容されると考えられる。具体的な制度設計としては、以下のようなものが適当と考えられる。

## （2）調査協力インセンティブを高める制度の必要性及び見直しの方向性

### ア 調査協力度合いに応じた課徴金の減算

#### （ア）課徴金減免制度の拡充

- a 前記（1）のとおり、事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高めるため、調査協力度合いに応じて、課徴金を減算する仕組みを設けることが適当と考えられる。
- b この場合に、現行法上、課徴金を減算する制度としては既に課徴金減免制度が存在するため、この制度との関係が問題となり得る。この点、制度が過度に複雑となることを回避して予見可能性を確保するとともに、減額の適用対象となり得る事業者を明確にして透明性を確保し、もって公正取引委員会の恣意的な運用を防ぐ観点から、調査協力度合いに応じた減算制度は、課徴金減免申請をした者に対して適用するものとすることが望ましいと考えられる。
- c 具体的には、広く調査対象となる事業者に対して調査協力インセンティブを付与するため、現行課徴金減免制度の適用事業者数の限定（最大5名）を撤廃するとともに、申請期限（調査開始日から20営業日を経過するまで）を延長することが適当と考えられる。一方で、より早期に減免申請を行うインセンティブを失わせないようにするために、最初に申請した者に対する課徴金を免除する点は維持し、2位以下の減免申請者に対しては、減算率に一定程度の幅をもたせ、当該幅の範囲内で、調査協力度合いに応じて公正取引委員会が具体的な減算率を決定する制度を導入することが適当と考えられる。どの程度の減算率の幅を設定するかについては、①早期離脱に対する軽減算定率を減免制度に組み込む（早期離脱に対するインセンティブを高める）観点、②減免申請を早期に行うことのインセンティブを確保する観点及び③後記（イ）で検討する調査協力度合いの判断基準に照らしてより有効な調査協

力が得られるようにする観点から、立法化の過程において、現行制度の軽減率・減算率を参考としつつ、慎重に検討することが必要と考えられる。一般論としては、減算率の幅は大きいほどより有効な調査協力が得られやすくなると考えられる。

- d 調査協力度合いに応じた課徴金の減算の趣旨を前記（1）エのように捉えれば、課徴金減免制度の適用事業者数の限定（最大5名）を撤廃し、申請期限（調査開始日から20営業日を経過するまで）を延長したとしても、特段の問題は生じないと考えられる。

#### （イ）調査協力度合いの判断基準

- a 調査協力度合いを判断する基準としては、公正取引委員会による恣意的な法運用や司法取引的な要素を排除する観点から、例えば、減免申請者が自主的に提出した証拠（陳述書等を含む。）を以下の点から評価し、具体的な減算率の決定に反映させることが適当と考えられる。
- ① 調査開始日前の申請については、立入検査の確実性・正確性・迅速性を高める度合い
  - ② 全ての申請について、公正取引委員会が行政処分を行うために認定する違反事実の立証への寄与の程度等（公正取引委員会が既に把握している証拠と比較して評価される付加価値の度合いを含む）
- b 付加価値の度合いは、証拠が提出された時点における当該証拠の付加価値を基準に減算率を決定しようとすると、①効率的・効果的な実態解明・事件処理に貢献したかは、違反事実の全体が解明されていない段階で判断できるものではなく、最終的にどのような違反事実が認められるかが定まった段階で判断せざるを得ないこと、②減算率の決定に至る判断過程が複雑となり、かえって効率的かつ迅速な事件処理が妨げられるおそれがある。このため、排除措置命令及び課徴金納付命令に係る意見聴取の通知に含まれる「公正取引委員会の認定した事実」（法第50条第1項第2号）及び「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」（法第62条第4項）を立証するためにどれだけの付加価値があったかに応じて減算率を決定することが適当と考えられる。また、証拠は早期に提出された方が、より早期かつ効率的な実態解明につながることから、より付加価値の高い証拠と評価すべきと考えられるため、証拠の提出時期も考慮しつつ、減算率を決定することが適当と考えられる。
- c 透明性・予測可能性の観点からは、証拠価値の評価基準や減算率の決定方法は可能な限り明確化する必要があるが、多種多様な事案に対応できる証拠価値の判断基準や減算率の決定方法を逐一法定することはそもそも不可能と考えられることに加え、あまりに画一的な基準では、現行の課徴金減免制度と同様に必要最小限の調査協力や不十分な調査協力インセンティブしか確保

できなくなるおそれがある。したがって、証拠価値の評価及び具体的な減算率の決定は、公正取引委員会の専門的知見による判断に委ねることが適當と考えられる。

#### (ウ) 調査協力度合いに応じた減算制度の導入に伴う考慮事項

公正取引委員会の審査官等が減免申請者の従業員等から供述聴取を行った際に作成される供述調書を減算の評価対象とした場合、より高い減算率を得るため、又は、減免失格とならないため、当該従業員等が公正取引委員会の審査方針に迎合した供述を行う結果として、事実に反する供述調書が作成されるおそれがあるとの指摘がなされていることに配慮し、供述調書は減算率を決定する際の評価対象とはしないことが適當と考えられる（調査協力インセンティブを高める制度により必要となる防御権については後記14参照）。一方、事業者が社内調査を実施して違反事実の立証に寄与する証拠を公正取引委員会に提出することは、これまでの我が国における課徴金減免制度の運用や諸外国の例に照らすと十分可能であり、その過程では弁護士が関与することができることから、公正取引委員会の審査方針に迎合することは基本的にはないと考えられるため、減免申請者が自ら提出する証拠のみを減算率を決定する際の評価対象とすることが適當と考えられる。

また、違反行為の不存在や当初の違反被疑事実を縮小させる証拠についても評価の対象とすべきとの指摘がある。しかしながら、調査協力度合いに応じた課徴金の減算制度を導入する趣旨は、自己に不利益となる事実を自ら進んで当局に報告するインセンティブを与えるところにあるため、あくまで、自ら不利益となる違反行為の立証に資する証拠が提出された場合を減算対象とすることが適當であると考えられる。

さらに、事業者の調査協力インセンティブをより一層高め、制度を実効性あるものにするためには、前述したような課徴金減免制度の拡充に併せて、違反行為を行った場合に課される課徴金の基本的な水準を引き上げる必要があり、基本算定率の引上げや、課徴金の算定基礎となる売上額の算定期間の延長といった改正を併せて実施することが適當と考えられる。

#### イ 継続協力義務及び減免失格事由

(ア) 現行課徴金制度の下では、非協力的な対応を探る減免申請者が存在することから（別紙28参照）、このような非協力的な対応を抑止し、効率的・効果的な違反行為の実態解明を進めるためには、新制度の下では、減免申請者に、例えば以下のような継続協力義務を課すとともに、これらの義務の遵守を確保するため、義務違反をした減免申請者については、減免失格とすることが適當と考えられる。

- ① 公正取引委員会に対して速やかに違反行為に関する全ての保有する情報及び入手可能な情報を提供すること
  - ② 公正取引委員会が行政処分を行うために必要な事実の立証に必要な情報の提供依頼（独占禁止法第47条に基づくものか否かを問わない）に対して迅速に回答すること
  - ③ 公正取引委員会による供述聴取（独占禁止法第47条に基づくものか否かを問わない）に従業員等を応じさせること
  - ④ 公正取引委員会の承認なしに、減免申請した事実及びその内容を第三者に明らかにしないこと
  - ⑤ 上記①から④までの義務を、公正取引委員会の行う行政調査終了時まで遵守すること
- (イ) また、①減免申請者が報告又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていた場合（独占禁止法第7条の2第17項第1号）、②減免申請者が報告後に公正取引委員会から行われた追加報告要求に対してこれを行わず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合（独占禁止法第7条の2第17項第2号）、③減免申請者が他の事業者に違反行為をすることを強要していた場合及び他の事業者が違反行為をやめることを妨害していた場合（独占禁止法第7条の2第17項第3号）に減免失格とする現行制度を変更する理由は特に認められないことから、新制度でもこれを維持することが適当と考えられる。ただし、これらの減免失格事由については、上記（ア）の継続協力義務及び下記（3）の調査妨害行為に対する課徴金の加算制度との適用関係を整理する必要があると考えられる。

### （3）調査妨害ディスインセンティブを高める制度の必要性及び見直しの方向性

- ア 前記（1）のとおり、調査妨害に対するディスインセンティブを高める制度として、事業者、その役員、従業員、代理人等が検査妨害罪の対象行為やそれに準ずるような一定の調査妨害行為を行った場合には、実体規定違反行為に対して課される課徴金を一定率で加算する制度を設けることが適当と考えられる。
- イ この場合に、現行の検査妨害罪や実体規定違反に対する刑事罰との関係が問題となる。しかし、調査妨害行為に対して課徴金を加算する制度は、調査妨害行為自体の反社会性・反道徳性に着目して道義的非難に基づく制裁を加えるものではなく、前記（1）エのとおり、①調査妨害行為を防止することにより、効率的・効果的な違反行為の実態解明・事件処理を実現して摘発率を向上させる、②繰り返し違反を行う可能性がより高いと考えられる事業者に対して効果的な抑止を図るなど、独占禁止法違反行為に対する抑止力を高めることを目的とするものであり、独占禁止法違反行為の抑止という課徴金制度の趣旨・目的にも合致する。また、前記（2）アで検討した調査協力インセンティブを高めるために課徴金を減算する制度とは異なり、課徴金を加算する方向の制度となるため、加算率は一

定の幅の中で公正取引委員会が決定するのではなく、あらかじめ一定率を法定することが適當と考えられる。また、加算率は、検査妨害罪の罰金額（後記13参考）や重加算税等の他法令の制度を踏まえて、前記1（1）で検討した課徴金制度の趣旨・目的の範囲内で決定することが適當と考えられる。こうした制度であれば、我が国法体系上も、検査妨害罪とその趣旨・目的を異にする違反抑止のための行政措置と整理することができると考えられる。したがって、調査妨害行為に対する課徴金の加算に加え、検査妨害罪や実体規定違反に対する刑事罰との併科が憲法第39条（二重処罰の禁止）等の問題を生じさせることはないと考えられる。

また、課徴金の加算対象とする具体的な調査妨害行為は、明確性の観点からできるだけ法定するとともに、現時点では予測できない行為を機動的に追加できるよう、法定する行為に準ずるものを政令で定める制度を設けることが適當と考えられる。

ウ 減免申請者が調査妨害行為をした場合は、①効率的・効果的な違反行為の実態解明・事件処理を阻害しながら減免を認めることは課徴金減免制度の趣旨に反すること、②現行制度でも減免申請者が報告又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていた場合は減免の資格を失うこととなること等を踏まえると、減免失格とすることが適當と考えられる。

#### （4）法運用の透明性・実効性及び予見可能性の確保の必要性及び見直しの方向性

前述したような、調査協力インセンティブを高める制度や調査妨害ディスインセンティブを高める制度を導入した場合は、公正取引委員会の法運用の透明性・実効性を確保するとともに、事業者の予見可能性を高めるため、事業者が提出した証拠をどのように評価してどの程度減算するのか、また、どのような行為が調査妨害行為として加算の対象となるのかといったことについて、公正取引委員会は、必要な運用基準を事前に策定・公表して事前に広く国民に明らかにするとともに、実際に適用した加減算の説明を含めた運用実績を事後に広く国民に明らかにする必要があると考えられる。

## 9 和解制度

### 【本研究会としての結論】

- 今回の見直しではE.U型和解制度（注）の導入は見送り、新制度の運用状況を踏まえて、必要に応じて今後の検討課題とする。  
(注) 当局と違反行為を認めた事業者との間での合意により、行政処分に係る手続を簡略化し、制裁金等を減額する制度をいう。

- (1) EUでは、カルテル事件について、競争法の執行機関である欧州委員会が和解に適する事案であるのかを判断した上で協議を開始し、事業者が違反行為に係る事実認定及び処分内容を争わないことを申し出て、当局が合意した場合には、行政処分に係る手続を簡略化するとともに、制裁金の減額が行われる制度が2008年に導入され、運用されている。
- (2) 当該和解制度は、処分前手続を簡略化することで手続の効率化を図り、欧州委員会のリソースを他の事件に投入することで、摘発率を増大させ、欧州委員会の競争法執行全体としての効率性を高めようとするものである。欧州委員会では、カルテル事件における通常の手続の場合、処分案の送付から処分時までの期間は平均21か月程度を要しているが、和解制度が適用された場合、当該期間は平均2.3か月に短縮されている（別紙30参照）。一方、我が国では、独占禁止法違反事件に係る事前手続（意見聴取手続）は通常2か月程度で行うこととされており、国際的に見て迅速な事件処理が行われているということができ、これを更に迅速化させることを目的として新しい制度を導入する喫緊の必要性があるとはいえない。
- (3) また、調査協力インセンティブを高める制度が導入されれば、事業者からの自主的な協力が得られることにより、公正取引委員会の実態解明・事件処理の効率化・迅速化が図られると考えられる。このため、和解制度については、今後、調査協力インセンティブを高める制度が実際に導入された場合に、その運用状況を踏まえて、必要に応じて今後の検討課題とすることが適当と考えられる。

## 10 賦課方式

### 【本研究会としての結論】

- 課徴金の算定・賦課方式に係る基本的枠組み及び考慮要素は原則として法律で規定した上で、多様かつ複雑な経済実態に応じて違反行為の抑止を効果的に図るために必要な事項については、①政令等に委任する、又は、②公正取引委員会の専門的知見による判断に委ねる。
- 課徴金の義務的賦課制度は維持し、私的独占等について一定の場合に課徴金を賦課しないこととする規定は、確約制度（注）の導入後の運用状況を踏まえ、必要に応じて今後の検討課題とする。
- 現行制度の裾切額（100万円未満）は維持する。  
(注) 平成28年12月9日に成立したTPP協定整備法において定められている制度であり、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により、違反の認定を行わずに疑いの理由となった行為を排除する制度をいう。

### （1）課徴金の基本的な算定方式

前記第2の2及び第3の1で検討したとおり、現行課徴金制度の下でも、多様か

つ複雑な経済実態に応じて違反行為の抑止を効果的に図るために必要がある事項については、①政令等に委任する制度、又は、②公正取引委員会の専門的知見による判断に委ねる制度は許容されると考えられる。また、前記2から9で検討した制度であれば、上記①及び②のような制度が必要な範囲は、課徴金の算定基礎とする売上額の決定、調査協力度合いに応じた課徴金の減算率の決定及び課徴金の加算対象となる調査妨害行為の決定に限られる。これによれば、現行課徴金制度の趣旨・目的の範囲内で、課徴金の算定・賦課方式に係る基本的枠組み及び考慮要素は原則として法律で規定しつつ、①及び②のような規定を設けることにより対処することが可能と考えられる。

## (2) 義務的課徴金賦課制度

ア 独占禁止法第7条の2第1項には、違反行為があるときは「課徴金を…納付することを命じなければならない」と規定されており、命じない裁量を認めていない。これは、課徴金制度が導入された昭和52年当時、①類似の制度として、国民生活安定緊急措置法における課徴金制度や税法上の重加算税があったが、これらはいずれも一定の要件があれば当然課される制度となっていたこと、②課徴金制度が行政上の措置であり、行為に伴うあらゆる事情を斟酌して運用されるような刑事罰とは性格を異にするという考え方に基づき、一定の方式で金額が算出された場合に、これを個別の事情を斟酌して、公正取引委員会が裁量的に減免するということは、制度として適切でないと考えられていたことによる。

イ 第3の1(1)のとおり、「違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を減少し、違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置」が課徴金の法的性格であることからすれば、違反行為の抑止の必要がない場合には課徴金を課さないとする制度が妥当とも考えられるため、違反行為者にいかなる落ち度も観念できないような場合（例えば、排除の意図等が全くない新たなビジネスモデルが競争制限効果を生じさせて排除型私的独占に該当する場合等）など、課徴金賦課による抑止の必要性が低いと考えられる一定の場合には課徴金を賦課しない規定を設けることが適切とも考えられる。

ウ しかしながら、「賦課できる」といった規定にした場合には課徴金を賦課する場合に公正取引委員会が賦課する理由を説明する必要が生じ、円滑な法執行に支障が生じるおそれがあると考えられる。また、少なくともカルテル・入札談合に対して賦課しない規定とするべき必要性は認められず、その他の行為についても賦課しない規定を設けるべき差し迫った必要性は認められない。さらに、カルテル・入札談合以外の行為については、平成28年12月9日に成立したTPP協定整備法において定められている確約制度の対象となることが想定される。確約制度は、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により、違反の認定を行わずに疑いの理由となった行為を排除する仕組みであって、

競争上の問題の早期是正、当局と事業者が協調的に事件処理を行う領域の拡大に資するものであることから、その導入が強く望まれる制度である。したがって、カルテル・入札談合以外の行為については、確約制度を通じた効率的・効果的な事案解明が期待されるため、確約制度の導入後の運用状況を踏まえ、見直しの必要性を検討することが効果的と考えられる。

エ したがって、現行の義務的賦課制度は維持し、一定の場合に課徴金を賦課しない規定は今後の検討課題とすることが適当と考えられる。

### (3) 帰切り額

ア 独占禁止法第7条の2ただし書きでは、課徴金の「額が100万円未満であるときは、その納付を命じることができない」と規定(以下「帰切り規定」という。)されている。帰切り規定は、昭和52年の課徴金制度導入当時から設けられている制度であり、課徴金額が一定額に満たない場合は、課徴金の納付を命じることができないとする制度である。その趣旨は、①少額の課徴金では課徴金の抑止効果という観点からはあまり意味がないこと、②公正取引委員会の事務負担を軽減すること、③中小零細企業に対して配慮することなどが挙げられる。

イ 昭和52年の課徴金制度導入当時の帰切り額は20万円であったが、平成3年改正で、名目GDPが大幅に上昇したこと等から50万円に引き上げられ、平成17年改正では、課徴金の基本算定率が10%に引き上げられることに伴い、帰切り額が据え置かれると、従来と同じ売上額であっても課徴金納付命令の対象となる場合が生じることとなったため、帰切り額は100万円に引き上げられた。今回の見直しでは、①課徴金額の設定根拠となる不当利得相当額やそれに上乗せされる額は他法令と同等の水準にとどまると考えられること、②平成27年の名目GDPが平成17年の帰切り額引上げ時とほぼ同水準となっていること、③帰切りが適用された事業者数が相当数存在することを踏まえると、帰切り額を見直すべき特段の必要性は認められないため、現行制度を維持することが適当と考えられる。

## 1.1 行為類型による相違

### 【本研究会としての結論】

- 現行の課徴金制度の対象となっていない行為類型(対価性のない不当な取引制限及び不公正な取引方法の一部等)は、従来と同様、課徴金の対象とするための立法事実がないことから、課徴金制度の対象としない。
- 優越的地位の濫用については多くの事案が審判係属中であること、他の不公正な取引方法(4類型)及び私的独占については課徴金納付命令の実績もないことから、原則として不当な取引制限の見直しに合わせて所用の改正を行うほかは、現行制度を維持する。

- 現行制度の下で課徴金減免制度の対象とされていない行為類型に対する調査協力度合いに応じた課徴金の減算は、確約制度の運用状況を踏まえ、見直しの必要性を検討する。

#### (1) 課徴金制度の対象となる違反行為

- ア 現行制度において、課徴金の対象となっている主な行為類型は以下のとおりである（別紙21参照）。
- 不当な取引制限のうち、「対価に係るもの」又は「対価に影響することとなるもの」（以下「対価要件」という。）また、購入カルテルを含む。
  - 支配型私的独占のうち、対価要件を満たすもの。
  - 全ての排除型私的独占。
  - 不公正な取引方法の一部（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用のそれぞれ一部）。
  - 事業者団体の禁止行為の一部。
- イ 上記ア以外の違反行為については、法的措置件数がわざかしかないこと（別紙31参照）等を踏まえると、現時点では、対価要件が認められない不当な取引制限も含めて、課徴金の対象となる違反行為を拡大すべき必要性は特段認められない。また、現在課徴金の対象となっている違反行為についても、以下の（2）～（5）で記載された点を除き、特段改正すべき必要性は認められないと考えられる。

#### (2) 私的独占

第3の1～10で検討した不当な取引制限に対する課徴金の算定・賦課方式に係る改正事項のうち、①算定期間の延長又は撤廃、②業種別算定率の撤廃、③企業グループ単位での繰り返し違反に対する割増算定率の導入、④調査妨害行為に対する課徴金の加算制度の導入については、支配型及び排除型私的独占についても不当な取引制限と見直しの必要性があることに変わりはないことから、不当な取引制限の課徴金制度の見直しに合わせて所要の改正を行うことが適当と考えられる。

なお、私的独占は、確約制度（前記10（2）ウ参照）の対象となることが想定されるところ、確約制度を通じた効率的・効果的な事案解明が期待されるため、前記8（2）で検討したような調査協力度合いに応じた課徴金の減算制度については、確約制度の導入後の運用状況を踏まえ、見直しの必要性を検討することが適当と考えられる。

#### (3) 不公正な取引方法

- ア 優越的地位の濫用以外の課徴金の対象となる不公正な取引方法（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束）については、平成21年の制度導入時から現在まで、課徴金納付命令の実績がないことを踏まえ、特段改正すべき

必要性は認められず、基本的には、現行制度を維持することが適當と考えられる。他方、私的独占と同様に、①算定期間の延長又は撤廃、②業種別算定率の撤廃、③企業グループ単位での繰り返し違反に対する割増算定率の導入、④調査妨害行為に対する課徴金の加算制度の導入については、いずれの不公正な取引方法についても不当な取引制限と見直しの必要性があることに変わりはないことから、不当な取引制限の課徴金制度の見直しに合わせて所要の改正を行うことが適當と考えられる。また、不公正な取引方法も、確約制度（前記10（2）ウ参照）の対象となることが想定されるところ、調査協力度合いに応じた課徴金の減算制度については、私的独占と同様に、確約制度の導入後の運用状況を踏まえ、導入の必要性を検討することが適當と考えられる。

イ 優越的地位の濫用に対する課徴金制度については、審判手続で「当該行為の相手方」の該当性をめぐって被濫用事業者ごとの子細な認定が求められることによって、多大な審査・訴訟コストが費やされているため、優越的地位の濫用行為をより迅速に排除できるよう、多様な解決策を整備する必要があるとも考えられる。しかしながら、適用事例の多くが審判手続中であり、算定の運用・解釈が十分に確立・定着していない中で法改正を行うことは、いたずらに混乱を招くおそれがあるとも考えられること、優越的地位の濫用は、前記（2）の確約制度の対象となることが想定されることから、審判・裁判の結果や、確約制度の導入後の運用状況を踏まえ、見直しの必要性を検討することが適當と考えられる。

#### （4）事業者団体による違反行為

ア 現行課徴金制度では、第8条第1号又は第2号の規定に違反する事業者団体の禁止行為に対する課徴金の賦課対象者は、違反行為をした事業者団体ではなく、その構成事業者となる（独占禁止法第8条の3）。これは、①構成事業者は当該違反行為による利益を享受すること、②違反行為の結果が帰属する構成事業者に課徴金を課すことは違反行為の抑止の観点から効果的であることによるものである。

イ 課徴金制度を前記（1）のとおり不当利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、「違反行為を抑止するために行政庁が違反行為者等に対して不当利得相当額以上の金銭的不利益を課すもの」と解するのであれば、上記ア①の点を重視する必要はなく、違反行為の主体である事業者団体に対して課徴金を課すことが適當とも考えられる。しかしながら、①前記第2の2記載のとおり、今回の見直しは、現行課徴金制度の趣旨・目的の範囲内で行うものであること、②事業者団体の財務状況を踏まえると、課徴金を支払うことができない場合が多いと考えられること、③事業者団体は解散・結成が容易であること等を踏まえると、敢えて現行制度を見直す必要性は認められず、現行制度を維持することが適當と考えられる。

ウ 事業者団体による違反行為に対する課徴金は不当な取引制限に対する課徴金とほぼ同様の制度となっており、課徴金減免制度も適用されるため、調査協力度合

いに応じた課徴金の減算制度も含め、第3の1～10で検討した不当な取引制限に対する課徴金の算定・賦課方式に係る改正事項に合わせて所要の改正を行うことが適当と考えられる。

#### (5) 自主申告制度

ア 我が国では、景品表示法や金融商品取引法において、企業のコンプライアンス体制の構築に係るインセンティブを高める等の観点から、自主申告による課徴金の減額制度（以下「自主申告制度」という。）が設けられている（景品表示法第9条、金融商品取引法第185条の7第14項）。

イ 独占禁止法には課徴金減免制度が存在するが、同制度は、カルテル・入札談合が密室の行為であり、発見・解明が困難であることを踏まえ、カルテル・入札談合のみを対象として、その摘発や事案の真相究明を十分に図るために導入された制度となっているため、他の行為類型については同様の制度は設けられておらず、違反行為者が自主的に違反行為を発見して公正取引委員会に対して報告するインセンティブが存在しない。

ウ しかしながら、私的独占は、景品表示法違反行為や金融商品取引法違反行為と比較して、外形的・客観的に違法行為か否かが認識しづらく、企業がコンプライアンス体制を構築しても有効に機能しづらいという側面がある。また、優越的地位の濫用以外の不公正な取引方法については、繰り返し違反が要件とされているため、1回目の違反行為の後に有効にコンプライアンス体制が機能していなかつたからこそ、再発行為が行われたのであって、このような事業者に対して自主申告制度を設けるべき必要性に乏しいと考えられる。

エ 優越的地位の濫用については、類似の行為を規制している下請法の自主申告制度が一定の成果をあげていること等から検討の余地はあると考えられるものの、課徴金減免制度の対象とならない私的独占や不公正な取引方法については、現状、自主申告制度が認められていないことによる具体的な問題は認められず、また、前記（2）の確約制度の対象となることが想定されることから、自主申告制度の導入は、確約制度の運用状況を踏まえ、その必要性を検討することが適当と考えられる。

### 12 課徴金と刑事罰及び民事損害賠償等との関係

#### 【本研究会としての結論】

- 新制度は現行課徴金制度の趣旨・性格の範囲内で制度設計することとし、両罰規定、自然人に対する刑事罰など現行の刑事罰に係る制度は改正しない。
- また、課徴金と民事損害賠償金等とを調整する規定は設けない。

## (1) 課徴金と刑事罰との関係

### ア 法人に対する刑事罰

- (ア) 現行制度では、私的独占又は不当な取引制限があった場合は、独占禁止法第95条（両罰規定）によって、その行為者を罰するほか、その法人に対しても5億円以下の罰金刑を科すことができる（独占禁止法第95条）。これらの違反行為については、専属告発とされ、事件が刑事訴追に値するかどうかの第一次的判断権が公正取引委員会に与えられており、告発がなければ検察官は事件の訴追を行うことができない（独占禁止法第96条）。
- (イ) 現行制度においては、課徴金と刑事罰が併科される仕組みとなっているが、課徴金と刑事罰の併科が二重処罰に反しないことは前記第2の2のとおりであり、また、刑事罰が必要であることについては過去の累次の研究会でも議論がなされてきたとおり（別紙5参照）であり、現状刑事罰の必要性が失われているとはいえないのみならず、現諸外国における厳正な競争法の執行等を踏まえると、むしろ刑事罰の必要性は高まっているともいえることから、課徴金と刑事罰が併存する現行制度の枠組みは維持することが適当と考えられる。
- (ウ) なお、現行制度の下では、課徴金と罰金は違反行為を抑止するという機能面で共通する部分があるため、両者を併科する場合はこの共通部分に係る調整として、課徴金から罰金の2分の1を控除する規定が政策判断として設けられている（独占禁止法第7条の2第19項等）。今回の課徴金の見直しによって、見直し後の課徴金制度が刑事上の責任を問う観点からの制裁的機能が強まる場合には、当該規定を見直すことも考えられるが、現行課徴金制度の趣旨・目的の範囲内で見直しが行われる限りは、当該規定を見直す必要性も生じないと考えられる。

### イ 自然人に対する刑事罰

- (ア) 現行制度では、私的独占又は不当な取引制限を行った自然人に対しては、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金を科すことができる（独占禁止法第89条）。現在、刑事告発をおそれて課徴金減免制度の利用をためらう事業者が現れないとも限らないことから、課徴金減免制度を有効に機能させるために、公正取引委員会は、調査開始前に最初に課徴金減免申請をした事業者及びその従業員等については告発しない方針を採用しているが（別紙32参照）、第2位以下の減免申請者及びその従業員等に対してはケースバイケースで判断することとされている（別紙33参照）。
- (イ) 課徴金制度の見直しに際して、調査協力インセンティブを向上させる制度が導入される場合、特に2位以下の減免申請者について、事業者がより高い減算率を得るために従業員等に対して調査協力に応じるよう指示するケースが増加し得るところ、従業員等が事業者の指示に従って行政調査に協力した後、犯則

調査が行われ、当該従業員等が告発されることとなれば、従業員等から調査協力が得られにくくなるおそれがあるため、調査協力に応じた従業員等を刑事告発対象から除外すべきであるとの指摘がある。しかしながら、行政調査段階で作成された調書は犯則調査で証拠として使用されておらず、犯則調査手続において別途調書を取っているところ、犯則調査においては、供述拒否権が保障されていることから（最判昭和59年3月27日・昭和58年（あ）第180号）、行政調査における協力（特に違反行為の供述・陳述）の場面で刑事告発のおそれを考慮する必要はなく、現行の告発方針の下で、調査協力インセンティブを損なうおそれは低いと考えられる。したがって、刑事告発に関する方針を含め、現行制度の刑事罰の枠組みは維持することが適当と考えられる。

## （2）課徴金と民事損害賠償等との関係

ア 独占禁止法違反行為を行った事業者は、独占禁止法の課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2）に加えて、①違反行為により損害を受けた者による損害賠償請求（独占禁止法第25条、民法第709条等）や②不当利得返還請求（民法第703条等）、③発注者による違約金請求等を受ける可能性がある。これらの債権と課徴金及び罰金は、それぞれ趣旨・目的が異なるため、課徴金と民事損害賠償金等との調整規定を設けるべき憲法上の要請はないと考えられる。裁判例でも、「民法上の不当利得に関する制度は、専ら公平の観点から権利主体相互間の利害の調整を図ろうとする私法上の制度であって、課徴金制度とはその趣旨・目的を異にするものであり、…当然には、本件課徴金と国が原告に対し返還を求めている不当利得金とが実質的に重複する関係にあり、原告らが同一の事実関係を原因として二重の経済的不利益を課される結果とならないように両者の調整を要するものといえないことは明らか」（東京高判平成9年6月6日・平成8年（ケ）第179・188・189号）と判示されている（別紙6（9）参照）。したがって、現行課徴金制度の趣旨・目的の範囲内で課徴金制度の見直しがなされる限り、課徴金と民事損害賠償金等との調整規定を設ける憲法上の要請等はないと考えられる。

イ 課徴金と罰金の併科は二重処罰に反するものではないものの、両者が違反行為を抑止するという機能面で共通していることから、両者の調整規定を政策的に設けていることを踏まえ、違反行為を行った事業者は、同一の違反行為を根拠として、それぞれに金銭を支払うこととなるため、全体として、当該違反行為により得られた不当利得（相当額）を超える金銭が徴収される可能性があるといった理由から、課徴金と民事損害賠償金等との調整規定を政策的に設けるべきとの考え方がある。しかしながら、我が国では、米国の3倍額訴訟のような懲罰的民事損害賠償制度は存在せず、民事損害賠償制度それ自体は基本的に違反行為の抑止という機能面で共通する部分もないことから、政策的にも調整する必要性に欠けると考えられる。

### 13 調査妨害行為に対するペナルティー

#### 【本研究会としての結論】

- 検査妨害等の罪（独占禁止法第94条）については、他の経済法令と比較して、法人に対する刑事罰が著しく低い水準にとどまっていることを踏まえ、本改正による措置体系全体のバランスを踏まえて、法人に対する刑事罰の強化を視野に入れて検討する。
- 公正取引委員会において、検査妨害罪を積極的に活用することを検討する。
- 調査妨害行為は実態解明を阻害する行為であるところ、調査妨害行為に対する課徴金の加算制度を導入したとしても、調査妨害行為により違反行為が認定できなければ一切のペナルティーがかかるないことから、調査妨害行為自体に対する行政上の金銭的不利益処分を導入することについて、新制度の運用を踏まえ、今後の検討課題とする。

#### （1）検査妨害等の罪（独占禁止法第94条及び第95条）

- ア 独占禁止法第94条は、第47条に基づく調査権（以下「47条調査権」という。）の実効性を担保することを目的として、47条調査権による処分に違反して、①立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者や②審尋の際に、事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者等に対し、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すると規定している。
- イ 検査妨害罪は、平成17年改正によって、他の経済法令の水準まで引き上げることが適當とされ、自然人に対しては、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金から、現在の法定刑（1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に引き上げられているが、法人に対する罰金（300万円）は他の経済法令の水準（2億円）に比して著しく低い水準にとどまっている（別紙34参照）。最近5年間における課徴金の1事業者当たりの平均額は約2億2000万円であることを踏まえると、300万円の罰金では、調査権限の実効性を担保するために不十分と考えられる。
- ウ また、調査妨害行為に対する課徴金の加算制度を導入することが適當と考えられるところ、同制度により加算されることとなる課徴金額とのバランスを踏まえても、検査妨害罪については、法人に対する罰金刑を他の経済法令と同水準まで引き上げることが適當と考えられる。
- エ 同時に、公正取引委員会においても、別紙29のような検査妨害罪に相当し得る事例が認められた場合には、積極的に刑事告発を行うことを検討する必要があると考えられる。

#### （2）その他調査妨害行為の抑止に実効性のある制度

- ア 前記（1）のとおり、調査妨害行為に対しては、検査妨害罪が規定されており、

刑事罰の持つ強力な社会的影響力を踏まえると、調査妨害行為に対して刑事罰の規定が設けられていることは、調査妨害行為に対する抑止力として一定の実効性を有することに疑問の余地はない。

イ 他方、一般的には、検査妨害罪のような刑事罰は、謙抑主義の要請が及び、①故意の認定など立証水準が高いと考えられること、②刑事告発相当の悪質性や具体的な被害・影響等が認められる必要があると考えられること等から、検査妨害罪を機動的に適用していくのは容易でないと考えられる。立入検査の妨害や証拠隠滅行為は、一度でも行われると、実態解明を大きく阻害するおそれがあり、独占禁止法の執行を著しく困難にするおそれがあることから、調査妨害行為に対する抑止力を高め、機動的に対処していくことが望ましいことを踏まえると、調査妨害行為に対して、刑事罰とは別に、調査妨害行為の抑止に実効性のある措置やペナルティーを確保する必要があると考えられる。

ウ そのためには、前記8（2）で検討した調査妨害行為に対する課徴金の加算制度により対処することが適当と考えられるが、その場合、調査妨害行為により違反行為が認定できなければ一切のペナルティーがかからないことから、行政調査の実効性を確保するためには、調査妨害行為自体に対する行政上の金銭的不利益処分の導入が考えられる。ただし、調査妨害行為に対して行政上の金銭的不利益処分を課す他の立法例は存在しないこと等から慎重な検討が必要と考えられるため、新制度の運用を踏まえ、今後の検討課題とすることが適当と考えられる。

## 14 新制度に見合った手続保障

### （1）総論

#### 【本研究会としての結論】

- 我が国における独占禁止違反被疑事件調査手続において、調査・処分の相手方の手続保障が確保され、権利利益の保護を図ることが重要であることはいうまでもないが、同時に、独占禁止法の厳正な執行が確保されることが重要であり、必要性を超える手続保障によって法執行の実効性が損なわれることとなれば、最終的には一般消費者の利益を損なうことになるため、手続保障の範囲と公正取引委員会の実態解明機能の確保は相互にバランスが取れたものとする必要がある。
- 新制度の課徴金制度に見合った手続保障は、そのための各種防御権の必要性、諸外国の制度全体との比較、実態解明機能に与える影響、我が国における他法令の手続等を勘案しつつ、各種防御権の濫用防止措置を併せて整備することを前提として、必要な範囲で見直すことが適当である。

ア 現行制度下における手続保障については、内閣府特命担当大臣の懇談会として平成26年2月から12月にかけて開催された「独占禁止法審査手続についての

懇談会」において、平成25年改正法附則第16条や衆議院経済産業委員会における同条に係る附帯決議（平成25年11月20日）を踏まえて、①事件関係人の十分な防御の確保、②実態解明機能の確保、③国内の他の行政調査手続及び刑事手続との整合性、④海外の制度・仕組みや実務との比較、⑤行政調査手続の適正性及び透明性の確保といった点に留意しつつ検討を行った結果、「秘匿特権や供述聴取時の弁護士の立会いなどの防御権について、公正取引委員会の実態解明機能への影響が懸念されることを理由として、これらを認めるべきとの結論には至らなかった」ところである。

イ 我が国における独占禁止法違反被疑事件調査手続においては、調査・処分の相手方の権利利益の保護を図ることが重要であることはいうまでもなく、独占禁止法は我が国法体系に照らして手続保障に十分配慮した制度が設計されており、公正取引委員会も独占禁止法の運用に当たり手続保障に十分配慮している。一方で、公正取引委員会における独占禁止法の厳正な執行が確保されることが重要であり、必要性を超える手続保障によって法執行の実効性が損なわれることとなれば、最終的には一般消費者の利益を損なうことになる。したがって、競争当局に与えられた実態解明のための調査権限や、違反行為に対する処分内容等と、調査・処分を受ける相手者の手続保障の確保は、相互にバランスが取れたものである必要があり、このような基本的な考え方は諸外国の競争当局においても同様と考えられる。

ウ 我が国の独占禁止法は、行政処分の相手方の防御の機会は、「行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべき」との最大判平成4年7月1日・昭和61年(行ツ)第11号、行政手続法、他法令の事前手続やその他の防御権等に照らし、既に十分な手続保障を整備していると考えられる(別紙35参照)。

一方、諸外国では、制裁金等の額の水準が我が国と比べて高額な中で、制裁金等の算定・賦課が当局の広範な裁量に委ねられていたり、司法取引が認められていたり、調査妨害に対する強力かつ実効性あるペナルティーが存在(別紙36参照)したりするため、そのような制度全体の相違を考慮せず、手続保障の内容を単純に又は形式的に比較して国際基準に配慮した内容とすることは適当でない。本研究会においても、EUでは、巨額な制裁金と当局の広範な裁量を前提に、当局の調査に非協力だと制裁金が加算されるという「リスクを人質に取られ、夥しい回数の情報提出を余儀なくされることがある」ところ、弁護士・依頼者間秘匿特権等の防御権は、こうした「過度の『協力義務』に歯止めをかける権利」(当局と対等に戦える武器)であるとの意見があった。このように、EUにおける防御権を比較する場合は、その前提となる制裁金の大きさや当局の裁量の範囲も同時に比較して検討を進めることが必要と考えられる。

エ したがって、新たな課徴金制度に応じた手続保障は、そのための各種防御権の必要性、諸外国の制度全体との比較、実態解明機能に与える影響、我が国における他法令の手続等を勘案しつつ、各種防御権の濫用防止措置を併せて整備することを前提として、当局に与えられている調査権限や処分権限等の実態解明機能と調査・処分を受ける相手者の防御権の確保との間の相互のバランスを図りながら、必要な範囲で見直すことが適当と考えられる。

## (2) 事前手続

### 【本研究会としての結論】

- 調査協力インセンティブを高める制度を導入したとしても、現行の意見聴取手続は、当事者の権利保護を図る観点から必要十分な制度であり、見直しを行う必要性が認められないことから、現行の意見聴取手続を見直す必要はない。

### ア 現行制度における事前手続について

- (ア) 独占禁止法に基づく排除措置命令等の行政処分については、独占禁止法違反事件の特色や処分を行う行政機関が合議体の独立行政委員会であること等を踏まえ、排除措置命令や課徴金納付命令等の行政処分の前に、その名宛人に対して意見聴取手続を行うこととされている（独占禁止法第49条等）。意見聴取手続は、平成25年独占禁止法改正において、審判制度の廃止に伴い、従来は審決において示されていた公正取引委員会による最終的な判断が排除措置命令や課徴金納付命令において示されることとなるため、改正前の排除措置命令や課徴金納付命令に係る処分前手続の更なる充実を図る必要があるとの観点から整備されたものである。
- (イ) 意見聴取手続は、訴訟段階における手続と異なり、双方が証拠を提出して主張を争わせる場ではなく、公正取引委員会が、行政処分を行う前に、相手方に処分内容を知らせ、それに対する意見を聞く手続である。その際の証拠の閲覧又は謄写は、公正取引委員会が考える処分内容について、それがどのような証拠によって支えられているかを示すことによって、意見聴取を実質化する趣旨によるものであることから、閲覧又は謄写の対象となるのは「公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠」であり、公正取引委員会が所持するあらゆる証拠を対象として事業者の請求に応じて開示の是非を判断するといった手続は予定されていない。
- (ウ) 独占禁止法における証拠開示制度としては、審査手続においては、自社が提出した物件の閲覧・謄写が認められている（公正取引委員会の審査に関する規則第18条）。また、排除措置命令及び課徴金納付命令に係る意見聴取手続では、その通知を受けた者に、「公正取引委員会の認定した事実」及び「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」を立証する証拠の全てについて、当事者の求めに応じて閲覧が認められている（謄写については、事業者の秘密等を保護しつつ関係

者からの協力を得て効果的に事件調査を行う観点から、自社証拠に限定されている。)。調査協力度合いに応じた課徴金の減算制度を始めとして、今回の見直しにより新たに導入される制度が適用される場合は、その適用根拠となった事実を立証する証拠も「公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠」に含まれることになると考えられる。このため、事業者は、課徴金減免制度に基づく課徴金の減算率がその率になった理由や、調査妨害行為による加算が適用された理由を処分前に知り、意見を述べることができるものと考えられる。

(エ) このように、独占禁止法の意見聴取手続における閲覧・謄写制度は、行政手続法の聴聞や他の法令における金銭的不利益処分前手続と比較しても(別紙35参照)，証拠の謄写について法定しているなど、より手厚い手続保障を定めているといえる。したがって、現行制度における事前手続は、当事者の権利保護を図る観点から、必要十分な制度となっていると考えられる。

なお、更に手厚い手続保障を認める制度として、金融商品取引法や公認会計士法の課徴金納付命令前の審判手続の導入が考えられるが、平成25年独占禁止法改正において審判制度が廃止された経緯(別紙37参照)を踏まえると、審判類似の制度を導入することは困難と考えられる。

#### イ 調査協力インセンティブを高める制度の導入による事前手続の見直しの必要性

(ア) 調査協力度合いに応じた課徴金の減算制度を導入する場合、当事者が証拠を提出した時点において公正取引委員会が当該証拠価値をどのように評価して具体的な減算率を決定したかを当事者が検証するため、違反行為の立証に資する証拠の価値を減殺する証拠を含め、現行の閲覧・謄写の範囲を拡大する必要があるとの指摘がある。

(イ) しかしながら、前記8(2)ア(イ)のとおり、調査協力度合いに応じた課徴金の減算率は、意見聴取の通知に含まれる「公正取引委員会の認定した事実」の立証への寄与度に応じて決定することが適當と考えられる。このため、減算率を決定する際に評価の対象となる証拠は、その全てが、現行制度の閲覧・謄写の対象となる「公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠」に該当することになると考えられる。したがって、事業者が証拠の提出時期を比較できるよう、各証拠を公正取引委員会が入手した時期を明記すれば、事業者は、現行制度の証拠の閲覧・謄写の範囲で、当該証拠の付加価値がどのように評価されて自己の具体的な減算率が決定されたのかを十分検証できるため、証拠の閲覧・謄写の範囲を含めて現行の事前手続を見直す必要はないと考えられる。

### (3) 弁護士・依頼者間秘匿特権

#### 【本研究会としての結論】

- 弁護士とその依頼者との間における一定のコミュニケーションについて、調査当局に

対する開示を拒むこと等ができるという、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権（以下「秘匿特権」という。）が認められていないことにより事業者に現実に不利益が発生しているという具体的な事実の確認はできなかった。

- 一方、今回の見直しにより、調査協力インセンティブを高める制度が導入された場合には、事業者がどのような証拠を提出すればよいかといったことを弁護士に相談したいといったニーズが増加すると考えられるところ、調査協力インセンティブを高める制度をより機能させるため、実態解明機能を損なわない範囲において、秘匿特権の濫用防止措置を併せて整備することを前提として、一定の範囲で秘匿特権に配慮する運用を検討することが適当である。
- その場合でも、我が国の現行法体系上秘匿特権が認められていないこと等に十分留意する必要がある。

ア 米国や欧州では、その射程は国や地域によって異なるものの、弁護士とその依頼者との間における一定のコミュニケーションについて、事業者が調査当局に対する開示を拒むこと等ができるという、いわゆる秘匿特権が、競争法の分野に限らず広く一般的に認められている（別紙38参照）。一方、我が国では、独占禁止法違反被疑事件に係る行政調査手続に限らず、他法令に基づく行政調査手続及び刑事手続においても、事業者に秘匿特権を認める明文上の規定はなく、かつ、裁判例（東京高判平成25年9月12日・平成25年（行コ）第80号）上も実務上もこれを認めていない。

イ 平成26年12月24日に公表された「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」では、秘匿特権について、実態解明機能を阻害するおそれがあるとの懸念を払拭するには至らなかったことから、その時点では秘匿特権を導入することは適当でないとの結論に至っている。一方で、同報告書では、秘匿特権を全面的に否定するものではなく、十分検討に値する制度であることから、今後の検討課題として、調査権限の強化の問題と並行して、当該懇談会で示された懸念や疑問点を解決できるよう、一層議論が深められると望まれるとされたところである（同報告書17頁）。

ウ 減免申請者を対象に、調査協力度合いに応じて課徴金の減算率を公正取引委員会が決定する制度とすることで調査協力のインセンティブを高め、また、一定の調査妨害行為が行われた場合については、課徴金を加算する制度を導入し、現行3年間とされている課徴金の算定期間を撤廃又は延長する等のこれまで検討した見直しが実現した場合、公正取引委員会の法執行力が、一定程度強化されることとなると考えられる。このため、秘匿特権についても、新制度の下で、その必要性について十分検討した上で、必要性が認められた場合、その性質、具体的な内容や手続等について検討することが適当と考えられる。

エ 新制度の導入に伴い生じる必要性として、減免申請者が公正取引委員会に提出し

た証拠の価値等により課徴金を減算する一方で、減免申請者に継続協力義務を課すこと等により調査協力インセンティブを高める制度を導入した場合、当該継続協力義務の対象がどこまで及ぶかという判断をするに当たり弁護士との相談が欠かせなくなるが、適切な調査協力をを行うに当たっての弁護士からのアドバイスまで全部提出しないといけないとなれば、弁護士への相談を萎縮させ、ひいては、課徴金減免制度の利用に対する萎縮が生じかねないと指摘ある。また、より価値の高い証拠等を提出するためにはどうすればよいかといったことを弁護士に相談したいといったニーズが高まると考えられる。

オ 他方、過去の事案で、「調書を作成させない方法=メモを取ること」、「きよぎの証言に対する制裁はない」、「メモを捨てる（書類整理）」、「書類整理とは、連続もの（平成〇〇年度）について、H12の半分かくしたら言われる、かくなら全部かくす」といった指導をしている事例が存在する（別紙39参照）ところ、こうした指導内容や、弁護士による社内調査により違反行為の存在が発見されたにもかかわらず課徴金減免申請はしなくてよい、又は、発見された違反行為を矮小化して課徴金減免申請すべきといった指導内容についてまで、防御のために秘匿することが許されるかは、国民的な議論が必要と考えられる。このため、秘匿に値する内容について明確化し、秘匿に値しない内容まで隠匿するといった濫用を防止する措置を併せて整備することを前提とすれば、課徴金減免制度の利用に対する萎縮が生じないよう、秘匿特権に配慮する余地はあると考えられる。

カ また、新制度の導入に関連するものではないが、秘匿特権が我が国で認められていないことによる不都合として、例えば、外国の市場にも影響を与えるような国際カルテル事件に関し、公正取引委員会が諸外国では秘匿特権が認められる弁護士と依頼者（事業者）との間における一定のコミュニケーションの提出を命じ、留置することにより、特に米国の裁判所が、秘匿特権が認められていない我が国で保護されないものを米国で保護する必要はない等と判断し、当該コミュニケーションの開示を命じる（ディスカバリーの対象になる）可能性があるという懸念が示されている。当該懸念については、米国の裁判所等でそのような判断がなされた具体的な事実は本研究会でも確認できなかった。また、①少なくとも米国においては、一部の裁判所において、当局の命令を受けて提出する場合には秘匿特権は失われることはないとの判断が示されていること、②公正取引委員会は、減免申請を受けた国内の事業者に対し、当該事業者が保有する文書についてディスカバリー要求がなされた際に、裁判所に意見書を提出して当該要求に反対する姿勢を表明していること、③公正取引委員会が当該コミュニケーションに係る記録に該当する文書を始め、その調査権限に基づいて収集した証拠物件を海外当局に提供した事実も認められないこと（別紙40参照）等から、当該懸念が秘匿特権を導入すべき根拠となるかについて、本研究会で共通の認識を得るには至らなかった。これに対し、本研究会では、一部の会員から、日本企業が外国における調査や訴訟に対応するために外国競争法

に関する助言を外国弁護士に求める際、外国弁護士から、我が国で秘匿特権が認められていないためディスカバリーの対象となることを懸念し、書面を通じた法的助言を拒まれる実例が存在し、その結果として、日本の事業者が他国の事業者に比して当該外国における調査や訴訟において不利な立場に置かれるおそれがあるとの意見があった。

キ 本研究会では、秘匿特権の必要性について十分な共通認識が得られなかつたものの、調査協力インセンティブを高める制度をより機能させる観点から、前記エのような事情に配慮することも考えられる。その場合でも、我が国の現行法体系上秘匿特権を認める規定はなく、判例上もこれを認めたものがないことから、独占禁止法においてのみ法定することは現時点では適当ではないと考えられる。このため、公正取引委員会は、前述したような独占禁止法違反被疑事件調査の特殊性に鑑み、運用において、調査協力インセンティブを高める制度の利用に係る弁護士とのコミュニケーションに限定して、秘匿特権に配慮することが適当と考えられる。また、事業者が秘匿特権に配慮した運用を利用して、前記オで挙げたような指導内容も含めて配慮を要請するといった弊害が生じ得ることから、秘匿特権に配慮した運用を行う前提として、秘匿特権に配慮すべき文書であるか否かを適正に判断する手続を設けることに加え、調査妨害行為に対する加算、検査妨害罪の強化、調査妨害行為自体に対する行政上の金銭的不利益処分といった制度の導入とともに、弁護士の懲戒制度を実効性あるものとして機能させるための方策が日本弁護士連合会において講じられることが必要不可欠と考えられる。

#### (4) 供述聴取手続における防御権

##### 【本研究会としての結論】

- 調査協力度合いに応じた加減算制度の導入により生じ得る公正取引委員会の審査方針への迎合やそれによるえん罪を防止するため、従業員等から録取する供述調書は課徴金減免制度における減算率を決定する際の評価対象とはしない。
- 供述聴取における防御権については、供述聴取の休憩時間内に、弁護士と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることは可能であることが明らかにされているなど、現行制度において十分保障されており、これ以上の拡充は必要性を超える防御権となって実態解明機能を損ねるおそれがあるため、今回の見直しに併せて拡充する必要はない。

ア これまで、公正取引委員会が行う独占禁止法違反事件において、供述調書の任意性が否定された例や、その結果としてえん罪が認定された例は存在しないが、調査協力インセンティブを高める制度の導入に伴い、違反被疑事業者の従業員等が供述聴取時により高い減算率を得るため又は減免失格とならないため、公正取引委員会の審査方針に迎合し、その結果、えん罪が生じ得るため、不適切な供述聴取を防止

するため、①供述聴取への弁護士の立会い、②供述聴取の録音・録画、③供述聴取時における聴取対象者によるメモ取り等を認めるべきとの指摘がある。

イ しかしながら、カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為は、その性質からして基本的に密室において行われる行為であるため、証拠も残りにくく、発見・解明が困難である。にもかかわらず、我が国では、欧米と比して違反行為の構成要件や立証基準が異なり（別紙41参照）、状況証拠から共同行為を推定することが容易ではなく、限定的・断片的な物証のみで違反行為を立証することは極めて困難である。このため、限定的・断片的な物証をつなぐ供述調書が重要・不可欠であること等から、欧米と異なり、供述調書は実態解明に欠かせない審査手法となっている。

ウ 一方、これまでの独占禁止法違反被疑事件調査において、弁護士が、①調書を作成させない方法=メモを取ること、②とにかく公正取引委員会の玄関を跨いだら、「全て覚えていない」「分からぬ」という態度で臨むこと、③人格を変えてくれ・まじめに答えるな・知りません・わかりません・忘れましたでいく、④徹底抗戦してこい・何もしやべるなといった指導をしている事例が少なからず存在する（別紙39参照）。このような実態を踏まえると、供述聴取手続における防御権の強化により、実態解明機能が損なわれるおそれは極めて高い。

エ そこで、迎合やえん罪といった問題が生じ得るとの懸念には、供述聴取時の防御権の強化により対処するのではなく、審査官等が違反被疑事業者の従業員等から録取する供述調書を減算率の評価対象としないことにより対処することが適当である。そもそも前記ウのような指導を受けたにもかかわらず違反行為に係る真実を供述した従業員等がいた場合、それを事業者の協力と認めるることは適当ではないし、事業者が自ら社内調査をして違反行為に係る事実を報告することは諸外国の例をみても可能であることから、調査協力度合いに応じた課徴金の加減算制度とも整合する。

オ これに対し、課徴金減免申請をせず調査に協力する意図のない事業者や、課徴金減免申請をしつつも十分な報告がない事業者については、供述聴取における虚偽供述等が調査妨害行為として課徴金の加算対象とされるのであれば、防御権の拡充が必要ではないかとの指摘がある。しかしながら、そのようなケースでは、防御権の強化により、前記ウのような弊害が生じるおそれが一層高くなり、実体解明機能を損ねることとなると考えられる。そのようなケースでも、供述聴取の休憩時間内に、弁護士と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることは可能であり、供述聴取中は適宜適切に休憩時間を確保することとしている。また、供述聴取中であっても、審査官等が供述聴取の適正円滑な実施の観点から認めた聴取対象者による書き取りは可能であり、それらについては、「独占禁止法審査手続に関する指針（平成27年12月25日）」にも明記している。供述聴取を受けた従業員等が経験した事実を記憶通りに供述する限り、休憩時間内に記憶に基づいてメモを取れば十分であり、供述聴取中にメモを取る必要はないと考えられる。また、公正取引委員会は、同日、当該指針に反する審査官等の言動等があった場合の苦情申立制度を導入している。

【任意の供述聴取に係る苦情申立制度の運用状況について記載】したがって、事業者は従業員等の供述内容を隨時把握することができるし、虚偽供述等により課徴金が加算される場合は、前記（2）のとおり、その根拠となる事実を立証する証拠が意見聴取手続で開示され、当該事実に対する法令の適用について説明されることになる。

カ 以上から、供述聴取における防御権については、現行制度において十分保障されており、新制度の導入に伴い防御権を拡充する必要性も生じないと考えられる。にもかかわらず防御権を拡充することとなれば、むしろ必要性を超える過剰な防御権となって実態解明機能を損ねるおそれがあることから、今回の見直しに応じて供述聴取における防御権を現状以上に拡充する必要はないと考えられる。

なお、公正取引委員会は、従業員等の虚偽供述などの調査妨害行為がみられた場合は、課徴金の加算をもってのみ対処するのではなく、調査の過程で、事業者に対して隨時是正を要請することが適当と考えられる。事業者に隨時調査妨害行為を是正する機会を与えることは、調査妨害行為の早期是正に資するものであり、事業者の早期是正により効率的・効果的な実態解明・事件処理が回復した場合には課徴金の加算を行わないこととすれば、事業者の防御権の確保にも資すると考えられる。

## 15 制度全体でみた場合の体系的な検証

【本研究会での検討を経た上で記載】

以上

## 参考資料集

### 一 目次 一

別紙 1	諸外国における制裁金等の制度の概要	1
別紙 2	我が国の他の課徴金制度の概要	8
別紙 3	他法令における金銭的不利益処分等の例	16
別紙 4	課徴金制度の性格等に関する国会答弁	23
別紙 5	過去の研究会・懇談会報告書等における刑事罰、裁量等の考え方	41
別紙 6	課徴金制度の性格等に関する裁判例	44
別紙 7	課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額の解釈	61
別紙 8	「当該商品又は役務」への該当性が争点となった審判及び取消訴訟の状況	64
別紙 9	課徴金の算定基礎とし得る売上額のパターン	65
別紙 10	課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額が生じない事例	66
別紙 11	課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超える事例	72
別紙 12	我が国の過去の事件における違反行為期間	76
別紙 13	課徴金制度の変遷	79
別紙 14	平成17年改正時の不当利得の推計値	80
別紙 15	平成16～26年度措置事案における不当利得の推計データ	83
別紙 16	繰り返し違反に対する割増算定率の適用事例	89
別紙 17	排除措置命令又は審決において違反行為の虚偽報告等を認定している事例	94
別紙 18	金銭的不利益処分の国際水準比較	95
別紙 19	日本企業が外国当局から制裁金等を課された事例	99
別紙 20	独占禁止法違反事件の処理状況	104
別紙 21	独占禁止法の課徴金の現行算定率及び設定根拠一覧	106
別紙 22	卸売・小売業算定率の適用事例	108
別紙 23	中小企業算定率の適用事例	109

別紙24	課徴金納付命令の対象となった事業者の総売上高（直近1年間）に占める課徴金額（最大3年間）の割合の分布	111
別紙25	早期離脱に対する軽減算定率の適用事例	112
別紙26	我が国における企業グループ単位での繰り返しの違反事例	115
別紙27	円滑な調査協力が得られなかつた事例	118
別紙28	課徴金減免申請者から円滑な調査協力が得られなかつた事例	119
別紙29	検査妨害等の罪に相当し得る事例	120
別紙30	E U型和解制度の概要	122
別紙31	行為類型別の法的措置件数	124
別紙32	刑事告発方針（平成17年10月7日）	125
別紙33	課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等	126
別紙34	我が国の経済法令における検査妨害等に対する罰則の例	131
別紙35	我が国その他法令における手続保障の概要	133
別紙36	諸外国における調査妨害に対する制裁制度及びその運用状況	137
別紙37	審判制度が廃止された経緯	143
別紙38	諸外国における防御権の概要	147
別紙39	弁護士により非協力的なアドバイスが行われた事例	154
別紙40	公正取引委員会が行う行政調査手続の実際	157
別紙41	不当な取引制限の構成要件・立証基準の国際比較	158
別添	「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に係る意見募集に対し寄せられた意見等（概要）	159

# 諸外国における制裁金等の制度の概要①(基本的な算定方法)

別紙 1

	日本 (独占禁止法)	EU (制裁金ガイドライン)	英国 (制裁金ガイダンス)	仏国 (制裁金告示)	独国 (制裁金ガイドライン)	米国 (量刑ガイドライン)	韓国 (課徴金賦課告示)
賦課・算定の裁量	—	○	○	○	○	○(罰金)	○
上限額	— (基本額の2倍)	総売上額 <sup>注</sup> の10%	総売上額の10%	総売上額の10%	総売上額の10% (事業者の規模により変動)	1億ドル 利益・損害の2倍	関連売上額の10%
基本額	算定率(×関連売上額 <sup>注</sup> )	10%	30%以内	30%以内	30%以内	10%	20%
	対象となる違反期間	上限3年	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし
	簡便な算定方法	—	最終年度の 関連売上額 × 違反行為期間	最終年度の 関連売上額 × 違反行為期間	最終年度の 関連売上額 × 違反行為期間	—	“有責性スコア”に 応じて、罰金額の 上限・下限を決定 (最終的に関連売 上額の80~20%)
	基本額の調整	小売・卸売業者 及び中小事業者 の算定率を軽減	最終年度の 関連売上額の 15~25%加算	—	違反行為期間は 2年目以降 0.5年として計算	—	※以下は、有責性スコ アの判断要素  違反行為期間・回 数に応じて 最大100%加算
加算要素	違反行為の繰返し	○ (50%)	○ (100%以内)	○ (100%以内)	○ (50~15%)	違反行為が市場 に与える影響、違 反行為者の役割・ 過去の違反歴・支 払能力等を総合 的に考慮して、基 本額の加算・減算 を行う。	○ (50~20%以内)
	主導的役割	○ (50%)	○	○	○		— (30%以内)
	調査非協力・妨害	—	○ (加算幅制限なし)	○ (加算幅制限なし)	—		○ (40%以内)
	その他	—	事業規模 等	事業規模 等	事業規模 等		役員の関与 等
減算要素	早期離脱	○ (20%)	—	○	—	支払能力 等	役員の関与 等
	調査協力	—	○ (減算幅制限なし)	○ (減算幅制限なし)	—		— (50~20%)
	その他	—	支払能力 等	支払能力 等	支払能力 等		○ (30%以内)
課徴金減免制度による減額		○	○	○	○	○	○
減額率の裁量的決定		—	○	○	○	—	—
調査協力義務		—	○	○	○	○	○
和解手続等による減額		—	○	○	○	○	(司法取引)
刑事罰		併科あり	—	自然人のみ	併科あり	自然人のみ	併科あり

(注)「関連売上額」とは、違反行為期間における違反行為に関連する商品・役務の売上額、「総売上額」とは、前年度における事業者の売上の総額をいう。

## 諸外国における制裁金等の制度の概要②（加減算制度）

	日本 (独占禁止法)	欧州 (制裁金ガイドライン)	英国 (制裁金ガイダンス)	仏国 (制裁金告示)	独国 (制裁金ガイドライン)	米国 (量刑ガイドライン)	韓国 (課徴金賦課告示)
繰り返し違反	○【50%加算】過去10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合	○【最大100%加算】類似の違反行為を繰り返した場合(過去の違反歴1回ごとに加算し、加盟国における措置も違反歴に含まれる)	○【最大100%加算】過去15年以内に類似の違反行為を繰り返した場合(過去の違反歴1回ごとに加算)	○【50~15%加算】過去15年以内に類似の違反行為を繰り返した場合	■違反行為及び違反行為に係る以下に例示する事情を総合的に考慮して、基本額の加算又は減算を行う。  ※違反行為 ・違反行為の類型と期間 ・市場への影響(例えば、違反行為の影響を受けた市場の地理的範囲、違反行為の重大性) ・市場の重要性(例えば、違反行為によって影響を受けた商品の種類) ・違反行為者間における組織化の程度 ※ハードコアカルテルにおいては、通常、加算要素として考慮される。	○過去10年以内に類似の違反行為について刑事処分等を受けている場合	○【50~20%以下の加算】過去3年以内に違反行為を繰り返した場合、回数に応じて加算
主導的・扇動的役割その他他の事業者への強要・報復措置	○【50%加算】違反行為を企て、他の事業者に対し要求等した場合、他の事業者に対し価格等を指定した場合	○主導者・扇動者として、他の事業者に対し違反行為への参加を強要した場合	○違反行為に係る主導者又は扇動者としての役割を担っていた場合、違反行為の実効性確保のため他の事業者に対して強報復措置を採った場合	○違反行為に係る主導者又は扇動者としての役割を担っていた場合、違反行為の継続を確保するため、他の事業者に対し強要又は報復措置を採った場合	—	○【30%以下の加算】違反行為を主導又は扇動した場合 — ○【20%以下の加算】違反行為への参加を拒否した他の事業者に対し報復措置を採った場合	—
調査非協力・妨害	—	○調査に対して協力を拒絶又は妨害をした場合	○OFTの執行活動を遅延させる、継続的・反復的で不当な行動	—	○ ※ハードコアカルテルにおいては、通常、加算要素として考慮される。	○ 捜査、訴追、量刑の手続を故意に妨害し、妨害により資料の隠匿・廃棄等を通じて調査を拒否、妨害又は忌避した場合	○【40~20%以下の加算】調査現場への立入りの阻止を故意に妨害し、妨害により資料の隠匿・廃棄等を通じて調査を拒否、妨害又は忌避した場合
役員等の関与	—	—	○取締役又は上級管理職が違反行為に関与していた場合	—	○ ※カルテルメンバー内での役割 ・市場における地位 ・価値創造(value creation)の程度 ・故意・過失の程度 ・過去の違反歴 ・支払能力	○ 上級職員が違反行為に関与していた場合、実質的権威のある職員による違反行為が組織中に広がっていた場合	○【10%以下の加算】取締役等の役員が直接違反行為に関与していた場合
抑止・均衡に係る調整	—	○総売上額が関連商品売上額と比較して特に大きい場合、違法な利益の推定が可能でその額が制裁金を上回る場合	○関連市場以外における売上額が総売上額の大部分を占める場合、違反行為による経済的利得が制裁金の水準を超える場合	○事業者の事業規模や経済力が特に他の違反事業者と比較して重大である場合	—	—	—
その他	—	—	・調査開始後に違反行為を継続している場合 ・違反行為が故意により行われた場合 ・リニエンシー申請者に対して報復措置を採った場合	・公共サービスの任務を委任されていることを背景に、特定の影響力を行使すること	・裁判所の命令等に違反した場合 ・不当利得の吐き出し(Disgorge):違反行為によって得た利得が損害賠償又はその他の救済措置によって支払われない場合	・上記の加算要素に準ずる事由がある場合【10%以下の加算】	—

	日本	欧州	英国	仏国	独国	米国	韓国
減算要素	短期・早期離脱 ○【20%減算】調査開始日の1か月前までに違反行為をやめ、かつ、違反期間が2年未満のときに限る	—	調査開始後、直ちに違反行為を終了した場合	—	■違反行為及び違反行為者に係る以下に例示する事情を総合的に考慮して、基本額の加算又は減算を行う。  『違反行為』 ・違反行為の類型と期間 ・市場への影響(例えば、違反行為の影響を受けた市場の地理的範囲、違反行為の重大性) ・市場の重要性(例えば、違反行為によって影響を受けた商品の種類) ・違反行為者間における組織化の程度 ※ハードコアカルテルにおいては、通常、加算要素として考慮される。	—	○【50~20%の減算】違反行為を自主的には是正(価格の引下げ、被害の現状回復等)した場合(※リニエンシー適用事業者を除く)
	調査協力 —	○リニエンシー制度の枠外又は法的義務の範囲外での効果的な協力を行った場合	○調査手続の効率化・迅速化に資する協力(※リニエンシー適用事業者を除く)	—	○ 捜査着手前に政府機関へ報告し、捜査に全面的に協力し、又は、違反行為を認識した上で責任を積極的に引き受けた場合	○【30%以下の減算】違反行為を認容し、かつ、事実認定に資する資料の提出又は陳述を行うなどして、調査に積極的に協力した場合(※リニエンシー適用事業者を除く)	
	限定的関与・競争的行為 —	○競争的な行動を採ることによって違反行為への加担を避けていた場合	—	○違反行為の実行を妨害したといえるような競争的行動を採っていた場合	—	○【50%以下の減算】共同行為の合意をしたもの実行しなかった場合又は談合によって行われた入札が無効になった場合	
	強要・圧力の下での行動 —	—	○重大な強要又は圧力の下で行動していた場合	○違反行為への参加が強要されたものである場合	—	○【30%以下の減算】自社の利益と関係なく他の事業者から勧誘されて又は他の事業者の代わりに違反行為に参加した場合、欺瞞又は強迫によって違反行為に参加した場合等	
	過失による関与 —	○過失により違反行為を行った場合	○事業者が正当な理由により違法性の認識を有していないかった場合	—	○ 『違反行為者』 ・カルテルメンバー内の役割 ・市場における地位 ・価値創造(value creation)の程度 ・故意・過失の程度 ・過去の違反歴 ・支払能力	○【10%以下の減算】違反行為が過失により又は相当な注意を払っていたにもかかわらず行われた場合	
	規制事情 —	○違反行為が公的機関又は法律によって許可又は推奨されていた場合	—	○違反行為が公的機関によって許可又は推奨されていた場合	—	○【20%以下の減算】拘束力を有する行政指導を含む政府の施策が違反行為の要因になったと認められる場合	
	コンプライアンスプログラム —	—	○【10%以下の減算】禁止規定に係る法令遵守を確保するために十分な措置が採られていた場合	△【10%以下の減算】和解手続において有効なコンプライアンスプログラムを策定・改善した場合	○ 違反行為の防止・発見のための効果的なプログラムを作成していた場合	○【20~10%以下の減算】模範的なコンプライアンスプログラムを作成及び運用していた場合	
	抑止・均衡に係る調整 —	—	○制裁金の水準が事業規模等に照らして不均衡又は過剰である場合	○事業活動のほとんどを関連市場において行っている場合	—	—	
	支払能力の欠如 —	○制裁金の賦課が事業者の財務状況により財務状況を回復不可能な制裁金を支払うことができない場合	○制裁金の支払いに影響が生じるほど財政的に困難な事情を有している場合	○	○ 罰金によって事業者による支払能力等を十分に反映できる被害者への賠償能力が過大であると認められる場合(※経済危機等の特殊事情の場合50%超の減算も可)	○【50%以下の減算】	
	その他 —	—	—	—	—	・違反行為(不当な共同行為を除く)に係る契約等を履行しなかった場合【10%以下の減算】 ・上記の減算要素に準ずる事由がある場合【10%以下の減算】	

## 諸外国における制裁金等の制度の概要③(諸外国における制裁金等の賦課規定)

	根拠法令	法令上の規定
EU	理事会規則第1/2003号	<p>第23条          第2項 欧州委員会は、決定により、故意又は過失によって次の行為を行った事業者及び事業者団体に対し、制裁金を課すことができる。          …違反に参加した事業者及び事業者団体に対する制裁金は、直前の事業年度における総売上高の10パーセントを超えないものとする。</p> <p>第3項 制裁金の額を定めるに当たっては、違反の重大性及び期間を考慮するものとする。</p>
英国	競争法	<p>第36条          第1項 事業者間の協定が第1章の規定に違反する場合には、事業者に対し、当該違反に関する制裁金の支払いを要求することができる。</p> <p>第2項 事業者の行為が第2章の規定に違反する場合には、事業者に対し、当該違反に関する制裁金の支払いを要求することができる。</p> <p>第3項 事業者が故意又は過失によって違反行為を行ったと認定された場合には、第1項及び第2項に基づき、制裁金を課すことができる。</p> <p>第8項 本条に基づき課される制裁金額は、当該事業者の売上高の10パーセントを超えてはならない。</p>
仏国	商法典	<p>第L.464-2条          第1項 …競争委員会は、関係人に制裁金の支払いを命ずることができる…この制裁金は、行為の重大性、経済に与えた損害の大きさ、行為者の状況、違反行為の再発の可能性を勘案して、対象事業者又は団体ごとに個別に決定される。…制裁金の最高額は、一事業者について、違反行為が実行された営業年度以降に終了した営業年度のうち最も高い営業年度における全世界での税抜き売上高の10パーセントとする。違反者が事業者でない場合は、最高額は300万ユーロとする。</p>
独国	競争制限禁止法	<p>第81条          第1項 故意又は過失により次の行為を行った者は、秩序違反を行ったものとされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. EU機能条約第101条第1項に反して、合意を行い、決定を行い、又は協調的行為を行うこと</li> <li>2. EU機能条約第102条第1文に反して、支配的地位を濫用すること</li> </ol> <p>第4項 …制裁金は、当局による決定の直近事業年の当該事業者又は事業者団体の総売上高の10%を超えてはならない。総売上高の算定は単一の事業体として活動する全ての自然人及び法人の全世界の売上高を基礎としなければならない。総売上高の総計は推定することができる。…制裁金の額の決定に当たっては、違反の重大性及び期間を斟酌しなければならない。</p>
米国	シャーマン法	<p>第1条 各州間若しくは外国との取引又は通商を制限するすべての契約、トラストその他の形態による結合又は共謀は、これを違法とする。違法とする契約を締結し、結合し、又は共謀する者は重罪を犯したものとし、有罪の決定があったときには、法人の場合には1億ドル以下の罰金に処し、その他の者の場合には100万ドル以下の罰金若しくは10年以下の禁錮に処し、若しくは裁判所の裁量により、これを併科する。</p> <p>第2条 州間の又は外国との取引を独占し、独占を企図し、又は独占する目的を持って他の者と結合又は共謀する者は重罪を犯したものとし、有罪の決定があったときには、法人の場合には1億ドル以下の罰金に処し、その他の者の場合には100万ドル以下の罰金若しくは10年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。</p>
韓国	独占規制及び公正取引に関する法律	<p>第6条 公正取引委員会は、市場支配的事業者が濫用行為をした場合には、当該事業者に対し、大統領令の定める売上額に100分の3を乗じて得た額を超えない範囲内において、課徴金を課すことができる。ただし、売上額がなく又は売上額の算定が困難な場合であって大統領令の定める場合においては、10億ウォンを超えない範囲内において、課徴金を課すことができる。</p> <p>第22条 公正取引委員会は、第19条第1項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、大統領令の定める売上額に100分の10を乗じた金額を超えない範囲内において、課徴金を課すことができる。ただし、売上額がない場合には、20億ウォンを超えない範囲内において、課徴金を課すことができる。</p>
中国	独占禁止法	<p>第46条 事業者がこの法律の規定に違反して独占的協定を締結し、これを実施した場合には、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、前年度の売上高の1%以上10%以下の制裁金を課す。締結された独占的協定が実施されていない場合には、50万元以下の制裁金を課すことができる。</p> <p>第47条 事業者がこの法律の規定に違反して市場の支配的地位を濫用した場合には、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、前年度の売上高の1%以上10%以下の制裁金を課す。</p> <p>第49条 第46条、第47条…の定める制裁金に關し、独占禁止法執行機関は、違反行為の性質、程度、実行期間等の要素を考慮して、その具体的な金額を決定しなければならない。</p>

## 諸外国における制裁金等の制度の概要④(算定基礎)

	算定基礎となる売上額の定義	解釈・運用
EU	<p>○制裁金ガイドライン13項  The value of the undertaking's sales of goods or services to which the infringement directly or indirectly relates in the relevant geographic area within the EEA.  (EU領域内の関連地理的範囲における、違反行為に直接的又は間接的に関連する製品又は役務の違反事業体の売上額)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常は、当該事業者による違反行為継続期間の最終の事業年度における売上額を用いる(制裁金ガイドライン13項)が、より適正な事業年度を用いることもできる。例えば、違反対象事業を譲渡した事業者について、最終事業年度ではなく、事業譲渡前の事業年度の売上額が利用されたPower Transformers事件(Case COMP/39129)や、年度により受注に偏りがあったため、違反行為期間の最後の3事業年度の売上額の平均値が利用されたMarine Hoses事件(Case COMP/39406)等がある。</li> <li>○ カルテル対象商品が当該商品とグレードの異なる他の商品の価格を設定する際の基準となっているような場合は、当該グレードの異なる商品をも関連売上額の範囲に含めることができる(制裁金ガイドライン13項脚注・間接的に関連する売上額の例)。</li> <li>○ 違反行為が行われた市場の地理的範囲が、欧州経済領域(EEA)を超えて広がっている場合、EEA内における事業者の当該行為に係る売上は、違反行為に対する各事業者のウェイトを正確に反映していない可能性がある。中でも、世界的規模の市場分割の事件がこれに当たる可能性がある。そのような事件においては、EEA内における当該行為に係る売上額全体の規模と違反行為に対する各事業者のウェイトの両方を反映させるためには、欧洲委員会は、違反行為が行われた当該地理的範囲(EEAよりも広い範囲)における違反行為に関連する物又はサービスの総価額を算定し、当該市場において各事業者の違反行為に対する売上価額の割合を決定し、この割合を当該事業者らが関係するEEA内における総売上額に当てはめればよい(制裁金ガイドライン18項)。</li> </ul>
英國	<p>○制裁金ガイダンス2.7項  The turnover of the undertaking in the relevant product market and relevant geographic market affected by the infringement in the undertaking's last business year.  (違反事業体の最終事業年度における違反行為により影響を受けた関連商品役務及び関連地理的市場における違反事業者の売上額)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違反行為により影響を受けた関連商品役務及び関連地理的市場は、制裁金が制裁として十分となるよう、合理的かつ相応の範囲で認定される(制裁金ガイダンス2.7項脚注18)。</li> <li>○ 通常、売上額は会計上の数値を用いるが、一定の場合には、関連市場における違反行為者の経済活動を反映する他の適切な数値を用いる(制裁金ガイダンス2.8項)。</li> </ul>

## 諸外国における制裁金等の制度の概要④(算定基礎)

算定基礎となる売上額の定義	解釈・運用
独国  ○制裁金ガイドライン11項 The domestic turnover achieved by the company from the sale of the products or services connected with the infringement over the duration of the violation. (違反行為期間中の違反行為に関連する商品役務の違反行為者の国内売上額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制裁金は、違反行為により違反行為者が得るであろう競争上の利得と違反行為が第三者に与える経済的損害(以下「利得及び損害額」という。)の予測額と比例する必要があり、利得及び損害額は違反行為期間中の違反行為に関連する商品役務の国内売上額(以下「関連売上額」という。)から推計される(制裁金ガイドライン4項)。</li> <li>○ 違反行為の性質上又は不測の事態により関連売上額が生じなかった場合は、違反行為又は不測の事態がなかったときに得ていたであろう売上額を利得及び損害額の認定に用いる(制裁金ガイドライン11項)。</li> <li>○ 関連売上額が生じない例として、①市場分割カルテルのような違反行為類型の場合や、②競争入札において第三者が落札してしまった場合や入札手続が実施されなかった場合が挙げられる(制裁金ガイドライン注釈2)。</li> </ul>
仏国  ○制裁金告示33項・34項 The total value of the categories of products or services to which the infringement(s) relate(s), sold by the undertaking or the entity at stake during its ultimate full accounting year of participation in the infringement(s). The sales at stake are all those made in France. (違反被疑事業体又は事業者が違反行為に関与していた期間のうちの最後の1年間における、違反行為に関連する商品役務群の国内売上額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違反行為に関与していた期間のうちの最後の1年間の売上額が不適切な場合は、他の適切な会計年度又は複数の会計年度の平均の値を用いることができる(制裁金告示37項)。</li> <li>○ 企業グループで違反行為に関与していた場合は、当該企業グループに属する全ての事業体の売上額を捕捉する(制裁金告示38項)。</li> <li>○ 定義する売上額によると、違反行為の経済的規模や違反行為者の関与度合が十分に反映されないと当局が判断した場合は、当該定義による売上額の認定方法は修正される。例えば、一定の商品役務を供給する際に相互に支払う手数料に関する違反行為の場合は当該手数料を基礎として、ある事業者はフランス国内では販売しないとする違反行為の場合はフランス国外での売上額を基礎として、売上額を算定する(制裁金告示39条)。</li> </ul>

## 諸外国における制裁金等の制度の概要④(算定基礎)

算定基礎となる売上額の定義	解釈・運用
米国	<p>○量刑ガイドライン § 2R.1.1(b)(2)  The volume of commerce done by him or his principal in goods or services that were affected by the violation.  (違反行為によって影響を受けた通商額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入札談合事案については、入札したもの的一切落札しなかったカルテル参加者については売上額がゼロとなってしまうため、そのような場合には、量刑ガイドラインの示す量刑の幅の最高値に近い罰金額を参考することができる(量刑ガイドライン § 2R1.1, Commentary, note 6)。</li> <li>○ 共謀の影響を全く受けていない取引に係る通商額は罰金の算定の基礎とされるべきではないが、共謀の影響が生じていない取引という「稀な状況」については、違反行為者のよく知るところであるので、当該状況を証明する責任は、証拠の優越の原理の下、違反行為者が負うべき(United States v. Micheal D Andreas, 216 F.3d 645, 7th Cir. 2000.)。</li> <li>○ 影響通商額の認定に際し、裁判所が詳細な調べをする必要はなく、共謀が有効であった期間を認定することで十分であり、一度裁判所が特定の期間における共謀の存在を認定したら、当該期間における全ての売上は共謀による影響を受けたという反論可能な推定が生じる(United States v. Anthony J Giordano and others, 261 F.3d 1134, 11th Cir. 2001.)。</li> </ul>
韓国	<p>○韓国独禁法施行令(大統領令)9条1項  違反事業者が違反期間中一定の取引分野において販売した商品役務の売上額又はこれに準ずる金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 売上額を算定するための商品の範囲は、違反行為によって直接又は間接に影響を受ける商品の種類と性質、取引地域、取引相手方、取引段階などを考慮して決め、違反期間は、違反行為の開始日から終了日までの期間とし、売上額は、事業者の会計資料などを参考にして決めることを原則とするが、それぞれの範囲は行為類型ごとに個別・具体的に決める(韓国独禁法施行令61条1項・別表2)。</li> <li>○ 違反行為によって実際に取引の対象となったものはもちろん、場合によっては取引の対象にならなかったものも含まれることがある(課徴金賦課の細部基準等に関する告示・韓国公取委告示2010-9号 II 5ナ(1))。</li> <li>○ 商品範囲を定めることができない場合は、違反行為によって直接被害を被ったか又は被る可能性が顕著となった他の事業者と関連がある商品を、他の事業者に直接的な被害がない場合は、消費者の直接的な被害に関連した商品を対象商品役務とすることができる(前記告示 II 5ナ(2))。</li> <li>○ 違反行為が特定の範囲(取引地域、取引の相手方、取引方法)に限定されて行われ、その影響も当該範囲の中に限定される場合は、商品も同じく特定の範囲内のものとなる反面、違反行為の影響が商品全体に及ぶとされた場合は、たとえ違反行為が特定の範囲に限定されていたとしても対象商品役務は影響を受ける商品全体になる(課徴金賦課時の売上額の算定及び違反行為判断に関する内部指針・2004/10非公開)。</li> <li>○ 複数のタイヤメーカーのうち韓国タイヤに対する販売価格のみの合意につき、他メーカーへの販売価格は当該合意により直接的な影響を受けたとみるべきであり、合意の対象にならなかった全てのメーカーに対する売上額が課徴金の算定基礎となる(ソウル高裁2008/8/28宣言2007又19081・錦湖石油化学事件)。</li> </ul>

# 我が国の他の課徴金制度の概要

別紙2

	課徴金対象行為	課徴金の算定方法	対象期間	規模基準	加減算・免除等	罰金調整	罰則(自然人)	罰則(法人)
金融商品取引法	義務違反 有価証券届出書等の不提出(172条)・虚偽記載(172条の2)等	例) 有価証券等の発行価額の総額の2.25%(株券等の場合は4.5%)	— — — — — — — — — —	1万円未満は賦課しない(176条1項) — — — — — — — — — —	○5年以内の繰返し違反は1.5倍(185条の7第15項) ○以下の違反行為については、当局の調査前に報告を行った場合50%減額(185条の7第14項) ・法人による自己株の取得におけるインサイダー取引 ・継続開示書類・発行開示書類の虚偽記載 ・大量保有報告書の不提出 ・特定証券等・発行者等情報の虚偽等 ・特定関与行為	— 罰金相当額を控除(185条の7第16項) — — — — — — — —	○不提出:有価証券届出書等について、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第5号) ○虚偽記載:有価証券届出書等について、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項1号) ○不提出:5億円以下の罰金(207条1項2号) ○虚偽記載:7億円以下の罰金(207条1項1号) ○不実施:5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第4号) ○虚偽記載:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項2号、3号) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第5号(不提出), 6号(虚偽記載)) ○不提供:5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第10号の2) ○虚偽記載:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項4号の2) — —	○不提出:有価証券届出書等について、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第5号) ○虚偽記載:有価証券届出書等について、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項1号) ○不提出:5億円以下の罰金(207条1項2号) ○虚偽記載:7億円以下の罰金(207条1項1号) ○不実施:5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第4号) ○虚偽記載:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項2号、3号) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第5号(不提出), 6号(虚偽記載)) ○不提供:5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第10号の2) ○虚偽記載:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項4号の2) — —
	継続開示義務違反 有価証券報告書等の継続開示書類の不提出(172条の3)(継続開示義務違反)	例) 有価証券報告書に係る直前事業年度の監査報酬額(四半期・半期報告書はその半額)						
	有価証券報告書等の継続開示書類の虚偽記載(172条の4)等(継続開示義務違反)	例) 発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額						
	公開買付開始公告の不実施(172条の5), 公開買付開始公告・公開買付届出書の虚偽記載等(172条の6)	例) 株券等の買付総額の25%						
	大量保有報告書等の不提出(172条の7)・虚偽記載(172条の8)等	例) 当該報告書等に係る株券等の発行者の時価総額の10万分の1						
	プロ向け市場における 特定証券等情報の不提供等(172条の9), 虚偽情報の提供等(172条の10)	例) 特定証券等の発行価額又は売付価格の総額の2.25%(株券等の場合は4.5%)						
	発行者等情報の虚偽等(172条の11)	例) 600万円又は発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6のいずれか大きい額						
	発行者等情報の虚偽等への特定関与(172条の12)	手数料, 報酬その他の対価として支払われ, 又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額						

# 我が国の他の課徴金制度の概要

	課徴金対象行為	課徴金の算定方法	対象期間	規模基準	加減算・免除等	罰金調整	罰則(自然人)	罰則(法人)
金融商品取引法	風説の流布又は偽計(173条)	例) 「重要事実公表後2週間の株券等の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除した額(インサイダー取引の場合)  例) 株券等の取引を行った者の利得の2分の1	1万円未満 は賦課しない(176条1項)  監査報酬相当額	○5年以内の繰返し違反は1.5倍(185条の7第15項)  ○以下の違反行為については、当局の調査前に報告を行った場合50%減額(185条の7第14項) ・法人による自己株の取得におけるインサイダー取引 ・継続開示書類・発行開示書類の虚偽記載 ・大量保有報告書の不提出 ・特定証券等・情報発行者等情報の虚偽記載 ・特定関与行為	○10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項5号) ・財産上の利益を得る目的の場合には10年以下の懲役及び3000万円以下の罰金(197条2項)  ○5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第13号(※当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係る場合))  5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第13号、第14号、第15号)	○(197条違反の場合)7億円以下の罰金(207条1項1号)  ○(197条の2違反の場合)5億円以下の罰金(207条1項2号)	5億円以下の罰金(207条1項2号)	
	仮装・馴合売買(174条)							
	変動操作取引(174条の2)							
	違法な安定操作取引(174条の3)							
	インサイダー取引(175条)							
	情報伝達・取引推奨行為(175条の2)							
公認会計士法	故意による虚偽証明等(31条の2第1項1号・34条の21の2第1項1号)	監査報酬相当額の1.5倍に相当する額	1万円未満 は賦課しない(31条の2第3項、34条の21の2第3項)	一定の業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないと認められるときは、課徴金納付を命じないことができる(31条の2第2項、34条の21の2第2項)	－	－	－	－
	相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明等(31条の2第1項2号・34条の21の2第1項2号)	監査報酬相当額						
景品表示法	優良誤認表示、有利誤認表示(8条)	違反行為に係る商品・役務の売上額に3%を乗じて得た額に相当する額	最長3年間	150万円未満 は賦課しない(8条1項ただし書き)	○処分を予知する前に違反行為を報告した場合、50%減額(9条) ○返金措置を実施した場合、返金額を課徴金から減額(10条、11条) ○事業者が相当の注意を怠った者でないときは、課徴金を課さない(8条1項ただし書き)	－	－	－

# 我が国の他の課徴金制度の概要(算定方法及びその設定根拠①)

課徴金対象行為		課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
金融商品取引法	発行開示義務違反	有価証券届出書等の不提出(172条)・虚偽記載(172条の2)等	募集・売出総額の2.25%(株券等の場合は4.5%)  平成16年の課徴金導入時は、重要な事項について虚偽記載がある有価証券届出書等が提出された場合、当該有価証券の募集・売出しの価格は虚偽記載がなかった場合と比較して高くなり、発行会社の帰属する資金到達金額が増加することに着目し、発行価額の総額の1%(株券等の場合は2%)に相当する額とされた。この数値は決算期を測定基準とするものであったところ、決算期には様々な価格変動要因が集中し誤差が生じるため、「『(期中において重要事実を公表した企業の株価の変動率)』と『(当該時点において重要事実を公表していない同業他社との株価の変動率)』の差」との概念で従来の概念を代替すると、当該差分は株式の場合で4.5%程度となるとされた。このことから、当該差額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定し、平成20年改正時に発行開示書類に係る発行価額等の総額の2.25%(株式の場合は4.5%程度)と規定された。不提出の場合にも同視できるため、同様に設定。※新株予約権行使の場合には、発行者は資金調達額として新株予約券証券自体の発行価額・売出価額のみならず、新株予約権行使による払込金額を想定することが一般的であるため、課徴金の額に「新株予約権行使に際して払い込むべき金額」を課徴金の額として算入。
	継続開示義務違反	有価証券報告書等の継続開示書類の不提出(172条の3)	当該有価証券報告書に係る直前事業年度の監査報酬額(四半期・半期報告書はその半額)  有価証券報告書作成費用相当額である監査報酬額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。
	継続開示義務違反	有価証券報告書等の継続開示書類の虚偽記載(172条の4)	①600万円又は②発行する有価証券(有価証券を発行していない場合はこれに相当するものとして政令で定める価格)の市場価額総額の10万分の6  有価証券報告書等の虚偽表示を行った場合、一般的に、違反行為者には財務状況の見かけ上の改善による資金調達コストの低下という利益が生じると考えられるため(この資金調達コストの低下という経済的利得を算定することは困難であるものの)、資金調達コストの低下という経済的利得を、発行する有価証券の市場価格総額(時価総額)の比率で捉えた額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。また、最低限の水準として、上場企業の平均の時価総額に同比率を乗じた額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。
	公開買付開始公告の不実施(172条の5)	株券等の買付総額の25%	公開買付けを成功させるためには、市場価格に一定の価格の上乗せを行うことが一般的であるところ、公開買付を行わない場合、買付価格の上乗せ分を払わないこととなるため、当該上乗せ分を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定(導入当時の公開買付における公開買付価格の市場価格に対する上乗せ率が平均25%程度)。
	公開買付開始公告・公開買付届出書の虚偽記載等(172条の6)	株券等の時価総額(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額)の25%	公開買付届出書等においては、価格の算定根拠、買付け目的等、応募株主が公開買付けに応募するか否かを判断するに当たり、重要な情報が開示される。公開買付届出書等の不提出・虚偽記載という違反により、これら重要な情報を提供せず、又は重要な事項について虚偽の情報を提供する場合、取引の実態を不透明にすることにより、その立場を有利にすることが可能となることが想定される。したがって、時価総額に対して、公開買付けを実施しないで株券等の買付けを行った場合と同様の率をかけたものを不当利得として算出している。
	大量保有報告書等の不提出(172条の7)・虚偽記載(172条の8)等	当該報告書等に係る株券等の発行者の時価総額(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額)の10万分の1	①大量保有報告書等を提出した場合、当該報告書等に係る株券等の取引に追随者が生じて市場価格が変動し、その後の取引コストが上昇することになる。したがって、これらの報告書を提出しない場合、それらの取引のコストを抑えることが可能となる。大量保有報告書等の提出に伴う市場価格への影響について、種々の事例を分析したところ、平均0.1%程度と見込まれた。②大量保有報告書を提出した後は、株券等保有割合が1%以上増減した場合に変更報告書等の提出が求められる。大量保有報告書等を提出しないことにより、一般的には次の変更報告書の提出義務が発生する時点までは、他の追随取引を発生させない中で取引を行うことが想定される。そのため、上記①及び②を乗じた額(0.1% × 1%)を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。 また、大量保有報告書等において、保有目的、取得資金等、重要な事項に虚偽記載を行うことは取引の実態を不透明とすることにより、その後の立場を有利にするという点で、不提出と同視できるため、虚偽記載も同様に設定。

## 我が国の他の課徴金制度の概要(算定方法及びその設定根拠②)

	課徴金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
金融商品取引法  不公正取引	特定の投資家(プロ向け)市場における特定証券等情報の不提供等(172条の9・10・11)	プロ向け(特定の投資家向け)市場等における課徴金の算定も基本的には一般市場向けと同様に算定。	上記各行為が行われれば、特定投資家も一般投資家と同様の状態に置かれこととなるため、上記各行為と同様に設定。
	虚偽開示書類等の提出を容易にすべき行為又は唆す行為(172条の12)	当該特定関与行為に関し手数料、その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額として内閣府令で定める額	特定関与行為の対価として支払われ、又は支払われるべき額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定している。
	風説の流布又は偽計(173条)	違反行為終了時までの売付け等(買付け等)の価格と違反行為が終了してから1か月を経過するまでの最安値(最高値)の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める価格)の差額等	
	仮装・馴合売買(174条)		
	変動操作取引(174条の2)	違反行為期間中に確定した利得の額と、当該違反行為の開始時から終了時までの売付け等(買付け等)の価格と違反行為が終了してから1か月を経過するまでの最安値(最高値)の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める価格)の差額等との合計額等	違反行為が終了してから1か月(インサイダー取引規制は違反後2週間)を経過するまでの有価証券等の買付け(売付け)価格の最高値(最低値)を基準とした差額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。 ※違反行為者は可能な限り多くの利得を得ることを目指して、違反行為を行っていると考えられるため、違反行為の抑止の観点からは、違反行為の実施時において違反者が一般的に期待し得る利得の相当する額を課徴金として算定することが適当として、平成17年に課徴金制度を導入したインサイダー取引等の行為については、重要事実が公表された終値を基準価額としていた(特定の時点の価額からの差額としていた)ものを、違反行為抑止の実効性の観点から、平成20年に最高値(最低値)という期待値に改正したもの。
	違法な安定操作取引(174条の3)	違反行為開始時点で確定した利得額と、違反行為が終了してから1か月を経過するまでの平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額等との合計額	
	インサイダー取引(175条)	重要事実公表前に行った売付け等(買付け等)の価格と重要事実公表後2週間の最安値(最高値)の価格の差額等	
※自己以外の者の計算において不公正取引を行った場合		①資産運用業者が違反行為を行った場合、運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に3を乗じて得た額(3か月分の運用対象財産の運用対価相当額) ②それ以外の場合は、手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額	①運用委託を行う投資家は、資産運用業者の状況を少なくとも定期的に確認しており、運用成績が悪ければ、契約期間満了前でも運用委託契約を解除することがあり得るところ、四半期毎に運用状況の報告を求める実務等があり得ることを踏まえ、少なくとも継続的な運用委託から生じる四半期分(3か月分)の運用報酬を資産運用業者の違反行為から一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。 ②①以外の場合は、違反行為に対する報酬等が違反行為者の得る一般的な利得と考えられるため、支払われる手数料、報酬その他の対価の額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。

# 我が国の他の課徴金制度の概要(算定方法及びその設定根拠③)

課徴金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
金融商品取引法	情報伝達・取引推奨行為 (175条の2)	<p>①仲介関連業務に關し違反行為をした場合:3ヶ月分の仲介関連業務の対価相当額として内閣府令で定める額(同条第1号)          ②有価証券等の募集等業務に關し違反行為をした場合:3か月分の仲介関連業務対価相当額として内閣府令で定める額並びに、引受け業務の対価に相当する額として内閣府令で定める額の2分の1の合計額(同条第2号)          ③それ以外の場合 取引を行った者の利得の2分の1(同条第3号)</p> <p>①実務上、証券会社は、資産運用業者等から一定期間ごと(3か月ごとが多い)にブローカー評価を受けており、違反行為によってブローカー評価を高めることができれば、取引注文の増加及び仲介手数料の確保につながるものと考えられる。これらを踏まえ、違反行為が行われた月における情報受領者等からの仲介関連業務の対価に相当する額(機関投資家は、証券会社のサービス・能力等を勘案して定期的に、様々な投資対象を含めた取引全体の発注量を決める実務があり、証券会社が情報伝達・取引推奨により確保し得る手数料等の収入は仲介関連業務全般に及ぶと考えられる。)に3乗じて得た額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定している。          ②増資に係る売りさばき等の募集等業務及び当該募集業務等にあわせて行われる引き受け業務については、有価証券の発行者からの募集等にかかる引受手数料は、引受業務及び売りさばき業務の対価であり、販売の難易度や引き受けリスクを勘案して、実務上、引受手数料全体の約半分を占めることが多いため、引受手数料の2分の1に相当する額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として加算している。          ③情報伝達・取引推奨者には直接の取引利益が帰属しないにもかかわらず、処罰リスクを負いながら、情報受領者等に利益を得させる目的で違反行為を行う場合には、情報受領者等から何らかの利益を得、あるいは得ていることが合理的に想定される。こうした利得の経済的価値は事案によって異なり得るが、共同して犯罪行為を行った者の中では、得られた利益を折半することも多いことを踏まえると、情報伝達・取引推奨者は情報受領者が得た取引利益の少なくとも半額程度の価格に当たる利得を享受していると考えられるため、情報伝達・取引推奨者の一般的抽象的に想定される経済的利得額は、情報受領者等が売買で得た利得相当額の2分の1に相当する額としている。なお、情報伝達・取引推奨者が得る利得は、情報受領者からの過去から将来にわたる様々な有形無形の利得であり、情報受領者等が売買等によって得た取引利益とは利得の源泉が異なるものと考えられる。このため、仮に情報受領者等が行った売買等がインサイダー取引規制に違反するとして、当該売買等からの利得相当額を基準に情報受領者に対して課徴金を課したとしても利得の二重計算とはならないものと考えられる。</p>
	※早期発見による減算 (185条の7第14項)	一定の違反行為について、違反者が当局による調査の着手前に違反行為の事実の申告が行われた場合、課徴金の金額を半額とする。
	※繰り返し違反による加算 (185条の7第15項)	過去5年以内に金商法上の課徴金納付命令を受けたことがある場合、課徴金の金額を1.5倍とする。

## 我が国の他の課徴金制度の概要(算定方法及びその設定根拠④)

	課徴金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
公認会計士法	故意による虚偽証明等 (31条の2第1項1号・34条の21の2第1項1号)	監査報酬相当額の1.5倍に相当する額	故意による虚偽証明を行う場合、公認会計士・監査法人は積極的・能動的に虚偽記載に加担しているものと考えられ、将来にわたり被監査会社を存続させ、監査を継続することを望むものと推定される。そのため、相当の注意を怠ったことによる虚偽証明に比べて、抑止がより困難になると考えられることから、効果的な抑止を図るために課徴金の金額を加重する必要がある。これらを踏まえ、虚偽証明を行った後に監査契約が継続されると期待される期間等を勘案し、監査報酬相当額の1.5倍とする」とされている。
	相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明等 (31条の2第1項2号・34条の21の2第1項2号)	監査報酬相当額	違反行為に伴い受け取る監査報酬相当額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定している。
	※課徴金納付命令を行わないことができる場合 (31条の2第2項・34条の21の2第2項)	①故意に基づく虚偽証明等について、懲戒処分を行う場合であって、虚偽証明等がなされた財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類に与える影響が比較的軽微である場合として内閣府令で定める場合 ②相当の注意を怠ったことに基づく虚偽証明等について、懲戒処分を行う場合であって、相当の注意を著しく怠った場合として内閣府令で定める場合に該当しない場合 ③既存業務にかかる業務停止命令が行われる場合 ④登録の抹消、解散命令が行われる場合	課徴金制度は、違反行為に対して一定の金銭的な負担を課すことを通じ、違反行為の防止という行政目的を達成しようとするものである一方、公認会計士・監査法人に係る個別の非違行為ごとに、必要かつ適切と考えられる処分を過不足なく課すことが行政処分の実効性・相当性の観点からは重要であり、当該監査法人の状況、再発の蓋然性、被監査会社への影響等を踏まえた対応を可能とすることが必要と考えられる。そのため、違反態様等が軽微であり、課徴金を賦課するに及ばない場合(左記①及び②)と重大な違反に伴い、課徴金以外の行政処分を課す場合において、当該行政処分自体が当該公認会計士・監査法人に一定の経済的負担をもたらし、それによって十分に行政目的を達せられるような場合(左記③及び④)には、課徴金命令を行わないことができる」とされた。

# 我が国の他の課徴金制度の概要(算定方法及びその設定根拠⑤)

	課徴金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
景品表示法	優良誤認表示、有利誤認表示(8条)	違反行為に係る商品・役務の売上額に3%を乗じて得た額に相当する額	消費者庁設置後の措置命令事案における事業者の売上高営業利益率のデータを検討し、概ねその中央値である3%を利得として算定。
	課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額(9条)	算定した課徴金額から50%減額	<p>景品表示法の目的は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限及び禁止することによって一般消費者の利益を保護することにある(1条)ところ、一般消費者の利益の保護のためには、不当表示を早期に発見して対処することが重要であり、たとえ不当表示行為が単独行為であったとしても、事業者が自らの不当表示を発見した場合に、自ら対処するインセンティブを与える仕組みを設ける必要性がある。また、仮に不当表示が行われた場合には、企業が自主的に発見し報告できるようにすることで、不当表示の早期発見及びコンプライアンス体制構築の促進も期待できる。</p> <p>なお、例えば、事業者が意図的に不当表示を行い、一定程度売り上げた後で、当局の調査が行われる前に自主申告しさえすれば、課徴金の納付を命じられなくなるという事態を招来することとなり、不当表示の防止という課徴金目的に反するため、全額免除とする制度としなかった。</p>
	返金措置の実施による課徴金の減額等(10条、11条)	事業者が所定の手続に沿って、自主返金を行った場合は、課徴金を命じない又は返金合計額を課徴金額から減額	<p>不当表示事案では、その特性上、①不当表示と商品又は役務の購入との具体的な因果関係の立証が困難であること、②一般消費者各人の損害の算出が困難であること、③損害額を算出できたとしても、その金額が僅少な場合があることなどから、民事訴訟手続による対応だけでは、不当表示により一般消費者に生じた被害を回復するために十分とは言いがたい一方、事業者が任意に一般消費者に対して返金を行う場合、事業者が自ら費用を支出して行う自主的な対応であることから、上記①～③の問題は生じず、一般消費の被害回復に資することから設定された。</p>
	※課徴金の納付を命じることができない場合(8条1項ただし書)	課徴金対象期間を通じて、事業者が不当表示であることを知らず、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金納付を命じない。	<p>表示を行うに当たり、どのような注意を払ったかにかかわらず、課徴金が課される制度とすれば、事業者が表示内容の真実性について、確認を行う(注意を払う)インセンティブが損なわれ、課徴金制度導入による目的を達成できないおそれがある。</p>

# 我が国の他の課徴金制度の概要(制度趣旨)

	制度導入の背景・経緯	制度の趣旨・性格等
金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市場監視機能を強化することによって投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要であることから、信頼を阻害する違法行為に対して行政として適切な対応を行うため導入。 (平成16年5月27日参議院財政金融委員会 副大臣答弁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ インサイダー取引等の証券取引法違反行為の抑止を図り、証券取引法規制の実効性を確保するという行政目的を達成するために、証券取引法の一定の規範の違反者に対して金銭的負担を課する行政上の措置。 (平成16年5月27日参議院財政金融委員会 副大臣答弁)</li> <li>▶ 課徴金の水準については、違反行為の抑止に必要最小限の水準として経済的利得相当額にとどめるとともに、金額の決定についても、裁量を排し、法律に基づき一義的、機械的な課徴金額が定まるような仕組み。 (平成17年4月20日衆議院財務金融委員会 大臣答弁)</li> </ul>
公認会計士法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業活動の多様化、複雑化、国際化、監査業務の複雑化、高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するためするため、監査法人等に対する監督や監査法人等の責任の在り方の見直しとして課徴金制度を導入。 (平成19年5月25日衆議院財務金融委員会 提案理由説明)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法令違反について、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことにより、違反行為がやり得とならないようにすることを通じて違反行為の抑止という目的を達成するもの。 (平成19年6月6日衆議院財務金融委員会 政府参考人答弁)</li> <li>▶ 個々の違反行為に対して実効的かつきめの細かい対応を可能とする観点から、一定の行政処分を行う場合には課徴金納付命令を行わないことを可能としている。 (平成19年6月14日参議院財政金融委員会 政府参考人答弁)</li> </ul>
景品表示法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 食品表示等の不正事案をはじめ不当表示によって消費者を誘引する事案の発生が後を絶たない状況にあり、不当表示を防止するため、抑止力を強化する必要があるため課徴金制度を導入。</li> <li>▶ あわせて、一般消費者の被害回復の観点から返金措置に応じた課徴金額の減額等の措置を導入。 (平成26年10月30日衆議院消費者問題に関する特別委員会 改正法趣旨説明)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 違反事業者に経済的不利益を課すことにより、不当表示規制の抑止力を高めることによって不当表示を防止するもの。 (平成26年11月6日衆議院消費者問題に関する特別委員会 政府参考人答弁)</li> <li>▶ 過去に不当表示を行った事業者の売上高営業利益率のデータを検討し、概ねの中央値である3%を算定率の基準としている。</li> <li>▶ 課徴金算定率を一律に設定している理由は、制度の透明性、公平性の確保の観点から、課徴金の賦課要件を明確に規定とともに、迅速に処理できるようにしたため。 (平成26年11月6日衆議院消費者問題に関する特別委員会 大臣答弁)</li> </ul>

## 他法令における金銭的不利益処分等の例

健康保険法における「不正利得の徴収」	
性質	行政制裁、損害賠償
算定方法	支払った額のほか、その額に百分の四十を乗じて得た額。
根拠規定	<p>○健康保険法 (不正利得の徴収等)</p> <p>第五十八条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関において診療に従事する第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項（第百十一条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、<u>その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</u></p>

雇用保険法における納付命令	
性質	不正受給の未然防止のため、不正受給額の返還命令とは別に設けられた制度。
算定方法	偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額。
根拠規定	<p>○雇用保険法 (返還命令等)</p> <p>第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、<u>当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。</u></p> <p>2 (略)</p>

## 他法令における金銭的不利益処分等の例

### 駐車場法における「割増金」

性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の利用についての違約金</li> <li>・適正な駐車料金の徴収の確保を図るためのもの</li> </ul>
算定方法	免かれた駐車料金の額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額。
根拠規定	<p>○駐車場法 (路上駐車場の駐車料金及び割増金)</p> <p>第六条 前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体（以下「路上駐車場管理者」という。）は、条例で定めるところにより、同項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。</p> <p>3 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その<u>免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。</u></p> <p>2・4 (略)</p>

### 公営住宅法における「金銭の徴収」

性質	違約金（債務不履行に基づく損害賠償の予約（民法420条））
算定方法	近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭。
根拠規定	<p>○公営住宅法 (収入超過者に対する措置等)</p> <p>第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。</p> <p>2～5・7・8 (略)</p> <p>6 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、<u>近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</u></p>

## 他法令における金銭的不利益処分等の例

港湾法における「過怠金」	
性質	懲罰的な料金、行政上の秩序罰
算定方法	徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金。
根拠規定	<p>○港湾港法          (規程)</p> <p>第十二条の二 港務局は、法令又は当該港務局を組織する地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規程を定めることができる。</p> <p>(港湾区域内の工事等の許可)</p> <p>第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用</li> <li>二 港湾区域内水域等における土砂の採取</li> <li>三・四（略）</li> </ul> <p>2・3（略）</p> <p>4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内水域等に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。ただし、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。</p> <p>5 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。</p> <p>6（略）</p> <p>(港湾管理者の料金)</p> <p>第四十四条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金（次条第一項の入港料を除く。）を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも三十日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 港務局は、第十二条の二の規程の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により第一項の料金の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。</p>

## 他法令における金銭的不利益処分等の例

原子力損害賠償補償契約法における「過怠金」	
性質	違約金
算定方法	<p>次に掲げる金額を限度として徴収することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 補償契約の条項で原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令第10条第1号又は第2号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、補償金の額の十分の一に相当する金額</li> <li>二 補償契約の条項で原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令第10条第3号又は第4号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、10万円</li> </ul>
根拠規定	<p>○原子力損害賠償補償契約法第17条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項（①）に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより（②）、過怠金を徴収することができる。</p> <p>①原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令 第10条 法第17条に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 原子力損害が発生し、又は<u>発生するおそれがある場合</u>において、<u>原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずること。</u></li> <li>二～四（略）</li> </ul> <p>②原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令 第11条 文部科学大臣は、法第17条の規定により、原子力事業者が補償金の支払を受けた日以後において、<u>次に掲げる金額を限度として過怠金を徴収することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 補償契約の条項で前条第1号又は第2号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、補償金の額の十分の一に相当する金額</li> <li>二 補償契約の条項で前条第3号又は第4号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、10万円</li> </ul>

地方自治法における「過料」	
性質	懲罰的な料金、行政上の秩序罰
算定方法	徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料。
根拠規定	<p>○地方自治法 (分担金等に関する規制及び罰則) 第二百二十八条 1・2（略） 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。</p>

## 他法令における不利益処分に係る行政裁量の運用基準

処分	性質	行政裁量の範囲	運用基準
過失によって 虚偽又は不当 の証明を行っ た公認会計士 に対する懲戒 処分（公認会 計士法第30 条②） <sup>1</sup>	制裁的な処分、 行政上の責任を 追及する手段	①戒告又は ②2年以内の業 務停止を選択	<p>6か月の業務停止を基準に、下記のような事情がある場合はさらに加減算を行う。</p> <p><b>【加算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象（損益）金額の資本金等に対する比率が100%以上の場合</li> <li>○対象期間が長期（概ね5年以上）の場合</li> <li>○スキームを提案するなど積極的・計画的に関与していた場合</li> <li>○監査調書を改ざんする等の隠蔽行為を行った場合</li> <li>○監査概要書に監査実施状況について不実の記載を行っていたような場合</li> <li>○監査報酬以外に報酬等として金品等を受領している場合</li> <li>○不正の請託を受け、報酬等を請求・約束している場合</li> <li>○重大な監査手続違反などにより重大な過失があると認められる場合</li> <li>○問題となる項目につき法人の内部規定等に違反し審査会に付議しなかった場合又は審査を依頼しなかった場合</li> <li>○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合</li> <li>○過去に処分等を受けている場合</li> <li>○上記以外に、特に考慮すべき加重すべき項目がある場合</li> </ul> <p><b>【減算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象（損益）金額の資本金等に対する比率が100%未満の場合</li> <li>○対象期間が1期のみ、中間監査にかかるもののみ、四半期レビューにかかるもののみ等の場合</li> <li>○非上場（公認会計士法上の「大会社等」を除く）の場合</li> <li>○任意監査の場合</li> <li>○従たる立場であった場合</li> <li>○虚偽等があることを指摘し、監査証明期間のうちに「不適正意見」、「意見不表明」等の意見を出した期間がある場合</li> <li>○企業による隠蔽行為等があった場合</li> <li>○違反とされた監査手続以外は監査基準等に準拠し、適切に監査が行われていたと認められる場合</li> <li>○監査の実施過程において、内部統制の状況など問題点等を指摘し改善を求めた場合</li> <li>○虚偽・不当証明の主要な期間が過去から繰り返し（洗替え）のものであり、新規に虚偽の金額が増加していない場合</li> <li>○監査法人の役職、監査証明業務を辞退するなどの対応をしている場合</li> <li>○事実関係の把握及び再発防止等に向けた適切な対応がとられている場合</li> <li>○上記以外に、特に考慮すべき軽減すべき項目がある場合</li> </ul>

<sup>1</sup> 運用基準「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について【金融庁公表資料】」

処分	性質	行政裁量の範囲	運用基準
法令違反等を行った建築士に対する懲戒処分（建築士法第⑩条①） <sup>2</sup>	行政権による制裁	①戒告、②一年以内の業務停止、③免許取消のいずれかを選択	<p>懲戒事由ごとのランク（例えば、「違反行為の指示等」の行為（懲戒事由）であれば、「ランク6」）をベースとして、個別事情によるランクの加重・軽減し、該当ランクの処分を行う。</p> <p>【ランク1→文書注意、ランク2→戒告、ランク3→業務停止1ヶ月未満、ランク4~15→業務停止1ヶ月~12ヶ月、ランク16以上→免許取消】</p> <p>【加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重大な悪意あるいは害意に基づく行為→3ランク加重</li> <li>○暴力的行為又は詐欺的行為→3ランク加重</li> <li>○常習的に行っている場合→3ランク加重</li> <li>○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合→3ランク加重</li> <li>○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合→適宜加重</li> <li>○過去に処分等を受けている場合⇒過去の処分等と今回の処分等の内容に応じた加重</li> </ul> <p>【減算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合→1~3ランク軽減</li> <li>○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合→1~3ランク軽減</li> <li>○速やかに法違反等の状態の解消を自動的に行った場合→1ランク軽減</li> <li>○処分の対象となる事由につき自動的に申し出てきた場合→1ランク軽減</li> <li>○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合→適宜軽減</li> </ul>
法令違反等を行った旅行業者に対する業務停止命令等（旅行業法19条） <sup>3</sup>	旅行業者等に対する制裁措置	①6ヶ月以内の業務停止又は②登録取消を選択	<p>法令違反それぞれについて基準となる業務停止期間（又は登録取消し）を定め、下記のような事情がある場合はさらに加減算を行う。</p> <p>【加算】</p> <p>以下のような場合は、業務停止期間を基準から5割増。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○5年以内に繰り返し違反を行った場合</li> <li>○違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重大なものである場合</li> <li>○複数の違反行為を行った場合</li> </ul> <p>【減算】</p> <p>業務の全部または一部の停止について、その行為が次の（1）から（3）の全てに該当する場合には2分の1を超えない範囲で、（1）及び（2）又は（3）に該当する場合には4分の1を超えない範囲で、（1）のみ又は（2）及び（3）のみに該当する場合には8分の1を超えない範囲で、業務の停止の期間を短縮することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと</li> <li>（2）過去5年以内に不利益処分を受けたことがないこと</li> </ul>

<sup>2</sup> 運用基準「一級建築士の懲戒処分の基準【国交省公表資料】」

<sup>3</sup> 運用基準「旅行業法第19条第1項に基づく旅行業者の不利益処分の基準について【観観産第41号平成25年4月26日】」

処分	性質	行政裁量の範囲	運用基準
法令違反等を行った質屋に対する営業停止命令等（質屋営業法第25条） <sup>4</sup>	主として防犯上の観点から、その効力を存続せしめえない新たな事由が発生したために、将来にわたってその効力を失わしめる独立の行政行為	質屋の営業許可取消し又は1年以内の営業停止	<p>(3) 反省の意思が明らかであり、直ちに違法状態を是正したこと</p> <p>法令等の違反行為をA～Hに分類し、それぞれについて基準期間（最低水準、最高水準及び平均水準）を定める。A（質屋営業法以外の法律違反により禁錮以上の刑に処せられたとき等）に該当したときは許可を取り消すこととする（ただし、情状により取消ではなく営業停止も選択可能）。</p> <p>(1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月  (2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月  (3) C及びG 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月  (4) D及びH 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月</p> <p>下記の事情により加算及び基準期間の選択を行う。</p> <p>【2倍とする場合】  ○3年以内の繰り返し違反</p> <p>【基準期間～長期期間の間となるべき場合】  ○営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質な場合  ○法令に違反した程度が著しく大きい場合  ○営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められる場合  ○3年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、営業停止命令を受けた場合  ○違反行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて重大であると認められる場合  ○質屋が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重い場合</p> <p>【短期期間～基準期間の間となるべき場合】  ○営業停止命令対象行為により盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められる場合  ○質屋又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令行為を行った場合  ○代理人等が違反行為を行なうことの防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて軽微であると認められる場合  ○質屋が営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置や営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しい場合</p>

<sup>4</sup> 運用基準「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準【大阪府公安委員会策定のもの】」

## (1) 昭和52年(課徴金制度導入時)

### (法的性格)

- 違法カルテルの発生状況等に鑑み、禁止規定の実効性を確保するための行政措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利得について、その納付を命じようとするもの(昭和52年4月14日(衆)商工委員会・藤田総理府総務長官)

### (水準の設定根拠)

- カルテル対象商品の売上高に、売上高経常利益率を乗じたものの2分の1をカルテルによって得られたであろう経済的な利得とみなしている(昭和52年5月24日 (参)商工委員会・大橋内閣審議官答弁)

### (刑事罰との関係)

- 違法カルテルにより得られた経済上の利得を納付させようとするものであり、制裁的な効果を持つことは否定できないが、刑事罰と性格を異にしており、全く異なった観点から適用されるため、併科される場合もある(昭和50年6月3日(衆)商工委員会・植木総理府総務長官答弁)

### (裁量の是非)

- 課徴金は刑事罰と異なり、量刑原則のような広範な裁量は許されない(同上)

## (2) 平成3年改正

### (法的性格)

- カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに違反行為の抑止を目的とする行政措置であり、昭和52年の法的性格といしさかも変わっていない(平成3年3月13日(衆)商工委員会・梅澤公正取引委員会委員長答弁)

### (水準の設定根拠)

- カルテルの実行としての事業活動にかかる利益を直接に反映するより適切な指標として、一般的な売上高営業利益率をカルテルによる利得と擬制して課徴金額(当該商品役務の売上額の6%(原則))を設定(同上)

### (刑事罰との関係)

- カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに、違反行為の抑止を目的とする行政措置であり、公正取引委員会が行政手続によって課すというものであって、制裁等を目的とする刑事罰とは明らかに異なる(同上)

### (裁量の是非)

- 憲法上の要請等から、課徴金の水準そのものについては、裁量権を持つことなく、一定の率によって、かつカルテル等による利得の水準を上回ることができないという制約がある(平成4年2月20日(衆)予算委員会・梅澤公正取引委員会委員長答弁)

# 課徴金制度の性格等に関する国会答弁(概要)

## (3) 平成17年改正

### (法的性格)

- 不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものの、これまでその法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すものであり、今回の見直し後も変わらない(平成16年11月4日(衆)本会議・細田内閣官房長官答弁)

### (水準の設定根拠)

- 過去の違反行為に係る不当利得を推計したところ、不当利得の平均値は16.5%であったが、8%以上の利得を得ているものが全体の9割を占めていたことなどを総合勘案して基本算定率を10%とした(平成16年11月17日(衆)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

- 不正な利得と計算されるものに上乗せする金額というものを考えたときに、他の法令の例などを勘案すると、不正な利得の40%増し程度のものは例があるため、その範囲内のものならば許される(平成17年3月9日(衆)経済産業委員会・石木内閣法制局第四部長答弁)

### (刑事罰との関係)

- 非裁量的で画一的に課すものである限り、憲法39条の二重処罰の禁止には触れない(平成17年4月14日(参)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

### (裁量の是非)

- 裁量をもって、悪意であったか責任がどうであったかということを全て見て刑事罰のように科す行政制裁金というものに変えたものではない(平成16年12月1日(衆)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

- 見直し後の課徴金制度は、行政上の制裁としての機能をより強めたものではあるが、違反行為を防止するための行政上の措置であるという点は変わりはない、現行法と同様、売上額に一律に一定率を乗ずる方法で課徴金を算定することで行政上の迅速性、合理性を確保しようとした(平成17年4月6日(参)本会議 細田内閣官房長官答弁)

## (4) 平成21年改正

### (法的性格)

- この改正によって、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増す規定を設けることによって、課徴金の性格は平成17年当時から変わらない(平成21年4月22日(衆)経済産業委員会・河村内閣官房長官答弁)

### (水準の設定根拠)

- 繰り返し違反はそうでない場合に比べて不当利得の程度が高いことを根拠に5割増しとし、それを横に引っ張って主導的役割も5割増しとした(平成21年5月26日(参)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

- 不当利得に着目して、だから課徴金を課しても相当という考え方が従来からある(平成21年6月2日(参)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

### (刑事罰との関係)

- 今回の改正で行政上の制裁の機能が強まるとはいえ、なお道義的な非難を目的とする刑事罰とは趣旨、目的等を異にするものであり、これらを併科しても特段の問題は生じない(平成21年5月13日(参)本会議・竹島公正取引委員会委員長答弁)

### (裁量の是非)

- 一律に必ず課徴金を賦課するというような制約があるため、裁量性に欠けている(平成21年4月22日(衆)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

# 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

## (1) 昭和52年制度導入時の国会答弁

**昭和49年9月18日(参)商工委員会 高橋公正取引委員会委員長**

実質的には制裁的な要素もあって、カルテルをやってもうからぬので損をするというふうな制裁的な意味が実質的に含まれるようなものを私どもは考えている…

**昭和50年2月12日(衆)法務委員会 渡辺公正取引委員会事務局官房審議官**

利得を徴収するということでございますから、相手方にとってみればこれは非常に制裁的なことになる。したがって、制裁的効果が実際にあるということは否定できないかも知れません。

**昭和50年5月8日(衆)本会議 植木総理府総務長官**

課徴金は行政上の措置でございまして、行政機関の自由裁量を認めることは、刑事罰との関係からいっても適当ではございません。

**昭和50年6月3日(衆)商工委員会 植木総理府総務長官**

課徴金の額の算定方法をこのような形式的基準により決めましたのは、課徴金制度は先ほど申しましたように刑事罰と異なっておりまして、量刑原則のような広範な裁量が許されません。また、行政実務に支障をなからしめなければならないという配慮をいたしましたのでございます。

…課徴金の目的でございますけれども、禁止規定の実効性を確保することでありまして、その法律的な性格は行政上の措置でございます。

また、算定の基本的な考え方は、違法カルテルにより得られた経済上の利得を納付させようとするものであります。…制裁的効果を持つことは否定できませんが、行政罰ではございません。このような課徴金は刑事罰と性格を異にしておりまして、全く異なった観点から適用されるものでありますので、一つの事件に一方のみが適用されることもあれば、両方が併科される場合もあるということを御理解いただきたいと存じます。

**昭和50年6月4日(衆)商工委員会 原内閣官房内閣審議室長**

西ドイツの課徴金の場合、これは行政罰でございます。日本の場合には刑事罰がまずございます。そこで、もし行政罰というようなものにつくるとなりますと、これは憲法上二重科罰の問題が生じます。したがって、そういう西ドイツ方式はちょっととれないのではないかと私どもは判断をいたします。したがって、そういう重大な問題があるので西ドイツ方式は私どもはとらなかつたということでございます。したがって、日本の場合には刑事罰と損害賠償と、制度としてはとにかくある。その中間的な措置と申しますか、行政的な措置としてとのということにいたしたわけでございます。

# 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

## 昭和52年4月14日(衆)商工委員会 法律案提出理由

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度…を新設する…必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 昭和52年4月14日(衆)商工委員会 藤田総理府総務長官

第一に、不当な取引制限等について課徴金を国庫に納付することを命ずる制度を新設することとしております。これは、いわゆる違法カルテルの発生の状況等にかんがみ、禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利得について、その納付を命じようとするものであります。

## 昭和52年5月24日(参)商工委員会 大橋内閣審議官

課徴金の計算方法の考え方でございますけれども、これはカルテルの実行期間中の売上高に、売上高経常利益率を乗じたものが、カルテル対象商品の売り上げによる通常の得られる利得であろうというふうに考えまして、その全部がカルテルによるものではないと思いますので、まあ2分の1にしたという考え方でございます。

こういうことにいたしまして、それは本来カルテルによる利得というものは、カルテルによる価格と、競争状態があったときの価格というものを想定された価格との差額であるというふうに考えられるわけでございますけれども、そういう個々のケースに応じて課徴金の額、単価といいますか幅が違うということになりますと、これは公正取引委員会の職務の遂行上はほとんど不可能になるんじゃないだろうかというような配慮から、行政的な実務に支障のないという考え方で、一応のみなし利得を考えたわけでございます。これはやはり、あくまでカルテルによって得られたであろう経済的な利得を、こういう形で計算するのだという一つのみなし規定であるというふうに御理解いただきたいと存じます。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

### (2) 平成3年改正時の国会答弁

平成3年3月13日(衆)商工委員会 梅澤公正取引委員会委員長

カルテルに課されます課徴金は、カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに、違反行為の抑止を目的とする行政措置であります。すなわち、公正取引委員会が行政手続によって課すというものでございまして、その点で、制裁等を目的としたします刑事罰とは明らかに異なるものでございます。この点につきましては、今回の改正問題を検討していただきました懇談会の報告にも明確にその点は示されておりまして、課徴金のこのような性格、すなわち、カルテルによる利得を徴収するという、合理的な範囲内においてこの水準を設定するということにされておるわけであります。したがいまして、御指摘のように52年に創設されました現在の課徴金の法的性格は、今回の改正案においてもいささかも変わっていないということを申し上げたいと思います。

まず、その前提といたしましては、委員がおっしゃいますように、カルテルによる利得を事業者に帰属させないという制度本来の趣旨を厳密に実現するためには、個別の事業者のカルテルの利得が算定できるという根拠がないとできないわけでございます。ところが、カルテル利得といいますのは、再々先ほどから審議官が申し上げておりますように、本来カルテルがなかりせばどのような価格水準であったか、それとカルテルの実行による価格との超過収益が厳密に言うところのカルテル利得でございますけれども、カルテルがなかつた場合の価格というのは実は地球上に存在しない事象でございますから、いずれにしろ何らかの形で推計なり推定をせざるを得ない分野でございます。…個別の算定方式が明らかでない、そういった場合に行政でもってそれが裁量で決定できるのか、つまり一定率が透明性を確保できるというのは行政手続が透明性を確保できるという意味で一定率をとらざるを得ないわけであります。

それから、恐らく委員の御指摘は、そういった一定率を平均で出しているから実際はそれを上回るものと下回るものとあるだろう、下回るものについては二重処罰の問題が起こらないのかということでございますが、これも課徴金問題懇談会で御検討いただき、報告書にも明記されておりますように、刑罰との二重処罰を避けるという観点からは、カルテル利得と擬制される合理的なものとして一定のものが設定されるとすれば、個々、カルテル利得とその一定率に、当然そこが生じるわけですけれども、厳密に必ずしも照合しなくても二重処罰の問題は起こらないというのが学者の方の大意見でございましたので、今回のこの率を設定したわけでございます。

…今回の課徴金の議論でもそこが非常に問題になりました、我が国では刑罰と行政措置の二本立てでございますから、やはり二重処罰というものを回避しなければならない。同時に、そういうものとすれば、行政措置としての公正取引委員会の措置は非常に厳密な意味においてのカルテル利得を考え方として逸脱するものであってはいけないということでございます。したがって、課徴金を課す場合には、行政手続の透明性という観点からも、この一定率の議論が非常に国民にもわかりやすいし、それから行政手続の不透明性もそれによって解消することができるということでございますが、アメリカの刑罰にいたしましても、EC諸国の制裁金にいたしましても、そこに制裁的要素が入っておりますから、それを課す競争当局の裁量というのはかなり許されておるわけであります。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

### 平成3年3月13日(衆)商工委員会 矢部公正取引委員会事務局官房審議官

まず一定率の根拠でございますが、これにつきましては、カルテルによる経済的利得を直接反映する適切な指標としたとして平均的な売上高営業利益率を用いまして、これに基づきまして一定率を設定したわけでございます。

具体的には、6%という水準につきましては、卸・小売業を除く全業種の一定規模以上の企業の昭和53年から平成元年までの間の平均的な営業利益率、これが5.9%でございますが、これをもとにいたしまして設定いたしました。

それから経常利益率を営業利益率に変えた理由でございますけれども、現在の制度におきましては、企業全体の収益状況を見る指標である経常利益率を指標としたとして課徴金の一定率を定めておりますが、制度導入当時におきましては企業の外部資金に依存する割合が高く、事業活動そのものに係る利益を見る場合であっても金融収支を勘案した指標である経常利益率を用いるということに合理的な理由があったからでございますが、現在では自己資本の充実によって資金調達コストが相対的に低下しておりますので、金融収支を勘案する必要が薄れ、また経常収支は財務活動の状況も含んだものでありまして、現時点で見ると、本来の事業活動とは直接関係のない多様な要素を考慮要因に含めるという側面が強くなってきておりますので、引き続き経常利益率を指標として用いることは妥当でなくなってきたている。

一方、営業利益率は仕入れ、生産、販売等の企業本来の活動の実態を直接に反映する基本的なものであり、カルテル対象商品に係る事業活動から生ずる利益を反映する指標としてより妥当性を持つものと考えられることから、平均的な営業利益率に基づきまして一定率を改正することとしたものでございます。

### 平成3年4月18日(参)商工委員会 矢部公正取引委員会事務局官房審議官

アメリカからは確かに10%というような意見も来ているわけでございますが、この点につきましては、我が国の課徴金というのは刑事罰と双方を持っているという制度、しかもその二重処罰になってはいけないという範囲内で最大限のものを考えておるわけでございます。それからまた、上限ではなく、課徴金というのは違反行為に該当しますと必ず取る制度である、こういうようなことを説明しておるわけでございます。

### 平成4年2月20日(衆)予算委員会 梅澤公正取引委員会委員長

ただ、我が国とアメリカとでは制裁といいますか、抑制制度が違いまして、アメリカは刑事罰一本で構成されております。我が国の場合には行政措置としての課徴金と刑罰という二本立てになっておりまして、これは憲法上の要請等から、課徴金の水準そのものについては、行政機関としての公正取引委員会が裁量権を持つことなく、一定の率によって、かつカルテル等による利得の水準を上回ることができないという制約があるわけでございまして、その意味でアメリカ側がこの6%の水準は非常に低いという指摘を行ったわけではありますけれども、我が国とアメリカでは法制が違うわけでございますから、この6%の水準を変更することはできないということで、先ほど申しましたように、昨年の7月から施行になっておるわけでございます。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

### (3) 平成17年改正時の国会答弁

平成16年11月4日(衆)本会議 細田内閣官房長官

見直し後の課徴金制度は、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものではあります、これまでその法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すというものであり、この点は今回の見直し後も変わりはなく、課徴金という仕組みを残すことが適当であると考えます。

課徴金と法人刑罰併科の際の2分の1調整についてのお尋ねでございます。

本法案における課徴金と刑事罰の併科は、基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えますが、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額の2分の1を課徴金額から控除することが政策的に適当であると判断したものでございます。

平成16年12月1日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

行政上の制裁でありますということを今回の改正の中ではっきりさせていただいたわけですが、それは御指摘のとおりでございます。

これは、要するに、単なる不当利得の剥奪だけではない、それを超えるものだということでございまして、金銭上の不利益を与える水準として、どの程度のものでなければならないかと考えたときに、不当利得の剥奪だけでは不十分であるという認識をいたしました。したがって、それを超える、したがって、それは行政上の制裁としての機能がより強くなるということを率直に申し上げているわけでございまして、中途半端という御批判を今いただきましたけれども、そうは思っておりません。

それは、行政上の制裁と申しましても、民主党さんの案にある行政制裁金というものが刑罰にかわり得る制裁金であるとすれば、それと、私どもが提案している行政上の制裁と説明している課徴金、これとは質的に異なるということを申し上げざるを得ないわけです。

我々は金銭上の不利益は課しますけれども、これは刑罰とは違うものである、あくまでも行政処分であって、その実効性を保つための金銭上の不利益を課すものであるということで、違うわけでございまして、裁量をもって、それが悪意であったかどうかとか責任がどうであったとか、そういうことを全部見て刑事罰のように科す行政制裁金というふうには我々はこれを変えていないわけでございます。そういう意味で、決して、中途半端とかわかりにくいとかいう御批判もいただいていますけれども、私どもとしてはきちんと御説明を申し上げているつもりでございます。

平成16年11月17日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

根拠は、現行では甘過ぎる、だから引き上げなきやならぬということと、もう一つは、数十の実例を推計してみると、不当利得の平均値は16.5%程度であった、ばらつきがございますからそれを調べてみたら、8%以上の不当利得を得ているものが全体の9割を占めている、こういうことが我が国の、現に起きた違法行為に係る推計値としてあった。3つ目に、国際的な相場というのも見てみる必要がある、それは、基本的には売上高の20%である。これらを総合勘案いたしまして、10%というものをまず基本に考えさせていただいたわけです。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

平成16年11月19日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

今回の改正で法理論的に一番問題になった点を御質問いただいたわけでございますけれども、従来、課徴金につきましては、不当利得の剥奪であるという説明も申し上げてまいりましたし、それが世の中の認識になっているということは率直に認めますけれども、これは、そのときそのときの議論がどういう問題意識で行われているかによって変わってくるわけでございます。課徴金というのは刑事罰と同じなのかという問題意識で質問をされたり説明を申し上げているときには、それは違います、不当利得の剥奪といいますか、その分を国庫に納付していただくにとどまるものであってというような御説明をしてきたということは、事実でございます。

今回、我々の整理は、不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい、そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いませんし、私どもも、そういうふうに行政上の制裁であるという御説明をしてまいりました。

しかしながら、その法的性格は何かということについては、これは、不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて、課徴金というものは、そもそも独占禁止法違反行為を防止するために行政府たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに、行政目的のために金銭的不利益を課す、その手段として課徴金がある、これが法的性格であるという点では、今も後も変わらない、見直しによってもその点は何ら変わらない、こういうことでございます。

…二重処罰の議論があって、罰金と課徴金の間で調整をしておるではないか、それは2分の1にしておるじゃないか、これについて、根拠がはっきりしないとか中途半端であるとかいう御指摘があるというお話をございました。

確かにございましたし、今もあるのかと思っていますが、私どもは、これはあくまでも、行政処分たる課徴金と、それから罰金を含む刑事罰というのは、趣旨、目的が違う、したがって、これは併科されても憲法39条の禁止する二重処罰に当たらないというふうに解釈しておりますし、その解釈は、何も公正取引委員会の独断のことではなくて、私どもはいろいろな法律学者等々の意見も聞いておりますが、世の中の多数説であるというふうに認識しております。

さはさりながら、では、幾ら課徴金が上がっても、それはそういうことなのかという議論があろうかと思います。

その点に関しても、今回お願いしているぐらいの課徴金では実質的にも二重処罰の問題ではないというふうに私は思っていますが、この改正案を練り上げていく過程において、やはり二重処罰に留意すべきであるという御議論も多々ございました。そこで、この2分の1調整規定というのは、純粹法律論としてこれがなければならぬものであるとは認識しておりませんが、まさに政策的判断として、調整規定を設けるのが適当であろうということで設けさせていただいております。

…全額でない理由は、全額にしてしまえば、刑事告発というのは、違反事件の中でも悪質重大である、繰り返しやっている、けしからぬということでもって告発をするわけで、その結果、有罪になって罰金がかかる。その罰金を丸々課徴金から引いてしまったのでは、その企業が負うトータルの経済的不利益は同じなのでございまして、そういう、悪質重大であろうが、そうじゃない、課徴金どまりであろうが、経済的不利益は同じということであったら、刑罰と課徴金というものを二つ置いているという制度のもとで、それは不合理ではないか、そのための罰金であるんだ、こういう問題が出てまいりますので、全額は控除できない、すべきではない。

では、何で2分の1なのかということについては…強いて理由を申し上げますと、刑事罰といつても、懲罰機能だけではなくて、こういう罪を犯してはいけませんよという予防効果があるというふうに言われています。二つの機能を持っていると言われています。予防効果という意味では、課徴金が、行政上の措置ではありますけれども、抑止力として、違反をしてくれるなという意味で持っているものであるという意味で、予防効果という意味では共通する面があるので、そういうことに理論的な根拠を求めまして、その分は2分の1と考えるのが適当であろう…ということでございます。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

平成16年11月24日(衆)経済産業委員会 伊東公正取引委員会事務総局経済取引局長

…刑事罰を廃止して課徴金に一本化すべきではないかというような意見も出されたことは確かにございますが、その場合、課徴金制度というのは、いわば社会的、道義的非難を加える、そういう刑事罰に代替するような制度ということになるわけでございますけれども、我が国ではそのような制度を設けている例が…現在のところないわけでございますし、また、独占禁止法違反というのは企業犯罪の典型ということでございまして、法人への刑事罰をなくせば、他法令との比較におきまして、独禁法違反事件というのはある意味金銭で片がつく事案なのかという認識を持たれるおそれがあるというような問題が存在するというふうに考えておるところでございます。したがいまして、現行の我が国法体系の枠組みを前提とした場合、課徴金と刑事罰を併科することによってより禁止規定の実効性を確保する現行の体系を維持することが適当であるというふうに考えたところでございます。…最高裁判例等々から見まして、今回の課徴金制度と刑事罰につきましても、その趣旨、目的、性質、内容等を比較した場合、基本的に異なるものと考えております。二重処罰の問題はないものと考えておるところでございます。

ただ、課徴金は違反行為防止を目的としておりますし、また、刑事罰におきましても事実上違反行為の抑止効果をも一つの効果として期待されている、そういう意味におきまして、両者、刑事罰と課徴金に機能的に共通する部分が存在することは否定できないことから、違反行為防止という行政上の目的を踏まえ、課徴金の額から罰金額の2分の1に相当する額を政策的に控除する調整規定を設けることが適当であるというふうに判断したものでございます。

平成16年12月1日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

そもそも課徴金は何かというと、禁止されていることを守っていただくために、行政上の措置の実効をあらしめるためにもともと置かれています。具体的には、課徴金の場合はその事業者に対して金銭上の不利益を課すということでございます。

そういう意味の課徴金としては今までこれからも全く同じでございますが、今委員お話しになつた、従来、入れたときには、不当利得の剥奪にとどまるんだ、だから二重処罰の問題にならないんだという説明をしたではないかということでございます。それに対して、今回は、いわゆる不当利得相当額以上の制裁金の水準にさせていただきたい、それによって課徴金の抑止力を高めたいと申し上げております。そこで、行政上の制裁としての機能は従来の考え方よりも一步強めましたということははっきり申し上げておるわけでございまして、この辺がニュアンスが違うわけです。

では、しかば、憲法で禁止されている二重処罰に当たるのかという議論については、この間の参考人の御議論にもありましたように、刑事訴追を2回受けないんだというのが憲法の要請するものであるという、ああいうお考えもきちんとあります。

いろいろありますが、前にも御答弁申し上げましたように、現在の課徴金、少なくともこの10%というぐらいの水準の課徴金では、憲法が禁止している二重処罰の問題にはそもそも当たらないという見解を私どももとっています。これは何もひとり公正取引委員会の見解ではなく、いろいろな法律学者その他の意見も聞いた上で、そうであるということでございます。それに対して、昔、52年当時は非常にその点について、言葉が適切かどうかわかりませんが、極めて神経質といいますか、慎重にそのことが議論されていたという、最初でございますからいたし方ないと思いますけれども、どうも、そういう議論があったので、不当利得の剥奪にとどまっているのだからおよそ二重処罰の問題というのはありませんというような趣旨で、文脈の中で答弁がなされたということだと理解しております。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

平成17年3月9日(衆)経済産業委員会 石木内閣法制局第四部長

今回…その中で課徴金の算定率を引き上げる内容を盛り込んでおります。…過去の違反事例について、これは公正取引委員会の方で不当利得を、推計ではございますが実証的にやった、そうすると、ほとんどの事例で少なくとも8%程度はいわゆる不当な利得と考えられるものが存在する…それで、違反行為防止のためには、この不当利得相当額を多少超えて金銭を徴収する必要があるのではないかという御提案でございました。

この点について、不当な利得と計算されるものに上乗せする金額というものを考えますときに、他の法令の例などを勘案しますと、不正な利得の40%増し程度のものは例があるということでございまして、その範囲内のものならば許されるのではないか。許されるのではないかというのは、課徴金というのはいわば強制的に国民から金銭を取り上げるという趣旨のものでございますので、刑事手続以外の手続でやるものでございますので、おのずとしかるべき限度はあろうということからでございます。

平成17年4月6日(参)本会議 細田内閣官房長官

課徴金は、違反行為を防止するために違反事業者に対して金銭的不利益を課す行政上の措置であり、課徴金と刑事罰の併科は基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えておりますが、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額の2分の1を課徴金額から控除することが政策的に適当であると判断したものであります。

…見直し後の課徴金制度は、行政上の制裁としての機能をより強めたものではありますが、違反行為を防止するための行政上の措置であるという点は変わりはなく、現行法と同様、売上額に一律に一定率を乗ずる方法で課徴金を算定することで行政上の迅速性、合理性を確保しようとしたものであります。

# 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

平成17年4月14日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

現行は、課徴金と刑事罰の両立ということでやっていますが、これは確かにそれぞれのいい面があるわけでございまして、刑事罰というのにはやはり、これは洋の東西を問わず、最後刑事罰を受けるということについては、やはり一番、やった個人なり、特に個人でございましょうけれども、企業にとっても、社会的制裁としては一番重いものであると、ということはどうも我々が考えるばかりではなくて、企業の方々もそう思っておられると。したがって、刑事告発を受けるということに対しては大変恐れています。こういうことを見ても分かるように、その刑事罰の持っている感銘力というか、その威力というものは大変大事なものが、大きなものがある。

しかしながら、そのデメリットとしては、…使うためには大変ハードルが高いと、立証のハードルが非常に高いという問題がある。時間も掛かる、そのエネルギーも掛かるという問題がある、すべての独禁法違反事件に刑事罰的な手続をもって臨むということが現実的かどうかという問題がございました。それほど悪質でない、しかしながら…、全部が全部その刑事罰に持っていくのがいいのかという現実論があろうかと思います。そういう問題点があるからこそ、昭和52年に課徴金が導入されて、行政上でまずきちんとすべきことはしたらどうかと、こういうことになったわけでございまして、したがって当然課徴金のいい面がある。これは一律ということでもってあらかじめ分かっておりますから、それを、違反行為を犯す企業も分かった上でやっておるということもありますし、処理が画一的で迅速にできるというメリットもありますし、かつそれなりの負担であれば抑止力としての期待ができると。こういうことで、その課徴金の行政措置としてのいい面がある。ただ、その両方をやはり並立させてやっていくというのが、私は少なくとも現在の日本の法制度、そのまた執行体制を見たときに、現実的に有効であるというふうに思っているわけでございます。

…課徴金を導入するとき、昭和52年でございますが、その今御指摘の二重処罰の議論というのは大変あったわけでございまして、それで、それを今から振り返ると、非常に慎重な、もう極めて保守的な考え方を取ったと私は思うんですが、不当利得の剥奪にとどまるんだと、それ以上のものではないんだということを、説明がある意味では強調したということがあります。

そういうことで、現時点でも、刑事罰と課徴金、両立しているわけですから、課徴金をどんどん上げてもなお二重処罰の問題はないと言い張れるのかどうかということについては、当然それはおのずと限界のある話だと思います。したがって、両立する、併存する制度である限り、二重処罰の問題というのは絶えず頭に置いておかなければいけない。さりとて、現在お願いしている、10%に上げるというそういう課徴金で、かつやり方も非裁量型でありますと、画一的に課しますというようなものである限り、憲法39条の禁止する、二重処罰の禁止には触れないというのが私どもの考え方、私だけじゃなくて、政府部内、恐らく関係の法律学者の中でもそれが多数意見であるというふうに理解しておりますが、そういうものだとは思っていますが、絶えずやっぱり二重処罰の問題は頭に置いておく必要はあるだろうと思っております。

…端的に申し上げて、行政処分ではなかなか思い改めていただけない、かつその犯したことは極めて社会的に重大かつ深刻な影響を及ぼしているというようなものについては、やはり企業に対する刑事罰というのは企業が一番恐れていることはもうどうも間違いないと思いますので、それは存在することに大いに私は意義があるというふうに思っております。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

### (4) 平成21年改正時の国会答弁

#### 平成21年4月9日(衆)本会議 河村内閣官房長官

個別の事案ごとに不当利得相当額を算出することは実際上困難であり、また課徴金は、違反行為を抑止するための金銭的不利益処分であり、現実の不当利得そのものの剥奪を目的とするものではありません。

そのため、課徴金については、違反行為を抑止するとの観点から行為類型ごとに適切な算定率を定めているものあります。

…日本に拠点を有しない外国企業に対しても、課徴金納付命令を行うことが可能であると承知しております。

これに対し、日本の地において直接売り上げが立たない場合には、御指摘のように、基本的には課徴金納付命令を行うことができないと承知しております。この点については、制度の基本にかかわる問題であり、慎重に検討すべき課題であると考えております。

#### 平成21年4月22日(衆)経済産業委員会 河村内閣官房長官

課徴金算定率の推移は、昭和52年に導入されて以来、平成3年、17年と引き上げがされておるところでございます。

今御指摘のような、違反行為の効果的な抑止のために見直しが必要だ、こうなれば、これは柔軟に対応していく。したがって、所要の見直しの検討というのは当然行われるべきだ、私も考え方は同じでございます。…

課徴金が、行政庁が違反行為に対して金銭的不利益を課す、この行政上の措置としてあるわけでありまして、今回、この改正によって、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増す規定を設けるということによって、課徴金の性格は変わると私は思っておりません。

ただ、既にEU等、欧州、欧米等についてはそういう色合いが非常に強くなってきており、こういう面もありますが、今、日本における課徴金のあり方は、17年当時の性格をそのまま引き継いでおるわけでありまして、この方向でいくという形で、今後さらに制裁的な意味合いを持たせなきやいかぬという状況に、委員御指摘のようなことにさらに強めていくという方向であれば、これは課徴金制度そのものの考え方を広げていくといいますか、考え方を変えるということありますから、その点についてはやはり検討をしなきゃいけない課題ではないか、私はそのように理解しております。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

### 平成21年4月22日(衆)経産委員会 竹島公正取引委員会委員長

金銭的不利益処分に当たって、刑事罰でいくべきか行政制裁金でいくべきかという議論がよくあって、日本は両方あるじゃないか、二重処罰の議論はどうなっているんだ、こういう御議論があったわけですが、私は、この数年の議論を経て、憲法が禁止している二重処罰ということには、行政制裁と刑事制裁が二つあってもこれは矛盾しない、二重処罰には当たらない、こういう見解が多数意見だというふうに思っています。それは、例えば内閣府の基本問題懇談会を、平成17年度の法律改正の後、附則に基づいてつくらせていただきましたが、そこでもそういう議論として整理されております。したがって、前回はたまたま、罰金の半分を課徴金と調整すること、政策的判断として調整規定を置きましたけれども、将来的というか、そもそも論としましては、そういう調整は本当は必要ないんだろうと思っております。行政制裁金は行政制裁金、刑事罰は刑事罰、それぞれの目的なり趣旨が違いますから、それをきちんと適用していくことが大事なのではないかというふうに今は思っています。

…課徴金の対象範囲が拡大している、また、同じ違反行為に対して課徴金の算定率が上がる、またはその加算があるということは、御指摘のとおり、これは制裁性が強まっているということでございます。また、それを意図して改正をお願いしているというようなことでございます。…

私は、制裁金といつても非常に幅があると思って、EUのような制裁金というのは、まさにこれは裁量性を十分に持った制裁金でございまして、そういうものから、今の現行の日本の課徴金、これはもう言ってみると行政制裁金的だ。しかし、一律必ずかけるというような、そういう制約がありますので裁量性にも欠けていますけれども、ある場合には割り増しをする、ある場合には割引をするというようなことが入っていまして、羈束裁量まではいきませんけれども、まあそれなりの、行政制裁金と言われても、ぎりぎり一番弱いところの行政制裁金かなと私は思っております。

### 平成21年5月13日(参)本会議 竹島公正取引委員会委員長

議員御指摘のように、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増すことによって課徴金の行政上の制裁としての機能は強まりますが、課徴金は、違反行為の抑止を図り独占禁止法の禁止規定の実効性を確保するために金銭的不利益を課す行政上の措置でございまして、今回の改正で行政上の制裁の機能が強まるとはいえ、なお道義的な非難を目的とする刑事罰とは趣旨、目的等を異にするものでありますことから、これらを併科することについて特段の問題はないと考えております。

### 平成21年5月26日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

なぜ5割にしたのかということでございますが、これは前回の法律改正のときに、繰り返し違反をした者については5割増しにすると。そのときは、やっぱり繰り返しやるというのはそうじゃない場合に比べると不当利得の程度が高いんだということを根拠に5割増しにさせていただきました。

今回、主導的役割、具体的にはカルテルや談合をやるときに幹事社みたいなことで割り振りをしたり連絡の窓口になったりするような機能を果たす会社がいるわけでございますが、こういった者がより重い課徴金を課せられるということになれば幹事社を引き受けるのを思いとどまるだろうと。そこがねらい目で、加算した方がいいだろうというふうに考えまして、じゃ幾らにするのかと。繰り返しの場合の5割というものがやはり、これを横に引っ張って、主導的な役割の場合も加算は五割がいいだろうと。それから、加えまして、ヨーロッパにおきましても、EUは主導的なものについてはより厳しい制裁金を課すわけですが、我々の得ている情報では、EUの場合4割弱ぐらいが加算されていると、これは平均でございますけれども。

## 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

平成21年6月2日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

課徴金が重ければ重いほど抑止力があるというのもおっしゃるとおりだと思うんですが、やはり我が国は我が国の中で、どの程度の課徴金であれば事業者がそれを勘案して違反行為を思いとどまつてもらえるかということが現実には問題になるのかなと。現行の課徴金の水準というのは、そういったところを考えて総合的な判断の下に設定されているわけですが、ただ、今までのいきさつがございまして、日本の場合は、課徴金というのは、やはり独禁法違反行為をすれば不当利得というものが発生するだろうと。典型的には談合とかカルテルでございます。したがって、その不当利得に着目して、だから課徴金を課しても相当であるという考え方が従来からございました。したがって、そういうものを統計的に取れるものは取って、このぐらい不当利得があるじゃないかということで、それも一つの根拠にして現実の10%とかいう課徴金の算定率が決まっているという経緯はあるわけでございます。

ただ、それも、個別の事件について不当利得が幾らあったかということを証明することは、これは日本のみならずどの国でも認めておりますが、これは難しいと。個別の事件で、それぞれ幾ら不当利得、したがって幾ら払えということを個別に不当利得を計算するのは難しい。しかしながら、統計的にこのぐらいのものだらうということを一つの根拠にしているということは事実でございます。…

…今売上げがないのに日本の企業が、売上げがないというのは、ヨーロッパ市場において売上げがないのに大きな制裁金を課されているではないかと、こういうことがあって、日本はそういうことがないじゃないかと。これはまさに日本の課徴金とEUの制裁金の違いでございまして、向こうは文字どおり制裁金。ですから、法律違反に対してはしかるべき制裁金を賦課すると、こういう考え方でございます。売上げがなくてもEUの競争法に違反しているということが認定されて、それで制裁金を求められているということです。

…日本の課徴金は、あくまでも日本国内において売上げがあればそれに対して10%とか何%掛けると、こういうスキームになっておりまして、純粹な制裁金ではないわけでございます。純粹という意味は、裁量性を持った、要するに刑罰のような、刑罰と同じような適用をするというものではない。したがって、日本でも同じようにそれは、EUの企業はそういう市場分割カルテルに入っていた場合には、日本は当然EUの企業に対して排除措置命令を出しますが課徴金を掛けられないと、こういうことになっているわけでございまして、その辺は課徴金なり制裁金制度のまさに基本的な違いであることはそのとおりでございます。

平成21年6月2日(参)経済産業委員会 河村内閣官房長官

…外国では日本の場合と前提となる法制度等にも違いがございます。そんなことで、EU等の制裁金と日本の課徴金だけを単純に比較することは果たして適当であるかどうか、むしろ適当ではないのではないかと考えております。カルテル等に対する課徴金の算定率は、今回提案したものも含め、抑止のために適当な水準にあると考えておるわけでございます。

特に、我が国の課徴金の中にはカルテル等には刑事罰がある、ヨーロッパの制裁金には刑事罰がない、裁量的な面がEU側にあって日本にはない、いわゆる定率でやっております。このような違いもございますが、少なくとも今回の提示においてさせてもらっているもの、提案しているものは抑止のための適切な水準であると、このように考えておるところでございます。

# 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

## (5) 金融商品取引法の課徴金制度に関する国会答弁

平成16年5月27日(参)財政金融委員会 伊藤内閣府副大臣

証券市場への参加者のすそ野を広げて、だれもが安心して参加できるものとしていくためには、市場監視機能を強化することによって投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要でございます。このため、信頼を阻害する違法行為に対して行政として適切な対応を行う観点から、新たな手段として、現行の刑事罰に加えて、インサイダー取引等の証券取引法違反行為の抑止を図り、証券取引法規制の実効性を確保するという行政目的を達成するために、証券取引法の一定の規範の違反者に対して金銭的負担を課する行政上の措置としての課徴金制度を導入することとしたものでございます。…

…証券取引法では、不公正取引等に対して主として刑事罰によってその実効性の確保を図ってきたところでございますが、今回導入を図る課徴金制度は、違法行為の抑止のため、違反者の金銭的負担を課す行政上の措置であり、規制の実効性を確保するための全く新しい制度でございます。このように全く新たな制度の導入であることから、その金額水準については、違反行為の抑止にとって必要最小限の水準として、経済的利益相当額を基準としたところでございます。

実効性のある市場監視に向け、まずは今回の制度の適切な運用に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますが、実績を積み重ねていく中で、将来的には、金額水準について、違反行為の抑止という制度目的を達成するとの観点から、委員御指摘の点も踏まえて検証していく必要があるというふうに考えているところでございます。

平成17年2月28日(衆)財務金融委員会 山本内閣法制局三部長

そもそも課徴金というのはどういうことかということを、十分御存じだと思いますけれども、ちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、これはカルテルやインサイダー取引といった経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということと、これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する、こういうものでございます。

このような課徴金制度でございますけれども、そういう意味からいきますと、目的のために必要かつ適切な手段だということで、憲法31条が規定する適正手続にも合致しておりますし、他方、その趣旨、目的、手段などを考えますと、憲法39条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに考えているわけでございます。

要約するとそういうのが課徴金でございますけれども、それでは、この継続開示書類の虚偽記載についてはどうかということでございます。これについては、発行開示の場合とやや事情が異なっておりまして、それにより得られる経済的利得があるのかどうかということ、あるとしてその内容は何か、そしていかにしてその数字を算出するかということが実は必ずしも明らかではございません。ということで、課徴金というのは他方で憲法31条、39条ということで将来問題にもなりかねないということもございまして、これについてはしばらく時間をかけて慎重に検討したいというふうに思っております。

# 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

平成17年6月16日(参)財政金融委員会 早川議員(自)

御承知のとおり、現行の証券取引法に規定しております発行開示義務違反に対する課徴金の考え方につきましては、違反行為に伴う経済的利得相当額を徴収するというものであります。これに対して、本修正案において導入することとしております継続開示義務違反に係る課徴金の考え方は、課徴金額の水準の設定に当たって経済的利得をその水準設定の際の考慮要素の一つとして勘案しながら、しかし基本的に違反行為の抑止のために必要かつ合理的と思われる額とするものであります。したがいまして、本修正案においては、経済的利得の額そのものを課徴金の額とするというような考え方は取っておりません。

平成17年6月16日(参)財政金融委員会 吉野議員(自)

発行開示の場合は経済的利得相当額を徴収するという形でございまして、刑事罰との調整規定はございません。しかし、発行開示義務違反におきましては、考え方方が違反行為の抑止を目的としたものでございまして、違反行為を抑止するという意味では刑事罰と同等の効果がございます。そういう意味で、継続開示義務違反に関しましては刑事罰との調整規定が必要であるというふうに政策的に考えた次第でございます。

平成18年2月28日(衆)予算委員会第一分科会 三國谷金融庁総務企画局長

次に課徴金の問題でございますけれども、現行証券取引法上の課徴金制度は、違反行為者に対しまして金銭的負担を課すことにより、違反行為の抑止を図る制度として導入されたものでございます。その際、課徴金の額の水準といたしましては、一義的、機械的に算出できる基準といたしまして、経済的利得相当額を用いることとしているところでございます。

平成20年6月5日(参)財政金融委員会 渡辺大臣(金融担当)

課徴金制度というのは、金融商品取引法、それから公認会計士法、独占禁止法で置かれている制度でございます。今回の法案における課徴金の見直しにおいては、利得相当額の金額を基準といたしております。例えばインサイダー取引の場合、違反行為に係る重要事実の公表後より長い期間における市場価格の変動を課徴金の額に織り込んでおります。確定した利得のみならず、保有している株式に係る利得も課徴金の額に取り込んでおります。これは風説の流布とか、偽計、相場操縦などあります。算定の基礎となるデータをより実態に近似したものに改める、これは発行開示書類、継続開示書類の虚偽記載でございます。こうしたところから課徴金の金額の引上げを図っております。インサイダー取引に係る見直し後の算定方法は、過去のインサイダー取引事案に機械的に当てはめますと、課徴金額は約2倍程度となるところでございます。

課徴金の金額水準については、規制の実効性を一層確保する観点からは利得に必ずしもとらわれる必要はないではないかという御意見もございます。一方、課徴金が反社会性、反道徳性を問うものではない以上、利得から完全に離れるべきではないという意見もあるところでございます。課徴金の金額の更なる見直しにつきましては、幅広い観点からの議論が必要であろうかと思います。

# 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

## (6) 公認会計士法の課徴金制度に関する国会答弁

平成19年6月6日(衆)財務金融委員会 三國谷金融庁総務企画局長

課徴金でございますが、今回の制度は、従来の行政処分とは別に、法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得とならないようにすることを通じまして違反行為の抑止という行政目的を達成しようというものでございます。公認会計士法におきまして、違反行為の経済的抑止との観点から課徴金制度を導入することいたしまして、その観点から、基準といたしましては、経済的利得ということで、今のような御提案をさせていただいているものでございます。

平成19年6月14日(参)財政金融委員会 三國谷金融庁総務企画局長

御指摘のとおり、課徴金につきましては、違反行為に伴い受け取ります監査報酬額を金額計算の基礎に置くこととしておりまして、また相当の注意を怠ったことによる虚偽証明の場合には、認定された虚偽証明期間に係る監査報酬額を課徴金の金額とする一方、故意による虚偽証明の場合には、認定された虚偽証明期間に係る監査報酬額の1.5倍を課徴金の金額としているところでございます。

このように、相当の注意を怠った場合と故意による場合とで差異を設けています理由は、故意による虚偽証明の場合、公認会計士又は監査法人は積極的、能動的に虚偽記載に加担したものと考えられ、相当の注意を怠った場合に比べまして抑止がより困難であると判断されるためでございます。

…改正案におきましては、公認会計士、監査法人の業務の状況、再発の蓋然性、被監査会社への影響等を踏まえまして、個々の違反行為に対して実効的かつきめ細かい対応を可能とする観点から、一定の行政処分を行う場合には課徴金納付命令を行わないことを可能としているところでございます。

…今回の課徴金の導入というのは、まさしく実態に応じてきめ細かく抑止を図るための措置として導入するものでございます。現行の制度でございますと、戒告、その次は業務停止、その次は解散という、こういう三つの手段しかございませんでした。こういった中で、諸外国の例を見ましても、やはり課徴金といった形でそれぞれの実態に応じた抑止を図っていくという考え方でございます。…

# 課徴金制度の性格等に関する国会答弁

## (7) 景品表示法の課徴金制度に関する国会答弁

平成26年11月6日(衆)消費者問題に関する特別委員会 有村大臣(消費者及び食品安全担当)

法案においては、課徴金算定率を一律に設定しております。その理由は、制度の透明性、公平性の確保の観点から、課徴金の賦課要件を明確に規定するとともに、迅速に処理できるようにしたためでございます。

仮に、委員御指摘のように、算定率に幅を設け、事案に応じて算定率を変えて課すことができるようすれば、当該違反事業者にどの程度の経済的不利益が課されるかがあらかじめ明確にならず、また、算定率を定める根拠が明確でないため、場当たり的な運用、時には恣意的な運用にもなりかねないという懸念が残ります。これは、法的安定性の観点からも慎重な考慮が必要であると考えた次第でございます。

さらに、個別の事案ごとに算定をする場合は、その調査と判断に時間を要することが懸念され、迅速に課徴金納付命令を課すことが困難になれば、課徴金制度そのものの実効性を阻害することにもなりかねない、これは妥当ではないと判断をいたしました。

以上によって、今回、法案のとおり課徴金制度を設計いたしましたが、しかし、委員の御指摘のように、仮に悪質な事業者により違反行為が繰り返し行われるなど、違反行為防止の実効性が不十分と認められるような事態が生じた場合には、制度設計の見直しを含めて必要な措置を講じる必要があるかと考えております。…

…今回の目的は、事業者が不当表示を行う動機を失わせて、不当表示規制の抑止力を高めることにある、その問題意識は共有いたします。

このために、ポイントはどこかということですが、不当表示を抑止するに足る課徴金の算定率、その目的を達成するに必要な水準であるかどうかというところが設定で妥当かどうかというところになってまいります。

現在、3%というふうな法案を出させていただいておりますが、本制度の運用後、仮に違反行為の実効性が不十分と認められるような事態が生じた場合には、必要に応じて見直しを含めて措置を講じてまいりたいという意図も明確にさせていただきます。

平成26年11月6日(衆)消費者問題に関する特別委員会 菅久消費者庁審議官

この課徴金制度の目的でございますが、違反事業者に経済的不利益を賦課する、そのことによりまして不当表示規制の抑止力を高めて不当表示を防止するということでございます。

平成26年11月10日(衆)消費者問題に関する特別委員会 赤澤内閣府副大臣(消費者及び食品安全担当)

景品表示法に課徴金制度を導入する目的は、経済的不利益を課すことにより、事業者が不当表示を行う動機を失わせて、不当表示規制の抑止力を高めることにより、不当表示を防止することにある、これは繰り返し御説明を申し上げておいでございます。

このため、課徴金の算定率は、不当表示を防止するという目的を達成するのに必要な水準であるかという観点から設定するのが妥当であると考えておりますが、不当表示によって得られる不当な利得がどの程度であるかを考えて算定率を設定することとし、過去に不当表示を行った事業者の売上高営業利益率のデータを検討したところ、おおむねその中央値である3%が適当であると考えたものでございます。

## 平成2年12月 課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会(※内閣官房長官主催)報告書(抜粋)

### 3 課徴金の見直しに当たっての基本的考え方

#### (1) 課徴金の法的位置付け

…課徴金制度は、社会的公正を確保すると同時に、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保することを目的とするものである。課徴金制度がこのような両面の性格を有することは、ほぼ異論のないところである。

他方、我が国の独占禁止法においては、行政上の措置としての課徴金のほかに別途刑事罰が違反行為に対する措置として定められており、この点が刑事罰又は刑事罰以外の制裁措置のいずれかに特化している諸外国と異なることに留意する必要がある。したがって、我が国においては、違反行為に対する抑止効果を検討する場合、課徴金と刑事罰のそれぞれの制度の実効性を考慮しつつ、両者を併せて包括的に考えるべきであり、同時に、課徴金と刑事罰がいわゆる二重処罰という問題を生じないようにする必要がある。この点については、課徴金を課す場合には、刑事罰を科さないこととするという方法も考えられるが、独占禁止法違反行為、特にカルテルの国民生活、国民経済に対する侵害の重大性からみて、行為者・事業者の刑事責任を追及することの社会的必要性は十分認められるところである。また、違反行為に対する抑止効果という面からみても、両者はそれぞれ趣旨、目的、手続等を異にしており、いわば役割分担をしている。したがって、課徴金と刑事罰が併存する現行の枠組みは維持すべきであると考えられる。

…両者はそれぞれ趣旨、目的、手続等を異にしており、いわば役割分担をしている。したがって、損害賠償制度と課徴金制度が並置されることに問題はないと考えられる。

#### (2) 課徴金の水準についての基本的考え方

…その水準は必ずしもカルテルによる個別具体的な経済的利得と厳密に照応するものである必要はなく、カルテル禁止規定の実効性を確保するために十分な抑止効果が期待できるものとして設定されることが妥当であろう。…

### 4 見直しの具体的内容

#### (2) 裁量

…公正かつ自由な競争秩序を維持するための行政上の措置としての課徴金制度の性質上、その要件は客観的な基準によるべきであり、主観的な事情は考慮されるべきではなく、また、カルテルによる経済的利得の徴収という趣旨からみても、悪質性の強弱というような基準で課徴金の額を斟酌する必要は乏しいと考えられる。…裁量を認める場合には行政制度として透明性を欠くおそれがあること、また、運用が複雑となることにより措置の迅速性といったメリットが損なわれることなどからみて、懇談会としては、裁量性を導入することに、積極的な理由を見いだし難いと考える。

# 過去の研究会・懇談会報告書等における刑事罰、裁量等の考え方

平成15年10月 独占禁止法研究会(※公正取引委員会主催)報告書(抜粋)

## 第1 措置体系全体の見直しについて

### 2 措置体系全体の見直しの方向性(問題点を踏まえた対応策)

#### (1) 措置体系の実効性確保

現行の独占禁止法違反行為に対する措置としては、前記のとおり、排除措置、課徴金、刑事罰が存在する。また、民事損害賠償、補助金の支給停止、さらに、入札談合に対しては、発注官庁による指名停止措置や違約金条項も適用され得る。こうした中で、現行の各措置の機能分担をどのように考え、どのような見直しを図ることが適当かについて検討を行う必要がある。

抑止力という観点からは、最も効果があるとされている従業員等個人に対する刑事罰をより積極的に活用し、刑事告発件数を大幅に増加させ、刑事罰中心の措置体系とすべきとの指摘があった。

## 第2 課徴金制度の見直し

### 2 実効性確保の観点からの見直し

#### (1) 見直しの方向性

…いわゆる制裁金制度(公正取引委員会が上限金額の範囲内で違反行為の悪質性・有責性等に応じて裁量的に金額を設定できる制度)…については、抑止力を確保するという観点からは妥当であるものの、あまりに高額となると罪刑均衡の原則に反するおそれが生じること、過去の違反行為に対する応報等の観点から量刑が決定される刑事罰との機能分担が不明確になること、刑事罰の持つ強力な社会的影響力等を踏まえると、法人に対する刑事告発制度は、措置体系全体の重要な一翼を担うべきであって、これを廃止すべきでないこと、制裁金の法的性格から違反行為の故意・過失等の認定を要し、事件処理が煩雑なものとなること等の問題があり、我が国において刑事罰を存続させたままで制裁金制度を導入することは適当ではないと考えられる。

…課徴金制度は、違反行為によって生ずる損失の範囲内で経済的不利益を課すという行政上の措置として位置付けられ、また、その損失とは、民法上の不当利得・損害の概念のような個別に立証された利得・損害とは異なるものであると整理されるので、民事損害賠償制度とも両立し得るものである。…

#### (3) 二重処罰の問題等

○ 社会的損失を踏まえて課徴金の水準を引き上げるとしても、それは、社会の経済的厚生の損失を負担又は補償させ、社会的公正を確保するという行政目的を達成するためのものであり、原因者負担原則という行政法上の概念に通じるものがあるといえる。また、現行制度と同様、違反行為を行っている期間、一律に一定率の金銭を徴収するものであり、将来に向かって不作為義務の履行を促す行政上の措置という位置付けは変わらないといえる。加算制度についても、上記目的を達成する観点から、法定された客観的要件に該当する場合に、機械的に加算するものである。

○ したがって、反社会的・反道徳的な違反行為に対する応報等の観点から、過去の違反行為について、個別に行行為の悪質性・有責性等の主觀的な要件によって量刑を決定し、制裁を加えるとする刑事罰とは、趣旨・目的・手続を異にしているといえる。…

○ したがって、これまでの我が国の判例…に照らしても、見直し後の課徴金と刑事罰の併科は、二重処罰禁止規定には違反しないと考えられる…(米国憲法上の二重処罰禁止規定に関する判例…上も問題ないと考えられる。)。

○ 他方、罪刑均衡原則については、加算制度の導入等により、課徴金の水準を違反行為による損失相当の水準まで引き上げたとしても、不利益の総体は、違反行為によって生ずる被害…と比較して著しく不均衡なものになるとはいえず、罪刑均衡原則には違反しない。

# 過去の研究会・懇談会報告書等における刑事罰、裁量等の考え方

## 平成19年6月 独占禁止法基本問題懇談会(※内閣官房長官主催)報告書(抜粋)

### III 違反金制度の在り方

#### 1 違反金と刑事罰の在り方

##### (1) 憲法の禁じる二重処罰

…判例、立法、学説の動向を踏まえ、本懇談会としては、違反行為を抑止するために課される行政上の金銭的不利益処分は、被処分者に対して制裁的な効果をもたらすとしても、刑事罰のように道義的な非難を目的とするものではなく、刑事罰と併科しても、憲法の禁止する二重処罰には当たらないという理解の下に、立法政策論として違反金と刑事罰の在り方を考えることとした。もとより、立法政策的判断においては、比例原則に留意するとともに、制度上、両者の目的の共通性が強まり二重処罰に当たるおそれが生じないようにしなければならない。

##### (2) 立法政策としての併科方式と一本化方式の比較

欧米主要国において、刑事罰と行政上の金銭的不利益処分を併科すること自体ができないわけではなく、実態として刑事罰と行政上の金銭的不利益処分を併科することとはなっていないにしても、我が国において併科方式を採用することが適当でないということにはならない。

また、我が国における他の法制度においても、重加算税等のように行政上の金銭的不利益処分と刑事罰が併科され得る仕組みとなっているものも存在し、独占禁止法についても違反行為を抑止する観点から、より効果的な仕組みを採用すればよいと考えられる。

本懇談会においては、一本化方式も立法政策上の選択肢であることを認識した上で慎重に検討を重ねた結果、以下の理由から、現状においては併科方式を維持し、違反行為に対しては、違反金を賦課することにより機動的に対処しつつ、特に悪質・重大な事案については刑事罰を併せて科するという役割分担とすることが、違反抑止の観点からは効果的であるとの結論に至った。

すなわち、① 刑事罰を科されること、行政上の不利益処分を受けることは、いずれも社会的に不名誉なことであるが、刑事罰を科されることとは道義的非難に値する犯罪を行った者であるとしてレッテルを貼るものであるため、行政処分を受けることと比べてその不名誉の意味合いが異なり、法人処罰規定が存在することによる違反抑止効果は大きいと考えられる。特に独占禁止法違反の罪は企業犯罪の典型であり、近年、法人に対する刑事罰の適用が活発に行われている現状において、法人処罰規定を廃止することは、我が国の立法政策として、独占禁止法に違反することは道義的非難に値する犯罪ではないというメッセージを発信するものと受け止められかねず、適当でないと考えられる。②一方で、カルテル等の違反行為があった場合に必ず刑事罰が適用されるわけではなく、また、法人に対する刑事罰の上限は5億円とされていることから、刑事罰のみでは十分とはいえない、行政処分(排除措置命令、違反金納付命令)により迅速・効率的に対処することも必要である。

##### (3) 併科の場合の調整規定について

…行政上の目的を達成するために課される違反金と反社会的行為に対する道義的非難である刑事罰は趣旨・目的が異なり、独立した制度であることから、両者の金額調整は必ずしも必要ではないと考えられる。…

#### 2 不当な取引制限、私的独占(支配型)に係る違反金の水準、算定方法等

##### (1) 違反金の水準等について

…違反金は違反抑止のための処分であるから、「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきであると考えられる。独占禁止法違反行為については、刑事罰の付加刑としての没収・追徴がないことも踏まえれば、違反金の水準として、少なくとも(擬制による)「不当利得相当額」を課すことが不可欠であり、摘発される確率等も踏まえて「やり得」「ばれて元々」とならないよう、適切な水準に設定すべきであると考えられる。

##### (2) 違反金の算定方法について

###### ア 基本的な考え方

…刑事罰と違反金は、それぞれ違反行為を抑止する効果を有する点で共通するが、刑事罰は、刑事手続を経て当該行為が犯罪であることを明確にするものであり、悪質性についても斟酌の上、量刑が行われる。これに対して、違反金は、制裁としての機能も持つが、違反抑止という行政上の目的を達成するための金銭的不利益処分である。このような両者の役割を踏まえれば、違反金は、抑止力を確保しつつ比較的簡明な制度とし、関連商品等売上高等に応じて機動的・効率的に納付を命じられるようにすることが適当と考えられる。…

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例(概要)

### 課徴金の性格に関する裁判例

#### (法的性格)

- カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、刑事罰や損害賠償制度に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたもの(最判平成17年9月13日)
- 不当な取引制限による経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であり、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つ(東京高判平成21年10月23日)
- 違反行為者が得た不当な利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、あくまでも違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を減少し、違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置(東京高判平成24年11月30日)

#### (刑事罰との関係)

- 課徴金は、カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として、刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰とは、その趣旨・目的、性質等を異にするものであるから、刑事罰としての罰金を科すほか、さらに、課徴金の納付を命ずるとしても、それが二重処罰を禁止する憲法39条に違反することになるものでないことは明らか(東京高判平成9年6月6日)
- 上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利益の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法第39条、29条、31条に違反しないことは、最高裁昭和29年(オ)第236号同33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁の趣旨に徴して明らか(最判平成10年10月13日)

#### (裁量の是非)

- 課徴金の売上額の算定方法を定める施行令第5条及び第6条が規定する「引渡基準」、例外としての「契約基準」は、いずれも政令に委ねられた売上額の算定に関する専門技術的な性質を有する基準であって、しかも、施行令6条が規定する「著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」という文言自体が一義的に明確な内容のものとうことはできないから、施行令第6条の適用の可否の判断については、公正取引委員会に一定の範囲で裁量判断の余地があることは否定し得ず、したがって、裁判所は、このような公正取引委員会の専門技術的判断がその裁量権の範囲を超える又は濫用にわたるものと認められない限り、違法とすることはできない(東京高判平成9年6月6日。上告審である最判平成10年10月13日も高裁の判断を支持。)

# 課徴金制度の性格等に関する裁判例

## (1) 課徴金の性格に関する裁判例

### 最判平成17年9月13日・平成14年(行ヒ)第72号(東京海上日動火災保険株ほか13名による審決取消請求事件)

課徴金の対象となる「役務」の「対価」は営業保険料から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の額を控除した残額であり、営業保険料の合計額から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の合計額を控除して「売上額」を算定すべきであるとして争われた事案

独禁法の定める課徴金の制度は、…カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(独禁法89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を探っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。

### 東京高判平成21年10月23日・平成20年(行ケ)第17, 23, 29及び31号(株加賀田組ほか3名による審決取消請求事件)

原告は、失格ぎりぎりの予定価格の80パーセントで入れしたものであり、いわば赤字受注をしているのであるから、不当な利益を保持させないという課徴金制度の趣旨からは、あえて課徴金を課すまでもないとして争われた事案

課徴金の納付命令は、不当な取引制限又は商品又は商品供給量の制限による経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であり、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つ。しかも、その金額は、画一的な基準によって、不当な利得の有無及びその額とは一応切り離して機械的に算出されるものとされているから、不当な利得の発生の有無及びその多寡を問わずに、不当な取引制限等によって競争制限効果が発生したものについて命じられるべきもの、すなわち、不当な取引制限等によって不当な利益を得ることができなかつたというような場合にも、適用されるものと解される。

なお、このような課徴金制度の適用も、同制度が不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するという趣旨、目的を有することからすれば、一定の合理性があるというべきである。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### 東京高判平成24年11月30日・平成24年(行ケ)第1号(古河電気工業(株)による審決取消請求事件)

違反行為の中に複数の業種に属する事業活動が混在する場合には、業種ごとに算出した売上額に基づき、それぞれの業種に適用される算定率により課徴金の額を算定するべきであるとして争われた事案

原告は、小売業や卸売業について例外的に軽減された算定率を設定しているのは、その事業活動における実態に着目したものであり、複数の業種の事業活動が混在する場合には、業種ごとに算定した売上額にそれぞれの算定率を乗じて課徴金の額を計算することが比例原則や憲法31条の適正手続の保障の趣旨にも合致すると主張する。

しかしながら、独禁法が定める課徴金制度は、違反行為者が得た不当な利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、あくまでも違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を減少し、違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置であって、課徴金の額が、違反行為によって現実に得られた利得額と必ずしも一致する必要がないことは前述したとおりであり、課徴金の制度は、違反行為者の現実の利得額と課徴金の額とが異なる結果となる場合があることを当然に予定しているものというべきである。したがって、課徴金の額は、個々の取引について厳密な対応関係を要するという意味での事業活動の実態を反映させるまでの必要はないのみならず、現実の利得額に一致させる必要があるというものでもないと解すべきであり、被告主張の計算方法が、課徴金制度の目的の達成のために必要な限度を超えるとか、侵害される利益との均衡を失しているということにはならず、比例原則に違反するなどとする原告の上記主張も採用することはできないというべきである。

### 東京高判平成16年2月20日・平成15年(行ケ)第308号(土屋企業株による審決取消請求事件)

原告は、K社に他の指名業者の了解を得た旨を連絡し、K社もこれを了解して、原告が受注予定者であるとして入札に臨んだ、本件基本合意に基づく原告を受注予定者とする受注調整が成立していた、との本件審決の認定(推認)はいずれも経験則に違反し、実質的証拠を欠いているとして争われた事案

「当該商品又は役務」とは、当該違反行為の対象とされた商品又は役務を指し、本件のような受注調整にあっては、当該事業者が、基本合意に基づいて受注予定者として決定され、受注するなど、受注調整手続に上程されることによって具体的に競争制限効果が発生するに至ったものを指すと解すべきである。そして、課徴金には当該事業者の不当な取引制限を防止するための制裁的要素があることを考慮すると、当該事業者が直接又は間接に関与した受注調整手続の結果競争制限効果が発生したことをするべきである。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### (2) 課徴金の算定において不当利得の剥奪よりも機動的発動性が重視されていると考えられる裁判例

東京高判平成18年2月24日・平成17年(行ケ)第118号(東燃ゼネラル石油株)による審決取消請求事件)

課徴金算定の基礎となる売上額に消費税及び石油諸税相当額が含まれるか否かが争われた事案

…これらの税金相当額は、原告の営業利益の源泉とはならず、したがって本件違反行為に係る利得にはなり得ず、課徴金制度が法違反を行った事業者から不当な経済的利得の剥奪を目的とするものである以上、これらの税金相当額についても課徴金を課することになる上記解釈の合理性が問題となり、原告もその不当性を主張している。

しかしながら、法自体が、課徴金によって剥奪しようとする事業者の不当な経済的利得の把握の方法として、具体的な法違反行為による現実的な経済的利得そのものとは切り離し、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出された金額を観念的に剥奪すべき事業者の経済的利得と擬制する立場をとり、もって簡明かつ迅速な処理を指向する課徴金制度の基本的姿勢に立っている上に、各種各様に存在し今後も経済情勢の推移に応じて刻々変化する諸税金について、その一つ一つの税額を算定し、これを売上額の中から控除することは実務上極めて困難であり、これを求めるることは上記基本的姿勢を踏まえれば課徴金制度の実効性を著しく減殺することになることからすれば、上記諸税金を売上金額の中から控除すべき合理性は認めることができない。

東京高判平成22年4月23日・平成19年(行ケ)第45号(株)バイタルネットによる審決取消請求事件)

課徴金の算定の基礎となる売上額には消費税相当額を含むか否かが争われた事案

…商品の購入者が支払う消費税相当額は、商品本体等の代金相当額の金員と同一の法的性質を有する金員として一体的に事業者に支払われ、事業者が、消費者から受領した金員の中から自らの義務として消費税を納付することが予定されているものであり、また、商品の販売に際して授受される金額にその内訳として明示されることも一般的にはなく、当該商品の価額の一部を構成するものとして社会的に認識されているのであるから、消費税相当額は、法的性質上もまた社会的認識上も商品の「売上額」の一部であるというべきである。また、法は、課徴金によってはく奪しようとする事業者の不当な経済的利得を、具体的な法違反行為による現実的な経済的利得そのものとは切り離して、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出された金額を観念的にはく奪すべき事業者の経済的利得と擬制する立場を取り、もって簡明かつ迅速な処理を指向する課徴金制度の基本的姿勢に立っているのであるから、課徴金の対象となる売上額を、事業者が具体的な違反行為によって現実に利得した部分に限定して解釈しなければならないものではないというべきである…。

# 課徴金制度の性格等に関する裁判例

## 東京高判平成23年10月28日・平成22年(行ケ)第31号(JFEエンジニアリング株)による審決取消請求事件)

課徴金算定の対象となる売上額に消費税相当額が含まれるか否かが争われた事案

…役務の提供、資産の譲渡等について消費税を納付する義務を負うのは、役務の提供、資産の譲渡等を行った事業者であり(消費税法5条)、この事業者は、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが予定されている(税制改革法11条)ものの、役務の提供、資産の譲渡等の相手方が消費税の納税義務を負うものではなく、事業者が役務の提供、資産の譲渡等の対価の中から消費税を納付することが予定されているのである。その上、独占禁止法は、不当な取引制限等の禁止に違反する行為をした事業者に対し、違反行為に係る事業活動による利得を適正に反映させた課徴金の納付を命じることで、不当な取引制限等を禁止する規定の実効性を確保し、違反行為の抑止を図っているところ、その課徴金の算定については、同法7条の2第1項、2項、独占禁止法施行令5条、6条が、違反行為により事業者が取得した現実の経済的利得額そのものとは別に、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出すべきものと定めることからすれば、役務の提供、資産の譲渡等の対価の中から消費税相当分を控除するのがこれらの規定の趣旨であると解することはできないものというべきである。

## 東京高判平成24年5月25日・平成23年(行ケ)第7号(昭和シェル石油株)による審決取消請求事件)

原告の売上額のうち、S社から購入して調達実施本部に納入した製品の売上額がすべて実数で把握されており、その金額(合計52億8495万3675円)は、「ひとまとめり」の事業である卸売業による売上額であるから、「卸売業による売上げ」として課徴金算定率100分の1を適用すべきとして争われた事案。

課徴金算定率について、法7条の2第1項及び施行令(5条1項前段及び6条1項)が実行期間における違反行為の対象商品又は役務の売上額…に、原則として100分の6、小売業については100分の2、卸売業については100分の1とし、1つの課徴金算定率を乗じることを予定している…のは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準が明確であることが望ましく、また、課徴金制度の積極的かつ効率的な運営により法違反行為の抑止効果を確保するためには、算定が容易であることが必要であることが考慮されたものと解される。

したがって、このような法及び施行令全体の趣旨からして、売上額を業種ごとに分別して、それぞれに業種に応じた課徴金算定率を乗じた上で、その結果を合算するとの方式を予定しているとは到底解されないし、そのような解釈は、課徴金算定を複雑煩瑣なものとし、法の趣旨にそぐわないものといわざるを得ない。

したがって、違反行為に係る取引について、卸売業又は小売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われている場合に、上記のとおり1つの算定率が用いられるべきであることからすれば、当該事業活動全体で、どの業種の事業活動の性格が強いかにより、業種の認定をせざるを得ないことになる。そうすると、実行期間における違反行為に係る取引において、過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて業種を決定するのが相当である。このように解すると、認定されなかった業種に係る事業活動が生じることになるが、課徴金制度は、個々の事業ごとに経済的利益を算定することを予定しておらず、課徴金の額は「不当な取引制限」行為によって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないから、問題はないというべきである…。

そうすると、卸売行為による売上げが一部に含まれている場合であっても、全体として卸売業に基づく事業活動が過半であると認定されない場合、課徴金算定率は、原則の100分の6が適用されるべきである。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

東京高判平成24年11月30日・平成24年(行ケ)第1号(古河電気工業(株)による審決取消請求事件)

違反行為の中に複数の業種に属する事業活動が混在する場合には、業種ごとに算出した売上額に基づき、それぞれの業種に適用される算定率により課徴金の額を算定するべきであるとして争われた事案

独禁法が定める課徴金の制度は、不当な取引制限等の違反行為を禁止する実効性を確保するための行政上の措置として機動的に発動できるように定めたものである。また、課徴金の額を算定するに当たっては、実行期間における売上額に一定の算定率を乗ずる方式が採用されているところ、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、その算定基準は明確であることが望まれる上、制度の積極的かつ効率的な運営により違反行為の抑止効果を確保するためにも算定が容易であることも要請されるのであり、このような観点からも、個々の取引ごとに行行為者が得た経済的利益を算定した上で、課徴金の額を決定することが適切なものとは解することができない。そうすると、課徴金の額は、行為者が違反行為によって実際に得た利得の額とは必ずしも一致する必要がないというべきである(平成17年最判参照)から、違反行為に係る売上額を業種ごとに区別して、それぞれの業種に応じた算定率を乗じて課徴金を計算する方式を独禁法が予定しているとは解することができない。…

他方、独禁法7条の2第1項が、課徴金の額は、個々の取引について個別に業種を認定した上で、業種ごとに売上額を算定し、それに対応する算定率を乗じるという算定方法を予定していると解した場合には、対象商品の全てについて、違反行為者が自ら製造したものか、第三者から仕入れたものの認定を要することになるほか、対象商品が仕入れられていた場合には、さらに、違反行為者が仕入先に対して仕様など製造に関する指示をし、原材料の調達に関与するなどして、仕入先に製品を製造させており、実質的に製造業と同視することができないかを判断するため、違反行為者と仕入先との契約関係、仕入先の製造過程に対する違反行為者の関与の有無や程度等の取引の実態を全て調査した上で、違反行為に係る売上額を算出する必要が生ずることになり、課徴金の算定手続が極めて複雑煩瑣なものとなることが予想されるのであり、法の趣旨にそぐわない事態を生じさせるおそれがあるものといわざるを得ない。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### (3) 課徴金の算定において不当利得の剥奪という趣旨が重視されているとはいえないと考えられる裁判例

#### 東京高判平成21年10月23日・平成20年(行ケ)第17, 23, 29及び31号(株)加賀田組ほか3名による審決取消請求事件)

原告は、失格ぎりぎりの予定価格の80パーセントで入札したものであり、いわば赤字受注をしているのであるから、不当な利益を保持させないという課徴金制度の趣旨からは、あえて課徴金を課すまでもないとして争われた事案

課徴金の納付命令は、不当な取引制限又は商品又は商品供給量の制限による経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であり、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つ。しかも、その金額は、画一的な基準によって、不当な利得の有無及びその額とは一応切り離して機械的に算出されるものとされているから、不当な利得の発生の有無及びその多寡を問わずに、不当な取引制限等によって競争制限効果が発生したものについて命じられるべきもの、すなわち、不当な取引制限等によって不当な利益を得ることができなかったというような場合にも、適用されるものと解される。

なお、このような課徴金制度の適用も、同制度が不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するという趣旨、目的を有することからすれば、一定の合理性があるといるべきである。

#### 東京高判平成24年2月24日・平成23年(行ケ)第9号(株)クボタによる審決取消請求事件)

本件課徴金命令の対象とされた原告の前記売上額は、①原告が、第1次商社を介して建設業者に対して販売した特定鋼管杭の売上及び②原告がS社に納入り、S社が第1次商社を介して建設業者に販売した特定鋼管杭の原告からS社への納入段階の売上が合算されたものであったところ、②に係る課徴金納付命令の名宛人となるべき者はS社であり原告ではないと争われた事案

課徴金納付命令の名宛人を決めるに当たっては、不当な経済的な利得を得た者がだれであるかは、きわめて重要な判断基準であると主張する。しかしながら、「独禁法の定める課徴金の制度は、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテルの対象商品又は役務の売上額に一定率を乗じる方式を探っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切でないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。」(最高裁判所平成…17年9月13日…判決….)から、不当な経済的な利得の存在は、事実上の営業活動の有無を判断する際の一つの要素とみることはできても、課徴金納付命令の名宛人を特定する重要な要素であるとはいえない。

確かに、上記事実によれば、本件カルテル合意に従って本件製品を建設業者に販売することにより直接の利得を得るのは、S社である。また、原告は、本件カルテル合意に従って引き上げられた価格により特定鋼管杭が販売されても、それが直接造管費の増額に結び付く関係にはない。しかしながら、造管費は、前年度の本件販売価格が高くなつていれば、高くなる可能性があるものであって、本件違反行為と原告の利得が無関係ということはできない…から、不当な経済的な利益を得た者は、S社であるから、課徴金納付命令の名宛人はS社とすべきであるといふ原告の主張は、理由がない。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### 東京高判平成24年3月2日・平成22年(行ケ)第32号(日立造船株による審決取消請求事件)

本件工事で受注予定者が決定されたと推認することはできないとして争われた事案

独占禁止法7条の2第1項…にいう「当該商品又は役務」とは、原則として、不当な取引制限の対象とされた商品又は役務全体を指すものと解すべきであるが、本件合意のような入札談合の場合には、自由な競争を行わないという不当な取引制限に該当する意思の連絡による相互拘束たる基本合意の対象となった商品又は役務全体のうち、個別の入札において、当該事業者が基本合意に基づいて受注予定者として決定されて受注するなど、基本合意の成立により発生した競争制限効果が及んでいると認められるものをいうと解すべきである。

…入札参加者である5社の間で本件合意が実施され受注予定者が決定されている場合には、公正な競争に参加する者が少なくなっているのであるから、実際の入札において上記受注予定者とアウトサイダーとが価格競争を行ったとしても、既に発生した競争制限効果を消滅させるような影響はないといわなければならない。

### 東京高判平成26年4月25日・平成25年(行ケ)第115号(大東建設株による審決取消請求事件)

本物件について本件基本合意に基づいて受注調整が行われたか否かが争われた事案

本件基本合意は、法7条の2第1項1号にいう「不当な取引制限」で「役務の対価に係るもの」に当たるところ、本件のようないわゆる入札談合の事案において、同項所定の課徴金の対象となる「当該役務」とは、本件基本合意の対象とされた工事物件であって、本件基本合意の下での受注調整の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解するのが相当である。…

入札参加者10名中、物件1ないし3についてはアウトサイダーのS1社を除く9名の、物件4についてはS1社とS2社を除く8名の間で、本件基本合意の下での受注調整が行われ、これによる競争単位の減少により具体的な競争制限効果が発生したと認めることが合理的であるから、このような物件を課徴金の対象とすることは憲法その他の法令に違反するものではなく、原告の主張は採用することができない。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### (4) 課徴金の算定において不当利得の剥奪を重視したと考えられる裁判例

東京高判平成24年11月9日・平成23年(行ケ)第16号(郵船ロジスティクス株による審決取消請求事件)

国際航空貨物利用運送業務に係る従来の運賃及び料金に加えて荷主向け燃油サーチャージ等の4料金を新たに請求するという合意が成立したとして、同4料金が課徴金の算定対象とされたが、本件業務は不可分な一つの業務であり、その対価も一つしか存在せず、4料金は役務の対価の一構成要素にすぎないから役務の対価ではなく、本件合意は、役務の「対価に係るもの」とはいえないと主張された事案

原告は、本件燃油SC自体に対する固有の役務というものはなく、本件業務という1個の役務に対する対価として、本体運賃と本件燃油SCなどが渾然一体となった「運賃等」があるだけであるから、本件燃油SCに相当する額だけを対価として捉えて課徴金を課すことはできない旨主張する…。しかしながら、本件燃油SC合意は、14社が本件業務の対価である運賃等のうちの本件燃油SCだけを対象として合意を成立させたものであるところ、運賃等のうち本件燃油SCだけを区別することは可能であり、本件燃油SCが本件業務における役務に対する渾然一体となった対価の一部としてこれを区別することができないというのは原告独自の見解というべきである。実際にも、本件燃油SC合意は、運賃等のうち本件燃油SCだけを対象として合意を成立させているのであり、これによりこの合意に参加した各社が相互に事業活動を拘束して競争制限の効果を生じさせていたのであるから、本件燃油SCの売上額を基に課徴金を課すことには何らの違法もないというべきである。そして、不当な取引制限である本件燃油SC合意につき、本体運賃と区別される本件燃油SCの売上額を基礎として、課徴金額を算定することは、カルテルによる不当な利得を剥奪することにより社会的公正を図るとともに、カルテルの発生を抑止することを目的とする課徴金制度の趣旨にも合致するものというべきである。なお、このことは、本件燃油SC合意以外の本件各合意についても同様というべきである。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### (5) 課徴金制度における主觀的要素に関する裁判例

東京高判平成24年2月17日・平成22年(行ケ)第29号(株東芝ほか1名による審決取消請求事件)

課徴金を賦課するには、故意、過失、違法性の認識、違法性の認識可能性という主觀的要素が存在することが必要か否かが争われた事案

独禁法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである(最高裁平成17年9月13日第3小法廷判決・民集59巻7号1950頁)。

独禁法7条の2は、課徴金賦課の要件として、事業者又はその従業員の故意、過失、違法性の認識、違法性の認識可能性といった主觀的要素を要求しておらず、課徴金制度が、既存の刑事罰とは別個に独禁法違反行為を抑止するための行政上の措置として設けられているという趣旨に照らすと、立法論は別として、これら主觀的要素を要件とすべきことが憲法上要請されていると解することはできない。

原告らは、課徴金制度の趣旨が、事業者の独禁法違反を犯そうとする意欲を減少させて違反行為を抑止することにあり、行動を思いとどまらせるには、行為者の意思に働きかけることが必要不可欠であるから、課徴金を賦課するには故意等の主觀的要素が必要である旨主張する。

しかしながら、課徴金制度の趣旨が金銭的不利益を課して違反行為を抑止することにあるからといって、課徴金賦課の要件として故意等の主觀的要素が当然に要求されるとはいえない。故意等の主觀的要素を要件としない課徴金制度であっても、それが存在することにより、違反行為を抑止する効果は期待できるし、違反行為の抑止を目的として不利益を課す行政上の措置を設ける場合には、必ず故意等の主觀的要素を要求しない限り、不当な制度であって憲法に違反することになるともいえないのであって、この点に関する原告らの主張には理由がない。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### (6) 課徴金制度における裁量に関する裁判例

#### 東京高判平成9年6月6日・平成8年(行ケ)第179・188・189号(大日本印刷株ほか2名による審決取消請求事件)

本件審決が、独占禁止法施行令5条の規定する「引渡基準」によらず、施行令6条の規定する「契約基準」を適用して課徴金の額を算出したのは違法か否かが争われた事案

もともと、原則としての引渡基準、例外としての契約基準といつても、いずれも政令に委ねられた売上額の算定に関する専門技術的な性質を有する基準であって、しかも、施行令6条が規定する「著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」という文言自体が一義的に明確な内容のものということはできないから、施行令6条の適用の可否の判断については、行政委員会である被告に一定の範囲で裁量判断の余地があることは否定し得ないものと解される。したがって、審決取消訴訟における司法審査において、裁判所は、右のような被告の専門技術的判断がその裁量権の範囲を超え又は濫用にわたるものと認められない限り、これを違法とするることはできない。

#### 東京高判平成13年11月30日・平成12年(行ケ)第228・233号(東京海上火災保険株ほか17名による審決取消請求事件)

課徴金の対象となる「役務」の「対価」は営業保険料から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の額を控除した残額であり、営業保険料の合計額から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の合計額を控除して「売上額」を算定すべきであるとして争われた事案

課徴金制度は一律的な非裁量的制度として法定されており、「卸売業」及び「小売業」のみを明示して例外的な算定率を定めている。独禁法の下では、保険業に流通業的性格があるとか、保険業と卸・小売業の各売上高営業利益率が近似しているという点をとらえて、保険業に卸・小売業に係る算定率を準用することは許されない。そして、課徴金制度は、カルテル行為による不当な利益を剥奪する趣旨のものではあるものの、強制的行政措置としての非裁量性、簡明性、明確性、透明性、迅速性の要請から、卸・小売業のみを例外として一律の算定率を定めるものであり、その結果、課徴金の額が現実の不当利得の額と乖離し、その乖離の幅にも業種によって差が生じる可能性があるが、この差は行政措置としての上記要請に基づき生じるもので、合理性を有し、憲法14条の規定に違反するものではない。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### (7) 二重処罰(重加算税等と刑事罰の併科)に関する裁判例

#### 最判昭和33年4月30日・昭和29年(才)第236号(法人税額更正決定取消等請求上告事件)

法人税法第43条の追徴税と罰金とを併科することが憲法39条に違反するかが争われた事案

法人税法…43条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであって、これを課することが申告納税を怠ったものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法48条1項および51条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法48条1項の逋脱犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるよう、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法43条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以て納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法39条の規定は、刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないと解するのが相当である。

#### 最判昭和45年9月11日・昭和43年(あ)第712号(所得税法違反事件)

同一の租税逋脱行為について国税通則法68条の重加算税のほかに刑罰を科すことが憲法39条に違反するか否かが争われた事案

…国税通則法68条に規定する重加算税は、同法65条ないし67条に規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が課税要件事実を隠ぺいし、または仮装する方法によって行なわれた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課せられるもので、これによつてかかる方法による納税義務違反の発生を防止し、もつて徵税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものと解すべきであつて、それゆえ、同一の租税逋脱行為について重加算税のほかに刑罰を科しても憲法三九条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判決の趣旨とするところである(昭和33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁参照。なお、昭和36年7月6日第一小法廷判決・刑集15巻7号1054頁参照。)。そして、現在これを変更すべきものとは認められないから、所論は、採ることができない。

所論は、昭和40年法律33号による改正前の所得税法69条に規定されている罰金刑は、甚だ高額であるが、別に重加算税が課せられるとなれば、両者の額を合算すれば、被告人は著しく過大な金額を国家に納付することになるから、右69条は、刑罰は公正な刑罰であることを要求する憲法31条に違反する旨主張する。

しかし、憲法31条が所論のごとき事項を保障する規定であるかどうかは別にして、前述のごとく、罰金と重加算税とは、その趣旨、性質を異にするものであり、そして、所論改正前の所得税法69条の罰金刑は、同条にその寡額の定めがなく、情状により比較的軽く量定されることもありうるのであるから、同条の罰金刑の規定自体が著しく重いということはできない。それゆえ、違憲の論旨は、前提を欠き、刑訴法405条の上告理由にあたらない。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

### (8) 二重処罰(課徴金と刑事罰の併科)に関する裁判例

**東京高判平成5年5月21日・平成3年(の)第1号(三井東圧化学株ほか22名に対する独占禁止法違反被告事件)**

独占禁止法の課徴金のほかに刑事罰を科しても憲法39条に違反しないかが争われた事案

独禁法による課徴金は、一定のカルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定等の実効性を確保するために執られる行政上の措置であって、カルテルの反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とは、その趣旨、目的、手続等を異にするものであり、課徴金と刑事罰を併科することは、二重処罰を禁止する憲法39条に違反するものではないことは明らかである。

**東京高判平成9年6月6日・平成8年(行ケ)第179・188・189号(大日本印刷株ほか2名による審決取消請求事件)**

本件カルテル行為について原告らに対する刑事罰が確定し、かつ、国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況の下において、本件課徴金の納付を命じる本件審決は、二重処罰を禁止する憲法39条の規定に反し、財産権を保障する憲法29条及び法の適正手続を保障する憲法31条の規定の趣旨にもとるか否かが争われた事案

独占禁止法における課徴金制度は、一定のカルテル行為による不当な経済的利得をカルテルに参加した事業者から剥奪することによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために設けられたものであって、課徴金の納付命令は、右の目的を達成するために、行政委員会である被告が、同法の定める手続にしたがってカルテルに参加した事業者に対して課す行政上の措置である。右のところからも窺われるよう、課徴金制度にはカルテル行為に対する一定の抑止効果が期待されているという側面があり、それは社会的には一種の制裁としての機能をもつことを否定できないが、課徴金の基本的な性格が社会的公正を確保するためのカルテル行為による不当な経済的利得の剥奪という点にあることは明らかである。

したがって、課徴金は、カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として、刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰とは、その趣旨・目的、性質等を異にするものであるから、本件カルテル行為に関して、原告らに対し刑事罰としての罰金を科すほか、さらに、被告において、独占禁止法の規定に基づいて課徴金の納付を命ずるとしても、それが二重処罰を禁止する憲法39条に違反することになるものでないことは明らかといわなければならない。

## 課徴金制度の性格等に関する裁判例

**最判平成10年10月13日・平成9年(行ツ)第214号(大日本印刷株)による審決取消請求上告事件)**

東京高判平成9年6月6日・平成8年(行ケ)第179・188・189号審決取消請求事件の上告審

本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利益の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法第39条、29条、31条に違反しないことは、最高裁昭和29年(才)第236号同33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

**東京高判平成18年2月24日・平成17年(行ケ)第118号(東燃ゼネラル石油株)による審決取消請求事件)**

課徴金算定の基礎となる売上額に消費税及び石油諸税相当額が含まれるとの本件審決に憲法その他の法令に違反する点があるか否かが争われた事案

原告は、更に、上記諸税相当分に対して課徴金を課すことは、違法な利得でないものを課徴金として没収することになるから、財産権の保障を定めた憲法29条に違反し、また実質上制裁金に相当するから、憲法39条の二重処罰にも違反する旨主張する。しかしながら、法違反事業者の不当な経済的利得とはい難い租税相当額についても法7条の1第1項所定の「売上額」の中から控除しない取扱いについては、…課徴金制度の趣旨を踏まえた実効性を図る観点からの行政上の合理性に基づくものであり、これは立法裁量の範囲内の問題として是認される。そうすると、憲法29条に違反する余地はなく、また、課徴金制度が刑事罰とは趣旨・目的・性格を異にする以上、二重処罰の禁止を定めた憲法39条に違反するものでないことも明らかである。

# 課徴金制度の性格等に関する裁判例

## (9) 課徴金と民事上の請求権に関する裁判例

### 東京高判平成9年6月6日・平成8年(行ケ)第179・188・189号(大日本印刷㈱ほか2名による審決取消請求事件)

本件カルテル行為について原告らに対する刑事罰が確定し、かつ、国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況の下において、本件課徴金の納付を命じる本件審決は、二重処罰を禁止する憲法39条の規定に反し、財産権を保障する憲法29条及び法の適正手続を保障する憲法31条の規定の趣旨にもとるか否かが争われた事案

独占禁止法が課徴金によって剥奪しようとする不当な経済的利得とは、あくまでカルテルが行われた結果、その経済効果によってカルテルに参加した事業者に帰属する不当な利得を指すものであり、しかも、同法は、現実には、法政策的観点から、あるいは法技術的制約等を考慮し、具体的なカルテル行為による現実の経済的利得そのものとは一応切り離し、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗ずる方法により算出された金額を、いわば観念的に、右の剥奪すべき経済的利得と擬制しているのである(同法7条の2参照)。

これに対し、民法上の不当利得に関する制度は、専ら公平の観点から権利主体相互間の利害の調整を図ろうとする私法上の制度であって、課徴金制度とはその趣旨・目的を異にするものであり、両者がその法律要件と効果を異にするものであることはいうまでもないことから、実質的観点からも、不当利得制度の下において返還を求められている利得の具体的な内容が、賦課される課徴金と同一の性質のものとして、重複する関係に立つべきか否かは、これを一般的、抽象的に論することはできず、個別的、具体的な検討を加えたうえ、判断することを要するものというべきである。

また、課徴金については、独占禁止法上、同法の定める要件を充足するカルテル行為に関し、被告において、カルテルに参加した事業者に対し課徴金の納付を命ずるか否かにつき裁量判断を行う余地はなく、当該事業者の情状等に応じて課徴金の額を定める裁量の余地もなく、被告には、同法の定める算出基準にしたがって、一律に所定額の課徴金の納付を命ずることが義務付けられているのである。

右にみたところに照らせば、本件においても、当然には、本件課徴金と国が原告らに対し返還を求めている不当利得金とが実質的に重複する関係にあり、原告らが同一の事実関係を原因として二重の経済的不利益を課される結果とならないように両者の調整を要するものといえないことは明らかである…。

### 東京高判平成13年2月8日・平成12年(ネ)第2915号(シール供給業者に対する不当利得返還請求控訴事件)

不当利得返還が認められる場合、課徴金相当額は返還すべき不当利得から控除されるべきか否かが争われた事案

独占禁止法は、カルテル行為に対しては別途刑事罰を規定しているから、課徴金の納付を命ずることが制裁的色彩を持つとすれば、それは二重処罰を禁止する憲法39条に違反することになる。したがって、課徴金制度は、社会的にみれば一種の制裁という機能を持つことは否定できないとしても、本来的には、カルテル行為による不当な経済的利得の剥奪を目的とする制度である。そして、このような課徴金の経済的効果からすれば、課徴金制度は、民法上の不当利得制度と類似する機能を有する面があることも否めない。

しかしながら、課徴金制度は、カルテル行為があっても、その損失者が損失や利得との因果関係を立証して不当利得返還請求をすることが困難であることから、カルテル行為をした者に利得が不当に留保されることを防止するために設けられたものである。そのような制度の趣旨目的からみると、現に損失を受けている者がある場合に、その不当利得返還請求が課徴金の制度のために妨げられる結果となつてはならない。すなわち、利得者はまず損失者にその利得を返還すべきであり、現実に損失者が損失を回復していないにもかかわらず、利得者が課徴金を支払ったことだけで、損失者の不当利得返還請求権に影響を及ぼすべきものではない。

# 課徴金制度の性格等に関する裁判例

## (10) 金融商品取引法の課徴金制度に関する裁判例

東京高判平成25年3月28日・平成24年(行コ)第301号

課徴金の納付命令の決定をする要件を満たす時点である有価証券を取得させた時よりも後の事情が、課徴金の額を算定する際の基礎となる事情に含まれるか否かが争われた事案

したがって、財産権に対して加えられる規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考慮して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした上記比較考慮に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が上記のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が上記目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができるものと解するのが相当である。(最高裁昭和62年4月22日大法廷判決・民集41巻3号408頁(以下「森林法判決」という。)、最高裁平成14年2月13日大法廷判決・民集56巻2号331頁参照)…本号は有価証券の発行者の財産権に対して規制を加えるものであるが、その規制目的は、重要な事項につき虚偽の記載等がある発行開示書類を提出して当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた発行者に対して課徴金を賦課することにより、そのような金商法に違反する行為を抑止するというものである。上記のような違反行為は、有価証券市場の公正性と投資者の信頼を著しく害するものであるから、これを防止する必要があるというべきである。本号は、上記のような違反行為を抑止することによって、国民経済上重要な役割を果たしている有価証券市場の公正性とこれに対する投資者の信頼を確保するという経済政策に基づく目的を達成するためのものと解することができるところ、このような目的が正当性を有し公共の福祉に適合するものであることは明らかである。…金商法の定める課徴金の制度は、有価証券市場の公正性と投資者の信頼を害する同法違反の行為について、既存の刑事罰を科すほどに至らない程度の違反行為であってもこれを放置しないという観点から、これを抑止するための行政上の措置として金銭的な負担を課すものであり、そのような行政上の措置であることからして、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するために、課徴金の額の算定基準が明確で、その算定が容易であることが必要である。本号所定の課徴金の額についても、このような観点から、予め設けた基準に従い、重要な事項につき虚偽の記載等がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得されることによって当該発行者が得ることが一般に想定される経済的な利得の額に相当するものとして、当該取得をさせた時点における事情を基礎に一定の額を一律かつ機械的に算定する方式(すなわち、発行価額の総額の100分の2.25又は100分の4.5とする方式)を探ったものである。…重要な事項につき虚偽の記載等がある発行開示書類に基づく募集により新株予約権証券を取得させた発行者(違反者)としては、当該取得をさせた時点で、当該新株予約権証券を市場の流通に置いており、当該新株予約権証券に基づく資金調達の可能性が具現化したものということができ、その時点で、当初行使価額を基にした「当該発行者が得ることが一般に想定される経済的な利得の額」に相当する「得べかりし利益」を期待することができるようになるのであるから、当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額(当初行使価額)を含む発行価額を基にして課徴金の額を算定することとしても、それなりの合理性があり、少なくとも、合理性がないことが明らかであるとはいえない。他方、新株予約権証券を取得させた後の事情も斟酌して課徴金の額を算定する方法を探ることは、課徴金の額の算定基準が明確で、その算定が容易でなければならないという要請を満たすものとすることが難しいし、前記のような課徴金制度の積極的かつ効率的な運営も困難となるばかりでなく、既に虚偽記載等がある発行開示書類に基づく募集により新株予約権証券を取得させた違反者が、その虚偽記載等が発覚した後の行為(例えば当該取得させた新株予約権証券の消却等)によって課徴金の額の減免を得るといった事態が生じかねず、かくては、違反行為の抑止という目的を十全に実現することができないというべきである。…以上のような諸点に照らすと、本号の規制手段は、前記の規制目的を達成するための手段として必要性又は合理性がないことが明らかであるということはできない。

# 課徴金制度の性格等に関する裁判例

東京高判平成26年6月26日・平成26年(行コ)第90号

課徴金の納付を命じるに当たり、虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者に具体的な経済的利得があること又はこれが生じる一般的、抽象的な可能性があることを要するかが争われた事案

課徴金の制度は、「資本市場の機能の十全な發揮による金融商品等の公正な価格形成等を図るなどの目的を実現するために設けられた企業内容等の開示制度に違反する行為をより効果的に抑圧するために創設されたものであり、開示制度の実効性を確保するためには、違反者たる発行者が具体的な経済的利得を取得したか否かにかかわらず、開示制度に違反する発行開示書類の提出行為それ自体を抑止することが要請されるということができるから、本件課徴金条項に基づき課徴金を課すに当たり、発行者において具体的な経済的利得があること又は経済的利得が生じる一般的、抽象的な可能性があることは要件とされていないと解するのが相当である。

同条項においては、発行開示書類に虚偽記載があることと有価証券の実際の取得者による取得との間に因果関係が必要である旨が明示されているわけではなく、その趣旨に照らしても、金融商品等の公正な価格形成等を図るなどの目的を実現するために設けられた企業内容等の開示制度に違反する行為をより効果的に抑圧する必要があり、当該開示制度の実効性を確保するためには、虚偽記載が原因となって実際の取得者が有価証券を取得したか否かにかかわらず、開示制度に違反する発行開示書類の提出行為それ自体を抑止することが要請されるというべきであるから、発行開示書類の虚偽記載と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要であると解すべきである。そして、前記引用の原判決説示のとおり、本件課徴金条項は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するための行政上の措置であって、違反行為の反社会性ないし反道徳性を問うものではないという考え方の下で設けられており、個々の事案において課される課徴金の金額については、違反の程度の軽重などの具体的な事情は一切考慮されず、一律に、当該違反行為により当該発行者が得たであろうと一般的、類型的に想定される経済的利得の額に相当するものとして規定された金額が課され、それ自体、制裁の実質を有する水準のものとまではされていないことに照らすと、本件課徴金条項に基づく課徴金は、責任非難を基礎とした制裁として科される刑事罰とは、基本的な性格が異なるというべきであるから、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきである。そして、同じ社会生活における不利益処分とはいっても、刑罰とはその趣旨及び機能を異にするから、責任主義がそのまま妥当するものではないことはいうまでもない。

## 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額の解釈

別紙7

### (1)価格カルテル事案

審判審決平成8年4月24日・平成7年(判)第1号(中国塗料株)に対する件)

当該商品とは、事業者が一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為をした場合において相互にその事業活動を拘束した他の事業者との違反行為の対象である商品ということができる。

そして、違反行為の対象商品の範疇に属しないものがこの「当該商品」に該当し得ないことはいうまでもない。

したがって、この『当該商品』とは、一定の取引分野における競争を実質的に制限する違反行為がされた場合において、その対象商品の範疇に属する商品であって、かつ、その違反行為による拘束を受けた商品であることを意味する。

(略)

以上の検討を経てみると、ある商品の価格形成に恣意的な影響を与える特定の違反行為が独占禁止法違反と認定された場合において、当該違反行為の対象商品の範疇に属しながら典型的対象商品とは別類型をなす商品ではあっても、市場において違反行為の典型的対象商品と代替性があり、かつ、競合するときは、違反行為同時に明示的又は默示的にその別類型の商品を合意の対象商品から敢えて除外したことを見わせる特段の事情のない限り、同法第7条の2にいう『当該商品』に該当する、というべきである。

審判審決平成11年11月10日・平成9年(判)第5号(東京無線タクシー協同組合に対する件)

…「当該商品」とは、「当該行為」すなわち課徴金の対象となる違反行為の対象とされた商品全体を意味すると解される。

そこで、以下、本件で審査官が主張するような価格カルテルの事案の性質に即して考えると、この『当該商品』とは、一定の取引分野における競争を実質的に制限する違反行為が行われた場合において、その対象商品の範疇に属する商品であって、当該違反行為による拘束を受けたものをいうと解される(中国塗料審決)。そして、対象商品の範疇は、違反行為の内容に応じ、商品の種類、取引地域、取引段階、取引相手方等の要素によって画定される。

違反行為の事実認定においてこれらの要素によって確定された対象商品の範疇に属する商品については、当該違反行為による拘束を受け、定性的に違反行為の影響が及ぶものであるから、原則として当該範疇に属する商品全体が課徴金の算定対象となるものである。したがって、違反行為の対象商品の範疇に属する商品については、当該行為を行った事業者又は事業者団体が明示的又は默示的に当該行為の対象からあえて除外したこと、あるいは、これと同視し得る合理的な理由によって定性的に当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情のない限り、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に該当し、課徴金の算定対象に含まれると推定して妨げないと解される(東芝ケミカル審決)。

東京高判平成22年4月23日・平成19年(行ケ)第44号(株)アスカムによる審決取消請求事件)

原告は、法7条の2第1項に定める「当該商品」とは競争制限的合意の対象となった商品を指し、本件課徴金審決の対象とされた商品は、競争関係が何ら特定されていない1万1000余の効果・効能の異なる医療用医薬品であるから、課徴金の算定対象にならないと主張するが、同項における「当該商品」とは、課徴金の対象となる違反行為の対象商品の範疇に属する商品であって、当該違反行為による拘束を受けたものをいい、法は、課徴金によってはく奪しようとする事業者の不当な経済的利得を、具体的な法違反による現実的な経済的利得そのものとは切り離して、算定する売上額に一定の比率を乗じて一律かつ画一的に算出された金額を観念的に「よく奪すべき事業者の経済的利得と擬制しているのであるから、本件特段の事情が認められない限り、当該範囲に属する商品全体が課徴金の算定対象となるものというべきであって、本件課徴金審決において認定されているとおり、原告の主張に係る取引の商品は、いずれも上記範疇に属するものであることは明らかである。

## 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額の解釈

東京高判平成22年11月26日・平成22年（行ケ）第4号（出光興産株による審決取消請求事件）

独占禁止法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による独占禁止法改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定めやカルテルによる損害回復をするための損害賠償制度に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである（前掲最高裁判所平成17年9月13日第三小法廷判決）。（略）

そして、独占禁止法7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範疇に属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、上記のような課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範疇に属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は默示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金算定の対象となる当該商品に含まれ、違反行為者が、実行期間中に違反行為の対象商品の範疇に属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の算定の基礎となる売上額となると解すべきである。

東京高判平成28年5月25日・平成27年（行ケ）第50号（日本エア・リキード株による審決取消請求事件）

独占禁止法7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範疇に属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうものと解される。そして、違反行為の対象商品の範疇に属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は默示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものと推定し、課徴金の対象となる当該商品に該当するものとして課徴金の対象に含めるのが相当である。この場合には、違反行為者が、実行期間中に違反行為の対象商品の範疇に属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の算定の基礎となる売上額となるものというべきである。

### （2）入札談合事案

最判平成24年2月20日・平成22年（行ヒ）第278号（株新井組ほか3名による審決取消請求事件）

法の定める課徴金の制度は、不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的として、刑事罰の定め（法89条）や損害賠償制度（法25条）に加えて設けられたものである（最高裁平成14年（行ヒ）第72号同17年9月13日第三小法廷判決・民集59巻7号1950頁参照）。

本件基本合意は、法7条の2第1項所定の「役務の対価に係るもの」に当たるものであるところ、上記の課徴金制度の趣旨に鑑みると、同項所定の課徴金の対象となる「当該…役務」とは、本件においては、本件基本合意の対象とされた工事であって、本件基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

## 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額の解釈

東京高判平成24年3月2日・平成22年（行ケ）第32号（日立造船株による審決取消請求事件）

独占禁止法7条の2第1項は、事業者が不当な取引制限で商品又は役務の対価に係るものとしたときは、公正取引委員会は、所定の手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動が行われた期間における当該役務の政令で定める方法により算定した売上額を基礎として計算された額の課徴金の納付を命ずる旨規定している。そして、同項にいう「当該商品又は役務」とは、原則として、不当な取引制限の対象とされた商品又は役務全体を指すものと解すべきであるが、本件合意のような入札談合の場合には、自由な競争を行わないという不当な取引制限に該当する意思の連絡による相互拘束たる基本合意の対象となつた商品又は役務全体のうち、個別の入札において、当該事業者が基本合意に基づいて受注予定者として決定されて受注するなど、基本合意の成立により発生した競争制限効果が及んでいると認められるものと解すべきである。

(略)

本件審決が挙げる事実によれば、5社は、本件市場において有力な地位にあり、本件市場全体において本件合意に基づく受注調整を行い得る立場にあることからすれば、共同することにより、地方公共団体の発注するすべてのストーカー炉の建設工事において受注調整をなし得る立場にあることができる。5社は、営業責任者クラスの者が隨時会合を主催して、地方公共団体が計画するストーカー炉の建設工事の情報を共通化し、トン数というすべての工事に共通する指標を目安に受注予定者を決定していた上、中には受注状況を指数化していた者もいたのであるから、地方公共団体の発注するすべてのストーカー炉の建設工事が本件合意の対象となっていたことがうかがわれる。仮に、本件合意の対象工事に何らかの限定が付されていたのであれば、原告はこれを主張立証することにより課徴金の賦課を免れ得るところ、そうであるにもかかわらず原告はそれをしないのであるから、本件合意には対象工事に制限が付されていなかったことがうかがわれる。これらの事実関係を総合すれば、本件合意が地方公共団体の発注するすべてのストーカー炉の建設工事を受注調整の対象とするものであったことを推認することができる。したがって、本件審決の挙げる事実をもって、地方公共団体が発注するストーカー炉の建設工事で、5社のうちいずれかが入札に参加し受注した工事については、特段の事情がない限り、本件合意に基づいて5社間で受注予定者が決定され、本件合意によって発生した競争制限効果が個別の入札（工事）に及んでいたと推認することには合理性がある。

東京高判平成24年5月25日・平成23年（行ケ）第7号（昭和シェル石油株による審決取消請求事件）

ところで、本件のようないわゆる入札談合行為の場合は、課徴金納付命令対象行為のうち、「不当な取引制限」行為に該当し得るところ、入札談合行為には、①受注予定者の選定方法など談合手続を定める基本ルールを策定する基本合意（以下「基本合意」という。）と、②個別の発注があった場合に、基本合意にのっとって受注予定者を具体的に決定する個別談合行為・個別調整行為（以下「個別調整行為」という。）がみられるのが一般である。

(略)

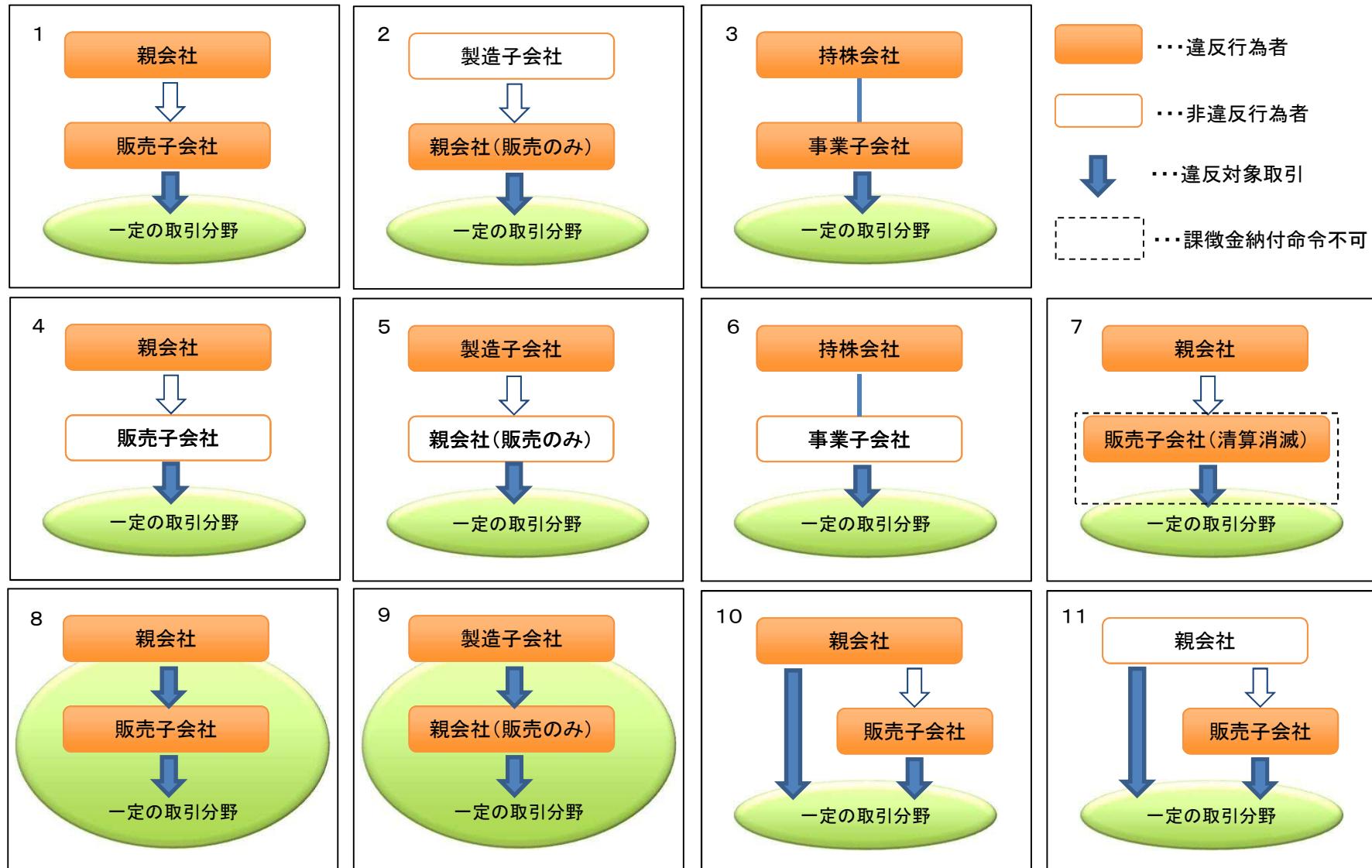
課徴金納付命令は、課徴金納付命令対象行為を原因として、法違反の事業者に課すものであるから、法7条項の「当該商品又は役務」とは、課徴金納付命令対象行為、すなわち法3条、6条の違反行為のうち、「商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品の2第1若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをした」行為の対象とされた商品又は役務全体を指すが、本件のような入札談合行為においては、前記のとおり、入札談合行為が基本合意と個別調整行為の2段階になることから、基本合意の対象となっているだけでは足りず、当該事業者が基本合意に基づいて、個別調整行為によって、受注予定者として決定され、そのとおり受注するなど、受注調整手続に上程されることによって具体的に競争制限効果が発生するに至った商品又は役務と解すべきである。

## 「当該商品又は役務」への該当性が争点となつた審判及び取消訴訟の状況

		審決の判断			高裁の判断		
	審決数 (注)	うち当該商品役務 の範囲が争点 となつた審決数	うち当該商品役務 に該当すると 判断された審決数	うち当該商品役務に 該当しないものがある と判断された審決数	取消請求 を行つた 事業者数	うち当該商品役務に 該当する という判決を受けた 事業者数	うち当該商品役務に 該当しないものがある という判決を受けた 事業者数
(1)カルテル	58	34	34	1	16	16	0
(2)入札談合	33	26	24	3	16	16	0

(注) 平成21～27年度における、不当な取引制限事案(カルテル事案及び入札談合事案)に係る「課徴金納付命令に係る審決」、「課徴金納付命令審決」及び「課徴金の納付を命じない審決」の総数。

# 課徴金の算定基礎とし得る売上額のパターン



※ 1から3のようなケースでは違反対象商品が算定基礎となるため特段の問題は生じないが、4及び5のケースでは違反行為者に違反対象商品の売上額はあるものの、違反行為の拘束が及んでいるかは疑義が生じ得る。6のケースでは違反行為者の売上額が存在せず、7のケースでは売上額があっても課徴金は課せない。また、8及び9のケースが示すように違反行為の対象となる取引分野や、10及び11のケースが示すように企業グループ内のどの事業者が違反行為に関与するかにより、いずれの売上額を課徴金の対象とすべきかは異なり得る。さらに、違反対象商品が中間財か完成品かによっても異なり得る。これらのパターンは、親子・兄弟会社の関係のみならず、同業者間(違反行為者間)の関係にも妥当する。この他にも無数のパターンが想定し得るため、課徴金の算定対象とすべき売上額を一律に規定するのは困難と考えられる。

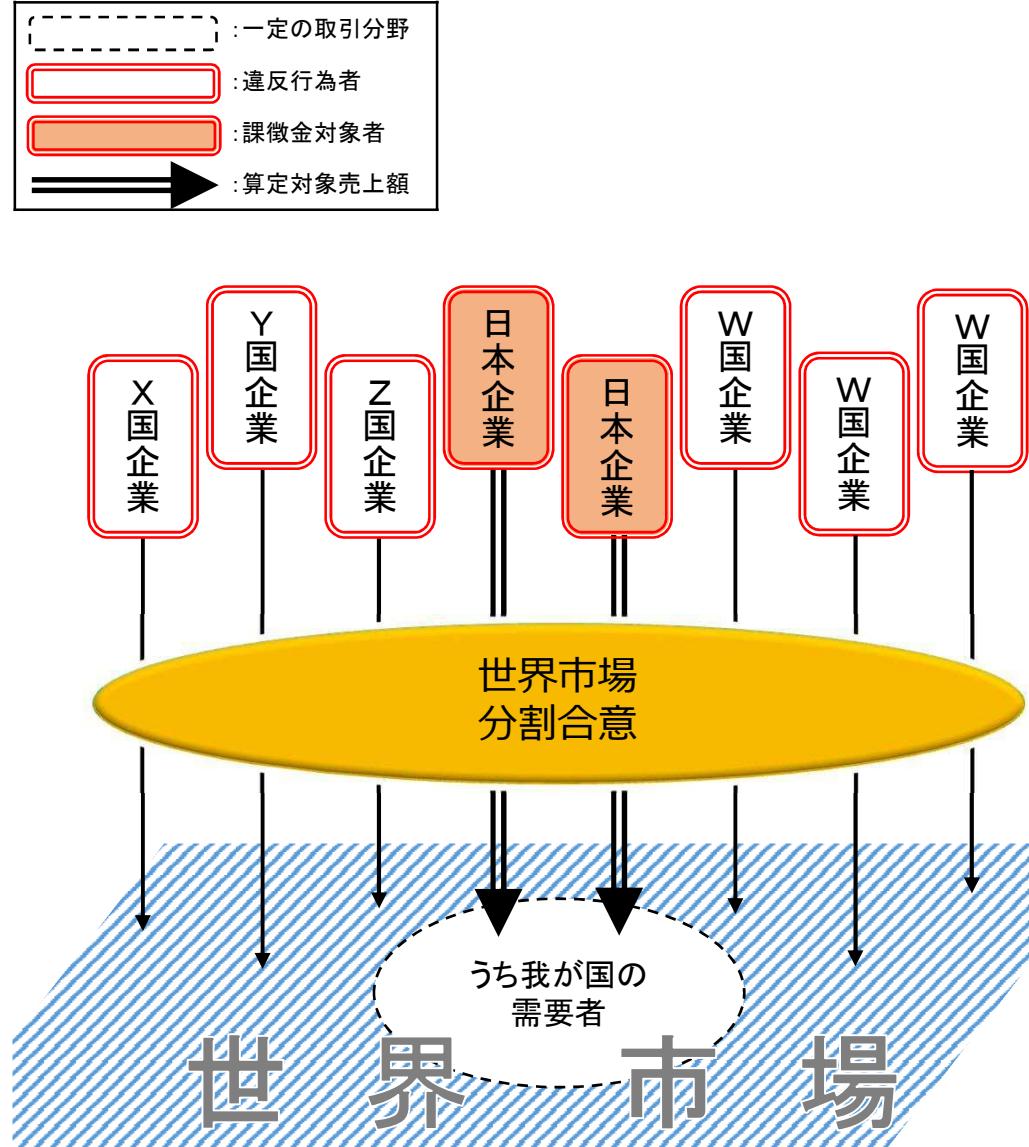
## 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額が生じない事例

事例の概要	考えられる経済的利得	関連事件数	関連事業者数
①国際市場分割カルテルにおいて日本の需要者に販売しないとされた外国事業者(当該外国市場では日本企業を含む他の外国企業は販売しない)	当該外国市場での売上額の一部(日本企業と同等の利益) 日本における受注・生産活動に要する費用	1	4
②違反行為期間に受注実績のない入札談合参加者		20	82
課徴金の算定期間にたまたま受注の順番が回ってこなかったため売上がない場合	算定期間に受注した売上額の一部 将来受注するはずの売上額の一部	—	—
新たに違反行為に参加し受注の順番が回って来る前に調査を受けたため売上がない場合	将来受注するはずの売上額の一部	—	—
他の市場での協力や協力物件で下請発注してもらうなど見返りを期待して協力する場合	他の市場や下請けで受注した売上額の一部	—	—
直接的な経済的利益(談合金等)を收受して協力する場合	当該直接的な経済的利益の全額又は一部	—	—
③新規参入しないことに合意して既存事業者から見返りの金銭を得る場合	当該金銭の全額又は一部	諸外国の事例	
④企業グループ単位で違反対象事業を行っている事業者		44	101
違反行為に参加していたグループ会社(持株会社等)に違反対象商品の売上額がない場合	違反対象商品の販売をしているグループ会社の売上額の一部	—	—
違反行為に参加していたグループ会社が清算してしまった場合	当該グループ会社の売上額の一部	—	—
⑤数年後の取引を対象とした違反行為など、違反行為終了後に売上額が発生する場合	数年後の取引に係る売上額の一部	1	5
⑥当初割付けどおりに発注がなされず売上が発生しなかった場合	受注するはずであった売上額の一部	諸外国の事例	

(注)関連事件数及び関連事業者数は平成21～27年度に課徴金納付命令が行われた事案における件数。

# 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額が生じない事例

## ①国際市場分割カルテル



### 事案例

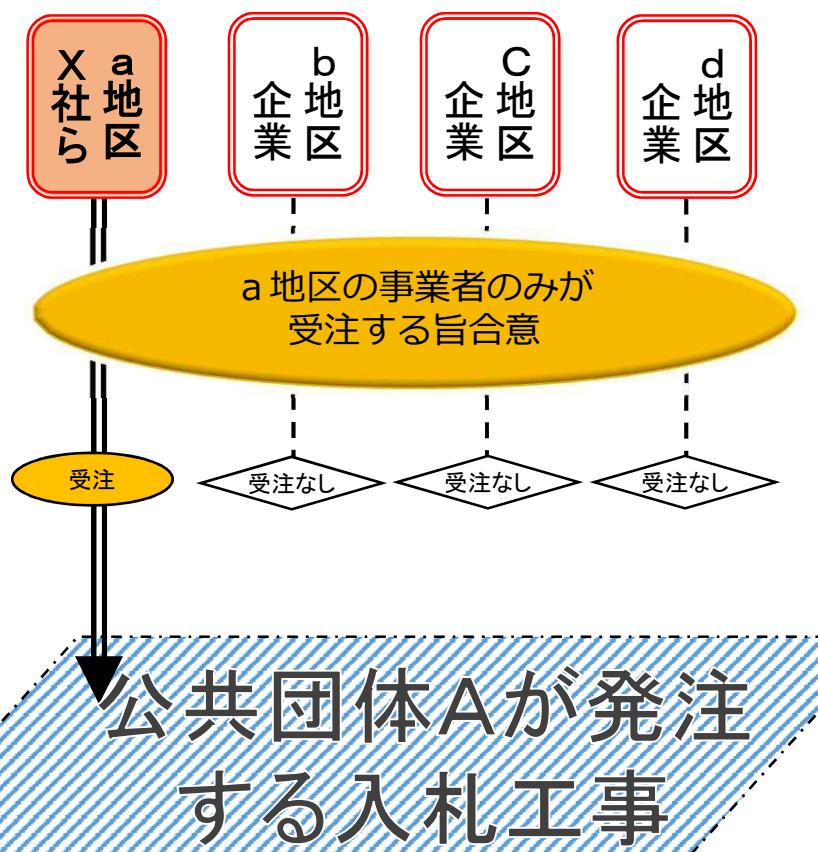
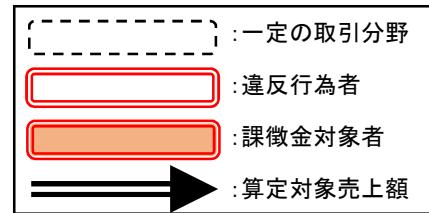
- 各国の商品 $\alpha$ の製造販売業者は、商品 $\alpha$ を使用する国に本店を置く事業者を受注予定者とする旨(例えば、X国で使用する商品 $\alpha$ は、X国に本店を置く事業者を受注予定者とする。)を合意した。

### 問題点

- 「我が国に所在する需要者が発注する商品 $\alpha$ 」が一定の取引分野と画定される場合、
  - 当該分野における売上額の存在する日本企業に対してのみ課徴金の納付が命じられることになる。
  - 合意により当該分野における売上額が存在しない外国企業に対しては、カルテルの当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず、一切課徴金が課されない。
- 例えば、EUや米国では、制裁金等の算定基礎が柔軟に認定されるため、EU・米国における売上額が存在しない外国企業にも制裁金が課されている。

## 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額が生じない事例

### ②入札談合・市場分割



#### 事案例

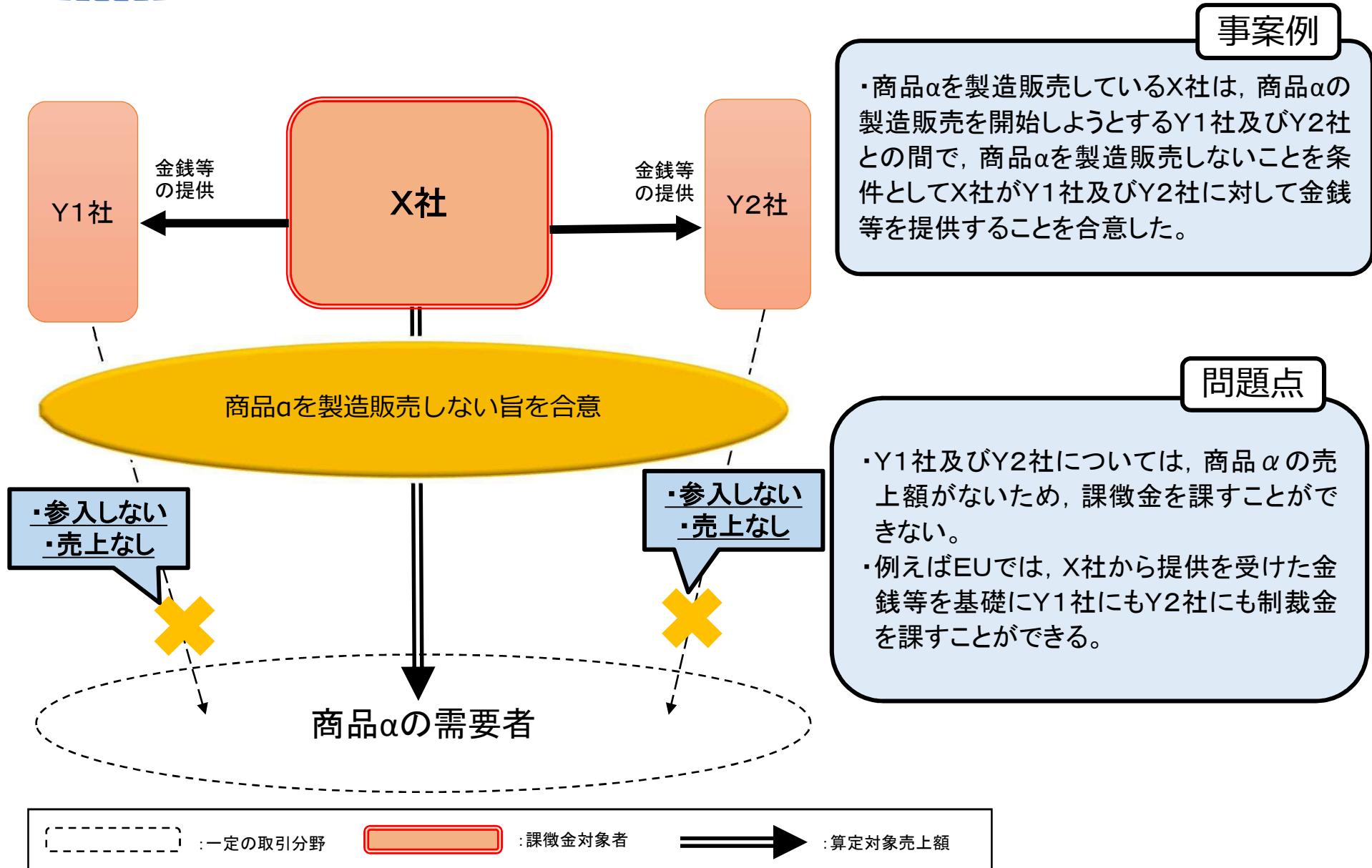
- a地区に本店を置くX社らとb～d地区に本店を置く事業者らは、「公共団体Aが発注する入札工事」について、a地区の事業者のみが受注する(b～d地区の事業者は受注しない)旨を、合意した。

#### 問題点

- 「公共団体Aが発注する入札工事」が一定の取引分野と画定される場合、
  - 当該分野における売上額の存在するX社らに対してのみ課徴金の納付が命じられることになる。
  - 合意により前記工事を受注していない(売上額が存在しない)b～d地区企業に対しては、入札談合の当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず、一切課徴金が課されない。

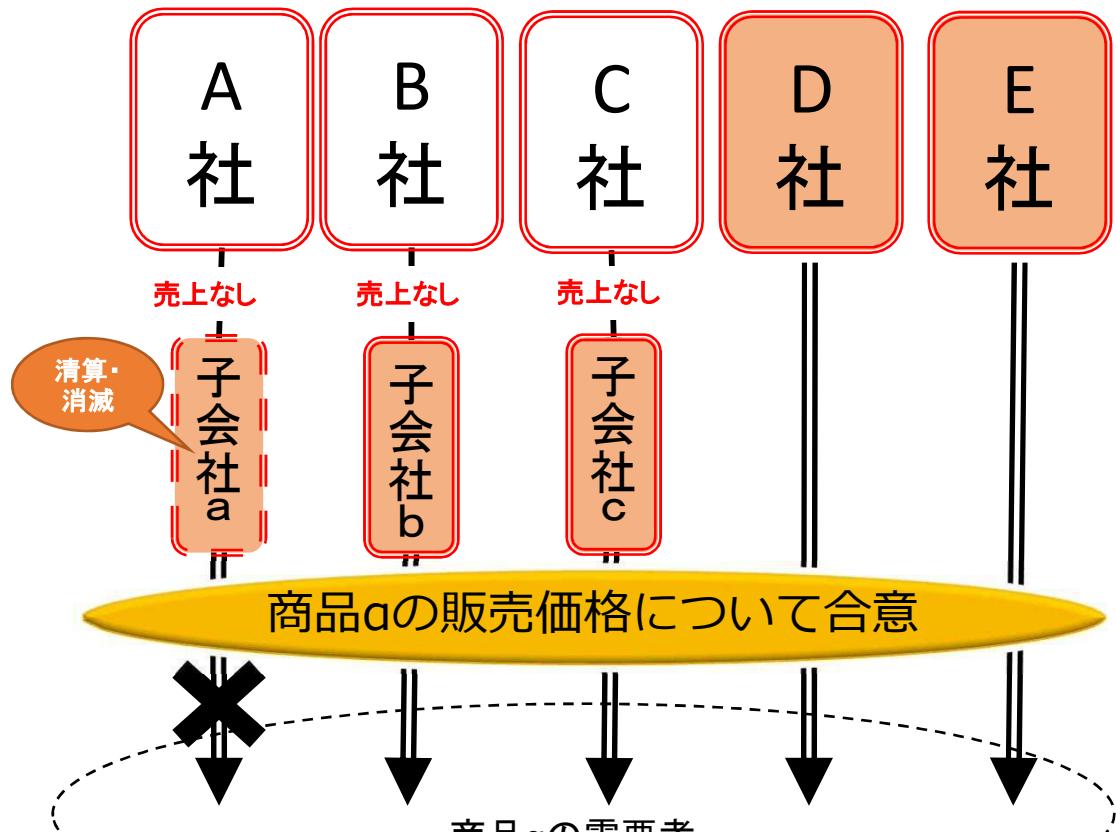
## 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額が生じない事例

### ③市場不参入の合意



## 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額が生じない事例

### ④企業グループによる違反行為



#### 事案例

- 商品aの製造販売業者であるa社, b社, c社, D社及びE社並びにa社, b社及びc社の親会社であるA社, B社及びC社が、商品aの販売価格について合意した。
- 違反行為者のうち、A～C社は、子会社であるa～c社に対して販売価格の指示等を行っていたものの、商品aの製造販売はすべて子会社が行っていたため、違反行為に係る商品の売上が存在しなかった。
- そのため、子会社のみが課徴金納付命令の対象となつたが、子会社aは清算後消滅した。

#### 問題点

- 売上額が存在しない親会社(A～C社)に対しては、当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず、一切課徴金を課すことができない。
- 清算による消滅等の理由で子会社aに課徴金納付命令ができない上、その親会社であるA社に課徴金を課すこともできない。

:一定の取引分野

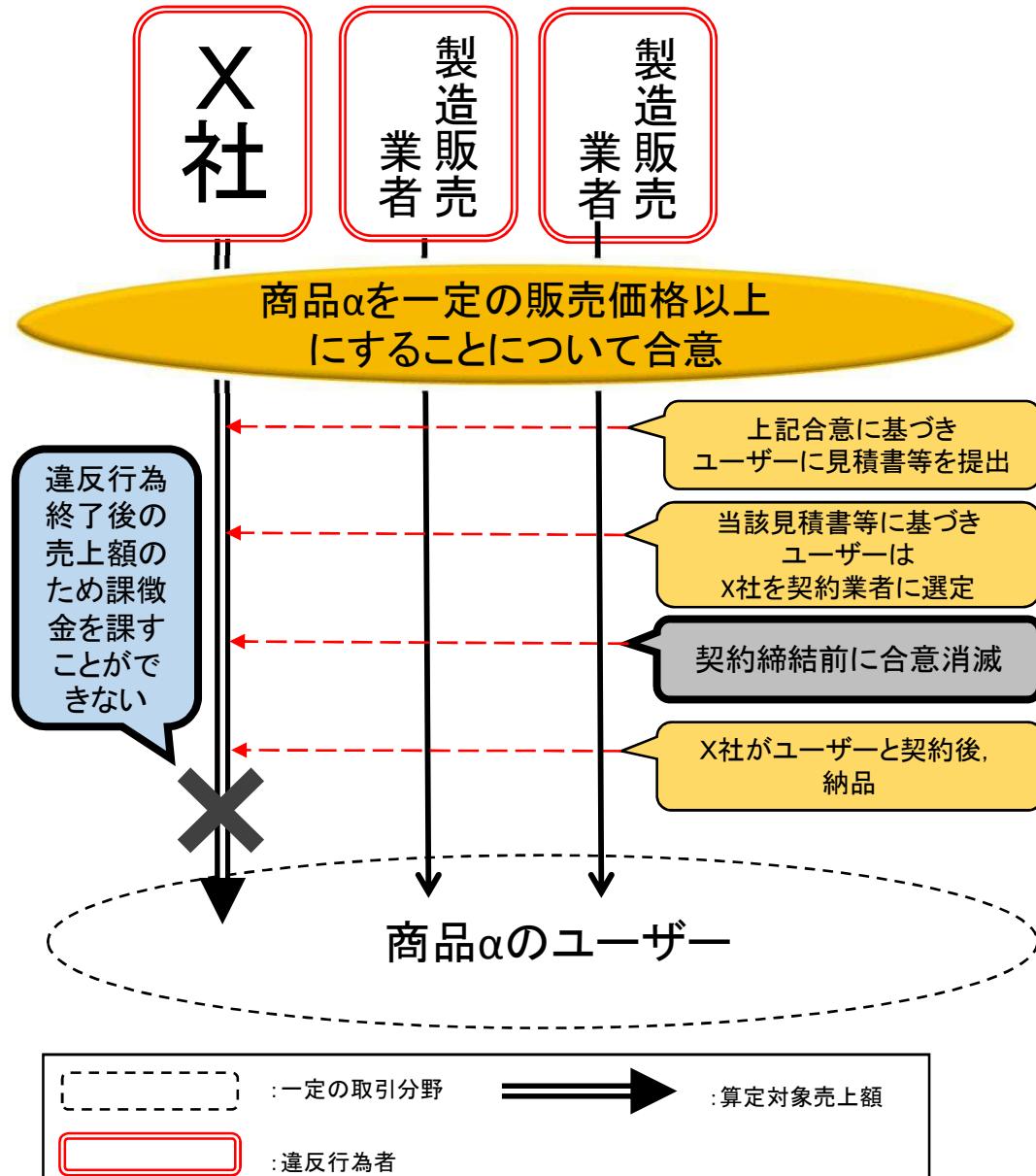
:課徴金対象者

:違反行為者

:算定対象売上額

# 課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額が生じない事例

## ⑤違反行為の実行前の消滅



### 事案例

- 商品αは、その製品の特殊性から、①納品日の1年以上前に、商品αのユーザーが製造販売業者X社から見積書等の提出を求め、②その提出された当該見積書に基づき契約業者を選定し、③契約は納品日の1か月前に行なうことが商慣行とされている。
- 商品αの製造販売業者X社は、ユーザーに提出する見積価格について、一定価格以上とすることを同意した。
- X社は当該合意に基づきユーザーに見積書等を提出した。
- ユーザーは、当該見積書等に基づきX社を契約業者として選定した。
- その後、外部事情によって、当該合意を消滅させなければならない必要が生じたため、商品αの製造販売業者X社は契約前に当該合意を消滅させた。
- その後、ユーザーは既に選定したX社と契約を締結したため、違反行為終了後に当該契約に基づく売上額が発生した。

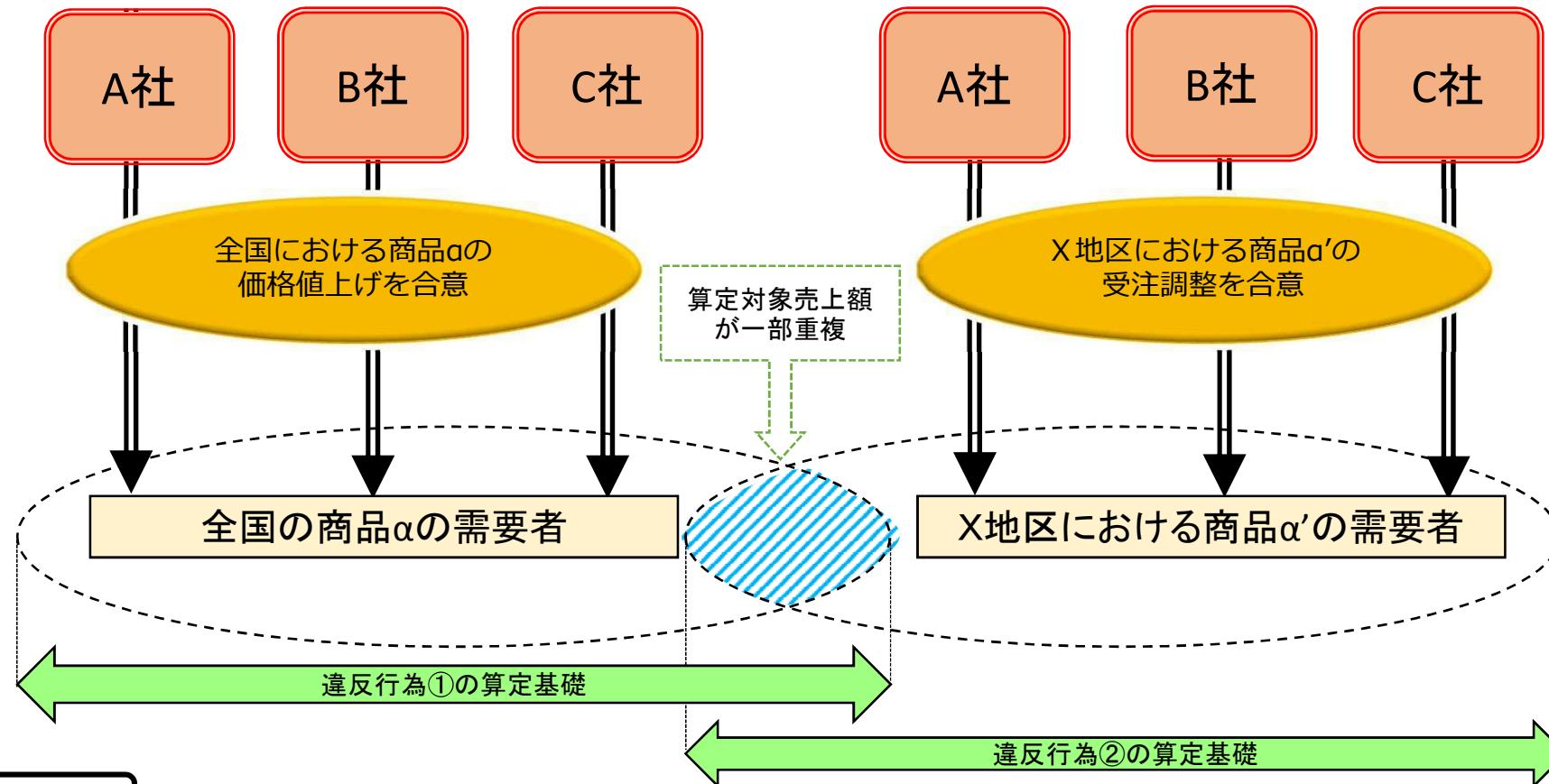
### 問題点

- 売上額の発生が違反行為終了後となるなど、違反行為の対象となる商品又は役務の売上額が違反行為の実行期間中に発生しない場合、違反行為者に対して一切課徴金が課されない。
- 例えば、EUでは、このような事案でも、過去の売上額などを算定基礎とすることにより、制裁金が課されている。

# 課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超える事例

別紙11

## ①複数の違反行為

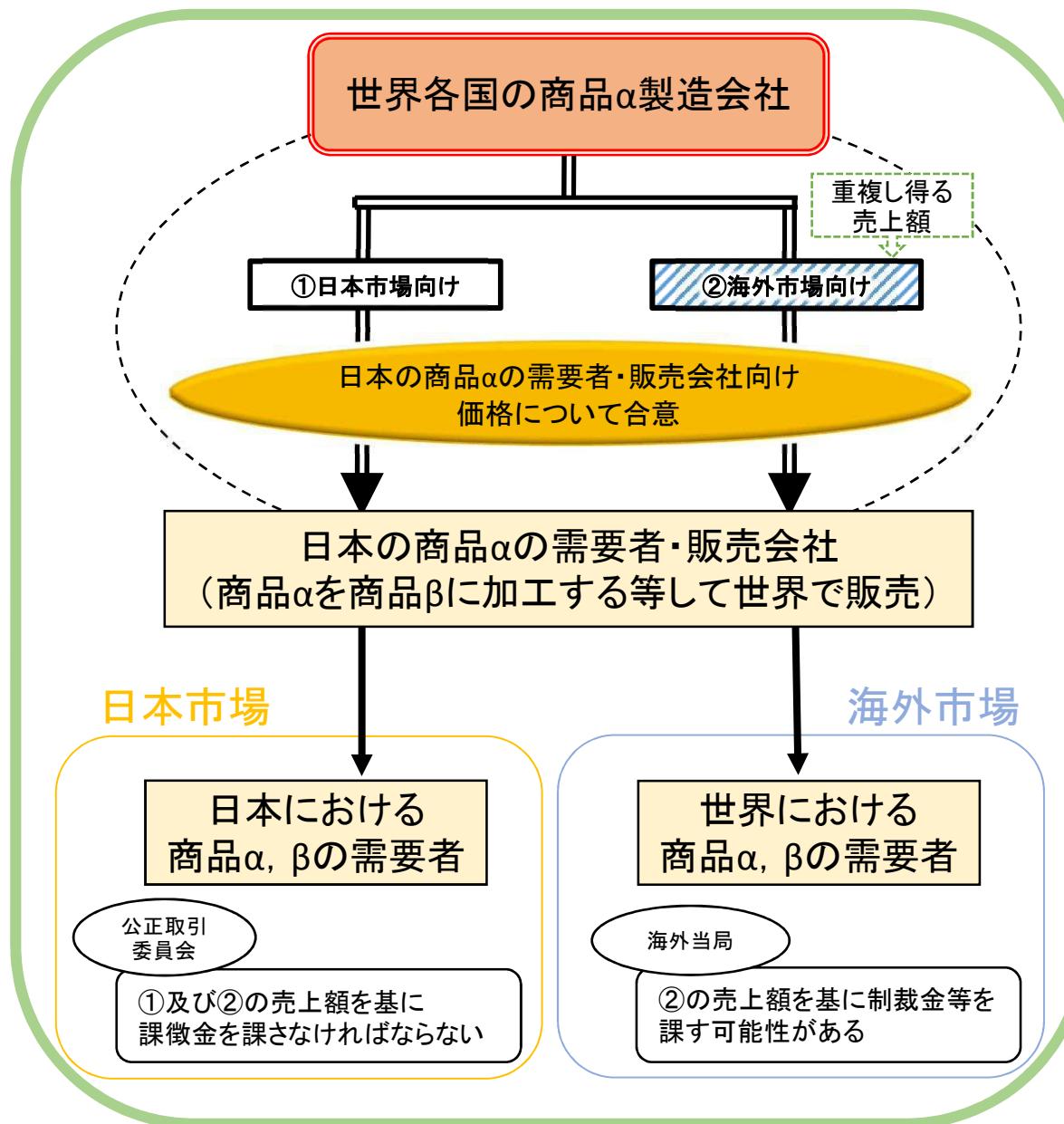


### 問題点

- 複数の違反行為で対象商品が重複するといった事情を問わず、機械的に「当該商品」に該当する売上額の全体を課徴金の算定基礎としなければならない。

# 課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超える事例

## ②国境を越えた取引に係る違反行為

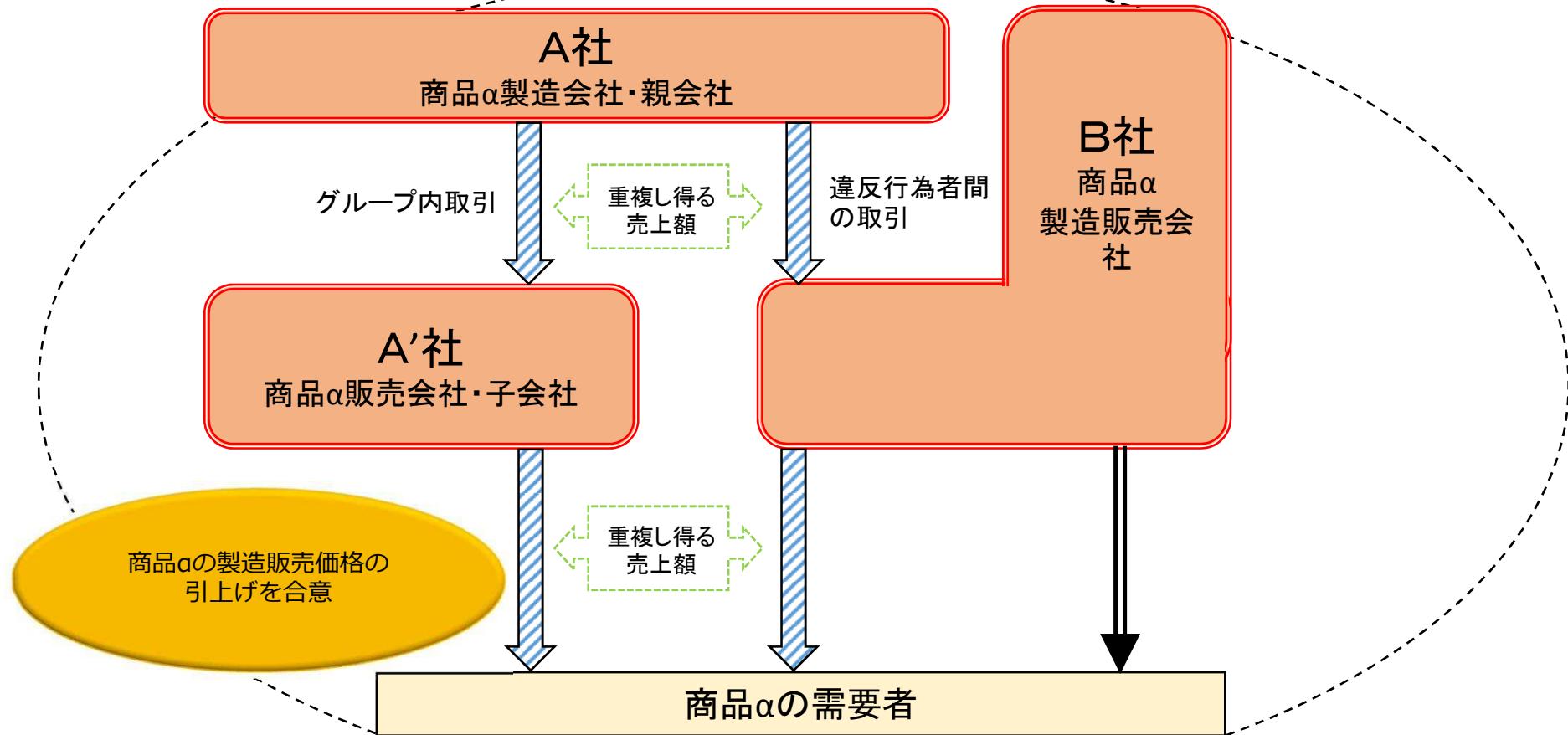


### 問題点

- 日本の法制度上、違反行為の対象商品の売上額を基礎として課徴金の納付を命じることが義務付けられている(本件の場合①及び②の全売上額を基礎として課徴金の納付を命じなければならない)ため、例えば、外國当局がその国の競争法に基づき②の売上額を基礎として金銭的不利益処分を課したことを考慮して②の売上額を課徴金の算定対象から除外する等の柔軟な対応がとれない。
- 一方、例えば、EUでは、制裁金等の算定に際し、欧州委員会が裁量を有するため、既に他の競争当局による制裁金等の対象となった売上額について算定基礎から除外することや、自国市場向けの商品αのみを制裁金の算定基礎に用いることも可能である。

## 課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超える事例

### ③他の違反行為者を通じた販売活動

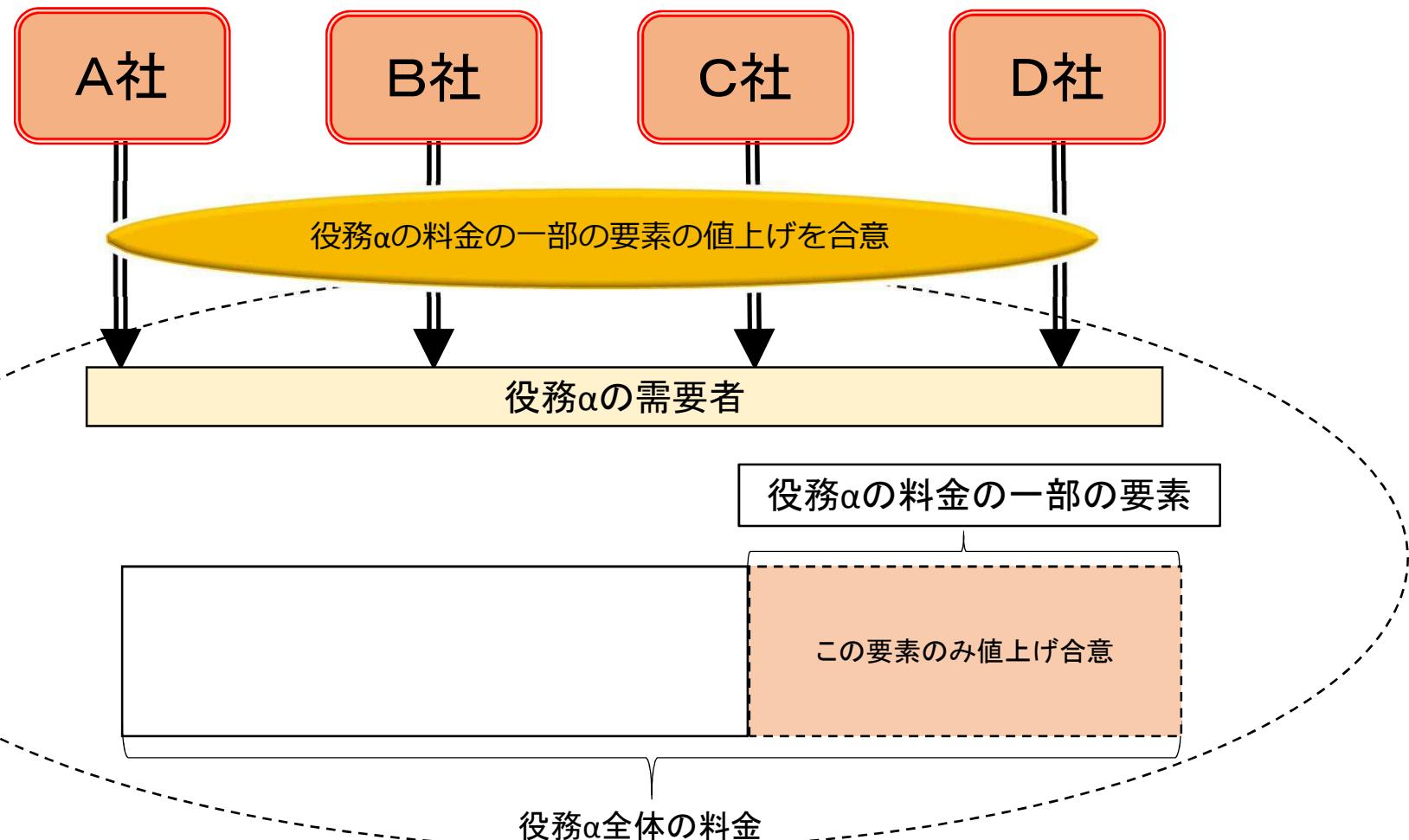


#### 問題点

- 本件のようなケースでは、いずれの売上も課徴金の算定基礎としなければならず、A社がA'社及びB社に供給した商品αの売上額が算定の基礎となるとともに、A'社及びB社の当該商品αの売上額も算定の基礎となる。

## 課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超える事例

### ④商品又は役務の要素の値上げ等



#### 問題点

- 複数の価格又は料金の要素から構成される商品又は役務を対象に違反行為が行われた場合であって、そのうちの一部の価格又は料金の要素のみが相互拘束の対象となったときは、課徴金の算定基礎とする売上額の範囲に疑義が生じる。

## 我が国の過去の事件における違反行為期間(平成21~27年度の課徴金賦課事件)

No.	事件名	始期	終期	違反行為期間	3年超
1	国土交通省東北地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	○
2	国土交通省関東地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	○
3	国土交通省北陸地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	○
4	国土交通省中部地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	○
5	国土交通省近畿地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	○
6	国土交通省中国地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	○
7	国土交通省四国地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	○
8	国土交通省九州地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	○
9	国土交通省北海道開発局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成14年3月19日以降	平成20年7月15日	6年3ヶ月26日	○
10	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(GL鋼板の店売り取引)の製造販売業者に対する件	平成14年8月下旬ころ以降	平成18年9月7日	4年0ヶ月6日	○
11	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(軽量天井下地材製造業者向けGI鋼板のひも付き取引)の製造販売業者に対する件	平成15年8月下旬ころ以降	平成18年9月7日	3年0ヶ月6日	○
12	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(建材製品製造業者向け特定カラー鋼板のひも付き取引)の製造販売業者に対する件	平成16年1月中旬ころ以降	平成18年9月7日	2年7ヶ月6日	
13	テレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対する件	遅くとも平成15年5月22日ころまでに	平成19年3月30日	3年10ヶ月8日	○
14	東京電力株式会社及び電源開発株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月28日	○
15	東北電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年7月1日以降	平成21年1月29日	3年6ヶ月28日	○
16	中部電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月28日	○
17	北陸電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成19年9月7日以降	平成21年1月29日	1年4ヶ月22日	
18	中国電力会社株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月13日以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月16日	○
19	九州電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月28日	○
20	沖縄電力株式会社が発注する電力用電線等の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	平成17年4月27日ころ以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月2日	○
21	防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者に対する件	遅くとも平成17年11月30日以降	平成21年6月18日	3年6ヶ月19日	○
22	川崎市が発注する特定下水管きよ工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年3月12日以降	平成21年4月1日	1年0ヶ月20日	
23	青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年6月23日	4年2ヶ月22日	○
24	NTT東日本等の事業者が発注する光ファイバーケーブル製品の製造業者に対する件	遅くとも平成17年2月9日以降	平成21年6月2日	4年3ヶ月24日	○
25	NTT東日本等の事業者が発注するFASコネクタの製造業者に対する件	遅くとも平成18年2月8日以降	平成21年6月2日	3年3ヶ月25日	○
26	全国情報通信資材が発注する熱収縮スリーブの製造業者に対する件	遅くとも平成17年2月9日以降	平成21年6月2日	4年3ヶ月24日	○
27	NTTドコモが発注する光ファイバーケーブル製品の製造業者に対する件	遅くとも平成18年1月31日以降	平成21年6月2日	3年4ヶ月2日	○
28	特定シャッターの製造業者に対する件	平成20年3月5日ころ以降	平成20年11月19日	0年8ヶ月14日	
29	近畿地区における特定シャッター等の製造業者らに対する件	遅くとも平成19年5月16日以降	平成20年11月19日	1年6ヶ月3日	
30	鹿児島県が発注する海上工事の入札等の参加業者に対する件	遅くとも平成18年4月1日以降	平成21年11月5日	3年7ヶ月4日	○
31	建設・電販向け電線の製造業者及び販売業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日までに	平成21年6月2日	4年2ヶ月1日	○
32	山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事(塩山地区特定土木一式工事)の入札参加業者に対する件	遅くとも平成18年4月1日以降	平成22年3月24日	3年11ヶ月23日	○
33	山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事(石和地区特定土木一式工事)の入札参加業者に対する件	遅くとも平成18年4月1日以降	平成22年3月24日	3年11ヶ月23日	○
34	エアセパレートガスの製造業者及び販売業者に対する件	遅くとも平成20年1月23日までに	平成22年1月19日	1年11か月27日	
35	株山陽マルナカに対する件	遅くとも平成19年1月以降	平成22年5月18日	3年4か月17日	○

**我が国の過去の事件における違反行為期間(平成21~27年度の課徴金賦課事件)**

No.	事件名	始期	終期	違反行為期間	3年超
36	LPガス容器の製造業者らに対する件	遅くとも平成18年7月中旬までに	平成22年7月21日	3年11か月20日	○
37	VVFケーブルの製造業者及び販売業者に対する件	遅くとも平成18年6月1日までに	平成21年12月17日	3年6か月16日	○
38	茨城県境土地改良事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する件	遅くとも平成19年6月1日以降	平成22年9月7日	3年3か月6日	○
39	茨城県境工事事務所が発注する舗装工事の入札参加業者らに対する件	遅くとも平成19年6月1日以降	平成22年9月7日	3年3か月6日	○
40	茨城県境工事事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する件	遅くとも平成19年6月1日以降	平成22年9月7日	3年3か月6日	○
41	石川県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成19年6月1日以降	平成22年7月14日	3年1か月13日	○
42	石川県輪島市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成19年4月2日以降	平成22年7月14日	3年3か月12日	○
43	日本トイザラス株に対する件	遅くとも平成21年1月6日以降	平成23年2月1日	2年0か月26日	
44	LPガス供給機器の製造業者に対する件	平成18年5月23日頃	平成22年7月21日	4年1か月28日	○
45	新潟市等に所在するタクシー事業者に対する件	遅くとも平成22年2月20日までに	平成23年1月26日	0年11か月6日	
46	トヨタ自動車株等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年9月頃以降	平成21年6月2日	6年8か月1日	○
47	ダイハツ工業株が発注する自動車用ワイヤーハーネスの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年12月頃以降	平成21年6月1日	8年5か月0日	○
48	本田技研工業株が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成15年9月頃以降	平成21年11月20日	6年1か月19日	○
49	日産自動車株等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年5月頃以降	平成21年7月22日	7年1か月21日	○
50	富士重工業株が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年7月頃以降	平成22年2月24日	9年6か月23日	○
51	株エディオンに対する件	遅くとも平成20年9月6日以降	平成22年11月30日	2年2か月24日	
52	EPSプロックの製造業者及び販売業者に対する件	遅くとも平成19年1月以降	平成23年5月31日	4年4か月30日	○
53	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所が発注する一般土木工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年4月1日以降	平成23年12月6日	3年8か月5日	○
54	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年4月1日以降	平成23年12月6日	3年8か月5日	○
55	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所が発注する港湾土木工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年4月1日以降	平成23年12月6日	3年8か月5日	○
56	高知県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年4月1日以降	平成23年3月15日	2年11か月14日	
57	本田技研工業株が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年11月頃以降	平成22年2月24日	9年2か月23日	○
58	スズキ株が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成13年7月頃以降	平成22年2月24日	8年6か月23日	○
59	本田技研工業株が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年11月頃以降	平成22年2月24日	9年2か月23日	○
60	スズキ株が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成13年7月頃以降	平成22年2月24日	8年6か月23日	○
61	スズキ株が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年9月頃以降	平成22年2月24日	7年4か月23日	○
62	日産自動車株等が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成15年3月頃以降	平成22年2月24日	6年10か月23日	○
63	富士重工業株が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年6月頃以降	平成22年2月24日	9年7か月23日	○
64	本田技研工業株が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成13年2月頃以降	平成22年2月24日	8年11か月23日	○
65	富士重工業株が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年3月頃以降	平成22年2月24日	7年10か月23日	○
66	日産自動車株等が発注するヘッドライト及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成15年2月頃以降	平成23年12月23日	8年9か月22日	○
67	トヨタ自動車株が発注するヘッドライト及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成19年2月頃以降	平成23年5月24日	4年2か月23日	○
68	富士重工業株が発注するヘッドライト及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年7月頃以降	平成23年12月23日	9年4か月22日	○
69	三菱自動車工業株が発注するヘッドライト及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成16年6月頃以降	平成23年8月22日	7年1か月21日	○
70	マツダ株が発注するヘッドライト及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成16年6月頃以降	平成23年8月22日	7年1か月21日	○
71	軸受製造販売業者に対する件	平成22年5月下旬ころから同年8月下旬頃までの間	平成23年7月26日	0年10か月25日	
72	異性化糖の製造業者らに対する件	遅くとも平成22年12月28日までに	平成24年1月31日	1年1か月3日	

**我が国の過去の事件における違反行為期間(平成21～27年度の課徴金賦課事件)**

No.	事件名	始期	終期	違反行為期間	3年超
73	水あめ・ぶどう糖の製造業者らに対する件	遅くとも平成22年12月28日までに	平成24年1月31日	1年1か月3日	
74	株)ラルズに対する件	遅くとも平成21年4月20日以降	平成24年3月14日	2年10か月23日	
75	段ボール用でん粉の製造販売業者に対する件	遅くとも平成22年11月5日までに	平成24年1月31日	1年2か月26日	
76	東京電力㈱の本店等が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年1月31日以降	平成24年11月27日	0年9か月27日	
77	東京電力㈱の東ブロックが発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年2月2日以降	平成24年11月27日	0年9か月25日	
78	東京電力㈱の西ブロックが発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年2月1日以降	平成24年11月27日	0年9か月26日	
79	東京電力㈱の北ブロックが発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年2月6日以降	平成25年1月22日	0年11か月16日	
80	東京電力㈱が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年2月3日以降	平成25年3月13日	1年1か月10日	
81	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成21年4月16日以降	平成24年11月27日	3年7か月11日	○
82	関西電力㈱が発注する地中送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成21年4月21日以降	平成24年11月27日	3年7か月6日	○
83	千葉県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成21年4月17日以降	平成25年3月27日	3年11か月10日	○
84	千葉県が発注する舗装工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成21年6月12日以降	平成25年3月27日	3年9か月15日	○
85	自動車運送業務（北米航路）を行う船舶運航事業者に対する件	遅くとも平成20年1月中旬頃以降	平成24年9月6日	4年7か月5日	○
86	自動車運送業務（欧州航路）を行う船舶運航事業者に対する件	遅くとも平成20年1月中旬頃以降	平成24年9月6日	4年7か月5日	○
87	自動車運送業務（中近東航路）を行う船舶運航事業者に対する件	遅くとも平成20年1月中旬頃以降	平成24年9月6日	4年7か月5日	○
88	自動車運送業務（大洋州航路）を行う船舶運航事業者に対する件	遅くとも平成20年1月中旬頃以降	平成24年9月6日	4年7か月5日	○
89	ダイレックス㈱に対する件	遅くとも平成21年6月28日以降	平成24年12月17日	3年5か月19日	○
90	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシートの製造業者に対する件	平成23年10月17日	平成24年6月5日	0年7か月19日	
91	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	平成23年10月17日	平成24年6月5日	0年7か月19日	
92	東日本地区に交渉担当部署を有する大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	遅くとも平成23年10月31日までに	平成24年6月5日	0年7か月5日	
93	鋼球の製造業者に対する件	遅くとも平成22年10月7日以降	平成25年4月2日	2年5か月26日	
94	網走管内コンクリート製品協同組合に対する件	平成24年6月5日	平成26年5月26日	1年11か月21日	
95	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者に対する件	遅くとも平成21年4月8日以降	平成26年3月25日	4年11か月17日	○
96	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対する件	遅くとも平成22年6月30日以降	平成25年11月19日	3年4か月20日	○
97	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らに対する件	平成23年9月14日	平成24年11月3日	1年1ヶ月20日	
98	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	遅くとも平成23年3月10日以降	平成26年4月8日	3年0ヶ月29日	○
99	新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	遅くとも平成23年3月15日以降	平成26年4月8日	3年0ヶ月24日	○
100	北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	遅くとも平成23年3月15日以降	平成26年4月8日	3年0ヶ月24日	○
101	農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の施工業者に対する件	平成23年4月5日以降	平成26年7月29日	3年3ヶ月24日	○
102	アルミ電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	遅くとも平成22年2月18日までに	平成23年11月22日	1年9ヶ月4日	
103	タンタル電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	遅くとも平成22年6月17日までに	平成23年10月19日	1年4ヶ月2日	
			平均	3年10ヶ月25日	

(注) 措置年月日の古い順。

# 課徴金制度の変遷

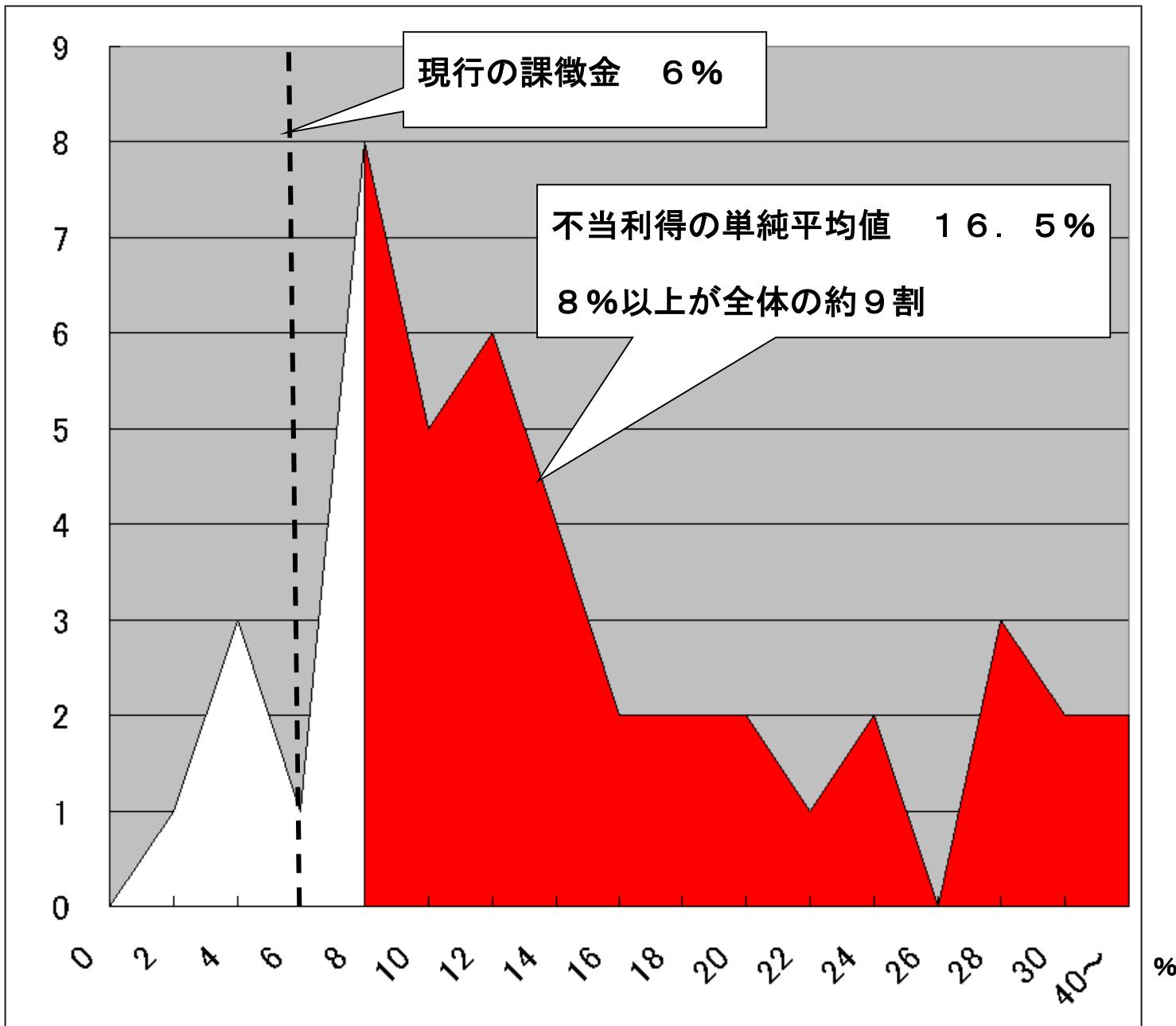
別紙13

昭和52年改正 (課徴金制度導入) (S52.6公布・S52.12施行)		平成3年改正 (H3.4公布・H3.7施行)		平成17年改正 (H17.4公布・H18.1施行)		平成21年改正 (H21.6公布・H22.1施行)																									
対象	対象行為			対象行為の拡大	+ 支配型私的独占 購入カルテル	対象行為の拡大	+ 排除型私的独占 共同の取引拒絶 不当廉売・差別対価 再販売価格の拘束 優越的地位の濫用																								
算定率	業種別算定率		算定率の引上げ 中小企業軽減算定率の導入		算定率の引上げ		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>製造業等</th><th>卸売業</th><th>小売業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不当な取引制限(注)</td><td>10% (4%)</td><td>2% (1%)</td><td>3% (1.2%)</td></tr> <tr> <td>私的独占</td><td>10%</td><td>2%</td><td>3%</td></tr> <tr> <td>排除型</td><td>6%</td><td>1%</td><td>2%</td></tr> <tr> <td>不公正な取引方法</td><td>3%</td><td>1%</td><td>2%</td></tr> <tr> <td>優越的地位の濫用</td><td></td><td></td><td>1%</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)括弧内の数字は中小企業に対するもの。</p>		製造業等	卸売業	小売業	不当な取引制限(注)	10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)	私的独占	10%	2%	3%	排除型	6%	1%	2%	不公正な取引方法	3%	1%	2%	優越的地位の濫用			1%
	製造業等	卸売業	小売業																												
不当な取引制限(注)	10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)																												
私的独占	10%	2%	3%																												
排除型	6%	1%	2%																												
不公正な取引方法	3%	1%	2%																												
優越的地位の濫用			1%																												
加減算				繰返し違反行為:5割増し 早期離脱:2割減 課徴金減免制度の導入 ・最大3社まで課徴金を減免		主導的事業者:5割増し 課徴金減免制度の拡充 ・適用事業者数の拡大→最大5社 ・同一企業グループによる共同申請																									
その他	裾切り額:20万円未満 除斥期間:3年		裾切り額の引上げ:50万円未満 課徴金対象期間の限定:3年以内	裾切り額の引上げ:100万円未満		除斥期間の延長:5年																									

# 平成 17 年改正時の不当利得の推計値

(「独占禁止法改正（案）の概要及び独占禁止法改正（案）の考え方」に対する意見募集（平成 16 年 5 月 19 日公表）から抜粋。)

件数



(注)

- ・表の縦軸の「件数」は「事件数」、横軸の「%」は「不当利得の推計値」を指している。
- ・カルテル事件による不当利得の推計値は、平成 4 年から平成 15 年の間に審決がなされた現行算定率適用事件での価格引上げ率（実効ベース）を基に推計。
- ・入札談合事件による不当利得の推計値は、平成 8 年から平成 15 年 3 月の間に排除勧告若しくは課徴金納付命令を行った事件における、公正取引委員会の審査開始後の落札価格の下落率を基に算出（公正取引委員会が立入検査を行った月に実施された入札は除いて落札価格の下落率を算出）。
- ・データは違反事件審査において発注官庁等から提出された資料等を基に作成（審判中の事件を含む）。また、卸・小売業に関する事件及び事件に関する資料から上記の方法によって下落率を算出することが困難なものについてはデータから除外している（例：かねてからカルテル価格を維持していて、原材料価格の上昇を受けて、値上げを合意した事件の場合には、競争市場価格を推計し難いことから、かかる事件は除外している。）。
- ・表中の「8 %以上が全体の約9割」の「全体」とは、上記の方法によりデータの対象となったカルテル事件及び入札談合事件を指している。

## カルテル・入札談合による不当利得の推計値

### <カルテル事件>

事件名	変動価格（円）	値上げ率
製品配列整理料金価格カルテル事件	800→1000円	25.0%
修理用プラスチックタンク製品の販売価格カルテル事件		18.8%
溶解式路面標示用塗料価格カルテル事件		5.1%
船舶用塗料及び船舶用塗料向けシンナー価格カルテル事件		11.3%
コンビーフ及びニューコンビーフ缶詰価格カルテル事件	コンビーフ→8.5% ニューコンビーフ24.7%	16.6%
メンマ販売価格カルテル事件		2.0%
ガードレール及びガードケーブル価格カルテル事件	98.2→106.7円	8.7%
熊本県自動車教習料金価格カルテル事件	一般MT→14.1% 一般AT→12.2% 学生MT→18.2% 学生AT→15.7%	15.2%
医療用亜硫酸窒素価格カルテル事件		9.8%
ダクタイル鉄管シェア協定事件※		8.4%
ポリプロピレン価格カルテル事件※		9.5%
ビタミン市場分割協定事件		14.0%
押出成形セメント板価格カルテル等事件	含アス品→12.3% ノンアス品→13.0%	12.7%
橋梁用ゴム支承価格カルテル等事件		12.0%
<b>カルテル事件の単純平均</b>		<b>12.1%</b>

・平成4年から平成15年の間に審決がなされた現行算定率適用事件での価格引上げ率（実効ベース）を基に推計

・※印の事件については、立入検査前から勧告の翌年度にかけての卸売物価の下落率を基に推計

### <入札談合事件>

事件名	取引分野等	下落率
千歳市等発注のガス水道配管等工事についての入札談合事件		9.2%
東京都発注の乾式直読型等の水道メーターの入札談合事件		50.1%
首都高速道路公団発注の建築工事の入札談合事件		11.2%
和歌山県新宮土木事務所等発注の特定土木工事の入札談合事件		21.0%
岡山県発注の道路標識設置工事の入札談合事件		9.3%
郵政省発注の郵便区分機の入札談合事件		15.7%

大阪市、大阪府及び京都市発注の次亜塩素酸ソーダの入札談合事件	①大阪市発注の下水道向け ②大阪市発注の豊野浄水場向け ③大阪府発注の三島浄水場向け ④京都市発注の4上水場等向け	①41.5% ②28.0% ③29.0% ④28.8%
千葉市発注のごみ焼却施設に係るダイオキシン類測定分析業務の入札談合事件		39.3%
住宅・都市整備公団中部支社等発注の塗装工事の入札談合事件		8.0%
市町村等の地方公共団体発注のごみ焼却施設の建設工事の入札談合事件		12.4%
小松市発注の水道工事の入札談合事件		10.2%
町田市発注の土木工事等の入札談合事件		20.3%
宮城県及び福島県内の官公庁等発注の航空測量業務の入札談合事件	①宮城県内の官公庁等発注 ②福島県内の官公庁等発注	①37.2% ②5.4%
高槻市水道部発注の上水道本管工事の入札談合事件		16.5%
東京都発注の大型造園工事の入札談合事件		13.0%
林野庁東北森林管理局青森分局内に所在する官公庁等が発注する国有林野の利活用等に伴う調査・測量等業務の入札談合事件	①国有林野に係る調査・設計 ②治山事業に係る調査・設計 ③林道事業に係る調査・設計	①13.3% ②7.8% ③10.9%
(財) 東京都新都市建設公社発注の特定土木工事の入札談合事件		14.8%
香川県発注の土木工事の入札談合事件		11.3%
高松市発注の土木工事の入札談合事件		25.5%
三重県発注の測量・設計業務の入札談合事件		12.0%
警視庁発注の道路標示塗装委託の入札談合事件		5.5%
警視庁発注の信号機工事等の入札談合事件	①集中制御式交通信号機 ②プログラム多段式交通信号機 ③信号施設更新等工事	①23.0% ②19.0% ③8.0%
入札談合事件の単純平均		18.6%
入札談合・カルテル事件の単純平均		16.5%

・入札談合事件による不当利得の推計値は、平成8年から平成15年3月の間に排除勧告若しくは課徴金納付命令を行った事件における、公正取引委員会の審査開始後の落札価格の下落率を基に算出（公正取引委員会が立入検査を行った月に実施された入札は除いて落札価格の下落率を算出）。

(注)・本資料のデータは違反事件審査において発注官庁等から提出された資料等を基に作成（審査中の事件を含む。）。また、卸・小売業に関する事件及び事件に関する資料から上記の方法によって下落率を算出することが困難なものについてはデータから除外している（例：かねてからカルテル価格を維持していて、原材料価格の上昇を受けて、値上げを合意した事件の場合には、競争市場価格を推計し難いことから、かかる事件は除外している。）。

## 平成16～26年度措置事案における不当利得の推計データ(集計表)

別紙15

区分		件数	不当利得の平均値
平成17年改正時(注1)		44	16.5%
平成16～26年度措置事案における不当利得の推計値(全体)(注2)		83	13.5%
うち	カルテル事件のみ	23	12.5%
	入札談合及び受注調整事件のみ	60	14.0%
	卸売業と認定された事業者が含まれる事件	9	12.7%
	中小企業と認定された事業者が含まれる事件	69	13.0%
	繰り返し違反が認定された事業者が含まれる事件	14	16.5%
	グループ単位でみた場合の繰り返し違反行為者が存在する事件	9	21.9%
	主導的役割が認定された事業者が含まれる事件	4	15.9%

(注1)①平成4年から平成15年の間に審決がなされた価格カルテル事件における価格引上率(実行ベース)及び②平成8年から平成15年3月の間に排除勧告又は課徴金納付命令を行った入札談合事件における立入検査後の落札価格の下落率を不当利得として推計したもの。

卸・小売業に関する事件及び事件に関する資料から引上率・下落率を算出することが困難なものについてはデータから除外している(例:かねてカルテル価格を維持していて、原材料価格の上昇を受けて、値上げを合意した事件の場合には、競争市場価格を推計し難いことから、かかる事件は除外している。)。

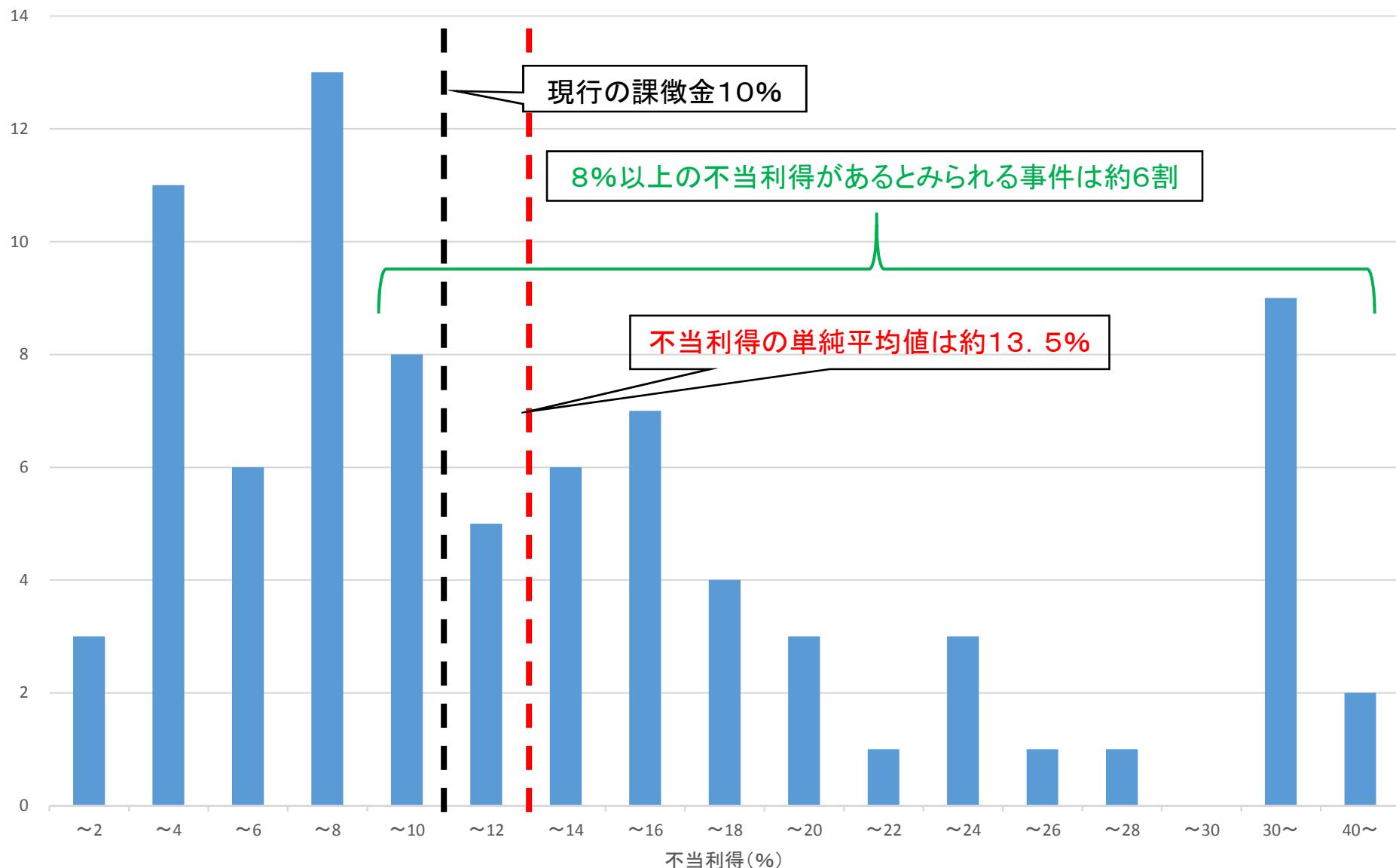
8%以上の不当利得があるとみられる事件が約9割。

(注2)平成17年改正時と同様の方法により、平成16年度から平成26年度の間に排除勧告又は課徴金納付命令を行った①価格カルテル事件における価格引上げ率(実行ベース)及び②入札談合及び受注調整事件における立入検査後の落札価格等の下落率を不当利得として推計したもの。

8%以上の不当利得があるとみられる事件の割合は約6割。

事件数

### 平成16～26年度措置事案における不当利得の推計データ(個別事案の不当利得の分布状況)



**平成16～26年度措置事案における事件ごとの不当利得の推計データ**

事件数	勧告日又は措置年月日	事件名	行為類型		業種 (卸・小売業の有無)	中小企業 の有無	繰り返し違反		主導的 役割	引上率（カルテル）・ 下落率（入札談合・受注調整）（%） (注)
			カルテル	入札談合 受注調整			単体	グループ		
1	16. 4. 16	大阪市水道局発注の修繕工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	9.73
2	16. 4. 16	大阪市水道局発注の配水工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	15.92
3	16. 5. 13	山形県発注の測量・土木コンサル業務等の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	8.87
4	16. 7. 13	岐阜県等発注の電気工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	34.67
5	16. 7. 28	新潟市発注の推進工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	10.30
6	16. 7. 28	新潟市発注の開削工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	18.52
7	16. 7. 28	新潟市発注の土木一式工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	13.71
8	16. 10. 15	関東地方整備局発注の橋梁新設工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	10.32
9	16. 10. 15	近畿地方整備局発注の橋梁新設工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	6.49
10	16. 10. 15	福島県発注の橋梁新設工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	7.70
11	16. 11. 12	愛媛県発注ののり面保護工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	5.19
12	17. 4. 7	日本道路公団発注の情報表示設備工事の入札談合事件	○	-	-	-	-	-	-	5.34
13	17. 4. 7	国交省関東地方整備局発注の情報表示設備工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	14.77
14	17. 4. 7	国交省中部地方整備局発注の情報表示設備工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	2.72
15	17. 4. 7	国交省近畿地方整備局発注の情報表示設備工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	9.90
16	17. 4. 7	国交省中国地方整備局発注の情報表示設備工事の入札談合事件	○	-	-	-	-	-	-	7.03
17	17. 6. 2	大阪府発注の環境測定分析業務の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	40.59
18	17. 6. 21	岩手県発注の建築一式工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	3.34
19	17. 9. 29	国交省3地方整備局発注の鋼橋上部工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	16.99
20	17. 9. 29	日本道路公団発注の鋼橋上部工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	12.96
21	17. 10. 14	宇都宮市発注の土木一式工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	31.56
22	17. 10. 14	宇都宮市発注の建築一式工事の入札談合事件	○	-	○	-	-	-	-	9.49
23	17. 10. 20	近畿地区グラスワール価格カルテル事件	○	-	○	-	-	-	-	3.93

**平成16～26年度措置事案における事件ごとの不当利得の推計データ**

事件数	勧告日又は措置年月日	事件名	行為類型		業種 (卸・小売業の有無)	中小企業 の有無	繰り返し違反		主導的 役割	引上率（カルテル）・ 下落率（入札談合・受注調整）（%） (注)
			カルテル	入札談合 受注調整			単体	グループ		
24	17. 10. 20	九州地区グラスウールの価格カルテル事件	○	—	○	○	—	—	—	0.43
25	18. 3. 29	沖縄県発注の土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	16.30
26	18. 3. 29	沖縄県発注の建築一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	15.54
27	18. 5. 26	塩ビ床シート価格カルテル事件	○	—	○	○	—	—	—	2.22
28	18. 5. 26	2.8ミリ厚複合塩ビ床シート価格カルテル事件	○	—	○	○	—	—	—	3.39
29	18. 5. 26	タイルカーペット価格カルテル事件	○	○	—	—	—	—	—	2.67
30	18. 9. 8	旧首都高速道路公団等発注のトンネル換気設備工事等の入札談合事件		○	—	—	—	—	—	23.39
31	19. 1. 16	市町村等発注のし尿処理施設建設工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	19.28
32	19. 3. 8	国土交通省各地方整備局発注の特定ダム用水門設備工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	23.57
33	19. 3. 8	国土交通省各地方整備局発注の特定河川用水門設備工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	19.65
34	19. 3. 8	農林水産省各地方農政局発注の特定水門設備工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	14.95
35	19. 5. 24	内装工事用けい酸カルシウム板価格カルテル事件	○	—	—	—	—	—	—	3.50
36	19. 6. 20	防衛施設庁発注の土木・建築工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	8.47
37	19. 6. 29	ガス用ポリエチレン管価格カルテル事件	○	—	○	○	—	—	—	3.30
38	19. 11. 12	名古屋市発注の地下鉄工事の入札談合事件		○	—	—	○	—	—	37.90
39	20. 2. 14	国立大学法人北海道大学発注の北海道大学病院において使用する医療機器の入札談合事件		○	○	○	—	—	—	3.50
40	20. 3. 31	横浜市及び公立大学法人横浜市立大学発注の医療用エックス線装置の入札談合事件		○	—	—	—	—	—	7.74
41	20. 10. 29	札幌市発注の下水処理施設に係る電気設備工事の入札談合事件		○	—	—	—	—	—	2.44
42	21. 2. 18	塩化ビニル管及び同継手価格カルテル事件	○	—	—	—	○	—	—	14.48
43	21. 3. 17	東北地区に所在する縫製工場等向け工業用ミシン糸価格カルテル事件	○	—	○	○	—	—	—	7.91
44	21. 6. 23	国土交通省発注の車両管理業務の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	27.84
45	21. 7. 10	岡山市所在の市立中学校の修学旅行価格カルテル事件	○	—	—	—	—	—	—	41.79
46	21. 8. 27	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯価格カルテル事件（G L鋼板）	○	—	—	—	○	○	—	32.86

**平成16～26年度措置事案における事件ごとの不当利得の推計データ**

事件数	勧告日又は措置年月日	事件名	行為類型		業種 (卸・小売業の有無)	中小企業 の有無	繰り返し違反		主導的 役割	引上率（カルテル）・ 下落率（入札談合・受注調整）（%） (注)
			カルテル	入札談合 受注調整			単体	グループ		
47	21. 8. 27	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯価格カルテル事件（G I 鋼板）	○	—	—	—	○	○	—	34.70
48	21. 8. 27	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯価格カルテル事件（カラー鋼板）	○	—	—	—	○	○	—	12.56
49	22. 4. 9	川崎市発注の下水管きょ工事の入札談合事件		○	—	○	○	—	—	14.39
50	22. 4. 22	青森市発注の土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	20.71
51	22. 11. 9	鹿児島県発注の海上工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	3.82
52	22. 11. 18	建設・電販向け電線価格カルテル事件	○	○	○	○	—	○	—	11.43
53	23. 4. 15	山梨県が岐東地域を施工場所として発注する塩山地区土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	0.73
54	23. 4. 15	山梨県が岐東地域を施工場所として発注する石和地区土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	7.68
55	23. 5. 26	エアセパレートガス価格カルテル事件	○	○	—	○	—	—	—	1.98
56	23. 6. 24	L P ガス容器価格カルテル事件	○	—	○	—	—	—	—	7.26
57	23. 7. 22	V V F ケーブル価格カルテル事件	○	○	○	○	—	○	—	22.69
58	23. 8. 4	茨城県境土地改良事務所発注の土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	16.43
59	23. 8. 4	茨城県境工事事務所発注の舗装工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	11.64
60	23. 8. 4	茨城県境工事事務所発注の土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	12.76
61	23. 10. 6	石川県発注の土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	4.27
62	23. 10. 6	石川県輪島市発注の土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	4.60
63	23. 12. 20	L P ガス供給機器価格カルテル事件	○	—	○	—	—	—	—	14.21
64	23. 12. 21	新潟市等所在のタクシー事業者による料金カルテル事件	○	—	○	○	—	—	—	6.55
65	24. 9. 24	E P S ブロックの受注調整事件		○	○	○	—	—	—	24.34
66	24. 10. 17	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所発注の一般土木工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	○	6.26
67	24. 10. 17	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所発注の一般土木工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	○	6.72
68	24. 10. 17	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所発注の港湾土木工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	9.93
69	24. 10. 17	高知県発注の土木一式工事の入札談合事件		○	—	○	—	—	—	10.05

**平成16～26年度措置事案における事件ごとの不当利得の推計データ**

事件数	勧告日又は措置年月日	事件名	行為類型		業種 (卸・小売業の有無)	中小企業 の有無	繰り返し違反		主導的 役割	引上率（カルテル）・ 下落率（入札談合・受注調整）（%） (注)
			カルテル	入札談合 受注調整			単体	グループ		
70	25. 6. 13	異性化糖価格カルテル事件	○	—	○	○	—	—	—	6.00
71	25. 6. 13	水あめ・ぶどう糖価格カルテル事件	○	○	○	○	—	—	—	4.52
72	25. 7. 11	段ボール用でん粉価格カルテル事件	○	—	○	○	—	—	—	12.79
73	25. 12. 20	東京電力本店発注の架空送電工事の受注調整事件	○	—	○	○	○	—	○	12.88
74	25. 12. 20	東京電力東ブロック発注の架空送電工事の受注調整事件	○	—	○	○	○	—	—	8.60
75	25. 12. 20	東京電力西ブロック発注の架空送電工事の受注調整事件	○	—	○	—	—	—	—	30.92
76	25. 12. 20	東京電力北ブロック発注の架空送電工事の受注調整事件	○	—	○	○	—	—	—	17.49
77	25. 12. 20	東京電力発注の地中送電ケーブル工事の受注調整事件	○	—	○	○	○	○	○	37.59
78	26. 1. 31	関西電力発注の地中送電工事の受注調整事件	○	—	○	○	○	○	—	8.18
79	26. 2. 3	千葉県発注の土木一式工事の入札談合事件	○	—	○	—	—	—	—	6.56
80	26. 2. 3	千葉県発注の舗装工事の入札談合事件	○	—	○	○	—	—	—	6.87
81	27. 1. 14	網走管内コンクリート価格カルテル事件	○	○	○	○	—	—	—	35.45
82	27. 1. 20	北海道に所在する農業協同組合等発注の低温空調設備工事の受注調整事件	○	—	○	—	○	—	—	32.47
83	27. 3. 26	農業協同組合等発注の穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の受注調整事件	○	—	○	○	○	—	—	4.97
不当利得の平均値(%)			12.46	13.96	12.72	12.98	16.50	21.94	15.86	13.54

(注)引上率・下落率については、事務局において利用可能な情報を基に平成17年改正時と同様の手法を用いて推計した数値。

## 繰り返し違反に対する割増算定率の適用事例(平成27年度までの全事例)

※網掛けは平成17年改正後の算定率による課徴金が課された後に違反行為を開始又は継続していた事業者。

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事件		割増し算定率が適用された事件	
		事件名	措置日	事件名	措置日
1	岩谷産業株式会社	京都府における小売業者向けプロパンガスの販売業者に対する件	平成12年7月10日	エアセパレートガスの製造業者及び販売業者に対する件	平成23年5月26日
2	鹿島建設株式会社	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又はシールド工法を用いる下水管きよ工事及び汚水管布設工事の入札参加業者に対する件	平成18年12月11日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日
3	株式会社関電工	岐阜県等が一般競争入札等の方法により発注する電気工事のうち、落札金額が2億円以上になると予想されるものの工事業者に対する件	平成17年3月22日	東京電力㈱が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対する件	平成25年12月20日
4	株式会社クボタ	①市町村等が競争入札の方法により発注するし尿処理施設建設工事の入札参加業者に対する件 ②東京都が発注する下水道ポンプ設備工事の入札参加業者に対する件 ③ガス用ポリエチレン管の製造販売業者に対する件 ④ガス用ポリエチレン管継手の製造販売業者に対する件 ⑤鋼管杭の製造販売業者に対する件	①平成19年1月16日 ②平成19年3月2日 ③平成19年6月29日 ④平成19年6月29日 ⑤平成20年6月4日	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対する件	平成27年3月26日
5	栗原工業株式会社	岐阜大学が一般競争入札等の方法により発注する電気工事の工事業者に対する件	平成17年3月22日	①関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件 ②関西電力㈱が発注する地中送電工事の工事業者に対する件	平成26年1月31日
6	国土防災技術株式会社	林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設計業務の入札参加業者に対する件	平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件	平成19年12月25日
7	JFEエンジニアリング株式会社	①国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工事の入札参加業者に対する件 ②日本道路公団が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工事の入札参加業者に対する件 ③市町村等が発注するし尿処理施設建設工事の入札参加業者に対する件 ④国土交通省の各地方整備局が発注する特定ダム用水門設備工事の入札参加業者に対する件 ⑤国土交通省の各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事の入札参加業者に対する件 ⑥独立行政法人水資源機構が発注する特定ダム用水門設備工事の入札参加業者に対する件	①平成18年3月24日 ②平成18年3月24日 ③平成19年1月16日 ④平成19年3月8日 ⑤平成19年3月8日 ⑥平成19年3月8日	大阪瓦斯㈱が発注する中圧ガス導管工事の入札参加業者に対する件	平成19年12月3日

## 繰り返し違反に対する割増算定率の適用事例(平成27年度までの全事例)

\*網掛けは平成17年改正後の算定率による課徴金が課された後に違反行為を開始又は継続していた事業者。

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事件		割増し算定率が適用された事件	
		事件名	措置日	事件名	措置日
8	清水建設株式会社	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事の入札参加業者に対する件	平成18年12月11日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日
9	白川電気土木株式会社	岐阜大学が一般競争入札等の方法により発注する電気工事の入札参加業者に対する件	平成17年3月22日	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	平成26年1月31日
10	新日本製鐵株式会社	冷間圧延ステンレス鋼板の製造販売業者に対する件	平成17年3月9日	大阪瓦斯㈱が発注する中圧ガス導管工事の入札参加業者に対する件	平成19年12月3日
11	住友電気工業株式会社	①警視庁が指名競争入札の方法により発注する集中制御式交通信号機新設等工事の入札参加業者に対する件 ②警視庁が指名競争入札の方法により発注する交通弱者感応化等工事の入札参加業者に対する件	①平成16年2月24日 ②平成16年2月24日	①光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品） ②光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注のFASコネクタ） ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブ） ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品）	平成22年5月21日
12	住友電気工業株式会社	①警視庁が指名競争入札の方法により発注する集中制御式交通信号機新設等工事の入札参加業者に対する件 ②警視庁が指名競争入札の方法により発注する交通弱者感応化等工事の入札参加業者に対する件	①平成16年2月24日 ②平成16年2月24日	①トヨタ自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件 ②ダイハツ工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネスの見積り合わせの参加業者に対する件 ③本田技研工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	平成24年1月19日
13	住友電気工業株式会社	①警視庁が指名競争入札の方法により発注する集中制御式交通信号機新設等工事の入札参加業者に対する件 ②警視庁が指名競争入札の方法により発注する交通弱者感応化等工事の入札参加業者に対する件 ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品） ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注のFASコネクタ） ⑤光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブ） ⑥光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品） ⑦トヨタ自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件 ⑧ダイハツ工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネスの見積り合わせの参加業者に対する件 ⑨本田技研工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件 ⑩日産自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	①平成16年2月24日 ②平成16年2月24日 ③平成22年5月21日 ④平成22年5月21日 ⑤平成22年5月21日 ⑥平成22年5月21日 ⑦平成24年1月19日 ⑧平成24年1月19日 ⑨平成24年1月19日 ⑩平成24年1月19日	東京電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件（東京電力本店等発注の特定架空送電工事）	平成25年12月20日

## 繰り返し違反に対する割増算定率の適用事例(平成27年度までの全事例)

\*網掛けは平成17年改正後の算定率による課徴金が課された後に違反行為を開始又は継続していた事業者。

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事件		割増し算定率が適用された事件	
		事件名	措置日	事件名	措置日
14	積水化学工業株式会社	①ガス用ポリエチレン管の製造販売業者に対する件 ②ガス用ポリエチレン管継手の製造販売業者に対する件	①平成19年6月29日 ②平成19年6月29日	塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者に対する件	平成21年2月18日
15	株式会社錢高組	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事の入札参加業者に対する件	平成18年12月11日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日
16	大道産業株式会社	①警視庁が指名競争入札等の方法により発注する道路標識設置工事の入札参加業者に対する件 ②警視庁が指名見積り合わせの方法により溶着式道路標示塗装委託として発注する工事の入札参加業者に対する件	①平成15年10月7日 ②平成15年10月7日	川崎市が発注する下水管きょ工事の入札参加業者に対する件	平成22年4月9日
17	鉄建建設株式会社	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事の入札参加業者に対する件	平成18年12月11日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日
18	東亜建設工業株式会社	長崎県対馬支庁が指名競争入札の方法により発注する美津島漁港広域防波堤本体築造工事の入札参加業者に対する件	平成15年2月19日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日
19	日新製鋼株式会社	冷間圧延ステンレス鋼板の製造業者に対する件	平成17年3月9日	①溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者に対する件（G L鋼板の店売り取引） ②溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者に対する件（軽量天井下地材製造業者向けG I鋼板のひも付き取引） ③溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者に対する件（建材製品製造業者向け特定カラー鋼板のひも付き取引）	平成21年8月27日
20	社団法人日本森林技術協会	林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設計業務の入札参加業者に対する件	平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件	平成19年12月25日
21	日本電設工業株式会社	岐阜県等が一般競争入札等の方法により発注する電気工事のうち、落札金額が2億円以上になると予想されるものの工事業者に対する件	平成17年3月22日	東京電力株が発注する架空送電工事の工事業者に対する件（東京電力本店等発注の特定架空送電工事）	平成25年12月20日
22	パシフィックコンサルタント株式会社	千葉市及び同市水道局が発注する建設コンサルタント業務の入札参加者に対する件	平成12年7月17日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件	平成19年12月25日

## 繰り返し違反に対する割増算定率の適用事例(平成27年度までの全事例)

\*網掛けは平成17年改正後の算定率による課徴金が課された後に違反行為を開始又は継続していた事業者。

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事件		割増し算定率が適用された事件	
		事件名	措置日	事件名	措置日
23	株式会社ヒメノ	名古屋市が住宅都市局においてB、C及びDの等級に格付けをした者のみを指名して、指名競争入札等の方法により発注する建築工事の入札参加業者に対する件	平成16年3月26日	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	平成26年1月31日
24	株式会社フォレストック	①林野庁東北森林管理局青森分局管内に所在する官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する国有林野の利活用に伴う調査、測量等業務の入札参加業者に対する件 ②林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設計業務の入札参加業者に対する件 ③林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札の方法により発注する林道事業に係る調査・設計業務の入札参加業者に対する件	①平成14年10月8日 ②平成14年10月8日 ③平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件	平成19年12月25日
25	株式会社ブリヂストン	①特定橋梁用ゴム支承の製造販売業者に対する件 ②防衛庁が競争入札に付する航空機用空気入りタイヤのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものの入札参加業者に対する件 ③防衛庁が一般競争入札に付する航空機用以外の空気入りタイヤ・チューブのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものの入札参加業者に対する件	①平成16年7月1日 ②平成18年1月27日 ③平成18年1月27日	マリンホースの製造販売業者に対する件	平成20年2月20日
26	古河電気工業株式会社	架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者に対する件	平成21年3月30日	①光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品） ②光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注のFASコネクタ） ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブ） ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品）	平成22年5月21日
27	古河電気工業株式会社	①架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者に対する件 ②光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品） ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注のFASコネクタ） ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブ） ⑤光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品）	①平成21年3月30日 ②平成22年5月21日 ③平成22年5月21日 ④平成22年5月21日 ⑤平成22年5月21日	東京電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件（東京電力本店等発注の特定架空送電工事）	平成25年12月20日
28	古河電気工業株式会社	①架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者に対する件 ②光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品） ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTT東日本等発注のFASコネクタ） ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブ） ⑤光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件（NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品）	①平成21年3月30日 ②平成22年5月21日 ③平成22年5月21日 ④平成22年5月21日 ⑤平成22年5月21日	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	平成26年1月31日

## 繰り返し違反に対する割増算定率の適用事例(平成27年度までの全事例)

※網掛けは平成17年改正後の算定率による課徴金が課された後に違反行為を開始又は継続していた事業者。

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事件		割増し算定率が適用された事件	
		事件名	措置日	事件名	措置日
29	星山工業株式会社	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により建築一式工事についてAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事に入札参加業者に対する件	平成21年11月25日	新潟市等に所在するタクシー事業者に対する件	平成23年12月21日
30	三井化学株式会社	ポリプロピレンの製造業者に対する件(グランドポリマーの行為)	平成15年3月31日	①ガス用ポリエチレン管の製造販売業者に対する件 ②ガス用ポリエチレン管継手の製造販売業者に対する件	平成19年6月29日
31	三菱樹脂株式会社	①ガス用ポリエチレン管の製造販売業者に対する件 ②ガス用ポリエチレン管継手の製造販売業者に対する件	①平成19年6月29日 ②平成19年6月29日	塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者に対する件	平成21年2月18日
32	三菱電機株式会社	札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者に対する件	平成20年10月29日	①本田技研工業㈱が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件 ②スズキ㈱が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件 ③本田技研工業㈱が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件 ④スズキ㈱が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	平成24年11月22日
33	明治コンサルタント株式会社	千葉市及び同市水道局が発注する建設コンサルタント業務の入札参加者に対する件	平成12年7月17日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件	平成19年12月25日
34	財団法人林業土木コンサルタント	①林野庁東北森林管理局青森分局管内に所在する官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する国有林野の利活用に伴う調査、測量等業務の入札参加業者に対する件 ②林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設計業務の入札参加業者に対する件 ③林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札の方法により発注する林道事業に係る調査・設計業務の入札参加業者に対する件	①平成14年10月8日 ②平成14年10月8日 ③平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件	平成19年12月25日
35	財団法人林業土木施設研究所	林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設計業務の入札参加業者に対する件	平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件	平成19年12月25日
36	財団法人林野弘済会	林野庁東北森林管理局青森分局管内に所在する官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する国有林野の利活用に伴う調査、測量等業務の入札参加業者に対する件	平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件	平成19年12月25日

## 排除措置命令又は審決において違反行為の虚偽報告等を認定している事例

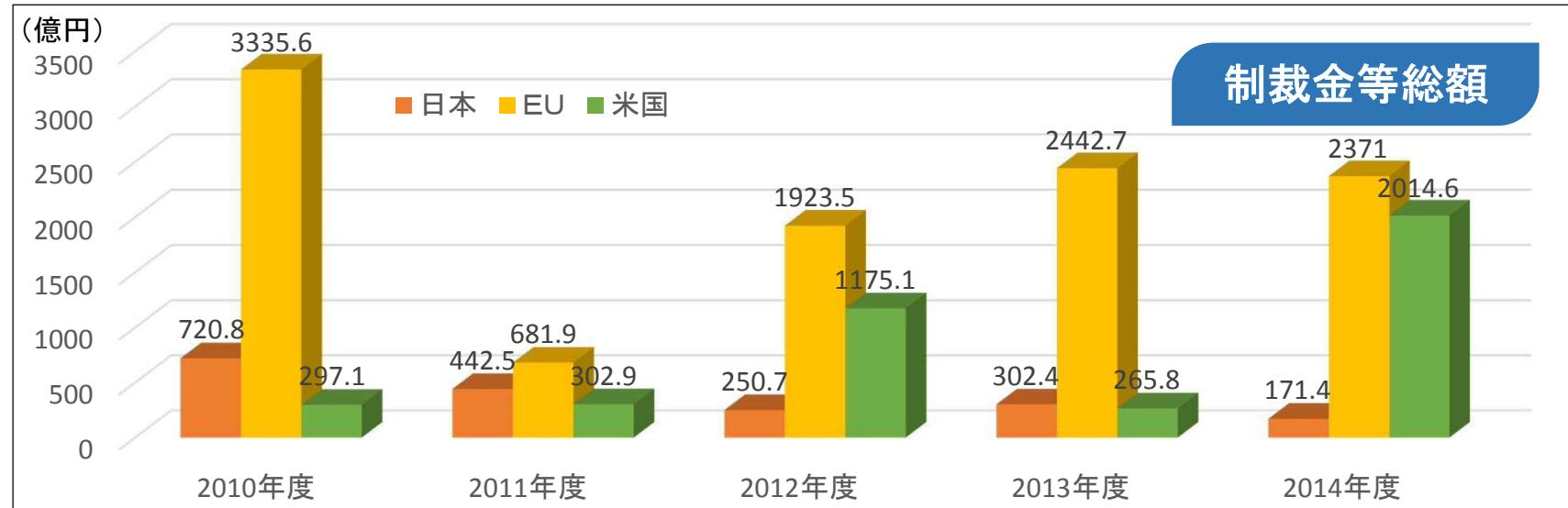
措置日	事件名	命令又は審決における認定部分
平成28年9月6日 (平成28年(措) 第9号)	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件	20社は、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、平成23年8月下旬頃にNEXCO東日本東北支社から独占禁止法違反行為の疑いに係る事情聴取を受けた際に、独占禁止法違反行為を行っていない旨を説明し、同行為を行っておらず今後も同行為を行わない旨の誓約書をNEXCO東日本東北支社に提出したにもかかわらず、その後も違反行為を継続した・・・
平成27年10月9日 (平成27年(措) 第8号)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らに対する件	11社は、北陸新幹線消融雪設備工事について、平成24年3月頃に鉄道・運輸機構から独占禁止法違反行為の疑いに係る事情聴取を受けた際に、独占禁止法違反行為を行っていない旨を説明し、又は同行為を行っておらず今後も同行為を行わない旨の誓約書を鉄道・運輸機構に提出したにもかかわらず、その後も違反行為を継続した・・・
平成22年4月9日 (平成22年(措) 第9号)	川崎市が発注する特定下水管きょ工事の入札参加業者に対する件	川崎市発注の特定下水管きょ工事について、23社のほとんどすべてが、平成20年5月ころから同年10月ころまでの間に川崎市から独占禁止法違反行為の疑いに係る事情聴取を受けた際に、独占禁止法違反行為を行っておらず今後も同行為を行わない旨の誓約書を川崎市に提出したにもかかわらず、違反行為を行っていた・・・
平成22年3月23日 (平成17年(判) 第14号)	岩手県が条件付一般競争入札等の方針により、Aの等級に格付している者のうち、同県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事の入札参加業者に対する件	トラスト・メンバーズが受注調整を行っているとの情報が岩手県に寄せられ、I氏らが岩手県の事情聴取を受けたにもかかわらず、トラスト・メンバーズの関係者は、受注調整をやめることなく、会の名称変更等の発覚防止のための措置を講じつつ、その後も引き続き従前同様の受注調整を継続した。
平成21年9月16日 (平成17年(判) 第23・24号)	国土交通省の3地方整備局並びに日本道路公団の支社、建設局及び管理局が鋼橋上部工工事として発注する工事の入札参加業者に対する件	被審人2社を含む本件違反行為者は、立入検査を受けた平成16年10月5日以降も、本件違反行為を止めることはなく、かえって、受注予定者の割り付け替えなど、本件違反行為の発覚を防ぐ措置を講じて本件違反行為を継続してきた・・・

(注) 平成18年度以降の排除措置命令又は審決で認定されているものから抜粋。

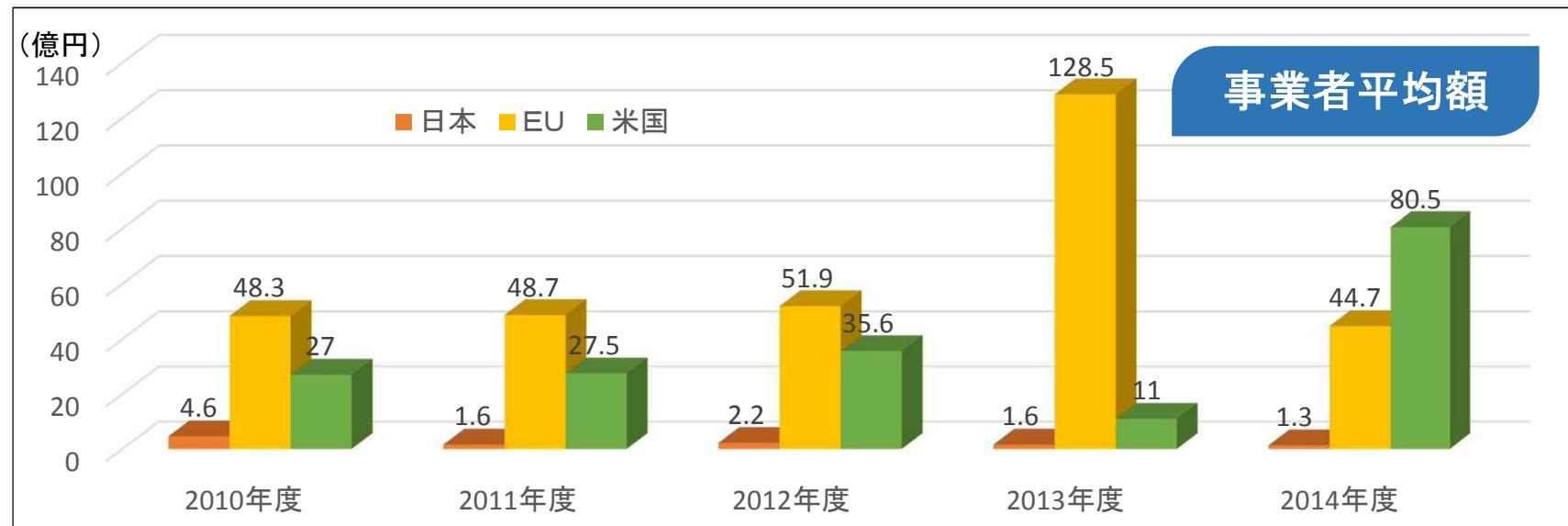
# 金銭的不利益処分の国際水準比較

別紙18

※数値の詳細は次頁参照。



(注) 日本については、事業者に対する全ての課徴金の総額。EUについては、カルテル・談合に係る制裁金の総額。米国については、事業者に対する全ての罰金の総額。  
「年度」の期間については、日本:4月1日～3月31日、米国:前年10月1日～9月30日、EU:1月1日～12月31日(以下同じ。)。小数点以下2桁目は切り捨て。



(注) 前記制裁金等総額グラフにおける各国の課徴金・制裁金・罰金の総額を対象事業者数で割って算出した数値。小数点以下2桁目は切り捨て。

# 金銭的不利益処分の国際水準比較

(出典) EU: 欧州委員会ウェブサイト、米国: 司法省ウェブサイト、韓国: 韓国公正取引委員会ウェブサイトを基に作成[2015年9月1日現在]

		日本	EU	米国(DOJ)	韓国
2010年度	総額	約720億8700万円	約3335億6900万円	約297億1600万円	約608億1080万円
	事業者数	156名	69名	11名	221名
	事業者平均	約4億6200万円	約48億3400万円	約27億100万円	約2億7510万円
2011年度	総額	約442億5800万円	約681億9600万円	約302億9900万円	約608億4830万円
	事業者数	277名	14名	11名	320名
	事業者平均	約1億6000万円	約48億7100万円	約27億5400万円	約1億9010万円
2012年度	総額	約250億7600万円	約1923億5200万円	約1175億1300万円	約510億6330万円
	事業者数	113名	37名	33名	233名
	事業者平均	約2億2200万円	約51億9800万円	約35億6100万円	約2億1910万円
2013年度	総額	約302億4300万円	約2442億7800万円	約265億8900万円	約418億4290万円
	事業者数	181名	19名	24名	173名
	事業者平均	約1億6700万円	約128億5600万円	約11億700万円	約2億4180万円
2014年度	総額	約171億4300万円	約2371億400万円	約2014億6100万円	約804億3870万円
	事業者数	128名	53名	25名	268名
	事業者平均	約1億3400万円	約44億7300万円	約80億5800万円	約3億円
5年間	総額	約1888億700万円	約1兆754億9900万円	約4055億7800万円	約2950億400万円
	事業者数(延べ)	855名	192名	104名	1215名
	事業者平均	約2億2100万円	約56億100万円	約38億9900万円	約2億4280万円

(注1) ユーロ・ドルはその年の年平均レートを基に計算。ウォンは10ウォン=1円として計算。

(注2) EUはカルテル・談合に係る制裁金の額。その他の国は全ての違反行為に係る制裁金等の額。

# 金銭的不利益処分の国際水準比較

## 日・欧・米における高額な金銭的不利益処分 (カルテル規制・企業別上位10位)

(出典)米国: 司法省ウェブサイト, EU: 欧州委員会ウェブサイトを基に作成

日本(公正取引委員会)[2015年10月9日現在] 欧州(欧州委員会) [2014年3月31日現在] 米国(司法省反トラスト局)[2015年4月22日現在]

No	対象商品 (年)	課徴金額 <sup>(注1)</sup>	No	対象商品 (対象事業者・年)	制裁金額 <sup>(注1)(注2)</sup>	No	対象商品 (対象事業者・年)	罰金額 <sup>(注1)(注3)</sup>
1	自動車海上運送 (日本企業・2014年)	131億円	1	自動車用ガラス (フランス企業・2008年)	936億円 (7.2億ユーロ)	1	LCDパネル (台湾企業・2012年)	600億円 (5.0億ドル)
2	自動車用ワイヤーハーネス (日本企業・2012年)	96億円	2	TV・PC用ブラウン管 (オランダ企業・2012年)	923億円 (7.1億ユーロ)	1	ビタミン (スイス企業・1999年)	600億円 (5.0億ドル)
3	塩化ビニル管・同継手 (日本企業・2009年)	80億円	3	TV・PC用ブラウン管 (韓国企業・2012年)	897億円 (6.9億ユーロ)	3	自動車用ワイヤーハーネス・ 関連部品 (日本企業・2012年)	564億円 (4.7億ドル)
4	建設・電販向け電線 (日本企業・2010年)	73億円	4	金融派生商品 (ドイツ企業・2013年)	611億円 (4.7億ユーロ)	4	自動車用防振ゴム (日本企業・2014年)	516億円 (4.3億ドル)
5	軸受(ベアリング) (日本企業・2013年)	72億円	5	ビタミン (スイス企業・2001年)	598億円 (4.6億ユーロ)	5	LCDパネル (韓国企業・2009年)	480億円 (4.0億ドル)
6	ダクタイル鋳鉄管 (日本企業・1999年)	71億円	6	金融派生商品 (フランス企業・2013年)	585億円 (4.5億ユーロ)	6	航空貨物(注4) (フランス企業及びオランダ 企業・2008年)	420億円 (3.5億ドル)
7	光ファイバーケーブル (日本企業・2010年)	68億円	7	ガス絶縁開閉装置 (ドイツ企業・2007年)	520億円 (4.0億ユーロ)	7	航空貨物・旅客 (韓国企業・2007年)	360億円 (3.0億ドル)
8	ごみ処理施設 (日本企業・2007年)	65億円	8	ベアリング (ドイツ企業・2014年)	481億円 (3.7億ユーロ)	7	航空貨物・旅客 (イギリス企業・2007年)	360億円 (3.0億ドル)
9	亜鉛めっき鋼板・鋼帶 (日本企業・2009年)	63億円	9	自動車用ガラス (イギリス企業・2008年)	468億円 (3.6億ユーロ)	7	DRAM (韓国企業・2006年)	360億円 (3.0億ドル)
10	ごみ処理施設 (日本企業・2007年)	57億円	10	天然ガス供給 (ドイツ企業及びフランス企業 各自・2009年)	416億円 (3.2億ユーロ)	10	ビタミン (ドイツ企業・1999年)	276億円 (2.3億ドル)

(注1)欧米は換算前の金額の1千万未満を、日本は1億未満を四捨五入した金額。 (注4)フランス企業及びオランダ企業は提携しており、ひとつの司法取引手続により罰金を

(注2)1ユーロ=130円として換算した金額。括弧内は換算前の金額。

科されている。内訳はフランス企業2.1億ドル、オランダ企業1.4億ドル。

(注3)1ドル=120円として換算した金額。括弧内は換算前の金額。

# 金銭的不利益処分の国際水準比較

## 同一事案における金銭的不利益処分のEUとの比較

【マリンホース入札談合事件】1ユーロ=130円として計算

	EU	日本		
	制裁金	減免・和解	課徴金	減免
ブリヂストン	58,500,000ユーロ (76億500万円)	—	238万円	減額30%
横浜ゴム	0ユーロ	免除	0百円	免除
DOM	18,000,000ユーロ (23億4000万円)	—	—	—
Trelleborg	24,500,000ユーロ (31億8500万円)	—	—	—
Parker ITR	25,610,000ユーロ (33億2930万円)	—	—	—
Manuli	4,900,000ユーロ (6億370万円)	減額30%	—	—
計	131,510,000ユーロ (170億9630万円)		238万円	

【ペアリングカルテル事件】1ユーロ=130円として計算

	EU	日本		
	制裁金	減免・和解	課徴金 (罰金)	減免
ジェイテクト	0ユーロ	免除	0円	免除
日本精工	62,406,000ユーロ (81億1278万円)	減額40% 和解10%	56億2541万円 (3億8000万円)	減額30%, 罰金半額分控除 ※
不二越	3,956,000ユーロ (5億1428万円)	減額30% 和解10%	5億939万円 (1億8000万円)	減額30%, 罰金半額分控除 ※
NTN	201,354,000ユーロ (261億7602万円)	減額20% 和解10%	72億3107万円 (4億円)	—
SKF	315,109,000ユーロ (409億6417万円)	減額20% 和解10%	—	—
Schaeffler	370,481,000ユーロ (481億6253万円)	和解10%	—	—
計	953,306,000ユーロ (1239億2978万円)		133億6587万円 (9億6000万円)	

※違反行為に係る事件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ、同裁判が確定している事業者については、独占禁止法第7条の2第19項の規定に基づき、課徴金から当該罰金額の2分の1に相当する金額が控除される。

## 日本企業が外国当局から制裁金等を課された事例

別紙19

決定日	決定等を行った 当局等	事件の概要	対象となった日本企業	制裁金等の額 (概数)
2011.10.19	欧州委員会	ブラウン管ガラスの製造業者4社 (1999年2月から2004年12月にかけて、ブラウン管ガラスの価格カルテルに関与したとして、日本企業2社のほかにドイツのSchott AGに対し総額1億2873万6000ユーロの制裁金賦課を決定)	・日本電子硝子 ・旭硝子	€4320万 €4513万
2011.12.7	欧州委員会	冷却用コンプレッサーの製造業者4社 (2004年4月から2007年10月にかけて、冷却用コンプレッサーの価格カルテルに関与したとして、パナソニックを含む4社に対し、総額1億6119万8000ユーロの制裁金賦課を決定)	・パナソニック	€766万
2012.3.28	欧州委員会	貨物運送業者14グループ (2002年から2007年にかけて、国際航空貨物サービスに係る価格及びその他取引条件を調整することを目的とした4件の異なるカルテルに関与したとして、日本通運、郵船ロジスティクス及び近鉄エクスプレスの中国現地法人を含む14の国際企業グループに対し、総額1億6900万ユーロの制裁金賦課を決定)	・北京近鉄運通運輸有限公司 ・Yusen Shenda Air & Sea Service(Shanghai)Ltd. ・日通国際物流(中国)有限公司	€62万 €31万 €81万
2012.6.27	欧州委員会	ガス絶縁開閉装置製造業者 (2011年7月、欧州普通裁判所が、三菱電機及び東芝に対しそれぞれ1億1858万ユーロと9090万ユーロの制裁金の支払を命じた欧州委決定を取り消す判決を下したことを受け再決定を行った。)	・三菱電機 ・東芝	€7481万 €5679万
2012.12.5	欧州委員会	テレビ用ブラウン管及びコンピューターのモニター用ブラウン管製造業者7グループ (1996年から2006年の約10年の間、テレビ用ブラウン管及びコンピューターのモニター用ブラウン管の価格協定、市場分割、顧客割当てを実施し、生産量を制限していたとして、パナソニック、東芝、MTPD[パナソニックの子会社]を含む7企業グループに対し、総額14億7051万5000ユーロの制裁金賦課を決定)	・パナソニック ・東芝 ・パナソニック、東芝及びMTPD ・パナソニック及びMTPD	€1億5747万 €2804万 €8673万 €788万

## 日本企業が外国当局から制裁金等を課された事例

決定日	決定等を行った競争当局	事件の概要	対象となった日本企業	制裁金等の額(概数)
2013.7.10	欧州委員会	自動車部品製造業者5社 日本法人(ドイツの現地子会社含む)3社及びドイツ法人(Leoni)に対し総額1億4179万1000ユーロの制裁金賦課	・矢崎総業 ・S-Y Systems Technologies ・古河電気工業	€1億2534万 €1105万 €401万
2014.3.19	欧州委員会	自動車用ベアリング事業者6社 日本企業3社(日本精工, 不二越, NTN)及び欧州企業2社(SKF, Schaeffler)に対し総額9億5300万ユーロの制裁金賦課	・日本精工 ・不二越 ・NTN	€6240万 €395万 €2億135万
2014.4.2	欧州委員会	高圧電力ケーブル製造業者11社 日本企業(右記)を含む11社に対し、総額3億163万9000ユーロの制裁金を賦課	・住友電工 ・日立金属 ・J-power System ・古河電気工業 ・フジクラ ・VISCAS ・昭和電線 ・三菱電線 ・EXSYM	€263万 €234万 €2074万 €885万 €815万 €3499万 €84万 €75万 €655万
2011.9.15	米国司法省	マリンホースメーカーによる価格カルテル	・ブリヂストン	\$ 2800万

## 日本企業が外国当局から制裁金等を課された事例

決定日	決定等を行った 当局等	事件の概要	対象となった日本企業	制裁金等の額 (概数)
2011.9～ 2013.3	米国司法省	日本・米国間の国際航空貨物輸送 運賃等のカルテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄エクスプレス</li> <li>・阪急阪神エクスプレス           <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本通運</li> <li>・日新</li> </ul> </li> <li>・西日本鉄道</li> <li>・バンテック</li> <li>・商船三井ロジスティクス</li> <li>・ヤマトグローバルロジスティクスジャパン</li> <li>・ケイラインロジスティクス</li> <li>・郵船ロジスティクス</li> </ul>	\$ 1046万 \$ 452万 \$ 2111万 \$ 264万 \$ 467万 \$ 333万 \$ 184万 \$ 230万 \$ 350万 \$ 1542万
2011.9～ 2015.4	米国司法省	自動車用電子部品の価格カルテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古河電気工業</li> <li>・矢崎総業</li> <li>・デンソー</li> <li>・フジクラ</li> <li>・パナソニック</li> <li>・日立オートモティブシステムズ</li> <li>・ジェイテクト</li> <li>・ミツバ</li> <li>・三菱電機</li> <li>・日本精工</li> <li>・タカタ</li> <li>・東洋ゴム工業</li> <li>・小糸製作所</li> <li>・ブリヂストン</li> <li>・日本特殊陶業</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか16社</p>	\$ 2億 \$ 4億7000万 \$ 7800万 \$ 2000万 \$ 4580万 \$ 1億9500万 \$ 1億327万 \$ 1億3500万 \$ 1億9000万 \$ 6820万 \$ 7130万 \$ 1億2000万 \$ 5660万 \$ 4億2500万 \$ 5210万

## 日本企業が外国当局から制裁金等を課された事例

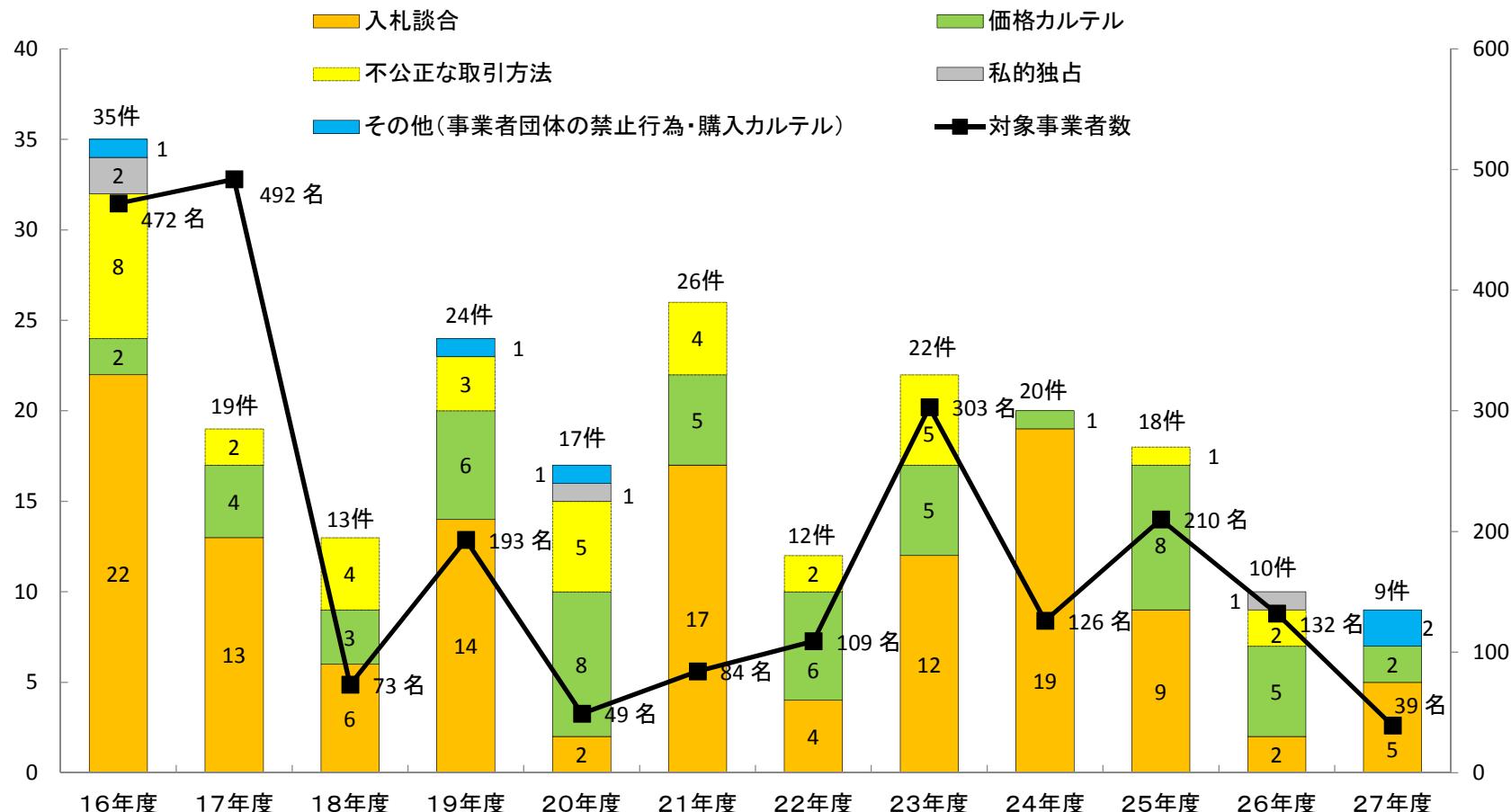
決定日	決定等を行った 当局等	事件の概要	対象となった日本企業	制裁金等の額 (概数)
2013.7.18	米国司法省	リチウムイオン電池の価格カルテル	・三洋電機	\$ 1073万
2014.9.26 2014.12.29	米国司法省	海運運賃の価格カルテル	・川崎汽船 ・日本郵船	\$ 6770万 \$ 5940万
2015.2.2	米国司法省	産業用小型ベアリングの価格カルテル(上記自動車電子部品からの派生事件)	・ミネベア	\$ 1350万
2015.9.2	米国司法省	電気コンデンサの価格カルテル	・NECトーキン	\$ 1380万
2014.8.20	中国国家発展 改革委員会	自動車部品製造業者8社による、自動車部品に関する入札に際しての受注調整	・愛三工業 ・三菱電機 ・ミツバ ・矢崎総業 ・古河電気工業 ・住友電気工業 ・デンソー	2976万元 4488万元 4072万元 2億4108万元 3456万元 2億9040万元 1億5056万元

## 日本企業が外国当局から制裁金等を課された事例

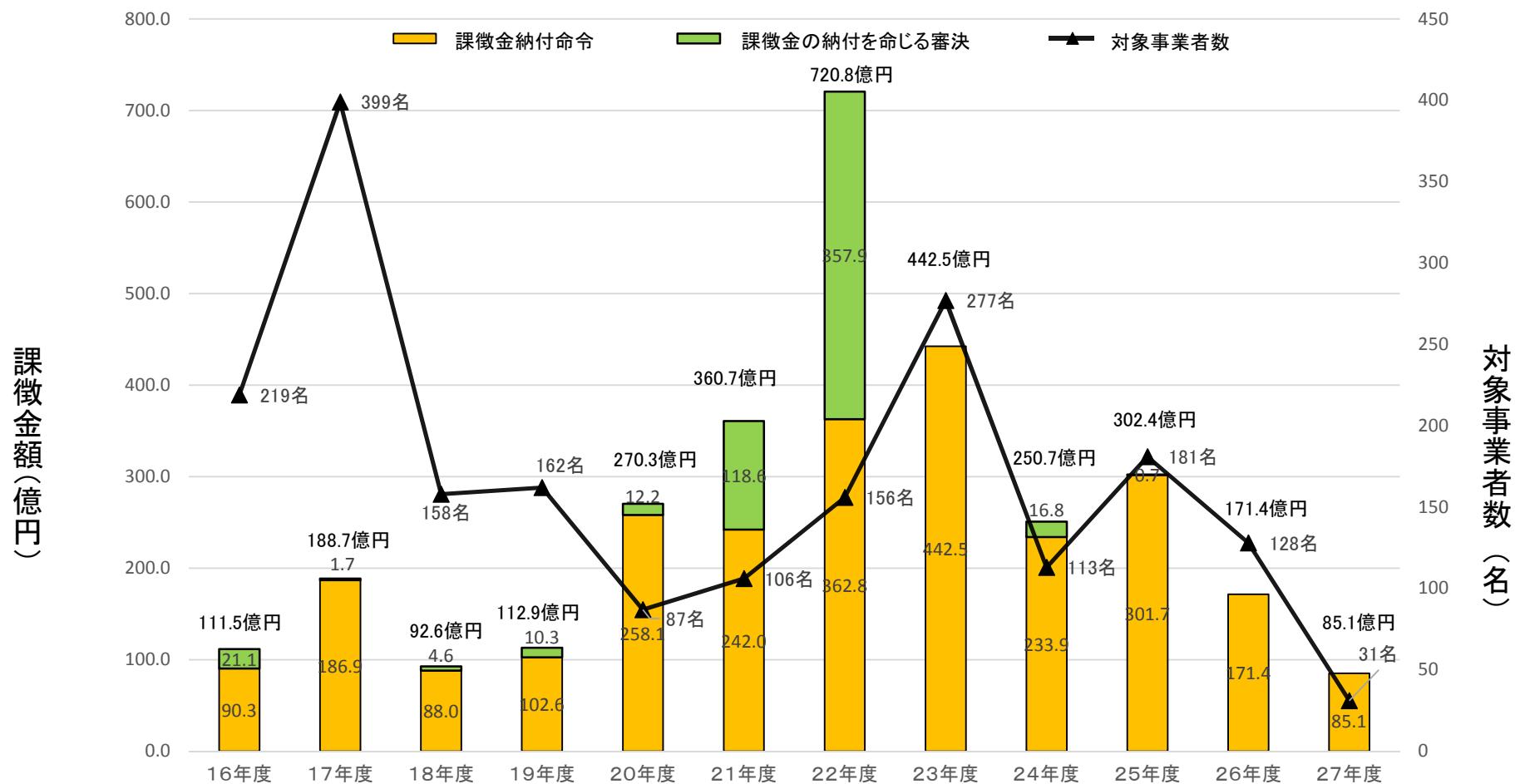
決定日	決定等を行った 当局等	事件の概要	対象となった日本企業	制裁金等の額 (概数)
2014.8.20	中国国家発展 改革委員会	ベアリング製造業者による価格カルテル	・ジェイテクト ・NTN ・日本精工	1億936万元 1億1916万元 1億7492万元
2015.12.28	中国国家発展 改革委員会	海運事業者8社(うち日本企業4社)による自動車・建設機械等の海上輸送価格カルテル	・商船三井 ・川崎汽船 ・イースタン・カーライナー	3812万元 2398万元 1126万元
2013.12.23	韓国公取委	自動車部品の価格カルテル	・デンソーコリアエレクトロニクス ・デンソーコリアオートモティブ	510億9900万ウォン 119億6100万ウォン
2014.11.14	韓国公取委	ベアリング製造業者による価格カルテル	・ジェイテクト ・ミネベア ・不二越	109億1000万ウォン 49億1200万ウォン 36億5100万ウォン
2015.3.26	韓国公取委	自動車部品の価格カルテル	・日本特殊陶業	9億1600万ウォン
2015.4.14	韓国公取委	ベアリング製造業者による価格カルテル	・ジェイテクト	20億ウォン

# 独占禁止法違反事件の処理状況(法的措置件数の推移)

別紙20



# 独占禁止法違反事件の処理状況(課徴金額の推移)



(注1) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

(注2) 平成17年改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係る金額を除く。

(注3) 平成17年改正後の独占禁止法に基づく課徴金納付命令については、当初命令額の合計額を記載している。

独占禁止法の課徴金の現行算定率及び設定根拠一覧(算定率)

別紙 21

行為 類型	事業 規模	業種	基本	早期離脱	繰り返し違反	主導的役割
不当な取引制限	大企業	卸・小売以外	10% (※1)	8% (※2)	15% (※3)	15% (※4)
		卸	2% (※5)	1.6% (※6)	3% (※6)	3% (※6)
		小売	3% (※5)	2.4% (※6)	4.5% (※6)	4.5% (※6)
	中小企業	卸・小売以外	4% (※7)	3.2% (※8)	6% (※8)	6% (※8)
		卸	1% (※9)	0.8% (※8)	1.5% (※8)	1.5% (※8)
		小売	1.2% (※9)	1% (※8)	1.8% (※8)	1.8% (※8)
事業者団体の禁止行為	大企業	業種	基本 (※10)	早期離脱 (※10)	繰り返し違反	主導的役割
		卸・小売以外	10%	8%	— (※11)	
		卸	2%	1.6%		
	中小企業	小売	3%	2.4%		
		卸・小売以外	4%	3.2%		
		卸	1%	0.8%		
	支配型私的独占	小売	1.2%	1%		
		業種	基本 (※12)	早期離脱	繰り返し違反	主導的役割
		卸・小売以外	10%	— (※13)	15% (※14)	— (※13)
排除型私的独占	一律 (※15)	卸	2%		3% (※14)	
		小売	3%		4.5% (※14)	
		業種	基本 (※16)	早期離脱	繰り返し違反	主導的役割
	一律 (※15)	卸・小売以外	6%	— (※13)	9% (※14)	— (※13)
不公正取引4類型	一律 (※20)	卸	1%		1.5% (※14)	
		小売	2%		3% (※14)	
		業種	基本	早期離脱	繰り返し違反	主導的役割
	一律 (※20)	卸・小売以外	3% (※17)	— (※18)		
優越	(※)一律	卸	1% (※19)			
		小売	2% (※19)			
優越	(※)一律	業種	基本	早期離脱	繰り返し違反	主導的役割
		一律	1% (※21)	— (※18)		

## 独占禁止法の課徴金の現行算定率及び設定根拠一覧(設定根拠)

※	設定根拠
不当な取引制限	1 ①過去の事例で約8%の不当利得がみられたこと、②重加算税など他法令で4割増しの金額を徴収する制度があった点等を踏まえ、違反行為抑止の観点から必要最小限の水準を設定。
	2 違反行為を行った以上、調査開始前にやめたとしても、やり得とならないよう、少なくとも不当利得相当額を下回ることは適当でないとして、不当利得相当額の8%に設定。
	3 過去の事例でみると、初犯の事案と比べて5割程度利得が高くなっているものとみられること等を踏まえ、違反行為を防止する観点から15%に設定。
	4 ①繰り返し違反に対する割増算定率が15%であること、②EUの制裁金算定実務で4割増しとされていることを踏まえ、15%に設定。
	5 ①卸・小売業の取引は、取引を媒介し、それに対する手数料的なものとして対価を受けるという側面が強く、結果としても利益率が小さくなる特色があること、②法人企業統計によると卸・小売業の利益率が大きく異なる(法人企業統計の売上高営業利益率の数値が、全体で5.9%、卸売業が1.1%、小売業が2.2%)ことを踏まえて、平成3年改正により、原則:卸:小売=6:1:2という率で設定された。その後、平成17年改正において、基本算定率が10%に引き上げられることに伴い、従前の原則:卸:小売=6:1:2を単純にスライドさせて、原則:卸:小売=10:2:3に設定(卸は単純にスライドすると、1.6%であるが、1%では違反行為防止には十分といえないおそれがあり、端数を切り捨てずに2%と設定)。
	6 卸・小売以外の各算定率と同様の比率となるように、基本:早期:繰り返し:主導=10:8:15:15を単純にスライドさせて、卸について、基本:早期:繰り返し:主導=2:1.6:3:3、小売について、基本:早期:繰り返し:主導=3:2.4:4.5:4.5に設定。
	7 平成3年改正において、①企業の価格交渉力はその企業の規模によっても左右され、カルテルによる経済的利得も企業の価格交渉力に応じて変化することから、中小企業の場合は利得の水準が低いと考えられるること、②規模の大小を区別せずに一定率を引き上げると中小企業にとって相対的に大きな経済的負担が課されること、③大企業によって経済的カルテルが行われた場合には、国民経済に与える影響は重大であることを踏まえ、原則算定率の6%に対し、3%という率が設定され、平成17年改正の不当な取引制限の算定率の引き上げ時には、平成3年改正当時の状況と比べ、中小企業は資金的な負担力が低くなっている状況がみられることから、大企業に対する算定率の引き上げと同様に引き上げることはせず、4%に設定。
	8 ※6と同様に、大企業の比率(基本:早期:繰り返し:主導=10:8:15:15)を単純にスライドさせて設定。
	9 平成3年改正当において、大企業と同様(※5、7参照)に、法人企業統計の中小企業の売上高営業利益率が3.4%、卸売業が1.1%、小売業が2.2%であったことを踏まえ、中小企業においては、原則:卸:小売=3:1:1と設定された。その後、平成17年改正当において、基本算定率が10%に引き上げられることに伴い、原則:卸:小売=10:2:3という大企業の比率変更に揃える形で、原則:卸:小売=4:1:1.2に設定。
事業者団体の禁止行為	10 事業者が違反行為者である場合における算定根拠は、事業者団体に対してもその趣旨は同様に当てはまるところから、事業者が違反行為者である場合と同様の方法で設定。
	11 繰り返し違反の算定率については、事業者団体が違反行為を繰り返した場合でも、課徴金納付命令を受ける違反事業者が繰り返しているわけではないことから、設定されていない。主導的役割の算定率については、事業者団体の違反行為について、課徴金を賦課することから、個別の構成事業者が主導的役割を果たしたかどうかという点は考慮されないことから、設定されていない。
支配型私的独占	12 支配型の基本算定率は、当該一定の取引分野においてカルテルが行われていることと経済実態として異ならないことから、不当な取引制限と同じ算定率を設定。
支配型排除型私的独占共通	13 早期離脱の算定率については、カルテル・入札談合のように違反行為から離脱しにくいという面が比較的薄いことから、設定されていない。 主導的役割の算定率については、主導的役割を果たす事業者の存在が、入札談合及びカルテル等の共同行為を容易にし、当該行為の違反行為の実効性を高めていることから適用されるものであって、単独行為を基礎とする私的独占には必ずしも妥当しないことから、設定されていない。
	14 繰り返し違反は、違反行為防止の観点から一度課徴金を課されたにもかかわらず、再度違反行為をしたことを理由に適用されるものであり、私的独占にも適用されることが適当。業種別は※6と同様にスライドする形で設定。
	15 ①排除型私的独占及び支配型私的独占については、市場における一定程度以上有力な地位を有する事業者でなければこれを行うことは困難と考えられること、②仮に、そのような地位を有する中小企業が存在するとしても、他者を排除できるほどの市場支配力があれば、価格交渉力は弱いとはいえない難いことから、中小企業算定率は設定されていない。
	16 独寡占市場における売上高営業利益率を基に設定。
不公正取引4類型	17 基本算定率は、過去の4類型の事案における違反行為者単位の売上高営業利益率(約2.7%)を踏まえて設定。
	18 いずれの算定率も、共同行為である不当な取引制限を主な対象としているため、設定されていない。
	19 排除型私的独占に業種別算定率が導入されており、これに倣って設定。
	20 導入する必要性に乏しいため、中小企業算定率は設定されていない。
優越	21 過去の事案を参考として、取引額に乘じる課徴金算定率を1%に設定。また、卸売業及び小売業の間で算定率に違いを設けた趣旨が、製造業と比較して売上額に対する利益が小さい点にあるところ、優越規制は「取引額」を算定の基礎としているため、業種別算定率を設ける理由に乏しいため設定されていない。
22 優越的地位の濫用はその優位性を背景に行われるものであるから、中小企業算定率は設定されていない。	

## 卸売・小売業算定率の適用事例（平成21～27年度措置事案）

番号	納番号		事業者名 (違反行為者名)	課徴金額 (万円)	事件名	業種	備考
	年	番号					
1	22	129	住電日立ケーブル株式会社	203,839	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
2	22	130	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル	107,303	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
3	22	131	古河エレコム株式会社	46,505	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
4	23	60	エア・ウォーター株式会社	72,782	特定エアセパレートガスの販売価格カルテル事件	卸売業	子会社が製造
5	23	61	岩谷産業株式会社	49,902	特定エアセパレートガスの販売価格カルテル事件	卸売業	子会社が製造
6	23	99	住電日立ケーブル株式会社	20,352	特定VVFケーブルの販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
7	23	100	古河エレコム株式会社	5,319	特定VVFケーブルの販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
8	24	2	住友電気工業株式会社	73,861	トヨタ自動車等発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の入札談合事件	卸売業	子会社が製造
9	24	4	住友電気工業株式会社	48,295	ダイハツ工業発注の特定自動車用ワイヤーハーネスの入札談合事件	卸売業	子会社が製造
10	24	6	住友電気工業株式会社	88,066	ホンダ発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の入札談合事件	卸売業	子会社が製造
11	24	11	積水化成品工業株式会社	7,618	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	子会社が製造
12	24	13	株式会社ジェイエスピー	2,740	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	子会社が製造
13	24	14	カネカフォームプラスチックス株式会社 (カネパールサービス株式会社)	2,524	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	親会社が製造
14	24	15	太陽工業株式会社	1,098	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	
15	24	18	カネカケンテック株式会社	349	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	親会社が製造
16	25	29	群栄化学工業株式会社	637	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	卸売業	
17	28	2	多木化学株式会社	1,782	東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	
18	28	5	セントラル硝子株式会社	148	東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	
19	28	7	多木化学株式会社	406	新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	
20	28	8	日本軽金属株式会社	215	新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	
21	28	9	大明化学工業株式会社	213	新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	

(注1)公表情報を基に作成。

(注2)平成21～27年度の間に小売業算定率が適用された事例はない。

## 中小企業算定率の適用事例（平成21～27年度措置事案）

番号	納番号		事業者名 (違反行為者名)	課徴金額 (万円)	事件名	備考
	年	番号				
1	22	1	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	12,858	東京電力等発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ
2	22	2	株式会社エクシム	10,007	東京電力等発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
3	22	3	株式会社ビスキヤス	5,468	東京電力等発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ
4	22	4	株式会社ビスキヤス	1,768	東北電力等発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ
5	22	5	株式会社エクシム	1,260	東北電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
6	22	6	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	561	東北電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ
7	22	7	株式会社ビスキヤス	3,444	中部電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ
8	22	8	株式会社エクシム	3,001	中部電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
9	22	9	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	1,494	中部電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ
10	22	10	株式会社エクシム	2,922	北陸電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
11	22	11	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	1,522	北陸電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ
12	22	12	株式会社ビスキヤス	247	北陸電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ
13	22	13	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	2,253	中国電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ
14	22	14	株式会社ビスキヤス	937	中国電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ
15	22	15	株式会社エクシム	906	中国電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
16	22	16	株式会社エクシム	6,240	九州電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
17	22	17	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	3,360	九州電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ
18	22	18	株式会社ビスキヤス	2,513	九州電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ
19	22	19	株式会社ビスキヤス	957	沖縄電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ
20	22	20	株式会社エクシム	821	沖縄電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
21	22	21	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	762	沖縄電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ
22	22	130	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル	107,303	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	フジクラグループ
23	22	131	古河エレコム株式会社	46,505	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	古河電気工業グループ

中小企業算定率の適用事例（平成21～27年度措置事案）

番号	納番号		事業者名 (違反行為者名)	課徴金額 (万円)	事件名	備考
	年	番号				
24	23	100	古河エレコム株式会社	5,319	特定VVFケーブルの販売価格カルテル事件	古河電気工業グループ
25	24	14	カネカフォームプラスチックス株式会社 (カネパールサービス株式会社)	2,524	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	カネカグループ
26	24	17	株式会社積水化成品北海道	649	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	積水化成品工業グループ
27	24	18	カネカケンテック株式会社	349	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	カネカグループ
28	25	19	王子コーンスターク株式会社	4,536	特定異性化糖の販売価格カルテル事件	王子グループ
29	25	28	王子コーンスターク株式会社	1,005	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	王子グループ
30	25	32	王子コーンスターク株式会社	6,895	段ボール用でん粉の需要者渡し価格カルテル事件	王子グループ
31	25	39	株式会社TLC	11,130	東京電力本店等発注の特定架空送電工事の入札談合事件	関電工グループ
32	25	66	株式会社TLC	515	東京電力北ブロック発注の特定架空送電工事の入札談合事件	関電工グループ
33	25	73	株式会社パワーアンドコムテック	1,870	東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事の入札談合事件	住友電気工業グループ
34	25	74	株式会社エステック	833	東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
35	25	75	株式会社フジクラエンジニアリング	819	東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事の入札談合事件	フジクラグループ
36	26	15	菱星システム株式会社	1,125	関西電力発注の特定架空送電工事の入札談合事件	三菱マテリアルグループ
37	26	108	日産専用船株式会社	42,331	欧州航路における特定自動車運送業務の価格カルテル事件	商船三井グループ
38	26	124	大王パッケージ株式会社 (大王製紙パッケージ株式会社、中部 大王製紙パッケージ株式会社)	5,516	特定段ボールシートの販売価格カルテル事件	大王製紙グループ
39	26	128	ムサシ王子コンテナー株式会社	3,954	特定段ボールシートの販売価格カルテル事件	王子グループ
40	26	170	大王パッケージ株式会社 (大王製紙パッケージ株式会社、中部 大王製紙パッケージ株式会社)	15,737	特定段ボールケースの販売価格カルテル事件	大王製紙グループ
41	26	193	ムサシ王子コンテナー株式会社	2,640	特定段ボールケースの販売価格カルテル事件	王子グループ
42	27	11	ヤンマークリーンシステム株式会社	27,750	農業協同組合等が発注する特定農業施設工事の入札談合事件	ヤンマーグループ
43	28	17	ヤンマークリーンシステム株式会社	5,725	農業協同組合等が北海道の区域において発注する特定農業施設工事の入札談合事件	ヤンマーグループ

(注1)公表情報を基に作成。

(注2)平成21～27年度における中小企業算定率の全適用事例数は671件。うち公共入札談合は395件。

課徴金納付命令の対象となった事業者の総売上高(直近1年間)に占める課徴金額(最大3年間)の割合の分布(平成24～26年度)

○課徴金納付命令の対象となった事業者単体の総売上高ベース(注1)

名宛人		課徴金納付命令の対象となった事業者単体の総売上高(直近1年間)に占める課徴金額(最大3年間)の割合								
		0.1%以下	0.1%超～1%以下	1%超～2%以下	2%超～3%以下	3%超～4%以下	4%超～5%以下	5%超～10%以下	10%超～	合計
全体	事業者数	57	203	85	36	12	6	8	0	407
	(事業者数／事業者数の合計)	14.0%	49.9%	20.9%	8.8%	2.9%	1.5%	2.0%	0.0%	100.0%
大企業	事業者数	33	44	11	1	0	0	1	0	90
	(事業者数／事業者数の合計)	36.7%	48.9%	12.2%	1.1%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	100.0%
中小企業	事業者数	24	159	74	35	12	6	7	0	317
	(事業者数／事業者数の合計)	7.6%	50.2%	23.3%	11.0%	3.8%	1.9%	2.2%	0.0%	100.0%

○課徴金納付命令の対象となった事業者が属する企業グループの総売上高ベース(注2)

名宛人		課徴金納付命令の対象となった事業者が属する企業グループの総売上高(直近1年間)に占める課徴金額(最大3年間)の割合								
		0.1%以下	0.1%超～1%以下	1%超～2%以下	2%超～3%以下	3%超～4%以下	4%超～5%以下	5%超～10%以下	10%超～	合計
全体	事業者数	80	30	2	0	0	0	0	0	112
	(事業者数／事業者数の合計)	71.4%	26.8%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
大企業	事業者数	50	29	2	0	0	0	0	0	81
	(事業者数／事業者数の合計)	61.7%	35.8%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中小企業	事業者数	30	1	0	0	0	0	0	0	31
	(事業者数／事業者数の合計)	96.8%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注1) 課徴金納付命令の対象となった各事業者の課徴金額(最大3年間の違反対象商品の売上額を基に算定されたもの)が、当該事業者単体の総売上高(直近1事業年度)に対して、どの程度の割合であったかの分布を示したもの。

(注2) 課徴金納付命令の対象となった各事業者の課徴金額(最大3年間の違反対象商品の売上額を基に算定されたもの)が、当該事業者の属する企業グループの総売上高(直近1事業年度)に対して、どの程度の割合であったかの分布を示したもの。

(注3) 課徴金納付命令の対象となった各事業者及び各企業グループの総売上高はいずれも事務局調べによる。

(注4) 平成24～26年度の納付命令のうち平成17年改正による算定率が適用された事案から作成したもの。企業グループの総売上高ベースのデータは、有価証券報告書等により企業グループの総売上高が確認できたもののみ。

**早期離脱に対する軽減算定率の適用事例（平成21～27年度措置事案）**

番号	納番号		事業者名 (違反行為者名)	課徴金額 (万円)	事件名	備考
	年	番号				
1	22	30	藤木工業株式会社	1,581	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
2	22	31	株式会社重田組	1,519	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
3	22	32	大恵建設株式会社	1,488	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
4	22	33	藤原建設株式会社	1,119	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
5	22	34	株式会社澤田組	913	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
6	22	35	河合土木株式会社	749	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
7	22	36	株式会社織戸組	578	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
8	22	37	月野建設株式会社	543	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
9	22	38	加藤土建株式会社	529	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	違反行為者の間で低価格による入札を行う者であると認識されていた事業者が入札に参加することができるようになったこと等から、違反行為を取りやめたもの。
10	22	39	大栄建設株式会社	521	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
11	22	40	株式会社吉孝土建	471	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
12	22	42	岡村建興株式会社	432	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
13	22	43	株式会社渡辺土木	412	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
14	22	44	京浜メンテナンス株式会社	360	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
15	22	45	真成開発株式会社	346	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
16	22	46	小田土木株式会社	280	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
17	22	47	株式会社ヤマチョウ	280	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
18	22	48	株式会社小沼工務店	262	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
19	22	49	宮田土建工業株式会社	252	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
20	22	100	三和ホールディングス株式会社	4,026	近畿地区における特定シャッター等の入札談合事件	違反対象事業を譲渡したため。
21	23	224	昭和建設株式会社	341	石川県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	他の談合事件の摘発を契機として違反行為から離脱したもの。

## 早期離脱に対する軽減算定率の適用事例（平成21～27年度措置事案）

番号	納番号		事業者名 (違反行為者名)	課徴金額 (万円)	事件名	備考
	年	番号				
22	24	41	大旺新洋株式会社	456	国土交通省が四国地方整備局土佐国道事務所において発注する特定一般土木工事の入札談合事件	違反行為者を吸収合併し、当該違反行為者が消滅したもの。
23	24	62	大旺新洋株式会社	455	国土交通省が四国地方整備局高知河川国道事務所において発注する特定一般土木工事の入札談合事件	
24	24	68	株式会社和住 (株式会社杉本建設)	890	国土交通省が四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において発注する特定港湾土木工事の入札談合事件	違反対象事業を譲渡したため。
25	24	78	井上工業株式会社	319	国土交通省が四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において発注する特定港湾土木工事の入札談合事件	高知県内の支店を廃止したため。
26	24	88	協業組合竹内・新輝	2,088	高知県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	基本合意に基づく話し合いが決裂したことなどから、受注予定者が受注できるようになることが困難と認識したことにより違反行為を取りやめたもの。
27	24	95	南国建興株式会社	583	高知県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	違反対象物件の入札参加資格条件を満たさなくなったため違反行為を行わなくなったもの。
28	24	96	藤本建設株式会社	475	高知県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	
29	24	97	杉本・宮田建設株式会社 (サンコウ建設工業株式会社・杉本サンコウ建設株式会社)	465	高知県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	基本合意に基づく話し合いが決裂したことなどから、受注予定者が受注できるようになることが困難と認識したことにより違反行為を取りやめたもの。
30	25	22	昭和産業株式会社	32,970	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	他の同種案件の立入検査があったため、違反行為を取りやめたもの。
31	25	23	サンエイ糖化株式会社	21,892	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
32	25	24	加藤化学株式会社	16,552	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
33	25	25	日本澱粉工業株式会社	8,705	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
34	25	26	三和澱粉工業株式会社	4,458	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
35	25	27	敷島スターich株式会社	1,090	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
36	25	28	王子コーンスターich株式会社	1,005	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
37	25	29	群栄化学工業株式会社	637	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
38	25	30	日本食品化工株式会社	22,062	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	

## 早期離脱に対する軽減算定率の適用事例（平成21～27年度措置事案）

番号	納番号		事業者名 (違反行為者名)	課徴金額 (万円)	事件名	備考
	年	番号				
39	25	32	王子コーンスターク株式会社	6,895	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	他の同種案件の立入検査があったため、違反行為を取りやめたもの。
40	25	33	株式会社J一オイルミルズ	5,434	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
41	25	34	加藤化学株式会社	4,116	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
42	25	35	敷島スターク株式会社	3,327	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
43	25	36	日本食品化工株式会社	2,610	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
44	25	37	三和澱粉工業株式会社	1,813	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
45	25	38	日本澱粉工業株式会社	1,347	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	他の同種案件の立入検査があったため、違反行為を取りやめたもの。
46	26	222	レンゴー株式会社	107,044	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格カルテル事件	
47	26	223	株式会社トーモク	60,401	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格カルテル事件	
48	26	224	日本トーカンパッケージ株式会社	30,359	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格カルテル事件	
49	27	18	東洋熱工業株式会社	17,772	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	違反行為の対象とされた工事の全ての入札が終了したため、違反行為が事実上消滅したもの。
50	27	19	株式会社三晃空調	12,816	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	
51	27	20	株式会社大氣社	12,060	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	
52	27	21	三建設機械株式会社	7,188	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	
53	27	22	株式会社朝日工業社	1,467	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	子会社等が東日本大震災に被災した日本ケミコンが、受注確保のために販売価格を引き下げたため、違反行為が事実上消滅したもの。
54	28	19	ニチコン株式会社	336,223	アルミ電解コンデンサ販売価格カルテル事件	
55	28	20	日本ケミコン株式会社	143,524	アルミ電解コンデンサ販売価格カルテル事件	
56	28	21	ルビコン株式会社	106,774	アルミ電解コンデンサ販売価格カルテル事件	
57	28	22	松尾電機株式会社	42,765	タンタル電解コンデンサ販売価格カルテル事件	N E C トーキンのタイ工場が洪水に被災して生産ができなくなり、関係人間での情報交換が行われなくなったため、違反行為が事実上消滅したもの。
58	28	23	ニチコン株式会社	27,795	タンタル電解コンデンサ販売価格カルテル事件	
59	28	24	N E C トーキン株式会社	12,715	タンタル電解コンデンサ販売価格カルテル事件	

(注)公表情報を基に作成。

## 我が国における企業グループ単位での繰り返しの違反事例

別紙26

※ 平成21年度以降に措置が採られた事案のうち、公表情報から確認できたものに限る。

※ 議決権の所有割合は直近事業年度の有価証券報告書記載の数値。

※ 網掛けはグループ単位でカウントすれば繰返しとなる事案。

### ①新日本製鐵株と日鉄住金鋼板株（新日本製鐵株）（現・新日鐵住金株）の議決権の所有割合は100%）

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額（万円）	事件概要
19	H19. 12. 3	新日本製鐵株式会社	15, 687	東京瓦斯株式会社が発注する特定高圧ガス導管工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようになっていた。
21	H21. 8. 27	日鉄住金鋼板株式会社	376, 320	共同して、G L鋼板の店売り取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた。
21	H21. 8. 27	日鉄住金鋼板株式会社	123, 955	共同して、軽量天井下地材製造業者向けG I鋼板のひも付き取引での販売価格について、引き上げる旨及び現行価格より一定額を超えて引き下げない旨を合意していた。
21	H21. 8. 27	日鉄住金鋼板株式会社	133, 801	共同して、建材製品製造業者向け特定カラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた。

### ②古河電気工業株と古河エレコム株（古河電気工業の議決権の所有割合は100%）

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額（万円）	事件概要
20	H21. 3. 30	古河電気工業株式会社	79, 313	共同して、架橋高発泡ポリエチレンシートの需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。
22	H22. 11. 18	古河エレコム株式会社	46, 505	特定建設・電販向け電線の販売価格を決定していく旨を合意していた。
23	H23. 7. 22	古河エレコム株式会社	5, 319	特定VVFケーブルの販売価格を決定していく旨を合意していた。

### ③住友電気工業株と住友電設株（住友電気工業の議決権の所有割合は50.3%（うち0.1%は間接所有））

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額（万円）	事件概要
23	H24. 1. 19	住友電気工業株	73, 861	トヨタ自動車等発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
23	H24. 1. 19	住友電気工業株	48, 295	ダイハツ工業発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
23	H24. 1. 19	住友電気工業株	88, 066	本田技研工業発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
23	(H24. 1. 29)	住友電気工業株	-	日産自動車等発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
25	H25. 12. 20	住友電設株	3, 861	東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
25	H26. 1. 31	住友電設株	11, 116	関西電力発注の特定地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

④日本郵船(株)と郵船航空サービス(株)（現・郵船ロジスティクス(株)）。日本郵船(株)の議決権の所有割合は59.73%（うち0.06%が間接所有））

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額 (万円)	事件概要
20	H21. 3. 18	郵船航空サービス(株)	172, 828	共同して、国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	日本郵船(株)	402, 242	北米航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	日本郵船(株)	387, 650	欧州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	日本郵船(株)	354, 919	中近東航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	日本郵船(株)	165, 296	大洋州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。

⑤(株)商船三井と商船三井ロジスティクス(株)（(株)商船三井の議決権の所有割合は75.06%）

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額 (万円)	事件概要
20	H21. 3. 18	商船三井ロジスティクス(株)	16, 534	共同して、国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
25	(H26. 3. 18)	(株)商船三井	-	北米航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	(H26. 3. 18)	(株)商船三井	-	欧州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	(H26. 3. 18)	(株)商船三井	-	中近東航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	(H26. 3. 18)	(株)商船三井	-	大洋州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。

⑥日本通運(株)と日通商事(株)(日本通運(株)の議決権の所有割合は100%)

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額 (万円)	事件概要
20	H21. 3. 18	日本通運(株)	249, 503	共同して、国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
26	H26. 6. 19	日通商事(株)	949	特定段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を合意していた。
26	H26. 6. 19	日通商事(株)	6, 884	特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意していた。

⑦川崎汽船(株)とケイラインロジスティックス(株)(川崎汽船の議決権の所有割合は91.9%)

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額 (万円)	事件概要
20	H21. 3. 18	ケイラインロジスティックス(株)	32,078	共同して、国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	川崎汽船(株)	191,891	北米航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	川崎汽船(株)	156,143	欧州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	川崎汽船(株)	115,509	中近東航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	川崎汽船(株)	106,296	大洋州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。

⑧三菱電機(株)と三菱電機冷熱プラント(株)(三菱電機(株)の議決権の所有割合は100%(うち37.5%が間接所有))

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額 (万円)	事件概要
24	H24. 11. 22	三菱電機(株)	58,139	本田技研工業発注の特定自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
24	H24. 11. 22	三菱電機(株)	38,879	スズキ発注の特定自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
24	H24. 11. 22	三菱電機(株)	514	本田技研工業発注の特定自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
24	H24. 11. 22	三菱電機(株)	43,499	スズキ発注の特定自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
26	(H27. 1. 20)	三菱電機冷熱プラント(株)	-	北海道に所在する農業協同組合等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

⑨(株)クボタとクボタアグリサービス(株)(株)クボタの議決権の所有割合は100%)

年度	納付命令日	事業者名	課徴金額 (万円)	事件概要
21	H21. 6. 30	(株)クボタ	707,208	共同して、ダクタイル鉄管直管の年度配分シェアを決定し、受注数量の調整を行うことを合意していた。
26	H27. 3. 26	クボタアグリサービス(株)	3,650	農業協同組合等発注の特定農業施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

# 円滑な調査協力が得られなかつた事例

## 立入検査における事例

- 立入検査先の社長は、当初、ビルの2階には会社関係の書類を置いていないと言っていたが、実際には営業関係の書類がビルの2階に置かれていた。
- 関係書類や電子データが、自宅、女子更衣室、経理部のパソコン等に隠匿されていた。

## 供述聴取における事例

### 【供述聴取拒否事例】

- 供述聴取をするため、審査官が相手方を何度も呼び出しても、「用事がある。」、「任意なので、都合が悪ければ応じる必要がないはずだ。」、「弁護士からもそう言われている。」として、呼び出しに応じなかった。
- 供述聴取の際に、夕方になると「時間になったので帰ります。」と言って一方的に退室してしまい、それ以上の供述聴取を行うことができなかった。

### 【供述聴取への対応に関する事例】

- 供述聴取の冒頭、まだ何も話を聞いていないにもかかわらず、「今日は署名押印しない。」と、いかなる内容の調書であっても署名押印しない旨を申し出した。
- 供述聴取の際に、審査官の質問に対して、「記憶はない。」、「物証があるなら見せてくれ。」との発言を繰り返し、「そういう対応はおかしくないか。」と審査官が指摘したところ、「弁護士からは『物証がある範囲で答えればよい。』と言われている。」と回答した。
- 供述聴取中、都合の悪い質問をすると、声を荒げたり、審査官を指差したりする等して威嚇する態度に終始した。
- 供述聴取の際に押し黙ったまま、一切、言葉を発しなかった。
- 審査官が録取した調書の内容について、「間違いはないが何かひつかかる。」とのみ述べ、審査官がその内容について説明を求めて同様のことを繰り返すのみであった。

### 【その他】

- 供述聴取中に審査官の目を盗んで違反行為の存在を示す留置物を持ち出し、トイレのゴミ箱に捨てた。

## 課徴金減免申請者から円滑な調査協力が得られなかつた事例

### 事例1 事業者として課徴金減免申請を行っているにもかかわらず、以下の非協力的な行為が行われた。

- ・供述聴取において、課徴金減免申請の際に報告があった事実について担当者に確認しようとしましたところ、押し黙ったまま、一切言葉を発しなかつた。また、物証を提示しても不合理な説明に終始するほか、記憶にないと主張し、ほぼ否認に終始した。
- ・他の証拠等から複数の物件に関与していたことが明らかであるにもかかわらず、課徴金減免申請に係る書類において、自社が受注した一物件は他社から協力を得て受注したが、他社の受注に協力した事実はない旨の報告及び資料の提出がなされた。その後、課徴金減免管理官から、現状では違反行為に係る報告等が行われたものとは考えられず、最終的に有効な減免申請がなされたと認められる可能性は低いことを伝えたが、報告できるものはこれだけである旨の回答があつた。

### 事例2 課徴金減免申請者に対し、以下のとおり、弁護士が非協力的な対応を勧めた。

- ・減免申請者に対し、その代理人の弁護士は、課徴金減免申請に係る報告内容が不十分だとしても虚偽の報告ではないから減免失格になることはなく、公取委に協力して報告内容以上の情報提供を行う必要はなく、報告した内容以外は否認すべきなどと助言を行つた。

# 検査妨害等の罪に相当し得る事例

## 立入検査における事例

### 【検査拒否】

- ・ 常務に立入検査の趣旨を説明し、検査の了解を得て検査を開始したところ、社長が現れていきなり「何をしているんだ。帰れ。」と大声で叫び、審査官を突き飛ばした。
- ・ 立入検査の趣旨の説明の際に、関係人の会長は「独禁法は悪法」、「談合の何が悪いのか。」、「検査に当たっては令状を出せ。」等の発言をし、審査官に対して肩を掴んで押す等した上で立入検査を拒否した。

### 【提出拒否】

- ・ 立入検査の際に、必要な資料についての提出命令を行ったところ、提出拒否をしたので、審査官が一旦検査場所から退去して再度提出命令を行ったところ、証拠の一部が抜き取られ、破棄されていた。
- ・ 立入検査中、審査官が留置しようと所持していた物件を取り返そうとして関係人が当該物件に掴みかかってきた。さらに、当該物件を両手で抱えていた審査官の腕の隙間に手を差し入れて当該物件を奪取しようとした。

### 【証拠隠滅】

- ・ 立入検査の際に、従業員が使用しているごみ箱に、違反被疑事実に関する文書が破り捨てられていた。
- ・ 立入検査の際に、物件の受注に関し、調整役に対して謝礼金を支払っていたことを示す文書を審査官の前で破いた。
- ・ 立入検査の際に、従業員が自社から支給され、自身で使用している携帯電話の「電話番号帳」及び「発着信履歴」の記録全てを消去した。また、自身で使用しているクライアントパソコンのメールデータも消去した。
- ・ 立入検査の際に、営業担当部長の手帳から他社との会合が開催された日やそれに関連する記載を消した形跡が確認されたため、当該部長を追及したところ、カルテルのことが公取委に発覚するとまずいと考え、消した旨を供述した。
- ・ 立入検査の際に、事務室の壁に貼ってあった違反被疑事実に関する資料を剥がして机の中に隠匿した。
- ・ 立入検査の際に、従業員が机の上にあった他の入札参加業者とのやり取りを示す文書を手で丸めてズボンのポケットに隠匿した。
- ・ 立入検査の趣旨の説明中に、従業員が書類を所持して隣の部屋に出て行き、入札談合を行っていたことを示す書類一式を隠匿しようとした。

# 検査妨害等の罪に相当し得る事例

## 供述聴取における事例

- 担当者が呼び出しに応じず、本人が電話に出た場合は日程を引き延ばし、本人以外が電話に出た場合は毎回「当人は出張でいない。」という対応をした。出頭を命令した際も、「正当な理由がある。」として出頭を拒否した。出頭に応じても、審査官が出頭命令書を渡すとそのまま帰ってしまうこともあった。
- 出頭命令に応じてもほとんど供述をせず、「忘れた。」、「知らない。」を繰り返すのみであった。審査官が物証を提示しても、「覚えていない。」、「誰が書いたのか分からぬ。」という回答であった。自分の経歴についてさえ、違反被疑事実に関係していた部署に所属していたことに関しては全く供述せず、提出を求めた経歴書にも当該部署に所属していた事実を記載しなかった。

## 報告命令における事例

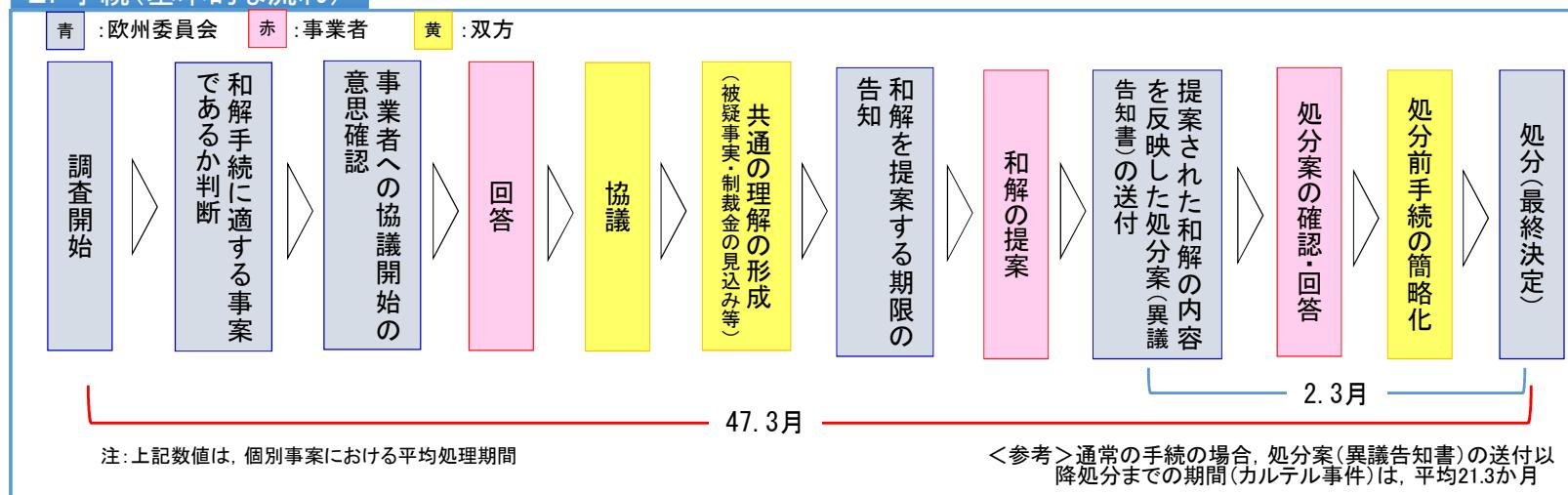
- 報告命令に対し、報告書を期限内に提出しないため、何度も督促をしたところ、期限の数週間後によくやく提出した。その後も、「報告すべき物件が抜けていた。」、(こちらから問題点等を指摘すると)「金額が違っていた。」等の理由により、一度提出した報告書の撤回を求め、再提出を繰り返した。
- 報告命令を行ったところ、記載漏れや押印漏れが多く、再度記載してもらうよう依頼したが、多忙を理由に報告書の再提出はされなかった。

## EU型和解制度の概要

### 1. 制度

- ◆ 和解手続(settlement procedure)とは、平成20年6月に導入された制度であり、欧州委員会のカルテル事件処理において、違反事実等について事業者の同意が得られた場合に、簡略化された手續で処分を行うまでの一連の手續。
- ◆ 目的は、事件処理の迅速化・効率化を図ることにより全体としての抑止力を向上させつつ公共の利益を増大させるため、処分(最終決定)前手續の簡略化により、手續の効率化を図ること。

### 2. 手續(基本的な流れ)



### 3. 効果等

- ◆ 違反行為を認定した上で、制裁金を10%減額。
- ◆ 異議告知書及び最終決定に和解の提案の内容が反映されている場合、事業者は、通常処分前手續で行われる事件記録の開示及び意見聴取を要請できない。
- ◆ 異議告知書及び最終決定文の記載が簡略化。

(注)「COMMISSION REGULATION (EC) No 622/2008 of 30 June 2008 amending Regulation (EC) No 773/2004, as regards the conduct of settlement procedures in cartel cases」,  
 「Commission Notice on the conduct of settlement procedures in view of the adoption of Decisions pursuant to Article 7 and Article 23 of Council Regulation (EC) No 1/2003 in cartel cases (2008/C 167/01)」(以下「和解手続告示」という。)による。

## EU型和解制度の概要

### 4. メリット

- ◆ 欧州委員会にとってのメリット : ①手続の効率化によるリソースの節約  
②リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化  
③訴訟回避
- ◆ 事業者にとってのメリット : ①制裁金の10%減額  
②手續の迅速化によるリソースの節約  
③最終決定文の情報量減少による私訴（損害賠償訴訟等）リスクの軽減

(注) 和解手続告示、欧州委員会ウェブサイトQ & A (Cartel case settlement)、亀岡悦子「EU競争法の最近の動向と実務上の留意点」(『公正取引』727号)による。

### 5. 運用状況

- ◆ 2010年5月に初の和解手続適用事件が処理され、2010年から2015年3月までの間に決定が採択されたカルテル事件28件のうち、17件が和解手続により処理されている。

### 6. 事件例

<事件概要(2013年7月10日決定)>

- ◆ 自動車部品の製造業者である住友電気工業、矢崎総業、古河電気工業、S-Y Systems Technologies(SYS:矢崎総業の完全子会社)及びLeoniが、自動車メーカー(トヨタ、ホンダ、日産及びルノー)向けのワイヤーハーネスの供給に関し、5つのカルテルを行っていた事案
- ◆ 制裁金総額は、合計1億4179万1000ユーロ  
(和解手続告示に基づき、各社の制裁金をそれぞれ10%減額)

## 行為類型別の法的措置件数<sup>(注1)</sup>

内容 <sup>(注2)</sup>	年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計	
		0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	11	
私的独占		0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	11	
不 当 な 取 引 制 限	価格カルテル <sup>(注3)</sup>	3	9	14	9	9	1	4	10	3	1	1	1	3	2	3	2	4	3	6	8	5	6	5	1	8	5	2	128	
	入札談合・受注調整	1	4	4	20	14	19	20	5	16	17	18	10	33	30	14	22	13	6	14	2	17	4	12	19	9	2	5	350	
	その他のカルテル <sup>(注4)</sup>	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
	小計	4	13	19	30	24	21	24	15	19	19	20	12	36	33	17	24	17	9	20	11	22	10	17	20	17	7	487		
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束	0	0	2	0	4	1	1	1	5	2	2	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	25	
	その他の拘束・排他条件付取引	2	0	1	4	0	0	2	0	2	1	0	3	0	0	2	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	21	
	取引妨害	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	15
	優越的地位の濫用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	5	2	2	0	4	2	1	3	0	1	1	0	24	
	その他	1	6	4	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
	小計	3	7	8	4	5	1	4	2	9	6	3	6	2	3	7	8	2	4	3	5	4	2	5	0	1	2	0	106	
事業者団体の禁止行為等		0	2	4	0	2	2	3	3	0	1	3	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	25		
合計		7	22	31	34	31	24	31	21	31	27	27	18	38	37	25	35	19	13	24	17	26	12	22	20	18	10	9	629	

(注1) 法的措置件数は、勧告、排除措置命令、排除措置を命じなかった場合の課徴金納付命令の発出ベースでカウントしたもの。

(注2) 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

(注3) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

(注4) 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

# 刑事告発方針

(平成17年10月7日)

別紙32

## 独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針

平成17年10月7日

公正取引委員会

改正：平成21年10月23日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者が共同して当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、当該二以上の事業者について課徴金の減免をする等の改正が行われ、課徴金減免に係る改正部分は、平成22年1月1日から施行されるところ、改正後の独占禁止法の適正な運用を図るために、公正取引委員会は、同日以降、次の方針に即して、犯則事件（独占禁止法第89条から第91条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。）の調査及び告発を行っていくこととする。

### 1 告発に関する方針

(1) 公正取引委員会は、

ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

(2) ただし、

ア 調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の2第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第17項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。）

イ 調査開始日前に他の事業者と共同して最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の2第13項及び同条第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第17項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者及び当該事業者と共同して報告及び資料の提出を行った事業者を除く。）

ウ 前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるものについては、告発を行わない。

### 2 犯則事件の調査

公正取引委員会は、前記1(1)ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし、当該調査の結果、前記1(1)ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。

### 3 告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。

# 課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

別紙33

## (1) 平成17年導入時

### ア 課徴金減免制度の制度趣旨

#### 平成16年11月17日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

課徴金減免制度、欧米ではリーニエンシープログラムと言われるものですが、これを導入していないのは主な国で日本だけがございます。お隣の韓国も含め、もうすべての国と言つていいくらいこれを導入しております。

この趣旨は、独占禁止法違反行為というのは密室で行われ、かつ証拠を残さない。疑わしきは罰せずというハードルを越えるためには、当局としては大変であるということは各国共通しているわけでございます。そこで、例外的措置として、本来かけるべき課徴金でございますけれども、重要で立証に十分ふさわしい情報をもたらしてくれる者については、数を限定して課徴金の減免をするということによって摘発率を上げる。それから、こういうスキームが入りますと、業者間でカルテル、談合というものをしにくくなるという牽制力にもなる。こういうことを目的にいたしまして導入させていただこうということでございます。

…課徴金は、違反行為があれば一律に課されるべきものとして設計されております。それに対して、先ほど申し上げましたように、当局がわからずじまいに社会的な損害がはびこっているというのは何としても防がなきやいかぬ、そういう意味で、その手段としてリーニエンシーを入れる、こういうことでございますので、これは何かやっていれば御褒美を上げますということではございませんで、本来取るべき課徴金を、それを犠牲にしても減免する価値があるというものに限定すべきであるというのが、抽象的にはございますが、基本的考え方でございます。

したがって、私どもは、これは限定しなきやいかぬ。いろいろ議論しましたのですが、一人だけではその情報の正確性を検証するのが難しいかもしない。今までの私どもの調査、検査の経験等にも照らしまして、まあ三人いれば、三社あればかなり確度の高い情報がもたらされるのではないかということで三社にさせていただいたわけでございます。

#### 平成17年4月14日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

このリーニエンシーというのはあくまでも、黙って、今のような状態でありますと、国際カルテルはもちろんのことございますが、それ以外のカルテル、談合については、結局、密室で決めて証拠も残さないと。その上に大変有能な弁護士も付いているという世の中になっておりまして、今まではなかなか本当の意味の不正というものが暴けないという実情があるわけでございます。そこで、その若干の、若干といいますか、その者に対してはインセンティブでございますが、課徴金減免というものを与えることによってそれ以上の悪、それによる社会的な損害を被っているものを排除しようというメリットを得ようという制度でございます。的確な情報をいかに得るかというところに目的がございますので、そういう意味で、それに該当しないものは当然排除しますけれども、悪用についての罰則というところまでは手当てをしておりません。それでまた十分に動くだろうというふうに思っております。

…じゃ本人はただにもらって、それは不当利得を懷に入れることになるではないかと、それは御指摘のとおりでございます。それをどのように、先生の言うように謝礼とあれするかどうかは、それはもう先生の御判断でございますが、いずれにしてもこのインセンティブ、そういうインセンティブを与えて、それできちんとした情報を得て、談合であれば税金の無駄遣いにもなっているわけでございますし、それからカルテルであれば、それを買う、買って加工する事業者も最終の消費者もみんな大変な経済的な損失を被っているわけでございますので、そういう損失を是正させるという大きなメリットがあるわけでございまして、その正にはかりに掛けた場合に、その本人、違反行為を犯していたんだけれども、本来は払うべき課徴金を払わないというこのマイナス面を補って余りあるものがあるというふうに考えておりまして、そういうものとして御理解をいただきたいというふうに思います。

# 課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

## イ 適用事業者数を限定する趣旨

平成16年11月19日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

人数を三社に限定している趣旨でございますが、これは、課徴金というのは、違反行為を犯した事業者に対しては一律にかけるべきものということでございます。したがって、その例外というものは当然限定されるべきであるということでございまして、リーニエンシーというのは、まさにその例外として設けさせていただいている。特に、イの一番に、当局が知らないうちに情報をもたらした者については一〇〇%というのが一番みそになっているわけでございまして、二番目、三番目の者についてはもっと御褒美はちっちゃくなるというところがこの制度のみそでございます。そういうことで、我々としては、一社だけでは情報が確実かどうか、真実かどうかというのは判定しにくいので、我々の実務経験からいって、三社が認められれば、それ相応の、我々にとって証拠をきちんと収集するに値するようなことができるだろうということさせていただいている。いろいろ経済界との議論でも、我々、その他との議論でもございまして、何もそういうことをする必要はないじゃないか、欧米ではもっと認めているじゃないかという御議論もありましたけれども、私どもとしては、やはり、特に立入調査した後、何か言ってくればどんどん認めるということでは、違法行為を働くときもおててつないで談合、カルテルをやって、ばれちゃったということになったら、またおててつないで公正取引委員会に来ればまけてくれるというのでは、これはどういうものかと思っておりまして、そういうわけにはいかないというふうに考えているわけでございます。

平成17年4月6日(参)本会議 細田内閣官房長官

同制度は、法定された基準に合致すれば非裁量的に減免することで透明性を確保するものであります。また、課徴金制度は一律に一定の算定率に基づく額を課すことで違反行為防止の目的を達成しようとするものであることから、減免対象者数は限定する必要があります。同時申請を認めるに、違反事業者の多くが共同して報告し、やり得となり、課徴金制度の趣旨が没却されることから問題であると考えております。

平成17年4月14日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

そこで、なぜ絞っているのかということでございますが、これはそもそもが、違反をした者は払わなきゃならぬと、一律一〇%なり四%払わなきゃならぬということになっているものを、特別にこういう場合には免除しましょう、減免しましょうということでございますので、カルテル、談合をやるときも一緒になってやって、減免制度を申請するときも一緒になって来るというんでは、これは何のためのそもそも課徴金制度だと、こういうことになりますので、そういうことは認められない。で、やっぱり絞らざるを得ないと。で、絞るときに、三名、これは我々の経験則でございますが、一名では、後のことを考えました場合に、一人だけの情報でもってその客觀性を云々するというのはやっぱりちょっと無理があるだろうと。我々の経験則からいうと三名、三社の情報があれば全体を解明するのに相当意味のある情報を得られるんじゃないかと、こういうところから三名までと、三社までと、こういうことにさせていただいているわけです。

# 課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

## ウ 減免申請者の刑事告発について

平成17年4月14日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

まず、課徴金減免制度を使って申告してきた事業者、第一番目の者についてはこれは告発をしないというのが我々の方針でございまして、これは法律成立後の告発方針の、新しい告発方針を定めさせていただきますが、その中できちんとうたわせていただきたい。二番目、三番目については、これはケース・バイ・ケースといいますか、一概に告発しないとは言い切れません。告発するとも言い切れない。その辺はそれぞれの個別の事案に接して判断をしていくということになると思いますが、少なくとも一番目の者について刑事告発をしないという私どもの方針につきましては、これは法務省さんの方でもそのことについては、公正取引委員会が専属告発権も持った上でそういう判断をしたということについては十分尊重していただくと、いただくということに、お聞きをしておりますので、そこはスムーズにいくだろうというふうに私どもは思っております。

平成17年3月11日(衆)経済産業委員会 大林法務省刑事局長

独占禁止法違反事件は、いわゆる親告罪であり、当該事件について公正取引委員会からいはずの事業者に対しても告発がなされなければ刑事訴追をすることはできません。一部の事業者を被疑者とする告発がなされた場合、告発されなかった被疑者につきましては、検察官において、その訴追裁量権の行使に当たり、専属告発権限を有する公正取引委員会があえて刑事告発を行わなかつたという事実を十分考慮することになると考えられますので、措置減免制度は有効に機能するものと考えております。

## 課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

### (2) 平成21年改正時の国会答弁

平成21年4月22日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

今は先着三名ということでございますが、五名にふやしました。これは、やはりリニエンシー申請をすることによって、公正取引委員会にもっと有効な、優良な情報をいただきたい、こういう趣旨であります。ただ、五名といつても、我々が立入検査した後は三名に限る、こういうことであります。我々にとって価値のある情報をもう少しいただいてもいいだろう、それでリニエンシー、課徴金減免制度を利用する意欲がもっとふえるだろう、こういうことで、三を五にふやさせていただきました。

平成21年4月24日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

それで、日本の場合は、最初は三名にいたしました。今回なぜ二つふやして五社にするのかということでございますが、これは、絶対五社にしなきゃならぬというものじゃないかもしれませんけれども、この二年間の宿題を受けての検討過程において、やはり立入調査前の情報というのは、たくさんとった方がもちろんいいと。そのためには若干ふやしてもいいんではないか、こういう御議論がありまして、ただし、公取が立ち入ってきてから、もうばれちゃってから、ああ、やっていましたと言ってきたって、それはだめだよということで、事前の申告については、今三社に限られていますけれども、それは五社ぐらいにしていいんじゃないかと。私どもも、確かにそれはそうだなど。それで、それを認めたからといって、本来課すべき課徴金がものすごく毀損するということもないというふうに判断いたしまして、三名を五名、ただし、それは立入検査前に限る、こういうことにさせていただいているわけでございます。

平成21年5月26日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

その中で、これは増やした方がいいんではないかと。その趣旨は、より良い情報が集まるということで、そういう提言をいただいているわけです。これは、確かに多くの人に認めた方がいい情報が集まりやすい、しかし、だんだんとその付加価値は減ってくると、こういうものだと思いますし、たくさんの事業者にリニエンシーの道を開いちゃうと、何も急ぐことはないということになりますので、すべて一長一短がある。当初は先着三名ということにさせていただいて導入したわけですが、そのときも二社でいいかどうか、いや、もっと増やせという、いろんな御議論があった中で三社にさせていただいたということでございまして、私どもとしては事前の、我々が具体的な端緒情報を持っていない段階で、すなわち立入調査をする前に情報が欲しいというのが本音でございます。立入調査をした後の情報も意味がなくはないんですが、これよりも前の方が有り難い。それに対するインセンティブとして、やっぱり三社よりも増やした方が、何でその五社と、四社じゃなくて五社というふうになりますと、これはかくしかじかでということをもう本当にクリアカットに御説明申し上げるのは難しいんですが、今るる申し上げていますような背景で、増やした方が、プラス、マイナスはあるにしてもりニエンシーの活用というものが促されて、それによって公正取引委員会により役に立つ情報が入って、それで法律の執行がより厳正化されると、こういうことにつながるという考え方の下に三社を五社にさせていただくと。ただ、事後は、五社に増やすと、これ付加価値の低い情報を何で三割引きのものに更に増やすんだということになりますので、それはもうやめます、それは。事後はもう三社までですと。事前にいてインセンティブを与えると、こういうことでございまして、なかなかクリアカットなお答えでなくて申し訳ございませんが、そういう次第でございます。

# 課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

## (3) 課徴金減免制度に関する審判決

### 東京高判平成25年12月20日・平成25(行ケ)第54号(愛知電線株による審決取消請求事件)

課徴金減免制度は、平成17年法律第35号による法の改正で初めて導入されたもので、平成21年法律第51号により拡充がされると共に項番号が変更されて現在に至っており、公正取引委員会の調査に全面的に協力して報告等を行った違反事業者に対し、その報告等の順番に応じて機械的に課徴金の減免を認めることにより、密室で行われて発見、解明が困難なカルテル、入札談合等の取引制限行為の摘発や事案の真相究明、違法状態の解消及び違反行為の防止を図るという趣旨に出たものである。…調査開始日より後にされた報告等につき期間を限定して課徴金減免制度の適用の余地を認めた趣旨は、調査開始後であっても、一定期間内に違反事業者が当該違反事実に係る報告を自ら取りまとめて提出し、公正取引委員会の把握していない事実が明らかになれば、事件の全容の解明に資することとなって減額を認めることにお合理性があるものの、公正取引委員会による調査が進んだ後において報告等が行われても事案の解明に資することにはならないというものと解される。

以上のように、課徴金減免制度の適用の有無及び内容は、当該違反行為に係る違反事業者が何番目に報告等を行ったか、当該事業者より前に報告等を行った事業者が何社あったか、さらに調査開始日より後の報告等についてはその内容が既に公正取引委員会が把握している事実に係るものか否かといった、違反事業者自身は事前に知り得ない多分に偶然的ともいえる事情によって左右されるものである。

### 公正取引委員会審決平成23年12月15日・平成22年(判)第15号及び第16号(株フジクラに対する件)

改正前の独占禁止法第7条の2第7項ないし第13項が規定する課徴金減免制度の趣旨は、カルテル等の違反行為が密室で行われる行為であり、その発見及び解明が困難であることから、事業者に対し違反行為から離脱して公正取引委員会に違反行為を自発的に報告する誘因(インセンティブ)を与えることにより、違反行為の摘発や真相究明を容易にするとともに、カルテル等の崩壊を促進させ、違反行為を防止することにあるものと解される。

…また、被審人は、既に違反行為を終了して除斥期間が経過した事業者については、処分対象となる違反行為に関する有益な情報や資料を保有している可能性が類型的に低いため、事案の究明が容易になるわけではなく、また、違反行為からの離脱を懲罰(しようよう)する効果もないから、課徴金減免制度の趣旨が当てはまらない旨主張する。しかし、課徴金減免制度は、限定された者に対してのみ課徴金減免の恩恵を与える仕組みとすることにより、全ての違反行為者に対し、いち早く公正取引委員会に情報を提供しなければならないというインセンティブを高めようとするものであり、その結果として、違反行為の摘発や真相究明、既存のカルテル等の崩壊や違反行為の防止という目的の達成を図ろうとするものであると考えられる。そうすると、特定の事業者について、当該違反行為から既に離脱し、その後除斥期間が経過したため有益な情報を保有している可能性が高いなどの個別の事情があるとしても、そのことから直ちに、現に課徴金減免申請を行った当該事業者を先順位申請者から除外して申請順位を判定すべきであるということにはならない。さらに、違反行為者のうち課徴金納付義務のない事業者には、除斥期間が経過した事業者のみならず、対象商品又は役務の売上額(独占禁止法第7条の2第1項本文)が存在しない事業者や、課徴金額が同項ただし書に該当する事業者も含まれ、これらの事業者については、違反行為について有益な情報を有している可能性が類型的に低いとか、違反行為からの離脱を懲罰(しようよう)する効果がないなどの事情は認められない。

## 我が国の経済法令における検査妨害等に対する罰則の例

法律名	自然人に対する罰則			法人に対する罰則	
	条文	罰則	併科	条文	罰則
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	第94条	懲役1年以下又は罰金300万円以下	×	第95条第1項第3号	罰金300万円以下
資金決済に関する法律	第109条第6号等	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第115条第1項第2号	罰金2億円以下
株式会社日本政策金融公庫法	第68条第3号	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第72条第2号	罰金2億円以下
電子記録債権法	第95条第4号	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第98条第2号	罰金2億円以下
信託業法	第93条第15号等	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第98条第1項第2号	罰金2億円以下
社債、株式等の振替に関する法律	第291条第4号	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第294条第2号	罰金2億円以下
農林中央金庫法	第98条の4第4号	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第99条の4第1項第2号	罰金2億円以下
債権管理回収業に関する特別措置法	第34条第7号等	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第36条第2号	罰金2億円以下
道路運送車両法	第106条の4第3号	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第111条第1号	罰金2億円以下
商品先物取引法	第362条第3号等	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第371条第1項第3号	罰金2億円以下
投資信託及び投資法人に関する法律	第242条第2号等	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第248条第2号	罰金2億円以下
金融商品取引法	第198条の6第16号等	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第207条第1項第4号	罰金2億円以下
銀行法	第62条の2第4号	懲役1年以下又は罰金300万円以下	○	第64条第1項第2号	罰金2億円以下
保険業法	第317条第3号等	懲役1年以下又は罰金300万円以下	×	第321条第1項第2号	罰金2億円以下
農水産業協同組合貯金保険法	第125条	懲役1年以下又は罰金300万円以下	×	第131条第1項第1号	罰金2億円以下
預金保険法	第143条	懲役1年以下又は罰金300万円以下	×	第149条第1項第1号	罰金2億円以下
労働金庫法	第100条の3第1号等	懲役1年以下又は罰金300万円以下	×	第100条の7第1項第2号	罰金2億円以下

法律名	自然人に対する罰則			法人に対する罰則	
	条文	罰則	併科	条文	罰則
長期信用銀行法	第 25 条第 5 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 26 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
信用金庫法	第 90 条の 3 第 3 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 90 条の 7 第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
協同組合による金融事業に関する法律	第 10 条第 3 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 11 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
水産業協同組合法	第 128 条の 6 第 5 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 129 条の 9 第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
農業協同組合法	第 99 条の 6 第 5 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 100 条の 6 第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
株式会社商工組合中央金庫法	第 72 条第 2 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 75 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
貸金業法	第 48 条第 1 項第 9 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 51 条第 1 項第 1 号	罰金 1 億円以下
金融商品取引法	第 198 条の 6 第 13 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 207 条第 1 項第 6 号	罰金 300 万円以下
資産の流動化に関する法律	第 296 条第 3 号	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 301 条	罰金 300 万円以下
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第 45 条第 1 号	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 46 条第 2 号	罰金 300 万円以下
金融商品取引法	第 205 条第 6 号等	懲役 6 月以下又は罰金 50 万円以下	○	第 207 条第 1 項第 6 号	罰金 50 万円以下
厚生年金保険法	第 103 条	懲役 6 月以下又は罰金 30 万円以下	×	第 104 条第 1 項	罰金 30 万円以下
特定商取引に関する法律	第 72 条第 10 号等	罰金 100 万円以下	—	第 74 条第 2 号	罰金 100 万円以下
食品表示法	第 21 条	罰金 50 万円以下	—	第 22 条第 1 項第 3 号	罰金 50 万円以下
古物営業法	第 35 条第 3 号等	罰金 10 万円以下	—	第 38 条	罰金 10 万円以下
消費者安全法	第 55 条	罰金 30 万円以下	—	第 56 条第 2 号	罰金 30 万円以下
通関業法	第 43 条第 2 号	罰金 5 万円以下	—	第 45 条	罰金 5 万円以下
砂利採取法	第 46 条第 4 号等	罰金 3 万円以下	—	第 47 条	罰金 3 万円以下
林業種苗法	第 33 条第 5 号等	罰金 1 万円以下	—	第 34 条	罰金 1 万円以下

# 我が国の他法令における手続保障の概要

別紙35

	行政調査手続			刑事手続
	独占禁止法 (公正取引委員会)	金融商品取引法 (証券取引等監視委員会)	国税通則法 (国税庁)	刑事訴訟法 (検察庁)
	取引調査（注1）			
供述聴取・取調べ時における弁護士の立会い	×	規定はなく、実務上も認めていない。	規定はなく、実務上も認めていない。	× 税務代理(税理士法第2条第1項第1号)を委任された税理士(税理士登録した弁護士等を含む。)の立会いは認めている。 (注)税理士登録をせずに、国税局長に通知することにより税理士業務を行うことができる弁護士(税理士法第51条第1項)にも立会いを認めている。 実務上は、検察官において、取調べの機能を害するか、関係者の名誉、プライバシー等を害するおそれがないか等を考慮して判断。実際に立ち会わせた実例は、法務省においては把握されていないとのこと。
弁護士・依頼者間秘匿特権	×	規定はなく、実務上も認めていない。	規定はなく、実務上も認めていない。	規定はなく、実務上も認めていない。 なお、弁護士等における押収拒絶権、証言拒絶権は認められている。
供述調書作成時の写しの交付	× ・規定はなく、実務上も認めていない。 ・なお、意見聴取手続において、公正取引委員会が違反事実を立証する証拠である供述調書については、閲覧可。自社従業員のものについては謄写も可。（法第52条第1項）	× ・規定はなく、実務上も認めていない。 ・なお、審判手続において、被審人は、証券取引等監視委員会が違反事実等を証する資料の閲覧・謄写を求めることができる（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第30条第4項）。	規定はなく、実務上も認めていない。	× ・関連する規定は置かれていな い。 ・実務上、被疑者等に供述調書の写しを交付するという取扱いはされていない。

(注1) 金融商品取引法第177条の規定に基づき実施するインサイダー取引等に関する調査。

(注2) 法令上、上記の手続保障を認める規定があるものは「○」、認める規定がないものは「×」。

(注3) 「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」(平成26年12月24日)資料集・資料5及び資料6並びに独占禁止法審査手続についての懇談会(第5回)における公正取引委員会提出資料(資料2-1)から抜粋。

## 行政手続法（抜粋）

### ○ 行政手続法（平成5年法律第88号）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

**第13条** 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
  - イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
  - ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
  - ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
- 二 イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。
- 三 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
  - 一～三（略）
  - 四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
  - 五（略）

【参考】行政手続法第13条第2項第4号の趣旨（行政管理研究センター編（2006）『逐条解説 行政手続法〔18年改訂版〕』p.190-192抜粋）

（趣旨）相手方が納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、あるいは、相手方に対する金銭の支給を制限する不利益処分は、「金銭」の持つ特殊性にかんがみ、最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、事前に意見を述べる機会を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることが適当であると判断し、聴聞・弁明手続の適用除外とするものである。

より具体的には、次のような理由である。

- ① 金銭債権は代替性のあるものであり、事後の争訟において処分が否定されても、その段階で清算されれば（利子の問題を除き）相手方に不利益は生じない。
- ② 金銭に係る処分の中には、多数の者に対して大量に行われる性質のものがかなりみられ、これらについて一々事前手続を必要とすると、事務量の増加が著しいものとなる。
- ③ 請求に係る金銭の支給を制限する処分については、聴聞・弁明手続を行っているということは当該給付の免責事由とならないので、聴聞・弁明手続の間に給付期日が到来した場合には、年金のように支分債権と基本債権が分かれているものであって、基本債権を制限する処分については、当該給付期日に係る支分債権は給付し、処分が行われた段階で改めて返還命令なり返還請求なりを行うことになる。

この場合に相手方が任意に返還しないときは、行政庁に強制徴収権限がないものについては通常の民事訴訟により返還請求訴訟を起こす必要が生じるし、強制徴収権限があるものでも、多大な手間を要することに変わりはない（事実上、相手方から取り返すことが難しい。）。

（解説）…本号の対象となる処分…「一定の額の金銭の納付を命じ」…

- ① 相手方の違法又は不当利得を理由として、制裁として命ずるもの

例：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（事業者に対する課徴金の納付命令）

## 他法令における金銭的不利益処分の事前手続の例(1)

	意見陳述機会の保障に 向けられた 処分理由の説明	意見陳述・ 証拠提出の機会	証拠書類の閲覧	証拠書類の謄写
<b>独占禁止法</b> ・課徴金納付命令前の 意見聴取手続	<input checked="" type="radio"/> ・意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用等を書面により通知しなければならない。 ・指定職員は、最初の意見聴取の期日の冒頭において、審査官等に、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び主要な証拠等を当事者に対し説明させなければならない。 (法第50条第1項、第54条第1項)	<input checked="" type="radio"/> 当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができる。 (法第54条第2項)	<input checked="" type="radio"/> 当事者は、意見聴取の通知があったときから、意見聴取が終結するまでの間、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧を求めることができる。 (法第52条第1項)	<input checked="" type="radio"/> 当事者は、閲覧の対象となる証拠のうち、自社証拠（当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるもの）について、謄写を求めることができる。 (法第52条第1項)
<b>金融商品取引法</b> <b>公認会計士法</b> ・課徴金納付命令前の 審判手続	<input checked="" type="radio"/> 審判手続開始決定書には、課徴金に係る違反行為の事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。 (金商法第179条第2項) (会計士法第34条の41第2項)	<input checked="" type="radio"/> 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。 (金商法第184条第1項、第185条の3第1項) (会計士法第34条の46第1項、第34条の49第1項)	<input checked="" type="radio"/> 利害関係人は、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧又は謄写を求めることができる。 (金商法第185条の13) (会計士法第34条の58)	
<b>国税通則法</b> ・国税調査に基づき 更正決定等を行 う場合の手続	<input checked="" type="radio"/> なお、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする（法74条の11第2項）とされている。	<input checked="" type="radio"/> なお、調査結果の内容を説明する際に、納税義務者から質問等があった場合には分かりやすく回答するよう努める（調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）第2章4(2)）とされている。	<input checked="" type="radio"/> なお、調査結果の内容を説明する際に、非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税義務者の理解が得られるよう十分な説明を行う（調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）第2章4(2)）とされている。	<input checked="" type="radio"/>

## 他法令における金銭的不利益処分の事前手続の例(2)

	意見陳述機会の保障に 向けられた 処分理由の説明	意見陳述・ 証拠提出の機会	証拠書類の 閲覧	証拠書類の 謄写
<b>景品表示法</b> ・課徴金納付命令前の 弁明の機会の付与	<input type="radio"/> 弁明書の提出期限までに相当な期間をおいて、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、納付を命じようとする課徴金の額、計算の基礎及び課徴金対象行為等を書面により通知しなければならない。 (法第15条第1項)	<input type="radio"/> ・課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならない。 ・弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。 (法第13条、第14条第2項)	×	×
<b>地方自治法</b> ・詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を条例で科する（法第228条第3項）前の弁明の機会の付与 ※行政手続法は適用除外（同法第3条第3項）	<input type="radio"/> 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。 (法第255条の3)	<input type="radio"/>	×	×
<b>行政手続法</b> ・金銭的不利益処分		<input type="checkbox"/> 聽聞及び弁明の機会の付与手続は不要（法第13条第2項第4号）		
(参考) ・許認可等を取り消す 不利益処分を行う場合 の聴聞手続	<input type="radio"/> 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実を書面により通知しなければならない。 ・主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実等を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。 (法第15条第1項、法第20条第1項)	<input type="radio"/> 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。 (法第20条第2項)	<input type="radio"/> 当事者等は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。 (法第18条第1項)	<input type="checkbox"/>

## 諸外国における調査妨害に対する制裁制度及びその運用状況

別紙36

調査妨害に対する制裁制度の概要	
日本	・独占禁止法第47条第1項第4号又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者や第47条第1項第1号又は第2項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者等に対し、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する(独占禁止法第94条)。現在まで適用事例なし。
EU	・事業者が当局の調査に対して協力を拒否又は妨害をした場合には制裁金を加算することができる(制裁金ガイドライン28項)。 ・事業者又は事業者団体が第20条第4項に基づく決定(検査を命じる決定)による検査の拒否等を行った場合、当該事業者の直前の事業年度の総売上高の1パーセントを超えない範囲で制裁金を課すことができる(理事会規則1/2003号第23条1項)。 ・第20条第4項に基づく決定(検査を命じる決定)により欧州委員会が命じた検査に従うこと等を事業者又は事業者団体に強制するため、1日当たり当該事業者の直近事業年度における平均日間売上高の5パーセントを超えない範囲で、決定により指定された日から起算された履行強制金を課すことができる(理事会規則1/2003号第24条1項)。
英国	・事業者が当局の調査を遅延させるような不当な行動を継続的・反復的に行った場合、制裁金が加算され得る(制裁金ガイダンス2.14)。
仏国	・事業者が不完全・不正確な情報を提供したり改ざんされた書類を提出したりして当局の調査を妨害した場合、制裁金(financial penalty)が課され得る(商法典第L.464-2条5項)。
独国	・事業者が故意又は過失により、当局に情報の提供や資料の提出をしなかった場合、制裁金が課され得る(競争制限禁止法第81条2項6号・7号)。
米国	・事業者が当局による捜査を故意に妨害し、妨害しようとし、又は妨害行為の発生を防止するための合理的な措置を探らなかった場合、罰金を増額できる(量刑ガイドライン8章C2.5e)。 ・司法の適正な運営を妨げ、又は妨げることを試みた場合等に、20年以下の禁固刑若しくは罰金刑又はこれらを併科する(司法妨害・合衆国法典18編1503条)。 ・裁判所、連邦職員又は私人の前で、連邦法に従って、真実を述べる旨又は真実を記載した書面に署名する旨宣誓した上、意図的に、かつその宣誓に反して、真実と思っていない重要な事柄を供述し、又は署名した者は、罰金若しくは5年以下の禁固刑に処し、又はこれらを併科する(偽証・合衆国法典18編1621条)。 ・裁判所又は大陪審の手続において、宣誓の上、虚偽であることを知りながら、重要な事柄について虚偽の供述をし、又は重要な事項について虚偽の内容を含むと知りながら文書等を使用した者は、罰金若しくは5年以下の禁固刑に処し、又はこれらを併科する(虚偽供述・合衆国法典18編1623条)。
韓国	・公正取引法第50条第2項の規定に基づく当局の調査の際に事業者が調査を拒否・妨害又は忌避した場合、40%以下の範囲で課徴金を増額できる(課徴金賦課告示IV3のイ(4))。 ・公正取引法第50条第2項の規定に基づく当局の調査の際に資料の隠匿・廃棄、接近拒否又は偽造・改ざん等により調査を拒否・妨害し又は忌避した事業者又は事業者団体には2億ウォン以下、事業者又は事業者団体の役員又は従業員その他利害関係人には5000万ウォン以下の過料に処する(法第69条の2第1項)。

## EUにおける調査妨害に対する制裁金の増額事例

決定日(注)	事件内容	対象事業者	加算率	決定書における増額理由	備考
2007/11/20	ビデオテープ カルテル (COMP/38432)	Sony	30%	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査時において, Sony Europe Holding BVの代表者は, <u>欧州委員会による口頭質問への回答を拒否した。</u></li> <li>また, Sony United Kingdom Limitedの従業員は, 「<u>競争事業者の価格設定</u> (Competitors Pricing)」と題するファイルの書類をシュレッダーにかけた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州裁判所の情報なし</li> </ul>
2006/09/13	アスファルト 原料材 カルテル (COMP/38456)	Koninklijke Wegenbouw Stevin (KWS)	10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査時において, KWSは, <u>欧州委員会による調査への協力を拒否したため, 検査官は立入検査先に入ることができず, また, KWSの管理部門の従業員と話をすることもできなかった。</u></li> <li>このため, 欧州委員会は, 立入検査を実施するため, オランダ競争当局及びオランダ警察の支援を要請しなければならなかつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一裁判所も欧州委員会の決定を支持 (Case T-357/06 2012/9/27判決)</li> </ul>
2005/11/30	工業用 プラスチック袋 カルテル (COMP/38354)	Bischof + Klein	10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>Bischof + Kleinの従業員の一人は, 再三警告したにもかかわらず, <u>立入検査中に欧州委員会の検査官が選択した文書を破壊した</u>(しかし, Bischof + Kleinはその後直ちに当該文書のコピーを欧州委員会に提供した。)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州裁判所の情報なし</li> </ul>

(注) 2004年1月から2014年3月末日までにおいて、調査非協力による制裁金増額が認められているものを記載(欧州委員会HPにおいて公表されている決定書を基に作成)。

## EUにおける理事会規則23条1項に基づく調査妨害に対する制裁金賦課事例

決定日 <sup>(注1)</sup>	事件名	制裁金額 <sup>(注2)</sup>	検査妨害の内容	備考
2012/03/28	EPH and others (COMP/39793)	250万ユーロ (約3億5000万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査時において、メールを調査するため検査官のみが閲覧できるように設定したパスワードが編集された。</li> <li>・また、キーパーソンに届くはずのメールについて、検査官が調査できないように対象のサーバーから移動された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一裁判所も欧州委員会の決定を支持 (Case T-272/12 2014/11/26判決)</li> <li>・本案は打切り。 (2013/06/24)</li> </ul>
2010/05/24	Suez environnement - breach of seal (COMP/39796)	800万ユーロ (約11億円2000万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査時において、1日目が終了する際に関係書類の一時保管場所として、欧州委員会がLyonnaise des Eaux(Suez environnement の子会社)の執務室に施した封印が破られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州裁判所の情報なし</li> </ul>
2008/01/30	E.ON (COMP/39326)	3800万ユーロ (約53億円2000万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査時において、1日目が終了する際に関係書類の一時保管場所として、欧州委員会がE.ONの執務室に施した封印が破られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一裁判所も欧州委員会の決定を支持 (Case T-141/08 2010/12/15判決)</li> <li>・本案は確約決定。 (2010/05/04)</li> </ul>

(注1) 2004年1月から2014年3月末日までにおいて、理事会規則23条1項に基づく検査妨害に対する制裁金賦課が認められているものを記載(欧州委員会HPにおいて公表されている決定書及び公表文を基に作成)。

(注2) カッコ内の金額は、1€=140円で換算した金額。

## 諸外国における調査妨害に対する制裁金等の賦課・加算事例

国名	時期	事例の概要	制裁の内容
米国	2002年	炭素繊維産業におけるカルテル事件において、東邦テナックス、同社の米国子会社及び東邦テナックスの役員が、連邦大陪審が命じたサピーナ（文書提出令状）の対象罪証を隠蔽するなどの司法妨害。	・東邦テナックスに対し30万ドルの罰金、同社の米国子会社に対し20万ドルの罰金
ポーランド	2002年	電話市場における支配的地位濫用事件に係る立入検査において、PTKセントラル社が、当局による自社のファイルの調査を拒絶。	・法人に対し約4500ユーロ、個人に対し約3500ユーロの制裁金
チェコ	2003年	パンのカルテル事件に係る立入検査において、経営者が、当局がメールを開封するのを拒絶し、一部のメールについては当局から取り上げるなどの妨害。	・法人に対し約1万2000ユーロの制裁金
米国	2003年	炭素ブラシのカルテル事件において、資料を改ざん・破棄するなどの司法妨害。	・法人に対し100万ドルの罰金、役員個人に対し4～6か月の禁固刑（司法取引）
スロバキア	2004年	保険会社によるカルテル事件に係る立入検査において、日記やメールの提出を拒絶。	・法人に対し約16万5000ユーロの制裁金
米国	2004年	餌用金魚のカルテル事件において、大陪審が命じたサピーナ（文書提出令状）の対象書類の作成を意図的に遅らせるなどの司法妨害。	・法人に対し17万5000ドルの罰金（司法取引）
韓国	2005年	石油化学会社に対する立入検査において、従業員が当局から証拠物を盗み、事務所の外へ持ち出すなどの妨害。	・妨害を行った従業員及び役員に対し合わせて1億8500万ウォンの過料
韓国	2005年	製粉業者に対する立入検査において、従業員が証拠物を破壊するなどの妨害。	・妨害を行った従業員及び役員に対し合わせて1000万ウォンの過料

## 諸外国における調査妨害に対する制裁金等の賦課・加算事例

国名	時期	事例の概要	制裁の内容
韓国	2005年	鋼板製造業者に対する立入検査において、支店長が従業員に証拠物の持ち出し、破壊を指示するなどの妨害。	・支店長に対し5000万ウォンの過料
米国	2006年	日本企業であるCMET社が、合併審査に際し、情報の秘匿、虚偽の陳述等の妨害。	・法人に対し10万ドルの罰金(司法取引)
ルーマニア	2008年	ルーマニア内の銀行に対する立入検査において、当該銀行の本社へのアクセスを遅らせるなどの妨害。	・約500万ユーロの制裁金
ポーランド	2010年	モバイルテレビのカルテル事件に係る立入検査において、約90分待機させるなど検査官のアクセスを妨害。	・約3000万ユーロの制裁金
スペイン	2011年	フェリー運送業のカルテル事件に係る立入検査における、必要なデータへのアクセスの妨害等。	・約200万ユーロの制裁金
韓国	2012年	サムスン電子の社員らが当局の調査員の立入を遅らせている間に、調査対象部署の社員が関連資料を破棄し、コンピューターを交換したりコンピューターに保存された資料を削除するなどの妨害。	・役員個人2名に対しそれぞれ5000万ウォン、法人に対し3億ウォンの過料、課徴金の加重で23億8000万ウォン
米国	2012年	韓国企業の役員が、合併審査に係る提出資料を改ざんするなどの司法妨害。	・役員個人に対し5か月の禁固刑、法人に対し20万ドルの罰金刑(司法取引)
ギリシャ	2012年	小麦粉のカルテル事件に係る立入検査において、虚偽の情報を当局に伝える、電子データを消去するなどの妨害。	・約20万ユーロの制裁金

## 諸外国における調査妨害に対する制裁金等の賦課・加算事例

国名	時期	事例の概要	制裁の内容
米国	2014年	自動車に組み込まれるヒーターコントロールパネルの価格カルテル事件において、デンソーの元幹部が競合他社との情報交換に関する電子メール及び電子文書を削除した司法妨害。	・元幹部個人に対し1年1日の禁錮刑
米国	2014年	自動車部品のカルテル事件において、東海理化の役員が自社の幹部に対し、違反行為に関する証拠を含むかもしれない書類を破棄し、電子データを削除するよう指示した司法妨害。	・司法省により起訴された
米国	2015年	自動車部品のカルテル事件において、ミツバの元幹部が自社の社員に対し、違反行為に関する証拠を含むかもしれない書類を破棄し、電子データを削除するよう指示した司法妨害。	・司法省により起訴された
米国	2016年	自動車部品のカルテル事件において、自動車部品メーカーの幹部と元幹部の2人が、Eメールと電子記録媒体を削除し、競合他社との情報交換に関する書類を破棄するなど捜査を妨害した。うち幹部1人はもう一方に対し、携帯電話から電話番号と通話記録を削除することを指示し、パソコンから競合他社との情報交換に関するデータを削除することを指示し、司法妨害を行おうとした。	・司法省により起訴された
リトアニア	2016年	会社の幹部が、当局が会社や社員の情報を含む書類入手するのを遅らせた。	・法人に対し約1万9500ユーロの制裁金
スロバキア	2016年	会社の代表者が、当局の立入検査中には会社内で当該検査についての情報交換をしないようにという当局の指示を守らなかつた。	・法人に対し約1000ユーロの制裁金

(注)公表情報を基に作成。

# 審判制度が廃止された経緯

## ○平成17年改正前の審判制度

- ・処分を行う前に審判手続を経て、審決により処分を行う**事前審査型審判制度**を採用

違反被疑事業者に対して勧告を行い、応諾した場合に勧告審決、不応諾の場合に審判開始決定を行う。



平成17年4月

## ○平成17年独占禁止法改正法成立

- ・事前審査型審判制度を改め、処分後に審判を行う**不服審査型審判制度**を採用

事業者に意見を述べる機会を与えた上で命令を行い、不服があれば事後的に審判で争う手続となった。



- ・附則第13条:

「政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

平成17年7月～19年6月

## ○独占禁止法基本問題懇談会開催

- ・平成17年改正法附則第13条の見直し規定に鑑みて開催された内閣官房長官の懇談会(座長:塩野宏東京大学名誉教授)

## ○独占禁止法基本問題懇談会報告書公表

- ・当面は不服審査型審判方式を維持することが適當
- ・一定の条件が整った段階で、**事前審査型審判方式を改めて採用することが適當**

平成20年3月

## ○独占禁止法等改正法案を第169回国会に提出 ※平成20年12月審査未了により廃案

- ・附則第19条:

「政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

## 平成21年6月

### ○平成21年独占禁止法改正法成立（平成21年6月10日法律第51号）

- ・附則第20条第1項：

「政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

- ・衆議院経済産業委員会（平成21年4月24日）及び参議院経済産業委員会（同年6月2日）における附帯決議：

「一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。

二 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。」

## 平成22年3月

### ○独占禁止法改正法案（平成22年改正法案）を第174回国会に提出 ※平成24年11月審査未了により廃案

- ・審判制度の廃止

公正取引委員会が行う審判制度を廃止し、処分（排除措置命令等）に対する不服審査については、抗告訴訟として東京地裁において審理することとする。



- ・排除措置命令等に係る意見聴取手続の整備

処分前手続の一層の充実の観点から、行政手続法上の聴聞手続における手続保障の水準を基本とした意見聴取手続を行うこととする。

## 平成25年5月

### ○独占禁止法改正法案を第183回国会に提出 → 平成25年独占禁止法改正法成立（平成25年12月13日法律第100号）

- ・技術的修正が行われたほかは平成22年改正法案と同じ内容

## 審判制度を廃止すべきとする見解①

### 日本経済団体連合会

「自ら審査を行い、排除措置命令・課徴金納付命令を下した公正取引委員会が、自ら行った行政処分の当否を自らの審判において判断する構造の下では、公正な審理の確保に関する不信感は払拭されず、運用の改善のみでは根本解決にはならない。かかる構造は、国内の行政機関においても例がなく、海外主要国の競争当局との比較においても日本にしか見られない制度である。公正取引委員会の現在の審判は廃止し、公正取引委員会の行政処分に対する不服申立ては行政訴訟の一般原則に立ち返って、地方裁判所に対する取消訴訟の提起により行う仕組みに改めるべきである。」

(平成19年11月20日「独占禁止法の抜本改正に向けた提言－審査・不服申立ての国際的イコールフィッティングの実現を－」)

「現行の事後審判手続制度の下では、公取委自らが審査を行い、企業は簡易な意見申述・証拠提出の手続のみで、公取委から排除措置命令・課徴金納付命令を受け、執行力のある行政処分を下した公取委自らが、その行政処分の当否を審判において判断する仕組みとなっている。行政処分の内容は企業にとり重大な影響を及ぼすものであり、また現行制度は課徴金も極めて高額なものとなり得る中で、公取委自身による審判では公正な審理が確保されないのでないか、という不信感はより深刻であり、現行の不服申立手続が事案の究明及び手続的権利の保障の面からみて問題があることは明らかである。運用の改善といった弥縫策では根本解決にはならない。

…公取委の審判制度は廃止し、公取委の下した処分に対しては、裁判所による中立的な立場からの公正な審理に委ね、不服審査手続全体における「公正らしさ(公正性の外観)」を向上させるのが適切である。」

(平成21年10月20日「公正取引委員会による審判制度の廃止及び審査手続の適正化に向けて」)

…現在国会において継続審議となっている不服申立てについて公正取引委員会(以下、公取委)による審判制度を廃止し、裁判所での訴訟にゆだねる独占禁止法改正法案の早期実現と速やかな施行を求める。」

(平成22年10月19日「企業結合に関する独占禁止法上の審査手続・審査基準の適正化を求める」)

…政府は平成22年3月に、審判制度を廃止し公取委による行政処分に対する不服審理の場を裁判所に移すための独占禁止法改正法案を国会に提出したが、現在に至るまで国会において審議がなされないまま放置されてきた。…独禁法運用の透明性向上の観点からも、早急に改正法案を審議・成立させ、新制度に移行することを求める。」

(平成23年10月18日「公正取引委員会審判制度の早期廃止を再び求める」)

## 審判制度を廃止すべきとする見解②

### 経済同友会

「既に審判制度廃止法案ができ、数次に渡って国会に提出されている。しかし常に法案審議が後回しにされ、審議がないまま未だに成立していない。改めて審判制度廃止法案の早期成立を望む。」

(平成24年4月24日「産業構造改革に向けた決意と要望～リスクを取って持続的成長の実現を～」)

### 日本商工会議所

「現行の審判制度は、公正取引委員会がいわば検事と裁判官を兼ねている状態で公平性・中立性に欠けるため、審判制度は廃止し、司法に移管すべきである。」

(平成20年6月19日「平成21年度中小企業関係施策に関する要望」)

### 競争法フォーラム※(審判制度・事前手続タスクフォース)

「公正取引委員会が行う審判制度を廃止するという改正方針について、基本的に、異論はない。」

(平成22年1月28日「審判制度に関する意見」)

※ 「競争法フォーラム」とは、独占禁止法を専門にしている又は専門にしようとしている弁護士・外国法事務弁護士により設立された任意団体。

## 諸外国における防御権の概要

	日本 (公正取引委員会)	米国 <sup>(注1)</sup> (司法省)	EU (欧州委員会)
立入検査時の弁護士の立会い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としては認められていないが、実務上認められている。</li> <li>・弁護士の到着まで検査を開始しないとの運用ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としては認められていないが、実務上認められている。</li> <li>・弁護士の到着まで捜索を開始しないとの運用ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としては認められていないが、実務上認められている。</li> <li>・欧州委による注釈書(explanatory note)によれば、検査の間、事業者は弁護士に相談することが可能であるが、弁護士の立会いが検査が有効であることの法的条件とはされていない(the presence of a lawyer is not a legal condition for the validity of the inspection)。</li> </ul>
供述聴取時の弁護士の立会い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としても、実務上も認められていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(身柄拘束下の場合)判例<sup>(注2)</sup>により認められている。</li> <li>・(身柄拘束下でない場合)権利としては認められていないが、実務上認められている。<sup>(注3)</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としては認められていないが、実務上認められている(欧州委の審査手続マニュアルには、供述人が選任する弁護士等の同席が可能である旨の記述あり。)<sup>(注4)</sup></li> </ul>
弁護士・依頼者間 秘匿特権 <sup>(注5)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認められていない(独占禁止法以外の分野でも認められていない。)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判例により認められている(競争法以外の分野でも認められている。)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判例により認められている(競争法以外の分野でも認められている。)。</li> </ul>

(注1) 米国のカルテル規制は、刑事手続により行われることを前提としている。

(注2) いわゆるミランダ判決(Miranda v. Arizona 連邦最高裁判所判決〔1966年6月13日〕)。

(注3) 任意の聴取手続においては、弁護士が立ち会うのが通例。ただし、率直な供述に影響が出ると判断された場合には、会社の弁護士の立会いが許されないこともある。なお、捜査対象企業の役員・従業員である個人に弁護士が付く際は、会社の弁護士が付くことが多いが、個人に訴追の可能性が生じた場合には、当該弁護士とは別の弁護士が付く。

(注4) 立ち会う弁護士は、基本的には会社の弁護士である。

(注5) 弁護士・依頼者間秘匿特権の詳細は次頁以降参照。

(注6) 「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」(平成26年12月24日)資料集・資料7から抜粋。

# 諸外国における防護権の概要(弁護士・依頼者間秘匿特権)

項目	諸外国の例		
趣旨・目的・意図	米国	・弁護士とその依頼者の間での完全かつ率直な交信を促し、もって法と司法行政の遵守という点においてより広範な公共の利益を促進すること(Upjohn Co. v. United States連邦最高裁判所判決(1981年1月13日)[以下「Upjohn判決」という。])	
	EU	・何人も、制約を受けることなく、必要とする全ての者に対して独立した法的助言を与えることを職業とする弁護士に相談することができなければならない、という要請に応えるもの(AM & S Europe Ltd. v. Commission欧州司法裁判所判決(1982年5月18日)[以下「AM&S判決」という。])	
	その他	・弁護士は、依頼者が他の者には話せないことを話してもらう必要がある。また、弁護士は秘密を信頼して情報を受け取ることができる。弁護士が秘密を守ることは、依頼者の利益を守るだけでなく、正義の実現に寄与する(内閣府における「独占禁止法審査手続についての懇談会」の「論点整理」に対するフランス全国弁護士会の意見より)【仏】	
根拠	米国	・判例により形成(競争法以外の分野でも認められている) ・連邦証拠規則第502条に関係規定あり	
	EU	・判例により形成(競争法以外の分野でも認められている)	
	その他	・判例により形成(競争法以外の分野でも認められている)【英】 ・1998年競争法第30条及び2002年企業法第196条に関係規定あり【英】 ・司法制度及び法律家の改革に関する1971年12月31日法律第71-1130号第66-5条に関係規定あり【仏】	
要件	米国	・①資格を有する法律専門家からの②法的助言が求められている場合において、③この目的に関するcommunicationが、④依頼者により⑤秘密裏に行われたものであって、⑥依頼者又は当該法律専門家による開示から⑦永久に保護されるべきとの依頼者の要請があり、かつ、⑧当該保護が放棄されていないこと(8 John H. Wigmore, Evidence § 2292, at 554 (McNaughton Rev. 1961 & Supp. 1991), 米国で一般的に引用される解説書より)	
	EU	・弁護士と依頼者の間の書面によるcommunicationの秘匿については、①そのcommunicationが依頼者の防護権の観点からなされたものであり、②独立した弁護士、すなわち依頼者と雇用関係によってつながっていない弁護士からなされたものである場合には保護される(AM&S判決、パラグラフ21)	
	その他	・法的助言か防護かを問わず、有体物か無体物か(紙、FAX、電子データなど)を問わない(内閣府における「独占禁止法審査手続についての懇談会」の「論点整理」に対するフランス全国弁護士会の意見より)【仏】	

項目	諸外国の例
具体的な保護の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的助言に関係しないコミュニケーション(ビジネス上の助言等)については保護の対象とならない(Motley v. Marathon Oil Co., 71F.3d 1547,1550–51(10th Cir.1995))</li> <li>・単に弁護士をCCに入れてメールやFAXを送付するだけのものや、多くの送付先リストの中に弁護士が入っていたというだけでは、保護の対象とならない(Zelaya v.UNICCO Serv. Co., 682 F.Supp.2d 28(D.D.C.2010)ほか)</li> <li>・(不正が疑われる支出に関して弁護士が全ての外国人マネジャーに対し詳細な情報を求めた質問票及び質問票の受領者に実施したインタビューのメモについての保護が争われた事案において)①従業員と弁護士のやり取りが法的助言を受けるため会社の上位の者の指示によってなされており、②弁護士が法的助言をする上で会社上層部からの情報だけでは不十分であり、③従業員と弁護士のやり取りが従業員の業務の範囲内であり、④法的助言が会社のためのものであることを従業員が十分に認識している場合には、当該従業員とのやり取りは保護の対象となる(Upjohn判決)</li> <li>・弁護士に相談する前に作成された文書であっても、潜在的な訴訟に備えて作成されたものであれば、保護の対象となる(Clark v. Buffalo Wire Works Co., 190 F.R.D.93, 95–96 (W.D.N.Y. 1999))</li> <li>・口頭での通信も保護の対象となる(In re Sealed Case, 737 F.2d 94 (D.D.C 1984))</li> <li>・弁護士が出席して法的問題点の検討を行った会議における議事録も保護の対象となる(In re Ford Motor Co., 110 F.3d 954,964–66(3d Cir.1997))</li> <li>・保護の対象となるのはcommunication of informationであってinformationではない(US v. O'Malley, 786 F.2d 786, 794 (7th Cir. 1986))</li> <li>・内容を知る必要がある者又は会社のために発言若しくは行動する権限を有する従業員に対して配布されたかどうかが秘匿性の判断基準となる(本件において当該文書が配布されたのは、特定の従業員と契約社員[その大部分は弁護士又はマネジャー]のみであり、全員が法務部門に助言を行うか弁護士が策定した法的助言及び戦略を受け取る者で、いずれも社則に拘束されるか個別の合意により守秘義務を負っていた。)(FTC v. GlaxoSmithKline, 294 F.3d 141, 147 (D.C. Cir. 2002))</li> </ul>
EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の事案に関連しない一般的な法的助言は、防御権の観点からなされたものではないため保護の対象とならない(AM&amp;S判決から導かれる解釈)</li> <li>・内部メモについては、社外弁護士から受け取った法的助言の内容を(社内弁護士や他の従業員により修正されることなく、また、これらの者の意見が付されることなく)社内の管理的スタッフに報告するものであれば、保護の対象となり得る(Order in Case T-30/89 Hilti v Commission (1990))</li> <li>・社内の準備文書については、防御権行使するため社外弁護士から法的助言を得ることのみを目的として作成された場合には、当該弁護士とやり取りをしていなくとも、保護の対象となり得る(Joined Cases T-125/03 and T-253/03 Akzo Nobel Chemicals and Akcros Chemicals v Commission (2007))</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>

項目	諸外国の例		
秘密特権を主張できる通信の時期	米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>	
	EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘匿性の保護は、行政手続(注:「欧州連合の機能に関する条約第101条及び第102条の反トラスト手続の実施に関するベストプラクティス」[以下「ベストプラクティス」という。]パラグラフ24によれば、カルテル事件では、手続の開始は、通常、異議告知書の採択と同時に行われるが、それより早く開始することもある。)開始後のやり取りに及ぶが、当該手続の対象と関連性を有する、それ以前のやり取りにも及び得る(AM&amp;S判決、パラグラフ23)</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士と依頼者との間の秘密は、関係者に対して調査が開始された後に初めて保護される(LG Bonn Beschluss vom 28. September 2005 Az. 37 Qs 27/05)【独】</li> </ul>	
対象となる依頼者の範囲	米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①従業員と弁護士のやり取りが法的助言を受けるため会社の上位の者の指示によってなされており、②弁護士が法的助言をする上で会社上層部からの情報だけでは不十分であり、③従業員と弁護士のやり取りが従業員の業務の範囲内であり、④法的助言が会社のためのものであることを従業員が十分に認識している場合には、当該従業員とのやり取りは保護の対象となる(Upjohn判決)</li> <li>・同一の弁護士を活用し、法律問題も近接関連している親会社とその子会社及び関連会社については、単一の「依頼者」となり得る(United States v. United Shoe Machinery Corp., 89 F.Supp. 357 (1950))</li> <li>・事業者の元従業員とのやり取りも保護の対象となる(In re Allen, 106 F.3d 582, 605–606 (4th Cir. 1997))</li> </ul>	
	EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>	
対象となる弁護士の範囲	米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国において弁護士資格を有する弁護士も対象となるが、当該弁護士が米国の弁護士と実質的に同等の機能を行使しており、また、当該外国法の下で特権が認められている場合に限る(McCook Metals LLC v. Alcoa Inc., 192 F.R.D. 242, 256 (N.D.Ill. 2000))</li> <li>・社内弁護士と社外弁護士で区別されない(Zenith Radio Corp. v. Radio Corp. of America, 121 F. Supp. 792, 794 (D. Del. 1954))</li> <li>・弁護士に雇用されている第三者とのやり取りも対象となるかについては、第三者とのcommunicationが必要で少なくとも非常に有益であること、第三者の関与が情報の伝達に資するものであること、当該communicationが法的助言を目的とするものであること、の3つの条件を満たさなければ認められない(Dahl v. Bain Capital Partners, 714 F. Supp.2d 225, 230 (D. Mass. 2010))</li> </ul>	
	EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州経済領域(EEA)内のいずれかの国で法曹資格を有する弁護士に限られる(AM&amp;S判決、内閣府における「独占禁止法審査手続についての懇談会」の「論点整理」に対する欧州弁護士会評議会の意見より)</li> <li>・communicationが、独立した弁護士、すなわち依頼者と雇用関係によってつながっていない弁護士からなされたものであることが要件とされており(Case C-550/07 P Akzo Nobel Chemicals and Akros Chemicals v Commission (2010))、このことから、社外弁護士とのcommunicationのみが保護の対象とされている</li> <li>・弁理士、公認会計士等の他の専門職には拡大されない(AM&amp;S判決)</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会に登録し法律業務を行う弁護士が対象(内閣府における「独占禁止法審査手続についての懇談会」の「論点整理」に対するフランス全国弁護士会の意見より)【仏】</li> <li>・社内弁護士と社外弁護士で区別されない【英】</li> <li>・社外弁護士とのやり取りのみが対象【仏、独】</li> </ul>	

項目	諸外国の例
特権の放棄とみなされる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意に開示された場合(例:委任関係にない第三者と共有した場合)。Dalen v. Ozite Corp., 230 Ill. App. 3d 18, 29 (Ill. App. Ct. 2d Dist. 1992))</li> <li>・不注意により開示した場合(例:開示文書に誤って混入した場合)において、開示を回避するために合理的かつ迅速な措置を講じず、かつ、その誤りを是正するためには、裁判所の命令、召喚状、罰則により担保された当局の要求に基づく開示がなされることが必要(スペシャルマスターによる判断。In re Vitamin Antitrust Litigation, 2002 U.S. Dist. LEXIS 26490 (D.D.C. Jan. 23, 2002))</li> <li>・米国において秘匿特権下にある書類を米国外の当局等に開示した場合に、当該書類について米国での秘匿特権が放棄されていないとみなすためには、裁判所の命令、召喚状、罰則により担保された当局の要求に基づく開示がなされることが必要(スペシャルマスターによる判断。In re Vitamin Antitrust Litigation, 2002 U.S. Dist. LEXIS 26490 (D.D.C. Jan. 23, 2002))</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放棄の効果は、原則として開示されたcommunicationについてのみ及び、例外的に、放棄が意図的なものであって、同一の事象(subject matter)に関するものであり、同一の取扱いとすることが公平であると認められる場合に限り、それ以外のcommunicationにも及ぶ(連邦証拠規則第502条(a))</li> <li>・裁判外での開示については、必ずしも同一の事象に関するcommunication全てを放棄したことにはならない(In re Keeper of Records (XYZ Corp.), 348 F.3d 16, 24 (1st Cir. 2003))</li> <li>・相手方に応じて選択的に放棄することができるかについて、政府機関に情報を開示する際、訴訟当事者が、他の手続において秘匿特権を主張するという権利を明示的に留保した場合に限り、限定的な放棄が認められる(Teachers Ins. &amp; Annuity Ass'n of Am. v. Shamrock Broad. Co., 521 F. Supp. 638, 645-46 (S.D.N.Y. 1981))</li> <li>・共同防御特権は、ある者と別の者の弁護士との間のやり取りが共通する防御戦略を構築するための継続した共通の取組の一環として行われる場合に、これを保護するものである(特権の放棄には該当しない)(In re Grand Jury Subpoena, No. 01-1975 (1st Cir. Nov. 8, 2001))</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>
特権の例外事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>

項目	諸外国の例
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘匿特権を理由にcommunication等の開示を拒否する者は、明示的に申し立て、他の関係者が当該申立ての適否を判断できる程度に当該communication等の性質を説明する必要がある(連邦民事訴訟規則第26条(b)(5)(A))</li> <li>・プリビレッジ・ログと呼ばれる秘匿対象物件一覧表を作成・提出する方法がある。具体的には、①関係する弁護士名及び依頼者名、②文書の性質(手紙、覚書等)、③当該文書を受領し又は送付されたことが示されている全ての関係者名、④当該文書を提供し、又はその実質的な内容を知らせたことが知られている全ての関係者名、及び⑤文書の作成日等、を特定すればよい(Dole v. Milonas, 889 F.2d 885 (9th Cir. 1989))</li> <li>・秘匿特権が主張された場合、検査官が当該主張のとおりと判断すれば押収しない。争いがある場合は、封筒に入れて封印して持ち帰る。その後、検査に関与していない専門部署が判断する。更に争う場合は裁判官が判断する(米国検察官マニュアル9-13.420ほか)</li> </ul>
該当性に争いがある場合の実務上の対応、濫用防止措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が、欧州委員会に対して適切な正当化理由及びその理由を根拠づけるだけの関連資料を提出('ベストプラクティス'パラグラフ52)</li> <li>・欧州委員会がそのような関連資料が提出されなかったと判断した場合は、問題となった文書の提出を命じ、必要な場合には、追加的に必要な証拠の提出又は問題となっている文書の提出の拒否について、事業者に対し制裁金又は履行強制金を課すことができる('ベストプラクティス'パラグラフ52)</li> <li>・欧州委員会の職員が秘匿特権の主張に対し理由がないと考える場合であって、特に、事業者が当該職員に対し文書について大まかに目通し(一瞥)することを拒んだが、当該文書が秘匿特権により保護され得ることを排除できない場合、当該職員は、当該争いの今後の解決を目的として、対象となった文書のコピー(事業者側が行うと思われる)を封筒に入れ封印し、欧州委員会の庁舎に持ち帰ることができる('ベストプラクティス'パラグラフ54)</li> <li>・事業者が聴聞官(The hearing officer)による調査に同意すれば、かかる問題を聴聞官に付託することができる。聴聞官は、相互に受け入れ可能な解決を促すための適切な手段を講じることができる('ベストプラクティス'パラグラフ55)</li> <li>・問題が聴聞官によって解決されない場合、欧州委員会は更に当該問題を審査し、自らの判断を適切と考える場合は、事業者の要求を却下する決定を採択することになる。事業者は、当該決定について欧州司法裁判所に提訴することができる('ベストプラクティス'パラグラフ56~57)</li> <li>・例えば、単なる審査の引き延ばし戦術のために、また客観的な理由がないのに、単に立入検査中に欧州委員会職員が文書に大まかな見通し(一瞥)を行うことを拒否するような事業者は、検査妨害に係る制裁金の対象となるとともに、競争法違反に係る制裁金を算定する際に、制裁金を増額させる事情として考慮される('ベストプラクティス'パラグラフ58)</li> <li>・Akzo/Ackros社の秘匿特権に係る訴訟手続により、4年以上の間、欧州委員会の審査が中断した。欧州委員会競争総局は、リニエンシーの適用に係る文書の附加価値を評価可能とするため欧州第一審裁判所の判断を待たなければならなかった。附加価値の評価というのは証拠の特定の一部が調査資料として使用可能かどうかに依拠しており、秘匿特権の該当性が争われた文書は、正に異議告知書及び欧州委員会決定の基礎となる重要な証拠の一部であった(Final report of the Hearing Officer Case COMP/ 38.589 – Heat Stabilisers, EU官報2010/C 307/04より抜粋)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ連邦カルテル庁の職員は、ある文書が秘匿特権に該当するか否かに関して争いが生じた場合には、当該文書を封筒に入れ封印した上で持ち出すことに同意する場合が多い(Competition Law Enforcement in Germany, "ABA Handbook on Competition Law Investigation")【独】</li> </ul>

項目	諸外国の例
対象文書が違反行為の立証に重要な証拠になり得る場合の対応	<p>米国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1999年6月の司法次官メモに添付された事業者の訴追に関する指針では、検察官が事業者の量刑を判断する際に考慮され得る要素の一つとして適時かつ任意の開示と捜査への協力の意思が挙げられ、これには、必要に応じて秘匿特権の放棄も含まれるとされていた。しかし、こうした指針が意図的又は無意識のうちに事業者に対して秘匿特権の放棄を強要することに用いられているのではないかとの批判が高まり、2008年8月以降、係争事案に関して弁護士から得た意見(助言)を抗弁(advice-of-counsel defense)として主張する場合及び犯罪等を助長するようなcommunicationである場合を除いて、弁護士・依頼者間のcommunicationを事業者が開示する必要はなく(事業者による任意の放棄は可)、検察官が捜査への協力とみなすための条件として提出を求ることはできないとされている。例えば、社内調査で弁護士が従業員からインタビューを実施しメモ等を作成した場合に、捜査への協力と評価されるために、秘匿すべきメモ等を検察官に提出する必要はなく、検察官も当該メモ等の提出を求ることはできない。ただし、捜査への協力との評価を得るために、事業者は、関連事実に関する情報(当該インタビューを通じて入手した関連事実に関する情報と同一の情報がほかでは提供されない場合には、このような情報を含む。)を提出する必要があり、検察官も当該情報の提出を求めることができる(1999年6月、2003年1月、2005年10月、2006年12月及び2008年8月の司法次官メモランダムとその添付資料及び米国検察官マニュアル9-28. 710, 720)</li> </ul>
UE	<ul style="list-style-type: none"> <li>(当局の文書提出命令に記載されている対象文書の中に、事業者が秘匿特権を主張し当局と争いになっている文書と、事業者が自らの意思で既に当局に提出した文書が含まれていたことについて、)(事業者と弁護士との間のやり取りに関する)秘密の原則は、依頼者が、弁護士と依頼者の間の書面によるcommunicationを開示することが依頼者の利益となると判断した場合に、依頼者が当該communicationを開示することを妨げるものではない(AM&amp;S判決)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ連邦カルテル庁が押収した文書が秘匿特権により保護されるものであった場合、(当該事件の)手続の過程において、当該事業者に対する証拠として使用することが禁止される(Competition Law Enforcement in Germany, "ABA Handbook on Competition Law Investigation")【独】</li> </ul>

(注)「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」(平成26年12月24日)資料集・資料8から抜粋。

# 弁護士により非協力的なアドバイスが行われた事例

別紙39

## 事例1 立入検査後、弁護士との面談等において、弁護士により、以下の内容のアドバイスが行われていた。

- ・事情聴取は新たな証拠固め。調書を作らせない。覚えていない、分からぬ、知らないで頑張る。
- ・都合悪い内容のときは「忘れた」「記憶にない」のみでよい。
- ・出頭拒否を続けると「出頭命令」が届き罰金20万円等の書類が送付されるが今まで罰金納付した前例なし。当日電話等で「忘れていた」と連絡すればよい。協力する姿勢のみで良い。
- ・調書には絶対押印しない。調書作成させない方法は=メモをとること
- ・相手は11ヶ月しかないので、日にちを延ばす、新たな調書を取らせない、などとにかく今は頑張るしかない。業界が一枚岩にならなければならない。

※ 弁護士からアドバイスを受けた従業員のメモ等に記載

## 事例2

違反被疑事業者らが所属する事業者団体において、弁護士により、以下の内容の講演が行われていた。

- ・公正取引委員会に供述聴取の強力な権限はない。あるように思い込ませる手法である。
- ・出頭命令は、業務都合の理由で応じなくてよい。
- ・自宅への立入検査を行うこともある。(→拒否する)

※ 講演出席者が作成した報告書に記載

立入検査後、左記講演を行った弁護士と違反被疑事業者らの間で対策会議を開き、以下の事項を申し合わせた。その際、対策会議の内容等は書面に残さないよう、当該弁護士から念押しがあった。

- ・調書には署名はしないこと。
- ・(供述聴取の)2日連続は避ける。なるべく先に延ばすこと。
- ・応答は短く。
- ・「記憶にない」、「忘れた」(と供述の際に述べること)。

※ 会議出席者のメモに記載

## 事例3 立入検査後、違反被疑事業者5社に対し、弁護士により、以下の内容のアドバイスが行われていた。

- ・供述聴取は任意のものであり、偽証にはならないことから、分からぬ、覚えていない、知らないが良い防衛。
- ・出頭命令・調査は終了・変更の権利があり、体調不良を理由に勝手に帰つてもよい。また、戦後一件も罰金等を科された例はない。
- ・身柄拘束は不可能であるから、「頭が朦朧とした」ことを理由に帰つてよい。
- ・とにかく公正取引委員会の玄関を跨いだら、「全て覚えていない」「分からぬ」という態度で臨むこと。

※ アドバイスを受けた従業員のメモに記載

## 弁護士により非協力的なアドバイスが行われた事例

### 事例4 弁護士による調査非協力指導を示す文書が違反行為の認定に用いられた。

#### 公正取引委員会審決平成22年9月21日・平成16年(判)第26号（株式会社ピーエス三菱ほか10名に対する件）抜粋

力 22社(事務局注:違反行為者)の役員や従業員の一部が、以下の各文書を作成・所持していた。これらの文書の記載内容は、その作成者等が関東地整発注の特定PC橋梁工事又はそれを含むPC工事一般についての受注調整の存在を認識していたことを示すものといえる。

(ア)～(セ) 略

(イ) 被審人P社から平成16年4月5日に留置された文書のうち「リスクマネジメント委員会 12／15」と書き出しの部分(査第285号証)。同被審人の「東京土木支店管理部長代理兼総務グループリーダー兼事務管理グループリーダー」の地位にあった者が所持していたノートの一部であるところ、その中には、同被審人が本件立入検査を受けた経緯、公正取引委員会による事情聴取の見込み等の記載の後に、

「I弁護士に対応説明会」、

「細かい指導まであった」、

「I→人格を変えてくれ。まじめに答えるな。短かく答弁する。知りません、わかりません。忘れましたでいく。公取のシナリオにのるな」、

「供述調書に署名捺印したものをくすぐるはむづかしい。(供述調書)は作らせない」、

「何の資料か等は答えない」、

「P社、O社、M社をターゲットにしてくる。…公取・残りの10数社は3社を見ている。対応間違えると全体ですっこける。…行く前に話し込みの必要あり」、

「同業他社、外堀から埋られた場合もつっぱねる。きよぎの証言に対する制裁はない。(弁護士)」、

「メモを捨てる(書類整理)」、

「同業者との負担(金)の書いたもの・抜けるものなら抜く 沢山なければ、整理 部長、GL 担当者が持っている」、

「書類整理とは、連続もの(平成〇〇年度)について、H12の半分かくしたら言われる、かくなら全部かくす」との記載がある。

## 弁護士により非協力的なアドバイスが行われた事例

### その他の事例

- ・ 違反被疑事業者において、立入検査を受けた場合の訓練として、模擬立入検査を過去に実施しており、当該模擬立入検査に当たっては、弁護士が助言を行っていた。同社は、立入検査を受けた際の対応に係る「立入検査マニュアル」を作成しており、当該マニュアルでは、「リニエンシーの申請の有無に關係なく、当日は何も認めないことなどが記載されていた。
- ・ 関係人従業員が、供述聴取の際に、「弁護士との面談の際、当該弁護士から『事実関係を認めた供述調書さえ取られなければ課徴金納付命令は出されない。』という趣旨のことを聞かされた。」旨を供述した。
- ・ 関係人従業員が、供述聴取の際に、「弁護士が行った説明会の場で、公取の調査に協力しても協力しなくても結論は同じなので協力しなくてもよいと言っていた。」と供述した。
- ・ 関係人従業員が、供述聴取の際に、「弁護士との面談の際、当該弁護士から、供述聴取に対しては、『徹底抗戦してこい』、『何もしゃべるな』と言われた。私としては、弁護士の指示には逆らえないと思い、何も話すべきではないとも考えたが、公正取引委員会の調査には協力しなければならないと考え、審査官に事実を申し上げるべきと思い直した」旨を供述した。
- ・ 関係人従業員が、供述聴取の際に、事業者が自主的に提出してきた同人署名の陳述書のうち、同人の違反行為への関与を否定する記載部分について、「この点については、弁護士が勝手に作文したもの」で、自身が違反行為に関与した旨を供述した。

## 公正取引委員会が行う行政調査手続の実際

### ディスカバリー、弁護士・依頼者間秘匿特権への対応等

- これまでに、公正取引委員会に対し、米国の裁判所からディスカバリー要求がなされたことはない。また、当委員会に減免申請を行った国内の事業者に対し、当該事業者が保有する文書についてディスカバリー要求がなされた際に、当委員会は裁判所に意見書を提出して当該要求に反対する姿勢を表明している。
- 国際カルテルに参加した日本企業が米国の弁護士と相談した文書は米国当局との関係では秘匿特権が認められているところ、該当文書が日本の公正取引委員会に留置された場合は特権を放棄したとみなされる可能性があるとの指摘を受けることがあるが、少なくとも米国においては、一部の裁判例において、当局の命令を受けて提出する場合には秘匿特権が失われることはないとの判断が示されているところであり(他方で、放棄となる判決等は承知していない。),必ずしも秘匿特権の放棄を意味するというものではないと考えられる。
- 当委員会から米国当局に当該情報が提供されると、米国で保護されなくなる可能性があるとの指摘を受けることがあるが、当委員会がこれまで独占禁止法の調査権限に基づいて収集した証拠物件等を海外当局に提供した事実はない。

(注)平成26年5月14日開催の独占禁止法審査手続についての懇談会(第5回)における公正取引委員会提出資料(資料2-3)から抜粋。

## 不当な取引制限の構成要件・立証基準の国際比較

	米国	EU	日本
禁止規定	<p>○シャーマン法1条 数州間又は外国との取引又は通商を制限する全ての契約、トラストその他の形態による結合または共謀は、これを違法とする。ここで違法とされる契約を締結し、結合し、又は共謀する者は重罪を犯したものと…する。</p>	<p>○EU機能条約第101条1項 加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、又はかかる結果をもたらす事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決定及びすべての共同行為であって、特に次の各号の一に該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。 (略)</p>	<p>○独占禁止法 2条6項 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。 3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。</p>
立証基準	<p>○刑事訴訟においては、合理的な疑いを超える程度の立証が要求されるが、カルテル事案は当然違法(価格に関する共謀はそれだけで違法であり、その合理性、効果、影響、損害の有無等は一切問題とされない)とされており、どの市場で競争が制限されたのかを立証する必要はない。</p> <p>○価格に関する共謀行為は、合意に関する直接証拠なしで推認可能であり、実務上も、直接証拠によって共謀行為が認定されるることは稀であり、並行行為とともに共謀の推論を支える状況証拠(会合・情報交換等)により共謀行為を認定することが許されている。</p> <p>○民事事件及び行政事件の立証水準は証拠の優越であり、ある事実が存在するとの蓋然性が存在しないとの蓋然性より高ければ、事実の存在の立証がなされたと解される。</p>	<p>○カルテル事案における違反の目的又は効果の立証については、競争制限の目的のみを立証すればよく、具体的な競争制限効果を立証する必要はない。</p> <p>○事実の推定が広範に認められており、証拠の優越(民事の立証水準)よりは慎重な認定が求められているものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格引上げの目的については、①会合に参加した事実(出張日程等)と、②会合の議題を示すアジェンダ、上司への報告等があれば推認される。</li> <li>・協調行動を行った当事者間で会合がある場合、会合での具体的結論が明らかにならなくとも、協調行動を認定することができる。</li> <li>・価格情報の交換それ自体を違反と認定することや、情報交換から価格協定を認定することも可能。</li> </ul>	<p>○共同行為の存在に加えて、一定の取引分野・競争の実質的制限の立証も必要。</p> <p>○立証水準は高く、「経験則に照らして関係する全証拠を総合的に検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性」が要求される。</p> <p>○カルテルのリニエンシー事案であっても、合意の内容を固める立証が必要である。</p> <p>○どの範囲の商品や物件につきどのような内容の合意をしたかがカルテル立証の決め手(必要不可欠な構成要件)であって、①ある時点における②カルテルの実施についての具体的な内容の固まった③最終的な合意の④成立が要証事実と考えられており、状況証拠から事実認定を行う場合、経験則からくる推定がほとんど認められていない。</p>

(参考)井上朗『EU競争法の手続と実務』(全訂版、民事法研究会、2016年4月)、上杉秋則『独禁法国際実務ガイドブック』(商事法務、2012年5月)、宮川裕光「米国・EU・中国競争法比較ガイドブック」(中央経済社、2010年3月)、渡邊肇『米国反トラスト法執行の実務と対策』(第2版、商事法務、2015年12月)、越知保見『日米欧独占禁止法』(商事法務、2005年10月)、公正取引委員会競争政策研究センター『カルテル事件における立証手法の検討』(2013年6月)、公正取引委員会競争政策研究センター『カルテル・入札談合における審査の対象・要件事実・状況証拠』(2007年7月)

**「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に係る意見募集に対し寄せられた意見等(概要)  
(論点整理に対する意見・情報の提出状況)**

(受付順)

番号	提出者名		
1	山田浩史(西村あさひ法律事務所 弁護士)	20	公益社団法人 経済同友会
2	ジョージメインズ大学法律大学院世界独占禁止研究所	21	全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会(連名)
3	黒住敬一	22	一般社団法人 日本経済団体連合会
4	全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会	23	一般社団法人 日本電線工業会
5	群馬県中小企業団体中央会	24	厚谷襄児(北海道大学名誉教授・日比谷総合法律事務所 弁護士)
6	小畠徳彦(流通科学大学商学部教授)	25	経営法友会
7	日本百貨店協会	26	土田和博(早稲田大学法学学術院教授)
8	長谷部元雄(銀座公正取引コンサル株式会社 代表取締役社長)	27	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
9	日本労働組合総連合会	28	越知保見(明治大学法科大学院専任教授)
10	日本弁護士連合会	29	競争法フォーラム
11	小原喜雄(神戸大学名誉教授)	30	矢吹法律事務所
12	全国中小企業団体中央会	31	全国石油商業組合連合会
13	長澤哲也(大江橋法律事務所 弁護士)	32	一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
14	舟田正之(立教大学名誉教授)	33	国際法曹協会カルテル部会
15	公益社団法人 関西経済連合会	34	日本チェーンストア協会
16	日本商工会議所、東京商工会議所(連名)	35	宮川裕光(ジョーンズ・ディ法律事務所 弁護士)
17	雨宮慶(伊藤見富法律事務所・外国法共同事業モリソン・フォースター外国法事務 弁護士事務所 弁護士)	36	一般社団法人 新経済連盟
		37	橋爪裕子(トランスペアレンシー・ジャパン社員)
18	根岸哲(神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授)	38	フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所
19	伊永大輔(広島修道大学大学院法務研究科教授)	39	片峰建太郎

## 「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に係る意見募集に対し寄せられた意見等（概要）

(注) 本資料は事務局が概要として取りまとめたもの。

第2 現行課徴金制度の問題点・見直しの留意点・手順	
1 現行課徴金制度の問題点（見直しの必要性）	
(1) 硬直的な算定・賦課方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○硬直的な現行制度から多数の問題事例が生じており、独禁法を適正に執行する上で弊害が多く、これらの問題の解決策として裁量が必要又は認められてもよい。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）、根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）、伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）、越知保見（明治大学法科大学院専任教授）】</li> <li>○硬直的な現行制度から生じている問題例は、そもそも対応の必要性があるのか、実例がどの程度あるのかも含め、十分に検証する必要がある。論点整理に挙げられている、いずれの問題も、現行法の解釈のは正又は現行制度の微修正・きめ細やかな法令改正で対応可能であり、裁量制度を導入する根拠とはならないのではないか。【全国中小企業団体中央会、長澤哲也（大江橋法律事務所弁護士）、公益社団法人関西経済連合会、公益社団法人経済同友会、一般社団法人日本経済団体連合会、経営法友会、全国石油商業組合連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、競争法フォーラム、矢吹法律事務所、宮川裕光（ジョーンズ・ディ法律事務所弁護士）など】</li> </ul>
(2) 調査協力インセンティブの欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在の供述聴取中心の調査方法を改め、相手方の防御権を強化して、より客観的な資料によって違反行為を認定する方向にしていくことが適当。その上で、自発的に違反行為に関連する証拠を提出した場合の調査協力インセンティブ等の在り方を検討すべき。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）、厚谷裏児（北海道大学名誉教授・日比谷総合法律事務所弁護士）】</li> <li>○現行制度の下では調査協力インセンティブが欠如しており、解決すべき。【根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）、伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）、矢吹法律事務所、国際法曹協会カルテル部会】</li> <li>○論点整理では、現行減免制度では調査協力インセンティブの確保に不十分であることの理由が示されていない。【公益社団法人経済同友会】</li> <li>○国際カルテルにおいて、調査に協力してもしなくとも同じという理由で、公取委軽視があるとすれば、調査協力を促す裁量型課徴金制度は有効と思われるが、その場合、調査協力せざるを得ないほどの水準の課徴金を課すことができる制度であることが前提となる。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】</li> </ul>
(3) 国際標準制度からの乖離	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制裁金制度は国によって異なるものの、整合性を図る理由はない。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）、伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</li> <li>○日本企業の海外展開は進んでおり、国際的な制度との整合化は理解できるが、国際カルテル事案では複数国の競争当局から課徴金を課される可能性もあり、関係国間での課徴金の算定に関する調整が必要。その場合、違反行為から被害を受ける企業から見ても納得感を得られる制度となるよう配慮すべき。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）、一般社団法人日本電線工業会】</li> <li>○我が国の法体系では行政上の措置である課徴金と刑事罰が併存しており、米国やEUとは異なる。諸外国の制度を「木に竹を接ぐ」ように取り入れるのではなく、我が国特有の法体系全体の見直しまで視野に入れながら、国際的なハーモナイゼーションを進めるべき。【公益社団法人経済同友会】</li> <li>○我が国独禁法は国際的に特異であり、法律構成・執行において様々な問題や不都合が生じていることは事実であるが、我が国独禁法の制度上の特徴・问题是、課徴金制度に裁量がないからではなく、欧米の制度を接ぎ木した構造となっているためあり、接ぎ木としての基本構造を見直すべき。【経営法友会】</li> <li>○EU、米国等いずれも日本とは独禁法の仕組み・運用が異なるので、日本の独禁法、風土、歴史、文化等にあった制度の構築は独自に考えられて然るべきであり、国際標準制度からの乖離は課徴金制度の見直しの理由とはならない。【一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会】</li> <li>○我が国のように裁量的な制裁金等の制度を採用していない国は、独禁法の先進国の中では日本だけであり、独禁法を導入している新興国も裁量的な制裁金等の制度を志向していることから、現行課徴金制度が国際標準から乖離しているとの論点整理の指摘は、その通りなので、見直しには賛成。【矢吹法律事務所】</li> </ul>

## 2 課徴金制度の見直しの留意点・手順

- EUの制度をベースに改正が行われる方向性が示されつつあるが、EUの制度は特に調査手続面において必ずしも合理的ではない印象を有している。EUの制度だけではなく米国DOJの制度・実務も参考しつつ、日本の実態に即した適切な制度設計を行う必要がある。【山田浩史（西村あさひ法律事務所 弁護士）】
- 課徴金は事業者に重大な不利益を与える行政措置であり、予測可能なものでなければならぬため、課徴金額の予想・把握が困難になること等から、裁量の導入については反対又は極めて慎重に検討すべき。仮に裁量を認めるとしても、基本的事項は法定化し、その範囲は必要最小限に限定すべき。【全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人新経済連盟】
- 論点整理に挙げられた問題点には、課徴金制度の根幹に関わるものもあれば、制度設計上の技術的問題にすぎず、法令を多少手直しすれば済む問題もある。技術的問題であり、かつ、早急に手直しする必要がある部分（売上額や課徴金減免制度の見直し）から改正作業を進めるのが適当。課徴金を違反行為の抑止という本来の趣旨に適合するためには、違反行為の悪質性、違反期間、企業の違反歴等を考慮して、一定の基準の下に、事案ごとの特性に応じた判断ができるようある程度の裁量を与え、より柔軟な算定ができるようになる必要がある。そのためには、課徴金の額がどのようなものであるべきか、算定の際にどのようなことを考慮すべきか、また、裁量の適切性を担保するためにどのような制度が必要かといったことについてさらに検討した上で、課徴金制度を抜本的に見直すことが必要。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】
- 課徴金制度は、元来、違反行為の抑止力を高めるためのものであるが、公取委に課徴金額や課徴金減免に裁量権がないこと、同制度が複雑化し過ぎて審査官等が過大な作業量のため手足が割かれ過度な負担を強いられ、本来行うべき「違反被疑事実」究明の審査業務に大きな影響を及ぼしているなど硬直していることから、簡潔なものに改めるべき。【長谷部元雄（銀座公正取引コンサル株式会社代表取締役社長）】
- 現行の課徴金制度の問題点についてより公平な制裁や事案に見合った課徴金の適用がなされるよう、まず、現行制度でカバーできない部分について必要な法整備を進めることで手当てるべきである。【日本労働組合総連合会】
- 裁量の幅が広ければ広いほど、調査期間の長期化を招くものであることも十分に考慮されるべき。【長澤哲也（大江橋法律事務所弁護士）】
- 独占禁止法の執行力の質を向上させるため、裁量型課徴金制度を合理的に設計すべき。より公平な制裁、違反の実態に見合った課徴金の額の賦課を可能にすること、また、証拠が出にくいことが理由で違反とし難い行為も、事業者・従業員等の協力を得て違反とすることを可能にすることを目的とすべき。【舟田正之（立教大学名誉教授）】
- 裁量型課徴金制度等の導入が防御権問題の解決の前提であり、裁量型課徴金制度等の導入がなければ防御権の問題も未解決となる。【根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）】
- 問題を解決するに当たって全面的な裁量が必須とはいえない難ければ、問題を解決するのに不可欠な範囲で、かつ、司法統制し得る形で限定的な裁量の導入を検討すべき。独占禁止法研究会の場では、単なる政策判断と法的議論とを切り分けて議論すべき。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】
- 企業からみて法執行の予見可能性・透明性・公平性、行政権力の濫用防止の観点は重要。これらが確保できなければ、基本的な人権が侵害されるのみならず、自由な事業活動を通じた企業の成長、経済成長への貢献を行うことができない。また、行政庁の裁量的な処分の取消訴訟に関する現行の司法審査の在り方を前提にすれば、課徴金額の算定を公取委の裁量とした場合、公取委の算定額の多寡の適正さについて、裁判所が判断しないおそれもある。以上の観点から、いわゆる「裁量型課徴金制度」の導入には反対。【一般社団法人日本経済団体連合会】
- 企業と公取委が協力して事件を処理する体制を構築することにより、現状の自白偏重から報告命令を活用した審査手法への転換を目指すことが、迅速・効率的な事件処理の観点から望ましい。そのため、適正手続の確保をはじめとする包括的な環境整備を強力に進めるべき。【一般社団法人日本経済団体連合会】
- 裁量型課徴金制度の導入目的が、独占禁止法の執行強化とそれを通じた違反行為の抑止であれば基本的に是認できる。しかし、裁量型課徴金制度がなければ十分な抑止や取り締まりができないおらず、導入が不可欠かどうかは、実態を十分に検証し、更に議論を尽くしていく必要がある。【一般社団法人日本電線工業会】
- 各論点をそれぞれ個別に検討するのではなく、相互に関連するものとして包括的な考慮をした上で、るべき課徴金制度の検討をすべき。【矢吹法律事務所】
- 裁量による増額は認めるべきではない。【一般社団法人新経済連盟】
- 課徴金額は、同一のカルテルにおいても各事業者が抱える態様や事情は多様であるという認識に基づき、これらの態様や事情を適正に反映するように制度が構築されることが重

要。他方、事業者が利用したいと考えるような考慮要素を減算要素として法定し、該当する場合に加算・減算される割合が一定の幅を持って明確に設定されることが重要。【フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所】

○EUの関連制度を表面的に捉えてネガティブなコメントをする意見も多く見られるが、建設的なコメントとはいえない。現在の日本の制度で発生している問題点が、EU制度においてはうまく処理できている側面があることは確かであり、このメリットを日本にも導入することができないか、大いに検討する価値がある。一方、公取委の供述聴取偏重主義や手続保障の欠如など、EU制度が現在の日本の制度や運用と整合的でない部分が多く、そのままEU当局が持っている裁量を「つまみ食い」的に受け入れることは、様々な制度的機能不全を引き起こす恐れがある。したがって、EU当局の持つ裁量を導入するのであれば、その前提となっている調査手法やルールについても、表裏一体のものとして検討せざるを得ない。今回の課徴金制度の見直しにおいて、適正手続の問題や審査手法の改善問題を先送りすることについては、強く反対する。【フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所】

### 第3 論点

#### 1 不当な取引制限に対する課徴金の算定・賦課方式

(1) 課徴金の算定 基礎	<p>(基本的な売上額の範囲)</p> <p>○①論点整理に記載されている問題事例は裁量制度を導入せずともきめ細かい法改正や運用で解決できる、②売上高を裁量で認定する制度は予見可能性、透明性等を害する、③売上高を裁量で認定する必要性が不明確、④売上高は課徴金算出の出発点である等の観点から、売上額の範囲について裁量制度を導入することに反対。【全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、全国中小企業団体中央会、一般社団法人日本経済団体連合会、厚谷襄児（北海道大学名誉教授・日比谷総合法律事務所弁護士）、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、競争法フォーラム、矢吹法律事務所】</p> <p>○米国の司法省は、罰金のレベルを「影響を受けた通商」の量を基礎として決定。当該規定の解釈について米国の裁判所における意見の一致ではなく、検査の対象企業は、定期的に、執行担当官との間で、どの通商量が基礎罰金額に算入されるかについての詳細な交渉を行っている。「影響を受けた通商」を基礎とするアプローチは、最適な制裁額を決定する際の重要な目的である比例原則及び効率的な抑止力の達成に資する。カルテル行為に無関係な指標（例えば、一般的な売上額）に基づいて課徴金を計算する方法では、比例原則を達成することは難しく、過度又は過小な抑止につながるおそれがある。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）、国際法曹協会カルテル部会】</p> <p>○マリンホース事件のような国際市場分割カルテル等に対応できるようにするために、EU・米国のように算定基礎が柔軟に算定される必要がある。【小原喜雄（神戸大学名誉教授）】</p> <p>○課徴金の算定基礎となる「実行期間における当該商品・役務の売上額」の現行解釈実務は、算定が簡明・簡易であることを維持しながら、結果の具体的妥当性が確保されるように巧みに捉えられているため、特に「具体的な競争制限効果」による限定とこれを推認する判断枠組みを持つ現行制度の法運用は、課徴金制度の趣旨・目的から見て合理的で適切なものとなっているため、改正の必要はない。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</p> <p>○「売上額」を公取委が柔軟に認定する制度である場合、課徴金の額がいくらでも算定できることになるおそれがあるため、売上額について限定列挙すべき。【日本チェーンストア協会】</p> <p>(売上額がない場合)</p> <p>○日本に売上のない企業は、海外で不当利得を得ると共に他社が我が国で不当利得を得ることを手助けしているが、我が国で不当利得を得ていない。違反行為による不当利得相当額とみなされる額を基準として課徴金を課すという現行制度においては、売上がなく違反行為による不当利得を得ていない企業に課徴金を課すことができるのは当然。違反行為の抑止の観点からは、違反行為による不当利得の有無にかかわらず課徴金を課す必要性があるが、違反行為による不当利得がない企業からも課徴金を取るために、課徴金は制裁であることを正面から認めなければならない。そのためには、課徴金制度を抜本的に見直す必要がある。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】</p>
------------------	--

	<p>○売上高のない入札談合参加者は、排除措置命令に伴う指名停止という不利益等があることを考えれば、違反行為抑止機能は十分に果たされているため、このような事業者に課徴金を課すような改正は不要。また、国際市場分割カルテルに参加した外国企業に適正に課徴金を賦課するため、EUのガイドラインを参考に、違反行為が行われた地理的範囲における商品又は役務の総売上額を算定し、違反事業者の世界シェアを掛ける等により売上額を擬制することを内容とする特則を設けることを検討すべき。【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> <p>○見倣し売上高を決め、それを基準に課徴金の算出方法により算出される課徴金額は、人為的に見倣して定めた額であり、それを課徴金として納付を命ずるとしたら、現実に売上高がないのに課徴金を課すことであり、財産権の侵害（憲29条）にならないか。【厚谷襄児（北海道大学名誉教授・日比谷総合法律事務所弁護士】】</p> <p>○日本市場で売上がなかった違反行為者の世界全体におけるシェアを日本の当該商品の市場規模に乗じて見倣し売上額とする方法が考えられる。世界シェアが実際に利用可能かという問題はあるが、日本に参入したならば合理的に予測される当該事業者のシェアが「世界全体」におけるシェアと著しく乖離する場合は、事業者に著しい乖離の立証責任を負わせ、立証が十分な場合以外は世界シェアを乗じることとしてはどうか。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授】</p> <p>（売上額の控除）</p> <p>○課徴金の対象を日本で引き起こされた経済的損害に限定すべき。法域間の調整がないため、日本国外の売上に基づく課徴金は他の国の競争当局との争議を引き起こし、重複した罰を課すことになり得る。これは過剰抑止の可能性を高める。【ジョージメイソン大学世界独禁法研究所】</p> <p>○米国の罰金は「影響を受けた通商」の量を基礎としており、反トラスト部会は一般的には米国外の通商量を除外すべきであると米国量刑委員会に対して提案した。課徴金の算定基礎に日本国外のカルテル対象商品の売上高を含める必要はない。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名】</p> <p>（算定期間）</p> <p>○①違反行為を続けることで利益を上げることができる、②算定期間を限定する合理的な理由がない、③十分な抑止力を確保できない等の観点から、現行の算定期間を延長又は廃止すべき。【ジョージメイソン大学世界独禁法研究所、小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）、長谷部元雄（銀座公正取引コンサル株式会社代表取締役社長）、小原喜雄（神戸大学名誉教授）、根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）、伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）、土田和博（早稲田大学法学学術院教授）、国際法曹協会カルテル部会】</p> <p>○売上高の算定に必要な関連資料のある期間の1年間の売上額の平均額を違反期間の1年間の売上の平均額とみなすという規定を設ければ、違反を行った全期間について課徴金の対象とすることも可能ではないか。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授】】</p> <p>○3年という期限は課徴金の算定に係る過度な負担を防止するものとして引き続き維持すべき。1年程度の売上に年数を掛ける方法も考えられるが、赤字と黒字を絶えず繰り返している中小企業にとって、たまたま基準となった1年に基づき算定されることは納得できない。【全国中小企業団体中央会】</p> <p>○EUのように違反期間の最終年度の売上額に違反期間を乗じるとする方法については、当該最終年度の数値が標準的ではない場合に実態にそぐわない課徴金が賦課されるという不利益が企業に生じる可能性があるため反対。【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> <p>○EU型の違反行為の前年度の売上額×違反行為期間を基本売上額とする方向性が妥当。その上で、前年度の売上額が著しく過少である場合には、公取委において過去数年間の平均値を用いることができることとともに、逆に著しく過大であると事業者が主張する場合には、それを一応許容し、合理的な売上額が事業者から提示されない限り、前年度の売上額を用いてはどうか。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授】】</p> <p>○3年間に限定した立法事実の存否を慎重に検討した上で、国際標準との比較や現行の帳簿保存期間等を考慮して、現行の3年間という期間が短すぎるということであれば、一定の範囲（例えば5年間）に見直すことはあり得る。【矢吹法律事務所】</p>
--	--

(2) 課徴金の基本 算定率	<p>(基本算定率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○課徴金は独禁法違反により引き起こされる損害に比例すべき。制裁金はまず損害を反映する「基本算定率」を算定し、当該基本算定率を調整するため乗数を掛け合わせる。適正罰の枠組みにおいては、乗数は違反行為が探知され処罰される確率に逆比例する形で関連している。【ジョージメイソン大学世界独禁法研究所、全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</li> <li>○課徴金の水準は現行の水準で不十分であるとする根拠はなく、課徴金の現行の水準は不当利得の剥奪や違反の抑止といった制度趣旨からみて十分な水準であるため、基本算定率は現行制度を維持すべき。【全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、日本百貨店協会、全国中小企業団体中央会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、一般社団法人新経済連盟】</li> <li>○抑止力を維持・強化するためには、基本算定率の引上げが最も有効。特定の事例を改善するよりも、より優先すべき課題。平成17年独禁法改正において算定根拠となった統計によると、カルテル等の不当利得の平均値は16.5%、EUにおけるカルテルに対する基本額も実務上15~18%とされていること等からすれば、15%程度まで引き上げることに既に一定の合理的な根拠がある。十分な算定率は、特に国際カルテルに参加する外国企業にとって課徴金減免申請の決断を行う上で特に重要。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</li> <li>○基本算定率について裁量を導入するか否かについては、透明性・予測可能性と具体的な事案における適正・公平性の両方の観点から、各事由のバランスを見て検討すべき。【矢吹法律事務所】</li> </ul> <p>(業種別算定率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○①小売業と卸業のみが利益率が低いわけではない、②業種で区分する合理的な根拠が薄い、③算定の容易性の確保の妨げになっている等の観点から、業種別算定率は廃止すべき。【根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）、伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）、土田和博（早稲田大学法学院教授）、越知保見（明治大学法学院専任教授）、矢吹法律事務所】</li> <li>○小売及び卸業のみ利益率が低いわけではなく、違法行為の抑止という課徴金の目的に照らしても、利益率を考慮する必要はない。グループ企業のデザインによりグループ企業各社の利益率をコントロールできるため、その点でも業種別算定率は適切でない。【黒住敬一】</li> <li>○①業種によって利益率に差がある、②中小企業にとってはとりわけ不利益となる等から、業種別算定率を維持すべき。【全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、群馬中小企業団体中央会、日本百貨店協会、全国中小企業団体中央会、競争法フォーラム、全国石油商業組合連合会、日本チェーンストア協会】</li> <li>○グループ単位の規制は、日本の法体系全体の問題であり、独禁法上の特異性だけで説明可能なのか十分な検討が必要。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</li> <li>○業種の種類や中小企業であるか否か等の要素に基づき、課徴金額を調整することは比例原則に反し、実務上、違反行為者の有責性を正確に反映できなくなるおそれがある。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</li> </ul> <p>(中小企業算定率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業のみ利益率が低いわけではなく、グループ企業のデザインにより、各社の利益率、資本金、従業員数をコントロールできるため、中小企業算定率は適切ではない。【黒住敬一】</li> <li>○①中小企業は大企業に比して利益率が低い、②大企業と中小企業の利益率の格差は近年拡大している等から、中小企業算定率を維持すべき。【全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、群馬県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、東京商工会議所（連名）、競争法フォーラム、全国石油商業組合連合会】</li> <li>○大企業の子会社など、親会社の大企業の内部留保の蓄積により、経済的負担を命ぜられることによる打撃に堪えうるような状況が認められる場合には、中小</li> </ul>
-------------------	---

	<p>企業の定義を工夫するなど別途の例外規定を設けた上で、中小企業算定率を維持すべき。【全国中小企業団体中央会】</p> <p>○全世界における総売上額の 10%を課徴金の上限とする制度の導入を条件に廃止すべき。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</p> <p>○廃止して支払不能であることを事業者が証明した場合のみ減額する制度とすべき。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】</p> <p>○中小企業に該当するか否かにつき、公取委が裁量により個別に決めることに反対はしない。【全国石油商業組合連合会】</p>
(3) 課徴金の加減算	<p>(個別の事由を考慮した加減算)</p> <p>○加算・減算要素に該当する場合に一定の幅の中で加算・減算することとするか、加算・減算要素を機械的に適用した後、それにより生じる不相当な結果を多少とも修正するための限定的な裁量性は存在してもよい。ただし、公取委の判断について争えるようにすべき。【競争法フォーラム】</p> <p>○透明性・予見可能性から、課徴金の加減算については、全ての裁量とすべきではなく、考慮事由を政令や規則等で設定する方式とすべき。【矢吹法律事務所】</p> <p>○カルテル参加者の中でも、その違反行為の態様は千差万別であり、各事業者の関わる違反行為の態様に応じて、各種の要素が考慮される加算・減算制度が構築されることは、一律の加算・減算率を適用する制度に比べ、事業者に有利な制度であり好ましい制度ともいえる。しかし、現在の日本の法カルチャーの下で広汎な裁量を当局に付与することは、企業の納得感が得られないという問題だけでなく、裁判所の監視機能が日本において EU と同様にうまく機能するのか懸念があることから、日本においては、当局の裁量の運用基準の詳細を、法律、政令、規則、ガイドラインなどに適切に分担させながら、裁量を一定の幅の範囲に限るべき。【フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所】</p> <p>(繰り返し、早期離脱、主導的役割)</p> <p>○早期離脱は、「違反行為を取り止めた事情にかかわらず機械的に適用されるため、制度の趣旨から乖離した適用事例」というが、そのような扱いは、解釈として、客観的に特定の期間内に離脱した事実を重視するという考え方を探ったのであろうから、特段批判すべきことではない。【厚谷襄児（北海道大学名誉教授・日比谷総合法律事務所 弁護士）】</p> <p>○主導的役割を果たした事業者に対し、課徴金の割増算定率を適用するという根拠を違反行為をもたらす契機において主導したという事実にあるというのであるなら、違反行為の期間など勘案することなく、全ての違反行為において主導的役割を果たした事業者に同一の割増算定率を適用すべき。【厚谷襄児（北海道大学名誉教授・日比谷総合法律事務所 弁護士）】</p> <p>○早期離脱に基づく減額は廃止するか自主的な違反行為の取りやめの場合に限定すべき。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】</p> <p>○課徴金の加減算で考慮する事項（早期離脱、繰り返し違反、主導的役割）は、法律制定時の議論に変化があったとは思われない。仮に課徴金の加減算について公取委に裁量を認めるのであれば、加減算できる割合を上下それぞれ 10%といった形で限定するほか、当該裁量以外に公取委が裁量権を行使していないことが明らかになるように、最低でも欧州委員会による決定文と同程度の事実認定を行うことが不可欠。【競争法フォーラム】</p> <p>(コンプライアンス体制の整備について)</p> <p>○コンプライアンス・プログラムが合理的に設計、実施、執行されている場合には減額事由とすべき。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</p> <p>○コンプライアンス体制が整備されていたとしても、独禁法違反が行われた以上、これを減算事由とする必要はない。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）、小原喜雄（神戸大学名誉教授）、橋爪裕子（トランスペアレンシー・ジャパン社員）】</p> <p>(支払能力の欠如について)</p> <p>○支払能力の欠如に関する減算を導入すべき。【黒住敬一、全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</p> <p>○諸外国（米国、EU、韓国等）では、事業者に制裁金等の支払能力がない場合に、更に減額する制度は、制裁金等の金額が過大になり事業者が競争単位とし</p>

	<p>て機能しない場合に、競争当局の裁量で減額ができるという制度。課徴金の基本的性格を不当利得の剥奪とし、対象商品役務の売上額を基準として算定期間を限定するのであれば、このような考慮は必要ない。事業者による支払能力の欠如の主張には時間が掛かり、公取委の審査の機動性という点からも問題がある。【矢吹法律事務所】</p> <p>(違反行為の有責性・違反行為への関与の程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○違反行為への関与度合いに応じて課徴金を加減算できるようにすべき。【小原喜雄（神戸大学名誉教授）】</li> <li>○有責性が高い場合には加重要因として、低い場合には軽減要因として、考慮されるべき。有責性が高いことを示す要因としては、当事者が他のカルテルの参加者に対して仕返し的又は懲罰的な手段を探ったかどうか、上級職員が参加していたかどうか、当該企業がその従業員に対して反競争的行為に参加するインセンティブを与えていたかどうか等が考えられ、制裁金を増額する要因として考慮されるべき。一方、違反が意図的でないことや不注意であった場合には課徴金を減額すべき。【国際法曹協会カルテル部会】</li> </ul>
(4) 調査協力インセンティブを高める制度	<p>(調査協力インセンティブを高める制度の導入の是非)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資料提供者からすれば、どのような事実がどのように認定に使用され、どの程度役立つか見極めることは困難。したがって、実際に立証等に役立つ資料に限定すると、調査協力したにも拘らず課徴金が減算されないという事態が多発することが考えられる。【群馬県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会】</li> <li>○諸外国の標準的なリニエンシー制度のように、事業者が提出した証拠の価値や提出時期等に応じて競争当局の裁量により減額率を定めることができるようすべき。【小原喜雄（神戸大学名誉教授）】</li> <li>○「調査協力インセンティブが存在しないことによる問題点」は、既に「独占禁止法審査手続についての懇談会」（以下「審査手続懇談会」という。）報告書でも提示されていることであり、この点でも調査協力のインセンティブを確保する制度の導入が望まれる。【舟田正之（立教大学名誉教授）】</li> <li>○調査協力インセンティブを高めることにより、談合等、複数の企業が関係する事案において、虚偽の供述を行うことで他社を貶めるような調査妨害が起こりやすくなることが懸念される。また、供述内容を誘導されることにより、真実と認定事実の乖離が助長されることも懸念される。これらを回避するべく対策を講じるとともに、調査官の調査能力の維持・向上を図ることが重要。【日本労働組合総連合会】</li> <li>○調査協力へのインセンティブ、非協力・妨害へのディスインセンティブについて、違反行為を抑止し、効率的に取り締まる目的での制度の適正化・運用強化に対しては特に反対しない。ただし、どのような場合に「非協力」とみなされ課徴金が増額されるのかについて、予見可能性を確保するためにも、該当要件等の指針や業務取扱要領等を公表すべき。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】</li> <li>○調査に与える価値を評価するためには、実質的な判断が必要となる。この判断を行う際、執行当局は、協力の質を評価する際と同様の基準を設定してきている。典型的な協力には、すべての文書証拠を提出すること、当該会社の職員を当局取調べ及び法的手続に協力させること、和解の範囲に含まれる元従業員を取調べ又は証言に協力させるために「最善の努力」をすることなどが含まれる。協力は、正直、完全、そして信用性があるものでなければならない。そして、協力によって調査が進行しなければならない。EUでは「重大な付加価値」を与える必要があるとされている。協力は、調査が終了するまでの間継続しなければならない。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</li> <li>○調査協力の内容やそれによる課徴金の増減の判断を公取委に委ねることは、濫用の危険性が高いと考えざるを得ない。自認したことを調査協力として考慮すること自体は、自認した部分について、調査を簡素化できるという意味で不合理ではない。ただし、違反事実の全部について自認しない限り減額の対象としないということは、合理性を欠き、許されない。「協力義務」については、減免申請をしている以上、一定の調査協力義務を課すことは良い。ただし、個人の協力を協力義務に含めるべきではない。論点整理記載の「証拠の付加価値に応じて個別に減免資格を付与する方式」は、必要性も許容性もない。透明性、公平性、予見可能性など全ての点で問題が大きく、弊害が大きい。証拠の付加価値に応じて個別に減額率を決定する方式を導入することについては、調</li> </ul>

	<p>査協力を物の提出に限定してということであれば許容性がある。【競争法フォーラム】</p> <p>○調査協力による減算については、調査協力によって迅速的、効率的な事件処理が期待でき、執行力の強化に資する。さらに、課徴金減免申請をしていない事業者に対しても、調査協力のインセンティブを与えることとなる。したがって、必要性は認められる。調査協力によって課徴金を減算することは、事業者側が調査協力のためコストを費やすことで、そこで不当利得を剥奪されたことが擬制できるので、許容される。また、公取委側から見ても、本来調査すべき範囲・対象についての調査コストがセーブできるので、事業者から利得を剥奪したと擬制することも可能。【矢吹法律事務所】</p> <p>○公取委に対して課徴金額についての裁量権を与えることにより、政府当局に対して協力しようと考えている企業は、協力によって制裁の減額と調査の早期終了という報奨を得るためにそうする可能性がある。公取委に対して事案に応じて独禁法違反調査に協力したことを報いるための裁量を与えることによって、現在の日本のシステムよりも、公取委による調査がより早期に終結し、会社もより早期かつ効率的に当局調査と決別することができる。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</p> <p>（調査非協力に対する措置）</p> <p>○公取委が現状の罰則を超えて調査対象会社に対して調査妨害で制裁する権限を与えられることについて、追加の制裁が課される状況についての明確なガイドラインが存在し、司法審査が利用可能であるのであれば、これを支持する。調査妨害には、調査を妨害する積極的な行為（例えば、文書証拠を破棄したり、隠したり、提出を控えたりした場合、及び証人に虚偽の証言をするよう仕向ける行為）も含まれるべき。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</p> <p>○調査非協力については、課徴金減免制度を通じた調査協力を行わなければ課徴金額の減免を受けられないという意味で、ディスインセンティブが十分に確保される。審査妨害については、独占禁止法第94条の検査妨害罪の要件の明確化等により一層の活用を図り、厳正に対処すべきである。【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> <p>○加減算のうち調査非協力の加算は課徴金制度のそもそもその趣旨に反するし、調査において一種の脅迫的なものとなる可能性が高く、極めて弊害が大きく、認めるべきではない。加算を必要とするというのであれば、単なる協力のインセンティブを超えた合理的な説明が必要。【競争法フォーラム】</p> <p>○非協力による加算については、課徴金の基本的な法的性格を違法行為による利得の剥奪とする我が国においても、証拠を隠滅したり隠したりする審査妨害行為には課徴金を加算する形で制裁を課してもよい。ただし、単なる非協力に対して加算することは、事業者の防御権を侵害するものであるから、許容されない。さらに、非協力に対する加算を行う場合、検査妨害罪（独占禁止法第94条）との関係で、二重处罚の禁止に抵触しないように配慮する必要がある。</p> <p>【矢吹法律事務所】</p> <p>（課徴金減免制度と調査協力度合いに応じた課徴金の減算との関係）</p> <p>○日本ではリニエンシーの1号書面を提出した後、2週間から1か月程度の間に詳細な報告をまとめる必要があるが、現実問題として当該期間のみで十分な調査を完了することが難しい事件も多々あるため、当該期間については柔軟な対応を行った方が結果的に良質の情報が提供され、リニエンシーの目的に資するのではないか。【山田浩史（西村あさひ法律事務所 弁護士）】</p> <p>○課徴金減免制度は、導入後相当の期間が経過しており、その間に現行制度の問題が明らかになっているので、協力インセンティブ全体の問題と切り離して、より有効な制度とする方法を検討する必要がある。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】</p> <p>○課徴金額は、まずは違反行為の影響や程度、内容、その他の事項により勘案されるべきであり、調査への協力の度合いについては、「その他の事項」の一つとして、全体のバランスを踏まえて考慮されるべき。その際には、リニエンシー制度との兼ね合いについても十分に検討されるべき。【日本労働組合総連合会】</p>
--	--

	<p>○公取委に対する調査協力のインセンティブを確保するためには、現行課徴金減免制度を修正し、立入検査後の課徴金減免規定において違反行為を立証するに足る実質的付加価値のある情報提供をさせるインセンティブを確保する方向性で、規定を厳格運用するか、条件を付加するかたちで法改正を行うのが適当である。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</p> <p>○現行の新規性要件を課す範囲や課徴金額減免の程度を工夫したうえで、適用事業者数の上限を撤廃し、違反行為を認めている事業者に対して広く調査協力のインセンティブを付与すべき。課徴金減免制度の外で調査協力度合いに応じた課徴金の加減算については、反対。違反行為を認めている事業者には、上記の課徴金減免制度により調査協力インセンティブを付与すれば足りる。【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> <p>○課徴金制度について現行法の枠組みを維持するのであれば、調査協力インセンティブについては現行リニエンシー制度の微修正で、またディスインセンティブについては現行法の罰則適用で充分と考える。【経営法友会】</p> <p>○課徴金減免制度の欠格事由に該当しても、別途有効な調査協力をした場合には、調査協力度合いに応じた減算の対象とすべき。【矢吹法律事務所】</p> <p>○公取委は、違反行為を認めた第2順位以降の申請者に対しては非裁量型減額手続を利用している点で、世界の先進的な競争当局の中で明らかにマイノリティ。日本の非裁量型課徴金減額制度は、他の法域に比べて相対的に高い透明性と予見可能性を与えるものであるが、協力によって得られる潜在的な利益が多くの場合に十分ではないため、事業者に対して協力コストを負担させるインセンティブを与えられていない。【国際法曹協会カルテル部会】</p> <p>（手続保障）</p> <p>○協力インセンティブについては、審査方法や相手方の防御権と合わせて考えるべき。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】</p> <p>○具体的に「調査協力」「調査非協力」とは何を示すのかが明確ではない。我が国の調査方式は、関係者の供述録取が中心であるため、「調査協力」とは当局の調査方針に迎合した「供述協力」になるのではないかという懸念がある。こうした弊害の防止という観点からも、弁護士依頼者間秘匿特権や供述録取時の弁護士の立会いなどの手続保障の導入が必須である。【公益社団法人経済同友会、一般社団法人日本経済団体連合会、競争法フォーラム】</p> <p>○調査協力度合いに応じて課徴金の加減算を決定する裁量を公取委に付与する場合においても、課徴金賦課手続の明確化・透明性の確保と手続保障（供述聴取時の弁護士立会い、秘匿特権、全面的な証拠開示など）も併せて考慮すべきである。特に、供述調査中心主義の現在の審査方法から提出命令等を利用した客観証拠中心主義への転換がはかられなければならない。【矢吹法律事務所】</p> <p>（その他）</p> <p>○協力を行う必要が生じた中小企業は、相当の対応をすることによって、書類作成等の負担を増加させるおそれがある。実質的な負担の増加とならない制度設計とすべきである。【群馬県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会】</p> <p>○調査協力度合いの測定が難しいことから、裁量範囲の限定、予見可能性・透明性の確保といった行政上的一般原則を確保する観点から、明確な基準を示すべき。【日本百貨店協会、全国石油商業組合連合会、日本チェーンストア協会】</p> <p>○どのようなレベルの協力が課徴金減額を正当化するかについての明確なガイドラインを策定することを推奨する。協力の程度を評価する際に特に重要な二つの基準として、当事者による協力の適時性と調査に与える価値がある。また、公取委に対して定められた範囲の中で減額を与える裁量を有するシステムを検討するよう推奨する。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</p> <p>○調査協力した内容が、米国のディスカバリー制度及びその他国・地域の類似制度による請求の対象とならないような方策を是非検討頂きたい。【一般社団法人日本電線工業会】</p> <p>○供述以外の調査協力を考える場合には、違法行為の中心にいればいるほど様々な情報、証拠が存在し、有効な協力が可能であり、周辺部にいたに過ぎない行為者は、調査にとって有意義ある協力ができないという矛盾が存在することを忘れてはならない。【競争法フォーラム】</p>
--	---

(5) 和解制度	<p>○違反行為を認めた法人のために和解制度を確立すべきと考えるが、和解は、当局が乏しいリソースを節約することを可能にする一方、独占禁止法執行の福利増進の目標を弱めることにもなり得るため、福利増進を保証する措置を講じるべき。【ジョージメイソン大学世界独禁法研究所】</p> <p>○①裁判所で争われる事件が多く、そちらに多大な資源がとられている、②多数の事業者が関係し、親子関係が複雑で、二十数カ国語への文書の翻訳が必要である等の事情を背景とするEUの和解制度が日本で必要であるかは疑問である。多数の事業者が参加したカルテル事件で、1社でも和解に応じなければ、公取委の負担は少なくとも質的には同じ。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）、土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】</p> <p>○競争上の懸念を効率的・効果的に解消することを可能とし、国際的に標準的な制度とも整合的なものであるため、和解・確約制度の導入に賛成。【根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）】</p> <p>○和解制度は、実態解明が阻害される可能性、和解の先例が事業者の正当な競争行為を制約する可能性があるため、制度の必要性も含めて慎重に検討すべきであり、まずは、審判制度の廃止により、直ちに司法審査にすすむこととなった現行の不服申立手続の運用を見た上で、必要に応じて検討することが適当。【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> <p>○我が国の公取委の審査手続においては、排除措置命令案は、EUの異議告知書と比して大幅に簡略化された内容であり、また、EUのように証拠へのフルアクセスも認められていないため、EU型和解制度を導入すべき立法事実、必要性が認められない。また、EUでは当局が和解協議を行うか否か、最終的に和解を行うか否かに関して、広範な裁量を有しており、手続の透明性・予見可能性に問題がある。【矢吹法律事務所】</p>
(6) 課徴金の賦課方式	<p>(課徴金の基本的な算定方式)</p> <p>○課徴金は重大な不利益処分であるため、比例原則、透明性、平等原則、予見可能性に照らして基本的には全て法定化すべき。経済・社会環境の不断の変化を理由として課徴金の算定方式を政令や規則等に委ねる制度を設ける必要性や許容性は認められない。【競争法フォーラム】</p> <p>○少なくとも算定方式の基本的枠組を法定化した上で、政令、ガイドライン等において詳細な判断要素を明確に規定し、公取委の裁量の幅を限定する等して、予測可能性を担保すべき。【矢吹法律事務所】</p> <p>○罪刑法定主義に準じて明確に法定化すべきであり、少なくとも適正手続きの保障の観点から、「上限」は法定すべき。【日本チェーンストア協会】</p> <p>(課徴金の賦課要件)</p> <p>○落ち度のない事業者に対して課徴金を課すべきかは、課徴金の性格を不当利得の剥奪と捉えるか違反の抑止と捉えるかによる。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】</p> <p>○日本で主觀的要件が問題となるのは私的独占や不公正な取引方法の一部であろうから、故意や過失がないことは確約命令にするか排除措置命令のみとする方向に傾く要素と考えるべきであって、賦課要件とする必要はない。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】</p> <p>○課徴金を義務的に課す必要がないものについて、基準は法的に明確化すべきであって、公取委の専門的知見に委ねるべきでない。主觀的要件を課徴金の賦課要件とする点については立証に時間を要するようになり、一部故意、一部過失の場合をどのように考えるのかといった問題が多数生じてくると考えられる。【競争法フォーラム】</p> <p>○EUの制度では、それほど悪質ではないが調査をして将来の類似の違反行為を防ぐ必要があるような行為類型については、当局の裁量で制裁金の額を低く抑えるというようなメリハリの利いた対応が可能である。【フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所】</p>
2 行為類型による相違	
<p>(優越的地位の濫用)</p> <p>○カルテルに関する独占法違反行為に対してのみ課徴金を課すべき。優越的地位の濫用行為や行為の多くが競争促進的だとみなされる事案（再販価格維持、排他的取引又は抱き合せ販売などの垂直的抑制）においては、課徴金を賦課すべきではない。【ジョージメイソン大学世界独禁法研究所、全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</p>	

- 優越的地位の濫用については、課徴金の算定が効果的に行えるように算定基礎のさらなる明確化を図り、より積極的に適用していくべき。【全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、群馬中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会】
- 不当廉売に対する課徴金では、不当利得が観念できないにもかかわらず課徴金の対象とされるなど、これまでの課徴金の理解とは異なる規定となっている。課徴金制度全体の見直しに当たっては、不公正な取引方法の課徴金や私的独占の課徴金を含めて、課徴金制度全体を整理して議論すべき。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】
- 優越的地位の濫用を一連の一体化的な行為と捉えて算定を容易化するなど、算定方式の合理化を行う方向で改正すべき。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】
- 裁量型課徴金制度が導入され、優越的地位の濫用についての算定率1%の規定が廃止されるとすれば、フランチャイズ事業者にとってはペナルティーの予測可能性を奪われるというリスクだけが残る。裁量型課徴金制度の導入は不当な取引制限に関して議論されるものであるから、優越的地位の濫用について同制度を導入する必要性は乏しい。【一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会】
- 優越的地位の濫用の課徴金算定は個々の取引先ごとに算定期間が認定されるべき。裁量が導入されるとしても、課徴金算定の基礎となる期間・売上高は厳密に認定されるべき。【日本チェーンストア協会】

(事業者団体の違反行為に係る課徴金)

- 事業者団体の決定による価格引上げの場合、違反行為者は事業者団体であるが、決定に従って価格を引き上げて不当な利得を得たのは構成事業者であるので、実行としての事業活動を行った構成事業者を課徴金対象とすることには何ら問題ない。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】
- 違反の抑止を趣旨・目的とする制度とする以上は事業者団体の構成員から課徴金を徴収する制度は維持できないのではないか。事業者団体が支払不能の場合等に限って構成事業者に課徴金納付を命ずることとする方策を検討すべき。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】

(対価要件)

- 不当利得の剥奪や違反行為の抑止という課徴金制度の趣旨から考えれば対価要件は必要かつ合理的。【競争法フォーラム】

(課徴金対象行為類型の見直し)

- 課徴金の対象となる行為類型について、現段階では見直しの必要はない。【競争法フォーラム】
- 現行の課徴金対象行為に限定して新制度を適用し、その実施検証をした上で、他の行為類型についてさらに検討することが適当。【矢吹法律事務所】

(自主申告による減免制度)

- 不当な取引制限以外の行為類型を対象に、景品表示法や金融商品取引法のような自主申告による減額制度については、検討に値するが、緊急の課題とは考えられない。【競争法フォーラム】

3 課徴金制度の法的位置づけ

(1) 課徴金制度の 基本的性格（法 的性格・制度趣 旨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課徴金は、違反行為を抑止するとともに、経済的利得の帰属の不公正を是正し、違反者が不当な利得を保持することがないよう剥奪するという側面を有している。不当利得の剥奪という趣旨は、今日の課徴金制度においても合理性があり、違反行為の抑止機能は果たされている。【全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、全国中小企業団体中央会】</li> <li>○課徴金制度は、価格カルテル等による不当な経済的利得を擬制的に徴収することにより、価格カルテル等の独占禁止法違反行為を抑止する行政上の措置として昭和52年に導入された。しかし、価格カルテル等はその後も後を絶たなかったことから、平成17年独占禁止法改正によって、不当利得分を上回る金銭を徴収する仕組みとして違反行為に対する抑止機能を高めた。裁量型課徴金制度の導入によって、課徴金の法的性格が実質的に違反行為に対する制裁へと</li> </ul>
--	---

	<p>変容していくという懸念がある。したがって、現行の課徴金制度とその制定経緯および今般の裁量型課徴金制度の位置づけや法的性格については、慎重に検討すべき。【公益社団法人経済同友会】</p> <p>○日本では、不当利得の剥奪が必要というのが課徴金導入時の理由付けであった。現状では、損害賠償も指名停止も存在し、これにより不当利得が剥奪されている例が多くなっているにもかかわらず、課徴金率の引上げが行われており、制裁色が強くなっていることが認められるが、それでも制裁そのものではない。【競争法フォーラム】</p> <p>○課徴金制度は、不当利得の剥奪が基本的な性格である。【矢吹法律事務所、全国石油商業組合連合会】</p>
(2) 新制度と刑事罰との関係	<p>(法人への刑事罰)</p> <p>○刑事罰と課徴金の二重処罰の問題については、佐伯教授の解釈論に賛同。判例に基づく限り、立法者意思のほか、行為に付随する個別事情を斟酌して賦課する手続となっているかどうかもその判断に影響を与える可能性を持っている。非裁量の賦課手続であることが判例の示した二重処罰回避の必要条件でないと言い切れないであれば、課徴金賦課・算定に関する全面的な自由裁量の導入は避けるかたちで検討することが適切。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</p> <p>○行政上の金銭的不利益処分と刑事罰を併科することそれ自体は、国の合理的裁量の範囲の問題であるというのが最高裁判決の立場。行政上の不利益処分と刑事罰とのトータルのサンクション・ペナルティーがどの程度に達すれば、比例原則・罪刑法定原則との関係で憲法上問題が生じるかは不明であるが、一方では違反抑止の要請もあるわけであるから、課徴金と刑事罰の併科が少なくとも比例的であると同時に違反抑止力のあるレベルまでは許容される。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】</p> <p>○今以上に課徴金の制裁性が高まれば刑事罰（罰金）の併科は必要ないし、二重処罰の問題も生じ得る。【競争法フォーラム】</p> <p>(個人への刑事罰)</p> <p>○法人に対する罰金だけでは従業員の行為を効果的に阻止する可能性は低い。カルテルを阻止するためには、個人は十分なディスインセンティブを与えられるべき。個人への刑事制裁は、彼らを雇用する法人に対する罰金を増やすよりも抑止力を生む。【ジョージメイソン大学世界独禁法研究所】</p> <p>○課徴金は事業者が負担するのみで、社長や役員に何の痛みもないことから、社長や役員に法令遵守のインセンティブが働きかず、抑止力になっていないので、事業者の違反行為に対し、社長や役員等にペナルティーを科す方策を立てるべき。【長谷部元雄（銀座公正取引コンサル株式会社 代表取締役社長）】</p> <p>○調査協力を促進する観点から、個人を告発しない範囲をさらに拡張することを検討すべき。【一般社団法人日本経済団体連合会、経営法友会】</p> <p>○事業者の従業員等の自然人に対する刑事罰は必要かという点については、抑止力という意味では極めて重要である。【競争法フォーラム】</p>
(3) 新制度と民事損害賠償金等との関係	<p>○違反行為抑止を図りながら、不当利得の二重払いを解消し、十分な被害者救済を確保する観点から、課徴金納付命令後に罰金が確定した場合における調整の仕組みを参考に、課徴金と民事損害賠償金との調整規定を新設すべき。【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> <p>○民事損害賠償については、独禁法 25 条とは別に民法 709 条による請求が可能であることから、独禁法 25 条独自の抑止効果はほとんどないため、廃止すべき。【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> <p>○①裁量型課徴金は違反抑止のための行政上の措置であるから、私人にその被った損害を賠償する民事損害賠償制度とは無関係であること、②民事の損害賠償は個々の事案によって大きく異なり、これとの関係を考慮に入れると非常に複雑になること、③我が国の損害賠償制度の趣旨は、被害者の被害の回復にある以上、課徴金とは制度趣旨が異なること等から、調整の必要はない。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）、競争法フォーラム、矢吹法律事務所】</p>
4 調査妨害行為に対するペナルティー	<p>○証拠の隠滅、破壊等により調査を妨害することは探知と処罰の可能性を減少させるため、課徴金を加算させるか、その行為に別個のペナルティーを課す必要がある。【ジョージメイソン大学世界独禁法研究所】</p>

- 独占禁止法第94条において妨害と見なされる犯罪類型に「証拠を隠蔽する」を追加することを考慮すべき。【ジョージメイソン大学世界独禁法研究所】
- 日本では、多くの場合、供述聴取を中心に違反行為を認定している。証拠を破棄した場合のディスインセンティブを導入するためには、現在の供述聴取中心の調査方法を改め、より客観的な資料によって違反行為を認定する方向にしていくことが前提である。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】
- EUと日本では、前提とする審査手法が大きく異なっているため、その相違を無視して、調査妨害に対するペナルティーの導入の当否を議論するのは適当でない。欧州委員会は、報告命令に対する会社としての回答及び客観的な資料を立証の中心とする審査手法を取っている。他方、日本は供述聴取を立証の中心とする審査手法を取っているので、調査妨害行為自体に対するペナルティーを導入する場合には審査官の認識・評価する事実と異なる内容を供述する場合などにペナルティーが課されるおそれがあるため、「妨害」の意義・範囲を明確に限定した上で、その必要性・合理性について議論すべき。【矢吹法律事務所】
- 弁護士が、事業者に対し証拠隠滅の教唆等を行ったことが立証された時には、ペナルティーを科すことができるようすべき。【長谷部元雄（銀座公正取引コンサル株式会社 代表取締役社長）】
- 調査非協力には調査妨害等の罪（独占禁止法第94条）やリニエンシーの取り消し（独占禁止法第7条の2第17項2号）が適用できるはずであり、これらの措置の問題点の検証や活用を検討すべき。仮に現行制度に不備があるならばその見直しがなされるべき。【公益社団法人経済同友会、経営法友会】
- 調査妨害行為自体に対する裁量型課徴金の導入も検討することが必要である。現行の刑事罰では機動性に欠け不適当。【根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）】
- 審査妨害については、法第94条の検査妨害罪の要件の明確化等により一層の活用を図り、厳正に対処すべきである【一般社団法人日本経済団体連合会】
- 検査妨害等の罪に証拠隠滅等の行為を追加することについては、きちんと証拠隠滅の定義をし、構成要件が法定化されるのであれば、検討に値する。【競争法フォーラム】

## 5 新制度に見合った手続保障

(1) 事前手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政手続法13条2項4号では、金銭の納付命令は、その額の多寡に依拠せず、より手続保障が手厚いとされる「聴聞」でなく「弁明の機会付与」に依るとしているように、行政法の一般原則としては、課徴金納付命令の事前手続は現行独占禁止法の事前手続で十分である。【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</li> <li>○審査段階における自社証拠への十分なアクセスは不可欠。現在は原本が留置されるため、迅速な社内調査や課徴金減免制度の利用にも支障が生じている。そこで、自社証拠は提出前に謄写できること、または、原本ではなく謄写した物件を提出することができることとすべき。また、企業の防御権を十分に保障するためには、原則として、違反被疑事実の存在に疑問を抱かせる証拠や他社提出物件等も含め、全ての証拠の閲覧・謄写を認めることが不可欠。【一般社団法人日本経済団体連合会】</li> <li>○公取委は事業者に対して、調査段階での資料や検討状況の開示を行い、柔軟なコミュニケーションを模索すべき。【経営法友会】</li> <li>○処分前手続の充実化と透明化、証拠への謄写も含めた完全アクセス、意見聴取官の権限・職責などについて見直しが必要。【競争法フォーラム、矢吹法律事務所】</li> </ul>
(2) 防御権	<ul style="list-style-type: none"> <li>(総論)</li> <li>○秘匿特権、従業員の聴取時の弁護士の立会権を認めることは必須。法改正ではなく、ガイドラインで規定し、運用実績を重ねるだけでも当時会社には安心感が生まれる。【山田浩史（西村あさひ法律事務所 弁護士）】</li> <li>○適正手続の確保は現在でも不十分であり、課徴金制度見直しに先立って適正手続の確保の実現を優先すべき。【群馬県中小企業団体中央会、中小企業団体中央会、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人日本経済団体連合会】</li> <li>○調査への非協力により実態解明を損なうデメリットを解消するためにも、弁護士・依頼者間秘匿特権、録音・録画、メモの録取等の導入を実現すべきである。【群馬県中小企業団体中央会、中小企業団体中央会】</li> <li>○公取委の審査官等の立入検査手続き及び事情聴取手続きについて、不必要に弁護士が介入し、審査官等に過大な負荷を掛けるのは、虚偽の供述等を行う社員</li> </ul>

	<p>等を手助けするもので、真実を明らかにする審査官等の審査手続きに厳格性を欠き士気を奪うもので著しく正義に反する。【長谷部元雄（銀座公正取引コンサル株式会社 代表取締役社長）】</p> <p>○手続保障は、課徴金の新制度を導入するかどうかにかかわらず必要であり、課徴金の新制度の導入や制度設計との「見合い」で検討するという位置付けは適切ではない。裁量型課徴金制度導入の前提として、まず、国際的整合性の観点から、防御権をはじめとする適正手続の保障を国際標準に近づけることを実現しなければならない。【日本弁護士連合会、公益社団法人経済同友会、宮川裕光（ジョーンズ・ディ法律事務所 弁護士）】</p> <p>○課徴金制度の見直しと防御権の保障の関係について、「少なくとも両者はセットである」とする見解があるが、両者はそれぞれ別個に検討すべき事柄であって、本件のような制度設計を議論していることについて、いわば取引の対象とするような考え方は不当である。【舟田正之（立教大学名誉教授）】</p> <p>○基本的に保障すべき防御権として、弁護士・依頼者間秘匿特権、供述聴取時の弁護士の立会い、供述聴取対象者や立会い弁護士によるメモの録取、供述調書作成時における写しの交付、自社証拠への十分なアクセスの確保（証拠は原本ではなく、謄写物件での提出を可とするなど）について、法に明記すべき。【公益社団法人関西経済連合会】</p> <p>○課徴金制度に裁量性が導入されると、行政権限の強化につながるため、十分な防御権が保障されなければならない。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人中古自動車販売協会連合会、日本チェーンストア協会】</p> <p>○防御権の問題は、既に審査手続懇談会報告書（平成26年12月24日）において結論が出ている。【根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）】</p> <p>○正確、効率的かつ公平な手続は、執行活動を強化するものであり、当局の実態解明機能を害することにはならず、当局の能力を高めることにつながる。課徴金額についての裁量と手続的公平性の保障は、最終的に公取委がその使命を達成し、公取委による審査と判断が国際的に正当性を認められるために資するといえる。公取委の調査の対象となる当事者の基本的防御権として、弁護士依頼者間秘匿特権及び公取委による取調べにおいて弁護士を立会わせる権利を与えるべきである。【全米法曹協会国際法部会、反トラスト法部会（連名）】</p> <p>○防御権については、平成26年12月に報告書が公表されている。それに基づいて、公取委においても「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月）（以下「審査指針」という。）を公表している。様々な防御権を導入した場合に懸念される諸問題が解消する見通しが立たないまま、審査指針が公表されてから1年も経たないうちに、その実質的な変更を求めるような議論は妥当でない。【土田和博（早稲田大学法学学術院教授）】</p> <p>○意見聴取手続における意見聴取官の独立性、権限強化、公取委の認定事実の根拠となった証拠の他、反対証拠の閲覧謄写の保障、弁護士依頼者間の秘匿特権の保障、事情聴取における弁護士立会権の保障、事情聴取内容、供述聴取の検証のためのコピーの付与、メモ権等が挙げられる。【一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会】</p> <p>○事件関係人の防御権の確保と公取委による実態解明機能の確保は、対立ないし矛盾するものではなく、調査協力へのインセンティブが生じることや、実態解明に資する点にも配慮が必要。弁護士依頼者間秘匿特権、供述録取時の弁護士立会い、供述録取過程の録音・録画等の記録化、供述調書の写しの交付、供述録取時のメモ取りを認めるべき。【競争法フォーラム】</p> <p>○防御権の保障は、課徴金制度に対しては特に必須のものである。防御権が認められる範囲やその根拠（例えばかかる防御権が制定法、判例法、又は国際的なガイドラインを根拠にしているのか否か等）には、各法域において相当程度の差異があることは否定できないものの、独禁法調査における防御権の保障を徹底することの必要性は、世界中で非常に大きな関心事となっている。【国際法曹協会カルテル部会】</p> <p>○適正手続の確保・防御権の保障がなされること。具体的には、弁護士依頼者間秘匿特権、供述聴取における録音・録画、供述聴取における弁護士立合いが認められるべきであり、これらがすべて認められてはじめて裁量性の導入を検討るべき。【一般社団法人新経済連盟】</p>
--	---

	<p>(弁護士依頼者間秘匿特権)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状では、弁護士・依頼者間秘匿特権が認められていないことにより、コンプライアンスの徹底にむけた企業の自主的な取り組みや、社内調査の依頼等による円滑な事件対応・効率的な調査協力、適切な防御権行使のための弁護士への相談が阻害されている。弁護士・依頼者間秘匿特権によって保護される具体的な物件について、コンプライアンスの確保や具体的な事件における防御の目的で企業が弁護士に相談したり社内調査を依頼するために作成した書面等や、弁護士がこれらに対応するために作成した意見書等に限定すれば、違反行為の事実に直接関連する一次資料を公取委が引き続き留置することができ、実態解説機能が阻害されると考えにくい。具体的な運用の在り方については、立入検査の現場でまず企業の側が秘匿特権該当文書であることを説明することとし、審査官の納得を得られない場合には、審査官はその場で当該文書について企業側による謄写を認めたうえで、封かんして留置し、裁判所等の第三者が秘匿文書該当性を判断するような仕組みを構築することが望ましい。なお、弁護士・依頼者間秘匿特権の濫用に対しては、現行の検査妨害罪の厳格な適用により適正に対処されるべきことは当然。【一般社団法人日本経済団体連合会】</li> <li>○弁護士依頼者間秘匿特権に関する制度を構築することについては、基本的に賛成であるが、その範囲をどう確定するか等の実際上の諸問題がある。また、同制度の濫用の危険性が極めて高いので、公取委の実態解説機能に重大な支障をきたすおそれがある。【舟田正之（立教大学名誉教授）】</li> <li>○弁護士秘匿特権等の特殊な防御権については、独禁法の特殊性だけで導入が法的に説明可能か、疑問。現行刑事手続における手続保障以上の手厚い防御権が導入されるべきとする本質的な法益侵害の存在がなければ、国際的な手続の整合性を主要な根拠として日本の法令全体の整合性を軽視した法制とするのは控えるべき【伊永大輔（広島修道大学大学院法務研究科教授）】</li> <li>○弁護士・依頼者間秘匿特権がないことにより、国際カルテル事件の対応にあたり、海外で「特権」を活用して行われている連絡内容を我が国に持ち込めないという重大な問題があることは度々指摘されている。【経営法友会】</li> <li>○弁護士・依頼者秘匿特権を認めることが懸念として挙げられている証拠の隠匿等は、保護の対象とされ得るものではなく、それ自体検査妨害として、あるいは弁護士法上の懲戒制度により、制裁処分の対象となり得る。【矢吹法律事務所】</li> </ul> <p>(弁護士の立会い、録音・録画など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○供述聴取における録音・録画は、供述聴取や調書の事後検証、供述強要抑止のため、導入すべき。一方、供述における萎縮防止のための仕組みの導入もあわせて検討する必要がある。【日本労働組合総連合会】</li> <li>○協力型事件処理体制の構築により、報告命令を柱とする審査手法への転換を図る一方、供述聴取を行う場合には、任意の供述聴取は当然として審尋についても弁護士の立会いを認め、聴取対象者が安心して調査協力をできる環境を整えるべき。また、任意の供述聴取、審尋ともに一問一答式の調書の作成及び録音・録画の導入を併せて検討すべき。【一般社団法人日本経済団体連合会、経営法友会】</li> <li>○メモの録取や供述調書の謄写を認めることにより、事後的に弁護士に相談したり、審査官から与えられた課題について会社に戻った後で適切に調査をしたりすることを可能とすべき。【一般社団法人日本経済団体連合会】</li> <li>○任意の聴取の際に弁護士の立会いを求めるることは、当然可能（福岡高裁平成5年11月16日判決参照）。公取委の審査指針の事業者向け説明資料では、「認められません」と記載されているが、それは公取委の希望にすぎず、弁護士の立会いが認められない限り出頭を拒めばよく、その場合には公取委は審尋に切り替える必要がある。公取委は、当該説明資料に「任意の聴取を断り、審尋を求めたとしても、全く不利益はない。」と明記すべき。また、併せてどのような場合にリニエンシー失権となるのかについても明記すべき。【経営法友会】</li> <li>○弁護士の立会いを認める際には、利益相反が生じる可能性に鑑み、従業員を守る立場の弁護士を立ち会わせることが必要である。その際の費用負担は、事業者負担又は公的支援などを検討する必要がある。【日本労働組合総連合会】</li> </ul>
--	--

6 新制度全体の検証	
(1) 課徴金額の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裁量型課徴金の上限は、企業グループの年間の総売上高の10%とすることが適切ではないか。【根岸哲（神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授）】</li> <li>○課徴金の算定基礎となる売上額は、違反の対象となった商品・役務の違反期間（5年程度に限定すべき。）における売上額の合計とすべきである。このような課徴金算定の枠組みを維持するのであれば、算出される課徴金の額が過大となることはないので、賦課する課徴金の上限（総CAP）を定めることは不要。【矢吹法律事務所】</li> </ul>
(2) 課徴金制度の透明性・機動的発動性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裁量の行使は、透明性等を確保するために、裁量の内容や幅等について、法令やガイドライン等で基準を定めて公表し、運用結果も公表すべき。【日本労働組合総連合会】</li> <li>○当事者が当局の裁量権の行使について争うことができ、裁判所により是正可能となるような課徴金制度として構築される必要があるため、加算、減額の判断過程に透明性が必要であり、後に当事者が検証可能な形で排除措置命令、課徴金納付命令書に記述される必要がある。【一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会】</li> <li>○新制度において課徴金制度の透明性・予見可能性を図るために、その要件を詳細に規定すべきであり、そのため、課徴金算定ガイドラインの策定は必須である。その際、当該ガイドラインの参考となるのは、EU及び韓国のガイドラインであり、当該ガイドラインにおける事項を策定すべき。【矢吹法律事務所】</li> <li>○制裁金の額が事前に予測できると抑止効果を害するとして制裁金の額を簡単に予見できないようにするという意見は納得しかねる。抗告訴訟の増加にもつながりかねず、予見がしにくいということは、それだけ裁判所が減額を判断する場合の裁量も増加するので、制裁金はできるだけ予見できるほうが望ましい。【橋爪裕子（トランスペアレンシー・ジャパン社員）】</li> </ul>
(3) 全体検証	○課徴金制度に関する全体的なバランスを検証することが必要。【矢吹法律事務所】
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○①課徴金制度の運用に関与する職員の教育・研修を確保する必要、②課徴金制度の運用に関して誤った行動をとった職員についてのペナルティーを確保する必要、③①及び②について適切な情報開示の方策を構築する必要があるのでないか。【雨宮慶（伊藤見富法律事務所・外国法共同事業モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 弁護士）】</li> </ul>